

松江市歴史叢書14

2021年3月

松江市史研究 12号

【特集 「斐伊川東流」を考える】

- いわゆる「斐伊川東流」問題の解決のために -特集にあたって-…………… 井上 寛司 (1)
「斐伊川東流」に関する問題提起 -寛永12、16年斐伊川東流説への疑問と斐伊川東流に関する主な記述-
…………… 稲田 信 (5)
汽水域研究からみた斐伊川東流イベントとその問題点 …………… 瀬戸 浩二 (27)
斐伊川周辺の庄園と流路の変遷 …………… 原 慶三 (43)
絵図・地図からみた斐伊川東流 …………… 大矢 幸雄 (63)
斐伊川の流路と出雲平野の遺跡 …………… 西尾克己・原 俊二・持田直人 (75)
斐伊川西流時に斐伊川は何処を流れていたか …………… 渡辺 正巳 (85)
寛永期の斐伊川普請について -斐伊川東流をめぐる洪水と普請に関する史料学的検討-
…………… 多久田友秀 [1]
- 伊野・池尻家墓所における石塔の変遷 -石龕から石殿型墓石へ-
…………… 奥原啓三・西尾克己・原田敏照 (89)
- 松江藩家老・乙部九郎兵衛の中国絵画コレクションと相見香雨
-乙部家「御道具帳」と本屋平蔵「覚」- …………… 村角 紀子 [25]
幕末～明治初年における松江の町人 -乃木綿屋、松江綿屋の事例紹介- …… 鳥谷 智文 [11]



出雲国図(部分) 寛永10年(1633)か 東京大学総合図書館蔵

はじめに

松江市では、「松江開府400年祭」を契機に、平成21年4月より松江市史編纂事業を開始し、令和2年3月に『松江市史』全18巻の出版事業を終了いたしました。11年間にわたる事業期間中、『松江市史』の計画的な出版を含め、松江市域の歴史に関する調査研究が多くの研究者と連携して進められ、その成果は「松江市ふるさと文庫」「松江市歴史叢書（市史研究）」「松江市歴史史料集」など、各種の出版物や市史講座などで逐次紹介されてきました。

松江市史編纂事業を通して明らかなように、松江市域の最大の特徴は、古代から現代にいたるまで、出雲地域、島根県の政治権力の中樞が置かれた場所ということであり、そのため、松江市域には松江城をはじめ、まだまだ驚くほどの貴重な歴史史料が残されています。

『松江市史』の出版は当初計画を達成し、昨年度末で終了いたしました。松江市では、松江市史編纂事業での成果を継承し、これまでどおり松江市域の歴史史料の調査、研究を進めてまいりたいと思います。

さて今号では、今日の松江の景観や宍道湖・大橋川の自然環境に大きな影響をもたらした、いわゆる「斐伊川東流」問題について、中世史、近世史、地質学、絵図学、考古学の専門研究者による総合的な特集を組みました。また、近世史、美術史、石造物に関する研究成果も掲載しています。

今後とも、この「歴史叢書」に対し、多くの地域史研究者のご参加をいただくことで、松江の歴史が一層明らかになるとともに、その成果が未来に向かって歩む人々の生き様に大きな示唆を与えてくれることを願ってやみません。

2021年3月

松江市長 松浦正敬

いわゆる「斐伊川東流」問題の解決のために

—特集にあたって—

井上寛司

出雲地方最大の河川・斐伊川が、かつて古代には出雲平野を西流し日本海に注いでいたことは、『出雲国風土記』の記載などから広く知られている。そして、現在は流路を東に変えて宍道湖に注ぎ、巨大な汽水湖を形作っていることもよく知られているところである。では、その斐伊川がいつ、どのようにして西流から東流に転じ、現在のような形に整えられたのか。これがいわゆる「斐伊川東流」問題といわれるものであるが、これに関しては今もって明確な回答を得られていないのが現状である。

この問題は、松江市にとっても極めて重大な関わりをもつ事柄であるにもかかわらず、残念ながら『松江市史』では十分に踏み込んだ分析ができないままに終わってしまった。そこで、市史編纂室での議論と検討を踏まえながら、改めて市史編纂の編集・執筆委員の何人かにお集まりいただき、新たに「斐伊川東流問題検討会」を立ち上げ、学際的な観点から、検討を進めることとした。

研究会は本年3月14日と7月3日の2回にわたって開催され、文献（中世・近世）、絵図、地理、考古、地質の各分野からの問題提起と、それを踏まえた多面的で活発な意見交換が行われた。本特集は、そこでの報告内容を改めて整理し直しまとめていただいた、いわば中間総括とでもいうべきものである。

本特集に収録した各論考をお読みいただければ明らかなように、現状においては各専門分野相互間になお大きな認識と意見の隔たりがあって、問題解明までにはまだ多くの時間を要することが推察される。しかし、いくつかの重要な事実が確認されるとともに、今後さらに検討を深めていくべき論点やその方向性がそれなりに明らかとなってきたこともまた疑いないところと考えられる。そこで、小稿では筆者なりの理解に基づいて予めそれらの諸論点を整理し、問題解決のための手がかりが得られるよう、若干の交通整理に努めることとしたい。

考察を進めるに先立って、予め確認しておく必要があるのは、寛永年間（1624-44）の洪水によって流路が変更し東流するようになったとするこれまでの通説が、実際にはそれを支えるに足る確かな史料の根拠を持っていないことである（稲田信論文参照）。史料に裏付けられた確かな事実の積み重ねを通して、改めて問題の解明に取り組むよう努めることが強く求められている。

そこでまず問題となるのは、地質学などの自然環境史分野から提示された宍道湖の水質変化に関するデータをどう読み解くのかにある（瀬戸浩二論文参照）。瀬戸氏は、江戸時代初期に起こった出雲大洪水によって、斐伊川が西から東へと流路を変えた結果、宍道湖は閉鎖的な汽水環境から淡水環境に移り変わったとの従来の知見を前提に、改めて大橋川付近と宍道湖中央部の2ヶ所におけるボーリングコアの成分分析を通して、この環境変化が短期間に急激に、しかも宍道湖全体で起こったとした。但し、この斐伊川東流イベントの時期に関しては、AMS¹⁴C年代測定によっても最大200年以上の誤差が見込まれ、また西流から東流への転換時期に関しても数十年の幅は免れないとしている。

ここに示された自然科学の手法に基づく分析結果にはたいへん重いものがあり、十分に尊重される必要があるが、そこにはなお慎重に検討すべきいくつかの問題も含まれている。その第1は、この巨大な変化をもたらしたものがいったい何であったのか、第2は、西から東への流路の変更以前に東への分流はいつい存在しなかったのかどうか、そして第3は、その東流の始まりや固定化（西流路の消滅）の

時期、及びその間の経過は如何なるものかということである。

このうち第1の点について、提示された全イオウ（TS）濃度の分析結果等からしても、少なくとも本流部分が一挙、ないしごく短期間に西流から東流へと変化したことは疑いないところと考えられるが、問題はそうした劇的な変化を従来の通説のように洪水一般に解消よいのかどうかということにある。この巨大な変化は、それ以前とは質的に異なる自然条件の劇的な変化（異質な大規模洪水など）を想定しなければ説明困難だと考えなければならないであろう。そして斐伊川における特異な大規模災害という場合、まず思い浮かぶのはたたら製鉄（鉄穴流し）の盛況による大量の土砂の堆積と、それにとまう従来とは次元を異にする大規模な洪水の発生である。

たたら製鉄と斐伊川東流問題とが密接な関わりを持つことは従来から想定されてきたところであるが、踏み込んだ分析や考察がなされないまま今日に至った。それが、今回、原慶三氏によって重要な問題提起が行われた（原論文参照）。原氏が提起した第1の重要な論点は、松江城築城中の慶長15年（1610）から寛永13年（1636）までの間、松江藩によって鉄穴流しが禁止されたことを、『鉄山旧記』（糸原家文書）や『愚考記』（森広家文書）などを用いて明らかにしたことである。この指摘は、もしそれが事実だとすれば、すでに慶長15年以前から斐伊川が東流し、松江城下町の建設に重大な影響を与えていたこと、また京極氏治下の寛永13年にはすでに斐伊川東流路の制御がある程度実現していたことを示すものとして極めて重要である。

第2の論点として、原氏は荻野村の荻原八幡宮や中野村清水の大歳神社、大津村阿須利神社などの由緒書を用いて、天正元年（1573）の大規模洪水の存在を確認し、それが鉄穴流しの隆盛に起因するものとした。すなわち、原氏は斐伊川本流の宍道湖への流路変更を天正元年の洪水によるものとし、その原因が鉄穴流しの隆盛にあるとしたのである。たたら製鉄に関しては、天文19年（1550）の杵築大社造営の際に尼子氏が鉄160駄の「たたら役」を徴収して造営費用の一部に充てていて（天文24年12月13日杵築大社入目算用日記案、新出北島家文書、図録『行列一雲州松平家と出雲国造家一』）、すでにこれ以前から盛んであったことが確認でき、原氏の指摘を裏付ける材料の1つになるといえるであろう。

以上、瀬戸氏の指摘に関わる第1と第3の一部（東流時期）の問題について考えてきたが、第2の問題についてはどうであろうか。この点に関しては、未だ明確な史料が示されているわけではないが、早い時期、場合によっては古代にまで遡って、宍道湖に流れ込む分流（東流）が存在したと考えられ、それは瀬戸氏が示したデータとも決して矛盾するものではないと考えられる。斐伊川の本流は西流して日本海（神門水海）に注ぎつつ、一部は東流（分流）して宍道湖に注ぐ。これが古代・中世、とりわけ中世斐伊川の基本的な様相であったと考えられるのである。

このうち天正元年までの中世について、原氏は次のように指摘している。古代の出雲郡は中世には出東郡と改められたが、15世紀の後半、杵築大社・日御碕神社や大社領12郷等のすべてが出東郡から神門郡に組み替えられるという大きな変動を生じた。これは、従来の本流（西流）の規模が縮小し、北流路が拡大したこと（大社領武志郷などを斐伊川が分割）にともなうものであったと考えられる。

この指摘は、古代・中世の神門郡と出雲郡・出東郡の郡界が斐伊川の本流（西流）によるものであったとの理解を前提とし、かつ15世紀後半の神門郡の郡域変更が斐伊川の流路変更と密接に関わっていたことを指摘したものとして、改めて慎重な検討が求められるところといえよう。

さて、天正元年（今後、その時期がさらに遡る、あるいは複数回に及ぶ可能性も考えられよう）の斐伊川本流の東流以後、事態はどのように推移していったのであろうか。原氏は、斐伊川流路周辺部の悉皆的な検地帳の分析を通して、慶長7年（1602）時点ではなお従来通りの西流路の存在が確認できるが、その後慶長15年から間もなく、堀尾氏の手によって人為的・政策的に西流路が消滅させられていっ

たと指摘している。

この戦国末期の西流路に関しては、大矢幸雄氏からも問題提起がなされている（大矢論文参照）。大矢氏は、本格的なたたら製鉄が始まる中世後期から江戸初期頃に、斐伊川は一定期間出雲平野北部を西に向かって流れ自然堤防を作ったとして、鉄滓を含む海拔2～3メートルの自然堤防がその痕跡だという。大矢氏は、「大社旧記抜書」に基づいて慶長3年（1598）の洪水がその契機になったとしているが、上記の原氏の指摘に従えばその想定時期には再検討の必要があるといえよう。

なお、斐伊川が西流していた時期の河道（本流跡）については、自然地理の観点から渡辺正巳氏が分析を行っていて（渡辺論文参照）、現在に残る自然堤防を繋げることによって、その復元を試みている。出雲平野部における考古遺跡の調査は、未だ必ずしも十分とはいえない現状であるが、斐伊川の痕跡や砂層の堆積、及び周辺部の後背湿地化を示す土層など、斐伊川が及ぼした痕跡は平野の随所で確認されていて（西尾克己・原俊二・持田直人論文参照）、それらの調査結果等とも結び合わせながら、さらに検討を進め、その復元精度を高めていくことが今後の重要な課題になるといえるであろう。

最後に、西流路消滅後の東流路の様相について見ておくこととしよう。この点に関しては、大矢氏が寛永・正保年間（1624-48）の5枚の絵図を用いて詳細な検討を行っていて、およそ以下のような点を指摘している。①東流路は8本確認できるが、このうち東流するのは基本的に4本で、他の4本はその分流・支流と考えられる。②これら4本の流路は、寛永10年（1633）から正保年間までの約15年間ほぼ同じ位置にあって分流や合流を繰り返す荒れ川の様相を呈している。③この間、寛永10年・12年・16年の3回にわたって大規模な洪水があり、河口部に多大な地域変化をもたらしたと推定される。④すべての絵図に庄原—直江—大津—武志—平田、武志—杵築方面への道路が描かれているが、とくに寛永10年の国絵図には1つの流路の兩岸に道路が描かれていて、中世にまで遡る、長期にわたって利用された道路ではないかと推定される。

同じく寛永年間の東流路については、多久田友秀氏が洪水と普請との関わりに焦点を合わせて考察を行っている（多久田論文参照）。多久田氏は、従来の通説（寛永期東流説）の論拠とされてきた史料（「京極若狭守様ヨリ川壱筋二成」）では、最も重要な部分が使われないままになっていたとして、その部分の翻刻を通して以下のように指摘する。①寛永期に斐伊川の大土手普請が実施された理由は、従来考えられてきたような寛永12年や寛永16年ではなく、寛永10年の洪水にこそ原因があった。②寛永10年の洪水が発生する以前からすでに西流河道はなく、複数の河道はすべて東流していた。③京極氏が斐伊川の大土手普請を開始した目的は、脆弱な大土手を強化し、東流する複数の河道への流路を整理して、用水の利便性を高めることにあった。④寛永10年に京極氏によって着手された工事は、同14年6月の忠高の他界によって一時中断したが、松平直政によって継承され完成した。

寛永10年の洪水については、これを部分的で小規模なものとする原氏の見解もあるが、多久田氏が提示した史料の重要性に鑑みても、再検討の必要があるといえよう。むしろ、原氏が指摘した京極氏による寛永13年の鉄穴流しの解禁との関係からしても、その前年の寛永12年ではなく、寛永10年の洪水を契機とする大土手普請への着手を考える方がより整合性が高いといえるのではないだろうか。

以上、筆者なりの理解に基づいて諸論考の内容を整理し、かつそれらを強引に結び合わせることで、斐伊川東流問題についての1つのイメージを作り上げてみた。改めてその内容を整理すれば、次のようにまとめることができよう。

1. 斐伊川（本流）の宍道湖への流入（東流）は、従来考えられてきたような近世初頭の寛永年間ではなく、中世に遡るものである。

2. それ以前の斐伊川は西流して日本海（大社湾）に注ぎながら、一部は東へも分流し宍道湖に注いでいたと考えられる。
3. 斐伊川の本流が西から東へと大きく方向を転換させた最大の要因はたたら製鉄（鉄穴流し）の隆盛にともなう、それ以前とは次元を異にする大規模な洪水にあり、現状では天正元年の洪水がそれに当たる可能性が高いと考えられる。
4. 斐伊川（本流）の東流にともなって洪水の被害を受けることが多くなった松江藩では、松江築城中の慶長15年から寛永13年迄、斐伊川上流3郡における鉄穴流しを禁止し、あわせて斐伊川西側の護岸整備に努め、その結果慶長15年から間もなく西流路は消滅し、斐伊川のすべてが宍道湖に注ぐことになったと考えられる。
5. その後、寛永10年の洪水を機に、京極忠高は大土手普請に着手し、松平直政の時代にその事業は完成し、現在のような形となった。

このまとめは、最初にも述べたように、斐伊川東流問題についての中間総括というべきものであって、未だ試論という域を出るものではない。しかし、多様な専門分野の研究者が一堂に会し、斐伊川東流問題をめぐって集中的な議論を行うことはかつてなかったことであり、本特集で提示された諸論点についての批判的検証を通じて、それらの内容がさらに深められ、より確かな事実の解明へとつながることを強く期待したいと考える。

（いのうえ ひろし 島根大学名誉教授、松江市史編集委員長、中世史部会長）

「斐伊川東流」に関する問題提起

－寛永12、16年斐伊川東流説への疑問と斐伊川東流に関する主な記述－

稲田 信

1. はじめに

きっかけは、松江市史料編纂課に寄せられた「大橋川」と「大橋」の名称由来の質問だった。松江市街地中央を東西に流れる「大橋川」は、明治14年（1881）に作成された「皇国地誌」で初めて見られるようになった名称に対し、松江市の白潟と末次をつなぐ「大橋」は、近世の文献史料にも確認できる。「大橋川」の名称由来は明らかに川を跨ぐ唯一の橋であった「大橋」である。一方、「大橋」の名称由来については即答できず、検討する過程で、今日の松江の景観や宍道湖・大橋川の自然環境にも大きな影響をもたらした、いわゆる「斐伊川東流」問題に関わることとなったのである^(注1)。

2. 「大橋」と斐伊川東流

斐伊川の流路については、『出雲国風土記』（733年成立）にも記されており、当時は出雲平野を西に折れて神門水海に注ぎ日本海に流れ出ていた。しかし、現在、斐伊川は出雲市武志町あたりで大きく東に折れ、宍道湖に注ぎ、大橋川、中海を経て日本海に流れ出る。この間、出雲平野では流路を西から東に向きを変えたわけだが、流路の変遷やその年代となると諸説があり、本稿「4. 斐伊川東流に関する主な記述（刊本）」で紹介するように、今日に至るまで、斐伊川東流は寛永12年（1635）あるいは寛永16年（1639）の洪水によって引き起こされたとする説が根強い。

さて、松江市域の中世文献史料を確認すると、白潟と末次を結ぶ橋として「白潟橋」の名称が確認できる^(注2)。しかし、「大橋」という名称は見あたらない。白潟と末次をつなぐ橋は、いつから「大橋」という名称になったのだろうか。

松江藩主松平宣維（松江松平家5代）の再命により、享保2年（1717）に完成した「雲陽誌」^(注3)には、次のように記されている。「大橋」は公式の橋名であり、「雲州第一の長橋」であったことが分かる。

【雲陽誌】（島根郡 松江城府）湖上の上島根意宇両郡の境に橋あり 是を大橋といへり 雲州第一の長橋なり 橋より西へ湖水七里はかり東は馬淵まで二里あまりなり
（意宇郡 松江 大橋）長さ七十五間雲州第一の長橋なり 唐の松江にも橋あり [下線筆者、以下同様]

また、明和4年～天明2年（1767～1782）頃に成立した「雲陽大数録」^(注4)には、「大橋」について次のように記されている。今日でも「大橋」の代数を数える場合、京極氏が架けた「大橋」（寛永13年[1636]）の前代を初代としている^(注5)。

【雲陽大数録】大橋 長七拾間、幅貳間貳尺六寸 寛永十三丙子年京極氏懸直し、是より前一度懸直し有之由申伝
万治三庚子年懸直し 元明ト云 貳拾五年目 延宝二甲寅年洪水中切繕（以下略）

なお、同じ「雲陽大数録」には、

【雲陽大数録】一、末次より白潟の渡り、古老云、尼子氏の時籾の川西へ流るか故に渡り場浅く瀬戸有り、常に竹橋を懸る、是をからゝ橋と云、亀井からゝ橋を打渡ししと軍記にあるも此所なりと云、水僅にして湖水ハ池のこたく、洒水の時ハ一面に流ると云なり、大橋の柳古へ渡り場の繩を付たりと云、然れハ古への往来も今の大橋の所にや、其後大河東へ折て、夫より急流にして甚深し、南土手堪かたく蛇籠を以て防く故、其所を今に籠か鼻と云

とも記されている。この古老の伝えが正しければ、尼子氏の時には末次と白潟の間は斐伊川（籾の川）

が西へ流れていたために、「渡り場浅く瀬戸有り、常に竹橋を懸る」状態であった。そして、「其後大河東へ折て、夫より急流にして甚深し、南土手堪かたく蛇籠を以て防く」とあるように、その後斐伊川が東に折れて以降、普段は浅く竹橋が架っていた末次・白瀉の渡りは急流になり、水深も深くなり、南土手は耐え難くなったことから蛇籠（竹材等で編んだ籠に石を詰め込み河川の護岸などに使用）を用いて防いだという。

ところで、松江には最初の「大橋」の普請（建設）は難渋を極めたため、偶然通りかかった源助を人柱に立てたという有名な伝説が伝わっている^(注6)。また、現在の松江市灘町には「大橋」姓をもつ大工の家があり、堀尾氏から白瀉と末次の間をつなぐ橋の普請を命じられ、苦難の末普請を成功させた功により、橋名と同じ「大橋」の姓が与えられたという^(注7)。

もちろん、伝説や家名伝承を史実と混同することはできない。しかし、中世文献史料によれば、島根半島側と南側を結ぶ「白瀉橋」の辺りはしばしば合戦の舞台となっており^(注8)、かつての白瀉と末次の間はまさに「尼子氏の時籾の川西へ流るか故に渡り場浅く瀬戸有り、常に竹橋を懸る（雲陽大数録）」と記されたような景観だったのかもしれない。このような中世白瀉・末次の景観を大きく変えた出来事が、「其後大河東へ折て、夫より急流にして甚深し（雲陽大数録）」と記された斐伊川の東折（東流）であり、以後、白瀉と末次をつなぐ橋には堀尾氏や京極氏（松江藩）が直接普請に関わるような「雲州第一の長橋（雲陽誌）」である「大橋」を必要とし、その普請には「源助伝説」や「大橋家の家名伝承」が伝えるように多くの困難をともなったのかもしれない。

3. 寛永12、16年斐伊川東流説への疑問

斐伊川東流により、宍道湖から中海に向けての流量はどれだけ変化するのだろうか。斐伊川流域図（斐伊川水系内流域界）を見ると、斐伊川東流により、ほぼ現在の雲南市域と奥出雲町域に相当する範囲の河川（斐伊川上・中流域）から水が流れ込むことが分かる。もちろん地表にとどまる水はあるものの、斐伊川西流時に宍道湖に流れ込んでいた水系流域面積に比べ、斐伊川東流後には斐伊川上・中流域が加わり約3倍の水系流域面積に拡大する。つまり、面積的な比較を基にすれば、宍道湖に流れ込む水量は約3倍となり、宍道湖水の出水口にあたる現在の松江大橋付近の流量は概ね3倍近くになったと考えられるのである。現在、斐伊川からの流入は宍道湖全体の流入水量の70%以上を占めるとされる^(注9)。

では、自然科学（地質学、汽水域研究）での最新の研究からは、斐伊川が流れの向きを東に変え、直接宍道湖に流れ込むようになったのはいつ、どのような環境変化が起きたとされているのか。汽水域研究を先導的に進められた高安克己氏は、「一般には1635年（寛永12）あるいは1639年（寛永16）とされているが、これには異論もある。古文書や絵図などの解釈から、もっと古くから斐伊川は宍道湖に注いでいたという意見も根強い。しかし、SJ96も含め宍道湖のどのコアでもこれほど顕著に現れる上記のような異変（初磁化率の急増が見られ、同時にイオウ量（ST）が急減する。初磁化率は磁鉄鉱など外来性の磁性鉱物の増加を、また宍道湖の場合イオウは海水起源と考えられることから、この層準は



図1 斐伊川流域図

上記のような異変（初磁化率の急増が見られ、同時にイオウ量（ST）が急減する。初磁化率は磁鉄鉱など外来性の磁性鉱物の増加を、また宍道湖の場合イオウは海水起源と考えられることから、この層準は

斐伊川が直接宍道湖に流れ込むようになり、当時奥出雲地方で隆盛期にあったたたら製鉄の影響が強くなり現れるようになったことを示す)は1層準しかなく、堆積速度から見てもそれが1630年代に起こったとするのが妥当である。もちろん斐伊川は大きなファンデルタを作っているのだから、分流したいくつかが宍道湖に流れ込んでいた可能性は否定できないが、主流はやはりずっと西に向いていた、と考えた方がよさそうである。」^(注10)と、されていた。

ボーリングコアの解析による自然科学での最新の研究からは、宍道湖は閉鎖的な汽水環境から淡水環境に急激に変わることが明らかになっており、斐伊川の流路変更(西流から東流へ)に起因すると考えられている^(注11)。また、その急激な環境変化の年代は、「1630年代に起こったとするのが妥当」と考えられていた。しかし、1630年代は、松江藩では堀尾氏(寛永10年[1633])、京極氏(寛永11年[1634]～寛永14年[1637])、松平氏(寛永15年(1638)～)と、藩主家が入替わる時期にあたる。短期間に宍道湖や大橋川の水量が大幅に増え、水環境も大きく変わるという松江城下町周辺にとっての異変にも関わらず、「懐橋談」^(注12)、「雲陽誌」、「雲陽大数録」、「家譜上」・「直政年譜全」^(注13)、「出雲鋏」^(注14)、「土工記」^(注15)、「出雲私史」^(注16)など、近世の文献史料を確認する限り、斐伊川の流路変更(西流から東流へ)や、宍道湖・大橋川の急激な環境変化を、寛永12年(1635)、寛永16年(1639)の出来事として記した記述を見つけることはできなかった。やや時期はやや下るが、延宝2年(1674)の大洪水に多くの記録が残るのに対して不思議でもある^(注17)。

そこで、高安克己氏に直接ご教示をいただくと、「大橋川の水量については斐伊川東流以後増加したことは確実で、宍道湖に流れ込む淡水量が約3倍になり、塩分が急激に薄くなり、流入土砂量も急増したことが分かっている。しかし、その年代となるとデータが少なく、『斐伊川史』(長瀬定市編1950)にあるように、一般的に言われていた寛永12年、寛永16年など1630年代に起こったと考えてもよいと認識している。」ということであった。つまり、自然科学的な分析結果には時期幅があるので、1630年代という絞られた時期説明の根拠は、諸誌で広く用いられる長瀬定市編1950『斐伊川史』などであったことが分かったのである。

一方、近年紹介されるようになった「出雲国図」(東京大学総合図書館蔵(南葵文庫))は、寛永10年(1633)幕府収納絵図の写しとされ^(注18)、この絵図では斐伊川は既に東流して描かれている。描写と作成年が正しければ、斐伊川東流は寛永10年以前の出来事であったことを示している。

斐伊川東流問題に関わるきっかけは、松江市の白潟と末次をつなぐ「大橋」の名称由来の検討からだったが、検討を進めると、

- ①中世文献史料からは白潟と末次を結ぶ「白潟橋」が確認できるが、近世になると白潟と末次を結ぶ橋は「大橋」と呼ばれるようになる。「雲陽大数録」に「渡り場浅く瀬戸有り、常に竹橋を懸る」と記されたような中世白潟・末次の景観を変えた出来事が斐伊川東流であり、以後、堀尾氏や京極氏(松江藩)が直接普請に関わるような「雲州第一の長橋(雲陽誌)」である「大橋」を必要としたのかもしれない。
- ②近年の汽水域研究の成果から、宍道湖では、閉鎖的な汽水環境から淡水環境に移り変わる急激な環境変化や、流入土砂量の急増が明らかになっており、その原因は斐伊川東流によるものと理解されている。その年代は、諸誌で語られる寛永12年(1635)、寛永16年(1639)など、1630年代に起こったと考えてよいと認識されていた。
- ③しかし、「懐橋談」、「雲陽誌」、「雲陽大数録」など、近世の文献史料を確認する限り、斐伊川の流路変更や、宍道湖・大橋川の急激な環境変化を、寛永12年あるいは寛永16年の出来事として見つけることができなかった。

④寛永10年（1633）幕府収納絵図の写しとされる「出雲国図」（東京大学総合図書館蔵）では、斐伊川は既に東流して描かれており、描写と作成年が正しければ斐伊川東流は寛永10年以前の出来事であったことを示している。

そこで、寛永12、16年斐伊川東流説への疑問と斐伊川東流の実態について、中世史、近世史、地質学（汽水域研究）、絵図学、考古学の研究者に問題提起するとともに、刊本に記された斐伊川東流に関する記述を整理することとなったのである。

4. 斐伊川東流に関する主な記述

刊本に記された斐伊川東流に関する主な記述を抜き出すと、別表「斐伊川東流に関する主な記述（刊本）のようになるが、代表的な記述について紹介する。

（1）近世の文献史料に見る斐伊川東流に関する記述

前述のように、宍道湖の水量が短期間に大幅に増え、水環境も大きく変わるといふ松江城下町周辺にとっての異変にも関わらず、「懐橋談」、「雲陽誌」、「雲陽大数録」、「家譜上」・「直政年譜全」、「出雲楸」、「土工記」、「出雲私史」など、近世の文献史料を確認する限り、寛永12年（1635）、寛永16年（1639）の出来事として斐伊川の流路変更（西流から東流へ）や、宍道湖・大橋川の急激な環境変化を記録する記述はなく、また、堀尾氏や京極氏の治世下に起きた出来事とする記述も見つけることはできなかった。もちろん、近世の人々も『出雲国風土記』に記された西流流路や、斐伊川はある時点で流路を東に変えて宍道湖に流入したことは承知しており、そのうえで、「雲陽誌」、「雲陽大数録」、「出雲私史」には、斐伊川東流時期を彷彿とさせる記述をわずかながら確認することができる。

【「雲陽誌」：黒沢長尚】

「雲陽誌」（享保2年：1717）には、「（意宇郡 乃木 婦島）野代海中に此島あり風土記に曰、蚊島周六十歩四方並磯海松あり、俚俗よめ島といふ。天平の頃は出雲大河伊怒郷より杵築に流、神門の海に入。故に潮あり。よって此島海松を生ずるか。其後河水三太弥平田に流落湖となり、今は海草も生せざるなり」とある。これによれば、天平の頃（『出雲国風土記』成立頃）には斐伊川は西流していたので、宍道湖には海水が入り、婦島（現在の嫁ヶ島）には海松（古代には一般的な食用海藻）が生息していたが、その後斐伊川が美談、平田に流れ、湖（淡水化）となったために、今では海草は生えないとする。編者（黒沢長尚）は、斐伊川が東流したことで湖の水環境が変わったことは承知していたものの、その時期となると、「その後」という曖昧な認識である。

【「雲陽大数録」】

「雲陽大数録」（明和4-天明2：1767-1782）には、前述のように、「末次より白濁の渡り、古老云、尼子氏の時籓の川西へ流るか故に渡り場浅く瀬戸有り、常に竹橋を懸る」「水僅にして湖水ハ池のことく、洒水の時ハ一面に流るゝと云なり」、「其後大河東へ折て、夫より急流にして甚深し、南土手堪かたく蛇籠を以て防く」とある。これによれば、古老の話（伝承）として、尼子氏の時には斐伊川が西流しており、末次・白濁間の渡り場は水が浅く、瀬戸（陸地の間幅の狭い箇所）が有り、常に竹橋を懸けていた。（渡り場の）水はわずかで、宍道湖は池のようで、出水の時には一面に水が流れるという。その後斐伊川は東に折れたため、それより末次・白濁間の渡り場は急流で大変深くなり、南土手は水流に耐え難くなり、蛇籠を用いて補強したという。この伝承からは、「雲陽大数録」が成立した頃には、斐伊川の流路の変更（西流→東流）と、東折（東流）により末次・白濁間の流量が増大したという出来事が口伝として残っていたことが分かる。その時期となると、古老が伝えた「尼子氏の時」が尼子氏の領国支配の時期のことなのか、尼子氏の時＝古い時代（昔むかし）、として伝えたものかは判然としな

いが、記述からは、斐伊川の東折（東流）は堀尾氏、京極氏の治世下に起きた出来事とは捉えられていない。

【「出雲私史」：桃節山】

藩儒桃節山（好裕）が江戸時代末期に著した「出雲私史」（文久2：1862）（後京極氏 忠高）には、寛永12年の記述として、「十二年、出雲洪水あり、出雲川溢れ、東飡宇湖に注ぐ。」とあり、この記述をもって斐伊川が東流し始めた時期を寛永12年と捉える説は根強い。しかし、筆者である桃節山（好裕）は、続く文章で斐伊川の流路について『出雲国風土記』を引用しながら説明し、続いて、「中古に至り、出雲川の水漸く東し、飡宇湖に入る。是に至って、大に東に注ぎ、其流れ数条〔雲中略記にいふ、七条ありと、土工記に云ふ、武志に三条あり、出西に八条ありと、その詳今考ふべからず〕忠高数流を約して一と為さんと欲し、水利に通ずる者川口昌賢を大阪より召して之を諮る。昌賢来て西代村〔楯縫郡〕に居るを百許日、乃ち工を起ししが、忠高卒するに及まで遂に成らず。時に堤を中野武志に作る、俗に若狭堤といふ。蓋し上世出雲川の水路を以て、郡界を分かち、北を出雲と為し、南を神門と為せり。出雲川東注して、其地田と為るに及、遂に出雲郡杵築郷〔園荒木浜の諸村より北海に至る、皆是なり〕及び伊努〔矢尾、日下、里方の三村〕河内〔上郷、中ノ島、船津の三村〕二郷の半を割出して、神門郡に属せしむ。此出雲国地理の大変革なり。然れども未だ其何年に在るかを詳にせざるなり。」と続けている^(注19)。この記述を読む限り、斐伊川が東流し宍道湖に注ぐようになるのは「中古」の出来事であり、斐伊川の流路変更をきっかけに郡境の変更が生じたことは「出雲国地理の大変革」であるが、「未だ其何年に在るかを詳にせざるなり」としている。桃節山は斐伊川の流路変更（西流→東流）を寛永12年の出来事と捉えていたのではなく、「中古」という表現ながら、もっと古い時期の出来事として捉えていたと理解できる。

なお、桃節山は「藩祖御事蹟」^(注20)の中で、「出雲国今年（寛永16年）大雨洪水なり、これよれ出雲大川神門郡武志の大曲より意宇湖に流れ入る」「この大川西に向ひて流れたりけるが、東に向ひて湖水に落ちそめしはいつの頃よりの事か定かならず、此時（寛永16年の大雨洪水）に至りて其勢いよいよ定まれる事と見えたり、又嘗て承るに、上古は湖水も西の海に通じて塩水なりしが、漸々に西塞がりて東に流れ淡水となれるよし」「京極家此国を領せられし頃、寛永十二年に洪水ありてより、大川の落口幾筋にも分かれて流れしを、若狭守忠高一筋につぼめんとて大坂より水利のことに巧者なる川口昌賢という者を招かれて普請ありけれども、程なく京極家断絶して事成らざりしに、今度の洪水にて勞せずして一筋となれり」と記している。節山は斐伊川が宍道湖に流れ始めた時期については、「大川西に向ひて流れたりけるが、東に向ひて湖水に落ちそめしはいつの頃よりの事か定かならず」としている。また、「嘗て承るに…東に流れ淡水となれるよし」と記しており、伝承として宍道湖の淡水化という環境変化を承知していた。

「雲陽誌」、「雲陽大数録」、「出雲私史」の記述を確認する限り、近世の識者たちは、斐伊川が西流から東流へと流路を変えたことや宍道湖・大橋川に大きな環境変化が生じたことは承知していたようだが、その明確な時期や様子は承知していなかったように思える。少なくとも、堀尾氏、京極氏の治世下に起きた出来事とは捉えてはいなかったと考えてよいだろう。^(注21)

（2）近代以降の文献（刊本）に見る斐伊川東流に関する記述

【『島根縣史要』】^(注22)

斐伊川が流路を西から東へと変える斐伊川東流の時期について明確に示したものは、明治40年（1907）に発刊された『島根縣史要』が刊本としては初出ではなかろうか。明治41年発刊の再版本例言によれば、明治40年5月の皇太子嘉仁山陰行啓にあたり、台覧に供するために出雲・石見・隠岐の史蹟

の概要を編纂したもので、執筆には浜田中学校教諭谷島善太郎・師範学校教諭浅田四郎・杵築中学校教諭野津左馬之助・松江中学校教諭上野富太郎の4名があたった。第一編出雲第十八章第三節「神西湖の排水」では、「出雲川或は出雲大川と呼ばれたる斐伊川は、寛永十六年の大洪水前は大津附近を通じて西流し、末流は、神門川と合して、稲佐湾に入りし者にして、(中略)然るに寛永十六年の大洪水に、斐伊川北流して宍道湖に入り、川床は埋められて村落となり、」とある。第1編第18章の執筆は野津左馬之助であるが、記述の根拠は示されていない。

なお、明治45年(2012)に刊行された『島根縣旧藩美蹟』(島根県内務部発行)にも、『島根縣史要』とほぼ同様な記述が野津左馬之助によって記されている。「第四篇 灌漑及植林事業功勞者 大楯七兵衛事蹟 調査委員 野津左馬之助」とあり、野津(左馬之助)は明治44年4月より島根縣史編纂吏員に命じられているが、『島根縣旧藩美蹟』の調査委員も兼ねていた。

【『島根縣史』:野津左馬之助】^(注23)

野津左馬之助は、昭和5年(1930)刊行の『島根縣史』最終卷(藩政時代下 明治維新时期)の中で、「斐伊川の変動と其改修」という項目を立て斐伊川東流について記述する。抜粋すると、「洪水により著しく河線の変動を来したるは実に寛永十六年なりとす」「諸記寛永十六年の洪水を記したるものあるが中にも堀尾古記寛永十六年己卯の条に『五月廿日廿一日大出水』とあるは正に此洪水を指したるものにして二日間の出水は此く本河線に大いなる変動を与え宍道湖に流入せしめしものなる可し。然しかく謂へばとて寛永十六年五月洪水の為に河線なき田畠に突然大河線を現出せしめるものにはあらず。此年以前已に本流は日本海に注入するもの外に八ヶの支流は宍道湖に流入せしが、偶々寛永十六年五月の大洪水に依り本流は流水路とならずして梗塞し、支流は本流となりて宍道湖に入りしなり。」とする。野津(左馬之助)が考察した斐伊川東流とは、寛永16年(1639)以前は本流(西流)の他に八本の支流が宍道湖に流れていたが、寛永16年の洪水により、本流(西流)は閉塞し、宍道湖に流れていた支流は本流となるという、著しい河川の変動が生じた、というものである。島根縣史編纂中に発見された「堀尾古記」の洪水記事は、野津の斐伊川東流時期に関する考察に大きな影響を与えていた。

【『松江市誌』:上野富太郎、野津静一郎】^(注24)

上野富太郎、野津静一郎は、昭和16年(1941)刊行の『松江市誌』の中で、「寛永十二年の洪水」という項目を立て斐伊川東流について記述する。抜粋すると、「寛永十二年国内大水ありて、簸ノ川が氾濫した。是より先き簸ノ川の水は主に西にながれて日本海に入り、一部は数条の支流を為して宍道湖に流れて居た。此の間砂泥次第に沈積して、一時的の大出水によりて遂に流向を変じ宍道湖に注ぐこととなったので、実に出雲国地理上の大變動であったと共に、爾後松江城下に水を被らす機会を為すことと為ったのである。」とする。上野、野津(静一郎)が考察した斐伊川東流とは、寛永12年(1635)以前は本流(西流)の他に数条の支流が宍道湖に流れていたが、寛永12年の洪水により、斐伊川は流路を変えて宍道湖に注ぐという、出雲国地理上の大變動があり、以後、松江城下町は洪水に見舞われるようになった、というものである。

なお、『松江市誌』に先立ち、大正12年(1923)に刊行された『島根縣誌』^(注25)には、「出雲風土記に斐伊川が西流し伊努杵築二郷を経て神門水海[今の神西湖は其一部なりといふ]に注ぎしを記し又別に今の斐伊川下流部に当る出雲郡に西門江・大方江の二小流ありて田水集りて東流宍道湖(海)に入りしを記せり。然るに何時しか其漂移せる土砂が新地層を形成すると共に、建長の頃已に西流する本流の外に東流する支流をも生じ水路二分せしが寛永十二年[京極氏国守となり入部せし年]の洪水は著しく砂礫を流送して河床を埋没し、是に至り始めて東折し現今の如く宍道湖に注ぐにいたりしが如し。」とある。著者は、執筆分担からすれば野津静一郎である。『松江市誌』の刊行は昭和16年(1941)ではあ

るが、野津（静一郎）は、野津左馬之助による『島根縣史要』、『島根縣旧藩美蹟』、『島根縣誌』での斐伊川東流説（寛永16年の洪水により斐伊川本流は東流するようになった）とは別に、寛永12年の洪水で本流は東に流れるようになったという説を持ち続けていたことが分かる。寛永11年（1634）から同14年（1637）に出雲国を領した京極忠高が、宍道湖に流れ込む8本の川筋を一つにするための普請を始めたことから^(注26)、寛永16年の洪水による斐伊川東流説では整合性が取れないと考えていたのかもしれない。

【『斐伊川史』：長瀬定市】^(注27)

長瀬定市は、昭和25年（1950）刊行の『斐伊川史』の中で、「肥の川の東流」という項目を立て斐伊川東流について記述する。抜粋すると、「斐伊川が初めて宍道湖に注ぐに至ったのは寛永十六年の洪水の時からであるというのは今日一般の定説であるが、それより四年以前の寛永十二年が東流の初めであったという史料がある。即ち出雲大社蔵書『八雲栞』に…」「京極若狭守忠高が出雲守護として入部したのは寛永十一年であった。その翌十二年乙亥出雲に洪水があった。出雲川大いに溢れ、武志から東に折れ、飢宇湖に注ぐようになった。（これは全流ではなく一部であったであろう）」「一大樹形をなした出雲川は、京極若狭守の雄図空しく、東西への分流が久きにわたったのであるが、寛永十六年五月二十日二十一日の大洪水によって、出雲郡伊努郷及び美談あたり、武志以北一路東流するに至り、現今のごとく宍道湖（当時飢宇の海）へのコースを取るに至ったのである。寛永十二年の大洪水後出雲川が一路東流するに至ったことは寛永十六年を以て正とせねばならぬ。」とする。長瀬は、「八雲栞」なる史料を見出しているが、『島根縣史』『島根県誌』『松江市誌』『出雲私史』『土功（工）記』『明治以前日本土木史』^(注28)などを参考にしつつ、野津左馬之助の『島根縣史』に最も影響を受けていたようである。「斐伊川が初めて宍道湖に注ぐに至ったのは寛永十六年の洪水の時からであるというのは今日一般の定説である」という記述からも、『島根縣史』に記載された野津左馬之助の斐伊川東流に関する記述が当時一般的に「定説化」していたことも伺える。

『島根縣史』『松江市誌』『斐伊川史』が斐伊川東流（本流路の変更）時期を寛永16年あるいは12年とすることで、以後、斐伊川東流（本流路の変更）は寛永12年、寛永16年など1630年代後半に起こったとする理解が主流となる。寛永12年、寛永16年の根拠はいずれも洪水の発生に求めており、時系列的に見れば、桃節山（好裕）の「出雲私史」「藩祖御事蹟」の記述に影響されたと思える。が、節山が「出雲私史」の中で、斐伊川が東流し宍道湖に注ぐようになるのは「中古」の出来事であり、斐伊川の流路変更によって郡境の変更が生じたことは「出雲国地理の大変革」であるが、「未だ其何年に在るかを詳にせざるなり」とした指摘は、顧みられることは無かった。

【「斐伊川の流転と洪水」：美多実】^(注29)

美多実は、昭和32年（1957）6月発刊の「山陰新報」紙上で、斐伊川東流について記述する。抜粋すると、「筆者は結論的に云って斐伊川は中古以来東西両流しており少なくとも元和年中より政策的な人為的な西流の閉塞が行われつつあったと思う。そして此の様な西流斐伊川の閉塞を始めさせたのは他ならぬ元和二年小山村三木与兵衛の菱根池干拓及び是に应ずる園村秦喜兵衛の西園干拓の開始にあった事は疑いない。（中略）従って斐伊川東流とはあくまで松江藩の土地経済前進の結果人為的に行われたもので決して『出雲私史』の云う如き寛永十二年や同十六年の洪水の結果による自然転流では毛頭ないのである。」とする。美多は、斐伊川東流路の固定（西流路の閉塞）は、元和2年（1616）からの三木与兵衛の菱根池干拓及び園村秦喜兵衛の西園干拓の開始によるとし、寛永12年や16年の洪水の結果による自然転流ではないとする。美多は、昭和44年（1969）発刊の『平田市誌』や、昭和47年（1972）発刊の『斐川町史』でも、寛永12年や16年の洪水により斐伊川東流が生じたとする説を否定し、三木与兵衛の

元和2年からの菱根池干拓を、「斐伊川西流遮断、東流斐伊川の策定という堀尾政権の土地政策を示すもの」(『斐川町史』)とする。

【「中海・宍道湖の地史と環境変化」：徳岡隆夫・大西郁夫・高安克己・三梨昂】^(注30)

1980年代頃から、汽水域研究の優れた業績が徳岡隆夫氏、高安克己氏らを中心に次々と発表され、同時に斐伊川東流前後の宍道湖の状況についても自然科学的な分析が重ねられた。この過程で、斐伊川東流の時期については、「1635あるいは1639：出雲大洪水。それまで西流していた斐伊川が東流し、淡水湖としての宍道湖が誕生した」(徳岡隆夫他1990「中海・宍道湖の地史と環境変化」)という理解が固定化していく。

【『莊原歴史物語』：池橋達雄】^(注31)

池橋達雄は、平成16年(2004)刊行の『莊原歴史物語』の中で、「斐伊川河道の変遷」という項目を立て斐伊川東流について記述する。抜粋すると、「十六世紀に入って、斐伊川本流の河道に二つの大きな変化が生じました。一は、本流が現在のように出西岩樋・来原岩樋の間を出てから井上附近までまっすぐに北進するようになったこと、二は、本流がこの附近で東流して宍道湖へ注ぐようになったことです。(中略)第二のいわゆる斐伊川東流については、二つの説が有力でした。寛永十二年説と同十六年説です。いずれも、古文献に斐伊川大洪水があったと記される年です。うち、寛永十六年説は、旧『島根県史』で野津左馬之助さんが主張されて以来、定説に近い有力な説となっていました。また、寛永十二年説は、『松江市誌』が主張し、是も多くの支持者を得ています。しかし、私は、元和二年に神門郡小山村の三木与兵衛が神光寺川・荒木川を開削して菱根新田を開発する事業を始めた事実から、斐伊川本流の東流は、慶長期(1596～1615)以前のことと推定します。斐伊川本流が西流しておれば考えられない開拓事業です。」とする。

また池橋は、平成23年(2012)刊行の『出雲北浜誌』^(注32)でも、「私の考えるところ十六世紀の天文期(1532～54)ごろの洪水で南の山間から本流は北方へ直進し、出雲市の東林木町・西林木町の南方でY字形に分かれ、左(西)側は旧道を進み、新しく右(東)へ大きな分流ができ、美談町・西代町を経て宍道湖に流入するようになった。」「近世慶長期になると『慶長日本図』が示すように東流して宍道湖に注ぐようになった。『寛永出雲国絵図』(寛永10年・1633)もそのことを示している。元和二年(1616)三木与兵衛が旧神門水海の北の部分当時菱根池の水を堀川・荒木川で抜いて干拓し新しく五村が生まれたと記録にあるが、これは斐伊川が東流するようになったことを前提にして可能だったわけである。」とする。

(3) 斐伊川東流に関する記述についての整理

斐伊川東流に関する記述について改めて整理してみると、出雲国内で近世に著された「雲陽誌」、「雲陽大数録」、「出雲私史」の記述を確認する限り、近世の識者たちは、斐伊川東流や宍道湖・大橋川に急激な環境変化が生じたことは承知していたようだが、その明確な時期や様子は承知していなかったようである。少なくとも、堀尾氏、京極氏の治世下に起きた出来事とは捉えていなかったように思われる。

しかし、明治40年(1907)に発刊された『島根縣史要』では、「出雲川或は出雲大川と呼ばれたる斐伊川は、寛永十六年の大洪水前は、今の犬津附近を通じて西流し、末流は神門川と合して稻佐湾に入りし者にして、」「然るに寛永十六年の大洪水に、斐伊川北流して宍道湖入り、」という記述になる。根拠は示されていないが、執筆者は野津左馬之助で、野津(左馬之助)は、『島根県旧藩美蹟』、『島根縣史』でも寛永16年(1639)の洪水により斐伊川本流は東流するようになったとする。徹底した史料調査に基づく『島根縣史』の中で、野津(左馬之助)が「堀尾古記」の寛永16年の洪水記事を用い斐伊川東流(「斐伊川の変動と其改修」)について記述したことで、その後定説化していく。

一方、野津静一郎は、寛永12年（1635）の洪水で本流は東に流れるようになったという説を唱えていた。根拠は明示されてはいないものの、大正12年（1923）に刊行された『島根縣誌』では野津（静一郎）の斐伊川東流についての考えが記述されており、昭和16年（1941）刊行の『松江市誌』の中で、「寛永十二年の洪水」という項目を立て記述したことで広まった。

昭和25年（1950）刊行の『斐伊川史』の中で長瀬定市は、「寛永十二年の大洪水後出雲川が一路東流するに至ったことは寛永十六年を以て正とせねばならぬ。」とし、野津左馬之助の『島根縣史』に最も影響を受けていた。『島根縣史』『松江市誌』『斐伊川史』が斐伊川東流（本流路の変更）時期を寛永16年あるいは12年とすることで、以後、この理解が主流となる。

斐伊川東流（本流路の変更）は寛永16年あるいは寛永12年の洪水によるとする野津左馬之助、野津精一郎らの説を最初に否定したのは美多実だった。美多は、昭和32年（1957）6月発刊の「山陰新報」紙上で、斐伊川東流路の固定（西流路の閉塞）は元和2年（1616）からの三木与兵衛の菱根池干拓及び園村泰喜兵衛の西園干拓の開始によるとし、寛永12年や16年の洪水の結果による自然転流ではないとした。

池橋達雄は、平成16年（2004）刊行の『莊原歴史物語』の中で、美多実の『斐川町誌』の記述に多くを教えられたとし、元和2年に三木与兵衛が菱根新田を開発する事業を始めた事実から、斐伊川本流の東流は、慶長期（1596～1615）以前のことと推定した。また、平成23年（2012）刊行の『出雲北浜誌』でも、天文期（1532～54）頃の洪水により、出雲市東林木町・西林木町の南方で東西に分流し、西側は旧道を、東側は美談町・西代町を経て宍道湖に流入するようになったとした。

このような中で、1980年代頃から、汽水域研究の優れた業績が徳岡隆夫氏、高安克己氏らを中心に次々と発表され、同時に斐伊川東流前後の宍道湖の状況についても自然科学的な分析が重ねられた。この過程で、宍道湖では閉鎖的な汽水環境から淡水環境に移り変わる急激な環境変化が明らかになり、その原因は諸誌で寛永12年（1635）あるいは寛永16年（1639）に起きたと語られる斐伊川東流によるものと理解した。

斐伊川東流に関する主な記述を通観してみると、

- ①近世文献史料に、斐伊川東流（本流路の変更）や宍道湖・大橋川の急激な環境変化を、近世の出来事として見つけることはできない。「雲陽誌」、「雲陽大数録」、「出雲私史」の記述を確認する限り、近世の識者たちは、斐伊川が流路を変えたことや宍道湖・大橋川に大きな環境変化が生じたことは承知していたようだが、その明確な時期や様子は承知していなかったように思える。
- ②明治40年（1907）刊行の『島根縣史要』から昭和25年（1950）刊行の『斐伊川史』に至るまで、野津左馬之助、野津静一郎、長瀬定市らが、斐伊川東流（本流路の変更）時期を寛永16年あるいは12年とすることで、以後、この理解が主流となった。
- ③美多実、池橋達雄は、文献史料の分析等をとおして、②の説を否定し斐伊川東流（本流路の変更）時期はさらに古い時期の出来事とする貴重な指摘を行ったが、残念ながら議論は深まらなかった。
- ④1980年代頃から、汽水域研究の業績が次々と発表され、同時に斐伊川東流前後の宍道湖の状況についても自然科学的な分析が重ねられ、斐伊川東流が原因と考えられる宍道湖の急激な環境変化が明らかとなった。が、その時期は、『島根縣史』『松江市誌』『斐伊川史』などでの理解が用いられ、斐伊川東流（本流路の変更）時期を寛永16年あるいは12年とする理解はより定着していった。

という経緯が分かる。

5. おわりに

宍道湖や大橋川がもたらす水辺の景観や環境は、今日の水の都松江のイメージを形作っている。斐伊

川東流は、出雲平野での出来事というだけではなく、今日の松江の景観や宍道湖・大橋川の自然環境にも大きな影響をもたらした。自然科学（汽水域研究）の最新の研究からは、斐伊川東流により宍道湖に流れ込む淡水量が約3倍になり、閉鎖的な汽水環境から淡水環境に移り変わる劇的な環境変化が明らかになっている。宍道湖水の出水部にあたる現在の松江大橋付近の流量も約3倍近くになったと考えられ、水害に繰り返し見舞われた城下町松江の歴史とつながっている。

いわゆる「斐伊川東流」の実態を解明することは、松江の歴史を明らかにしていくうえでも重要なことであり、あらためて中世史、近世史、地質学（汽水域研究）、絵図学、考古学の総合的な検討を必要とする所以である。

「斐伊川東流」に関する主な記述（刊本）

斐伊川の主流路が日本海に流れ込む西流から、宍道湖に流れ込む東流に変更した時期を寛永12～16（1635-1639）と考える論考

西暦	和暦	出典	著者	記述（抜粋）	
1633 1639	寛永10 寛永16	「堀尾古記」 『松江市史』 別編「松江城」 p648-650)	堀尾但馬	寛永十癸酉 一、五月廿八日ニ終日雨ふり殊外大水出、出雲国中悉破損 寛永十六己卯 五月廿日 廿一日 大水出	
1	1717	享保2	「雲陽誌」 （歴史図書社 1976 [島根県 内務部1910を 復刻]）	黒沢長尚 が松平宣 維の再命 により編 纂	（意宇郡 乃木 婦島）野代海中に此島あり風土記に曰、蚊島周六十歩四方並磯海松あり、俚俗よめ島といふ。天平の頃は出雲大河伊努郷より杵築に流、神門の海に入。故に潮あり。よって此島海松を生ずるか。其後河水三太弥平田に流落湖となり、今は海草も生せざるなり
2	1767 - 1782	明和4 - 天明2	「雲陽大教録」 （『松江 市史』史料 編「近世I」 p647）	藩行政に 携わる者 が参照す べき便覧 とも呼べ る書	一、末次より白濁の渡り、古老云、尼子氏の時簸の川西へ流るか故に渡り場浅く瀬戸有り、常に竹橋を懸る、是をからゝ橋と云、亀井からゝ橋を打渡しりと軍記にあるも此所なりと云、水僅にして湖水ハ池のごとく、洒水の時ハ一面に流るゝと云なり、大橋の柳古へ渡り場の縄を付たりと云、然れハ古への往来も今の大橋の所にや、其後大河東へ折て、夫より急流にして甚深し、南土手堪かたく蛇籠を以て防ぐ故、其所を今に籠か鼻と云
3	1862 (1892)	文久2 (明治 25)	「出雲私史」 (谷口為次編 1914「和譯出 雲私史」『出 雲文庫第3 編』)	桃節山 (好裕)に より文久 2年 (1862) 成立。明 治以前の 出雲の歴 史を完述 した唯一 の史書。 節山没後、 明治25年 (1892) に刊行	（後京極氏 忠高）（寛永）十二年、出雲洪水あり、出雲川溢れ、東飡宇湖に注ぐ。（中略）中古に至り、出雲川の水漸く東し、飡宇湖に入る。是に至って、大に東に注ぎ、其流れ数条〔雲中略記にいふ、七条ありと、土工記に云ふ、武志に三条あり、出西に八条ありと、その詳今考ふべからず〕忠高数流を約して一と為さんと欲し、水利に通ずる者川口昌賢を大阪より召して之を諮る。昌賢来つて西代村〔楯縫郡〕に居るを百許日、乃ち工を起ししが、忠高卒するに及まで遂に成らず。時に堤を中野武志に作る、俗に若狭堤といふ。蓋し上世出雲川の水路を以て、郡界を分かち、北を出雲と為し、南を神門と為せり。出雲川東注して、其地田と為るに及、遂に出雲郡杵築郷〔園荒木浜の諸村より北海に至る、皆是なり〕及び伊努〔矢尾、日下、里方の三村〕河内〔上郷中ノ島船津の三村〕二郷の半を割出して、神門郡に属せしむ。此出雲国地理の大変革なり。然れども未だ其何年に在るかを詳にせざるなり。（寛永）十四年、松江大橋を改造す。堀尾氏始て此橋を造つてより、是に至るまで殆ど三十年、是よりの後、遂に改造絶ゆるなし。 （松平氏上 高真公 寶山公）是歳（寛永16年）、出雲大雨洪水あり、出雲大川大いに溢れ、武志より東に折れ、飡宇湖に注ぐ。初め京極氏出雲川の支流を約して一と為さんと欲して成らず。是より水勢漸く一に帰す。
4	1867	慶応3	「藩祖御事蹟」 (谷口為次編 1916「松江 藩祖直政公 事蹟」『出雲 文庫第4編』)	桃節山 (好裕)	（巻之四 出雲大川）出雲国今年（寛永16年）大雨洪水なり、これよれ出雲大川神門郡武志の大曲より意宇湖に流れ入る、〔出雲の湖水は意宇湖と称し、又宍道湖ともいふ、意宇は郡名に取り、宍道は郷名に取るなり、或は飡宇湖とも書するは意宇と同音なり、扱この大川西に向ひて流れたりけるが、東に向ひて湖水に落ちそめしはいつの頃よりの事か定かならず、此時に至りて其勢いよいよ定まれる事と見えたり、又嘗て承るに、上古は湖水も西の海に通じて塩水なりしが、漸々に西塞がりて東に流れ淡水となれるよし、古事記出雲風土記等を以て考ふるに如何にもさる趣なり、〕京極家此国を領せられし頃、寛永十二年に洪水ありてより、大川の落口幾筋にも〔七筋とも八筋ともありて詳ならず〕分かれて流れしを、若狭守忠高一筋につばめんとて大坂より水利のことに巧者なる川口昌賢という者を招かれて普請ありけれども、〔今も神門郡中野辺に若狭土手といふ名のあるは、この由なりとぞ〕程なく京極家断絶して事成らざりしに、今度の洪水にて勞せずして一筋となれり。

5	1907	明治40	『島根縣史要』(p316-317)	野津左馬之助〔版權所有：島根県私立教育会、執筆：谷島善太郎・浅田四郎・野津左馬之助・上野富太郎〕	(第一編出雲 第十八章大楯七兵衛 第三節神西湖の排水) 出雲川或は出雲大川と呼ばれたる斐伊川は、寛永十六年の大洪水前は、今の天津附近を通じて西流し、(付録第2図) 末流は、神門川と合して、稲佐湾に入りし者にして、今も川跡村など地名に其の川筋たりし紀念を存せり。(中略) 然るに寛永十六年の大洪水に、斐伊川北流して宍道湖に入り、川床は埋められて村落となり、神門川の流せる砂は、漸次に堆積して、神門水海の口を塞ぎ、終に神西湖を形成せり。
6	1912	明治45	『島根縣旧藩美蹟』(島根県内務部)(p60-61)	野津左馬之助〔第四篇 灌溉及植林事業功労者 大楯七兵衛事蹟 調査委員〕(島根県内務部)	(第四編大楯七兵衛事蹟 第二章初代七兵衛之拓殖及土功 第二項神西湖之排水) 出雲大川と呼ばれて居る斐伊川は寛永十六年の大洪水前は天津附近を通して西流し、末流は神門川と合して稲佐湾に入ったのである。(中略) 然るに寛永十六年の大洪水に斐伊川は東流して宍道湖に流入したので其の川床は自然に埋められて村落となり、又は沼沢となったのであるが、神門川の流せる砂と、又風力によりて海岸へ押し上げられた砂とは漸次に堆積して、神門水海の口を塞ぎ、終に神西湖を形成したのである。
7	1923	大正12	『島根縣誌』(島根県教育会)(p509)	野津静一郎〔後編 地質・生物・歴史に関する事項を除く〕、野津左馬之助〔前後両編を通じて歴史に関する事項〕他2名(島根県教育会)	(後編 地誌 出雲国 第九章 簸川平野 斐伊川・神門川河道の変遷) 斐伊・神門二川の水路は古来著しき変革をなしたるものにして随て簸川平原にも大なる変遷を生じたりき。出雲風土記に斐伊川が西流し伊努杵築二郷を経て神門水海〔今の神西湖は其一部なりといふ〕に注ぎしを記し又別に今の斐伊川下流部に当る出雲郡に西門江・大方江の二小流ありて田水集りて東流宍道湖(海)に入りしを記せり。然るに何時しか其漂移せる土砂が新地層を形成すると共に、建長の頃已に西流する本流の外に東流する支流をも生じ水路二分せしが寛永十二年〔京極氏国守となり入部せし年〕の洪水は著しく砂礫を流送して河床を埋没し、是に至り始めて東折し現今の如く宍道湖に注ぐにいたりしが如し。寛永十三年京極若狭守忠高、大に土工を起し堤防を築きて東流の一筋に導く。今其堤防を俗に若狭土手と云ふ。其の他旧河跡、低窪の地及び水流滞留し沼沢をなせるものも爾来漸次開拓整理せられて現状を呈するに至りしこと地形と地名とに徴して知るべきなり。
8	1930	昭和5	『島根縣史』「藩政時代下」(島根県)(p141-147)	野津左馬之助(島根県学務部島根縣史編纂掛)	(第二章京極忠高 三、斐伊川の変動と其改修) 此川の延長二十一里に及べるを以て其河線は土砂流堆作用乃至出水等に依り年々歳々多少の変移を免れざる可しと雖も洪水により著しく河線の変動を来したるは実に寛永十六年なりとす。出雲私史には「寛永十二年、出雲洪水、出雲川溢、東注飲宇湖、出雲川自船通山出、即簸川也」とありて此洪水を寛永十二年と記したるは如何なる史料によりしか明かならざれども此年にも洪水ありしものごとし。又寛永十年五月廿五日にも出水ありて武士堤破壊せり。諸記寛永十六年の洪水を記したるものあるが中にも堀尾古記寛永十六年己卯の条に「五月廿日廿一日大出水」とあるは正に此洪水を指したるものにして二日間の出水は此く本河線に大なる変動を与え宍道湖に流入せしめしものなる可し。然しかく謂へばとて寛永十六年五月洪水の為に河線なき田畠に突然大河線を出せしめるものにはあらず。此年以前已に本流は日本海に注入するもの外に八ヶの支流は宍道湖に流入せしが、偶々寛永十六年五月の大洪水に依り本流は流水路とならずして梗塞し、支流は本流となりて宍道湖に入りしなり。此寛永十六年以前已に八ヶの支流が宍道湖に入りし証は土工記に明らかなり。「土工記」引用「惣土手大ニスルノ初ナルカ故、今ニ大土手ヲハ皆若狭土手或ハ帯刀土手ト云ナリ、」
9	1936	昭和11	『明治以前日本土木史』(岩波書店)(p131-133)	真田秀吉、前田貫一、赤木正雄、栗原良輔ほか(土木学会)	(第一編 河川・運河・砂防 第一章 河川 第五節 河川別概説 斐伊川) 中世に至り、簸川平野現出して以来、斐伊川の流路は出西村より北流、川跡村より西折して神門川を合わせ、神門水海即ち神門湖となり、其水は妙見山と指海村との間より稲佐湾に入り日本海に注ぎが如し。然るに寛永十二年斐伊川洪水の爲め、流路八条となりて東流して飲宇の海(宍道湖)に注ぐに至り、湖水始めて淡水を受くるに至れり。斯の如き當時の流路は西流直ちに海に注ぐものと、東流宍道湖に注ぐものとの二箇の水となりしを以て、寛永十三年領主京極若狭忠高は、難波より川口昌賢を聘して改修工事を施工せしめたり。其工事は東流の現流路に堤防を築造したるものにして、之を斐伊川改修の濫觴とし、若狭守の築く所なるにより其堤防を若狭堤とも称せり。而して現在川跡村武志附近斐伊川敷の最も広潤なる所に、堤防屈曲して頗る奇異の形状をなせる所あり。想ふに之れ当時の河敷にして、西派を遮断せんが爲め、専ら此部に締切工事を施工したるが如く、而して改修工事は寛永十八年を以て完成し、始めて斐伊川の流路一定するを得たり。(中略)(神門川開鑿) 寛永十六年の洪水により、斐伊川流路は東折して宍道湖に注ぎ、旧川の流路埋没したるにより、茲に従来本川に合流せし神門川は吐口を失ひ湖沼を形成するに至り、出水に際し湖浜一帯氾濫の害を醸せり。

10	1941	昭和16	『松江市誌』 (松江市) (p62)	上野富太郎、野津静一郎	(第一編第三章京極氏 第三節寛永十二年の洪水) 寛永十二年国内大水ありて、簸ノ川が氾濫した。是より先き簸ノ川の水は主に西にながれて日本海に入り、一部は数条の支流を為して宍道湖に流れて居た。此の間砂泥次第に沈積して、一時的の大出水によりて遂に流向を変じ宍道湖に注ぐこととなったので、実に出雲国地理上の大変動であったと共に、爾後松江城下に水害を被らす機会を為すことと為ったのである。
11	1950	昭和25	『斐伊川史』 (斐伊川史刊 行会) (p84- 87)	長瀬定市	(第二編斐伊川変遷史 第一章由来編 第四節簸川平野の沖積 四、肥の川の東流) 斐伊川が初めて宍道湖に注ぐに至ったのは寛永十六年の洪水の時からであるというのは今日一般の定説であるが、それより四年以前の寛永十二年が東流の初めであったという史料がある。即ち出雲大社蔵書「八雲葉」に「大河神門郡々中へ流るを、寛永十二年の大洪水に彼の川初めて宍道湖に落ちて、神門の川跡原手となり追々開き埋めて良田とはなりしなり。」又同書「寛永十二亥之洪水之時始而宍道湖流図」がある。(中略) その図に説明を付して曰く、「斐伊の大河は往古より神門の郡に流れ落ちて入海に落ちたりしが、寛永十二亥年の洪水の時図する如く川筋七筋になりて初めて宍道湖へ流れれ落ちたり云々」(中略) (「出雲私史」「雲陽大数録」「明治以前日本土木史」「島根県誌」「松江市誌」を引用) 彼此考察すれば、寛永十二年に確かに東流の端を開いたと言つてよいと思う。(中略) 京極若狭守忠高が出雲守護として入部したのは寛永十一年であった。その翌十二年乙亥出雲に洪水があった。出雲川大いに溢れ、武志から東に折れ、飢字湖に注ぐようになった。(これは全流ではなく一部であったであろう) (中略) 前に述べた如く、一大樹形をなした出雲川は、京極若狭守の雄図空しく、東方への分流が久しきに亘ったのであるが、寛永十六年五月二十日二十一日の大洪水によって、出雲郡伊努郷及び美談郷のあたり、武志以北一路東流するに至り、現今のごとく宍道湖(当時飢字の海)へのコースを取るに至ったのである。寛永十二年の大洪水後出雲川が一路東流するに至ったことは寛永十六年を以て正とせねばならぬ。この東流が影響して余勢は中海を経て弓浜を漂蕩するに至った。(中略) かくの如く寛永末期は出雲地方の地理に大変革を来したわけである。
12	1957	昭和32	「風土記・斐伊川・大社」『古代文化叢書7』(島根県古代文化センター) p303-312)	美多実 「山陰新報」 1957.6.11~ 14掲載	(第6章 斐伊川の流転と洪水) 筆者は結論的に云つて斐伊川は中古以来東西両流しており少なくとも元和年中より政策的な人為的な西流の閉塞が行われつつあったと思う。そして此の様な西流斐伊川の閉塞を始めさせたのは他ならぬ元和二年(1616) 小山村三木与兵衛の菱根池干拓及び是に應ずる園村泰喜兵衛の西園干拓の開始にあった事は疑い得ない。(中略) 従つて斐伊川東流とはあくまで松江藩の土地経済前進の結果人為的に行われたもので決して『出雲私史』の云う如き寛永十二年や同十六年の洪水の結果による自然転流では毛頭ないのである。
13	1964	昭和39	『斐伊川改修四十年史』(建設省出雲工事事務所) (p65-69)	斐伊川改修40年史編集委員会	(肥の川の東流) 斐伊川が初めて宍道湖に注ぐに至ったのは寛永16年の洪水の時からであるという今日一般の定説であるが、それより4年前の寛永12年に初めて東流したという資料がある。出雲大社蔵書「八雲葉」に「大河神門郡々中へ流るを、寛永12年の大洪水に彼の川初めて宍道湖に落ちて、神門の川跡原手となり追々開き埋めて良田となりしなり。」また同書に『寛永十二亥之洪水之時始而宍道湖流図』がある。(中略) その図に説明を付していわく、「斐伊の大河は往昔より神門の郡に流れ落ちて入海に落ちたりしが寛永十二亥年の洪水の時図する如く川筋になりて初めて宍道湖へ流れれ落ちたり云々」とあり、…。(「出雲私史」「雲陽大数録」「明治以前日本土木史」「島根縣史」「松江市誌」を引用) これらにより考察すれば、寛永12年に確かに東流の端を開いたと言つてよいと思う。(これは全流ではなく一部である) (中略) 一大樹形をなした出雲川は、京極若狭守の雄図空しく、東西への分流が久しきにわたったのであるが、寛永16年5月20、21日の大洪水によって、出雲郡伊努郷および美談郷のあたり、武志以北から出雲川の全流が東流するに至り、現今のごとく宍道湖へのコースを取るに至った。(中略) このようにして寛永末期は出雲地方の地理に大変革をもたらした。
14	1965	昭和40	『簸川新田の開発』(鶴山房) (p19-22)	桜木保	(斐伊川西流時代の斐川平野) 斐伊川が西流していたといつてもそれは常に河道正しく流れていたものでもあるまい。原始自然河川の沖積作用は河口に扇状形デルタを形成しながら、自らはその沖積地の上を乱流していたものと思われる。或は北に、或は西に、東に流れ出ていたものであろう。このくりかえしが十七世紀はじめの斐伊川が東流するまでの状態ではなかったか。(中略) (斐伊川東流後の簸川平野 簸川平野の一大変革) (中略) それまでの斐伊川は乱流して定まらず、偶々、寛永十二年の出雲大洪水はこの平野に一大変革を齎した。乃ち太古及至古代よりそれまでは主として、西流を続けていた斐伊川の河道を東へかえて宍道湖へ流れる結果となったことである。人は屢々自然の前には顔すかねばならないことがある。(中略) すなわち、自然の力による東流を余儀なくされたことによって、ときの出雲藩公、京極若狭守忠高は大阪から水学者川口昌賢を招いて、茲に上方流の土木技術をもって斐伊川を治めることとなった。これによって簸川平野の沖積作用もさらに急速に東に発達して、西に於いては菱根池及周辺の沮洳地を生み出した。

15	1969	昭和44	『平田市誌』 (平田市) (p284-p298)	美多実 (平田市誌編さん委員会)	(第二編平田市域の歴史 第三章近世 第四節斐伊川河道の変遷 二斐伊川東流の問題と洪水 斐伊川東流説の検討) 通説によれば斐伊川は、寛永十二年、もしくは同十六年より古代以来の西流の流路を変えて東流し始め、出雲市武志町付近から北山山麓を東に走って宍道湖に注いだといわれている。その理由を斐伊川の洪水氾濫に求めるのが、通常であるが、詳細は一切明らかでなく、これが事実とすれば『風土記』時代以来九〇〇年の定型を破っただけに確かに『出雲私史』の示すが如く、出雲に於ける地理上の一大変動であるといわなければならない。併しこれが誤りである事は、既にふれたように中世史料を見れば明らかであるし、『中溝文書』を見れば「天正ノ時大津壇ノ上ヨリ平田町の間川除七ヶ所切申水溜被仰付候嫡子三郎五郎人夫召連罷出下知仕候」とあって、寛永以前の東流が明らかであり、上記誤伝が完全に否定されるのである。「川除」は斐伊川の本堤防を指すので天正元年の洪水の時の模様を示しているようである。(後略)
16	1972	昭和47	『斐川町史』 (斐川町) (p1038-p1049)	美多実 (斐川町史編纂委員会)	(第四編斐伊川の歴史の変遷 第三章近世の斐伊川 第一節東流と統合 いわゆる東流説批判) 通説に従えば斐伊川は寛永十二年(松江市誌説)もしくは寛永十六年(島根縣史説)より古代以来西流した流路を東に変えて、出雲市武志町付近から北山山麓附近を東流して宍道湖に注いだと言われている。そしてその東に河道を変えた理由が斐伊川の洪水氾濫に求められている。その東転の詳細は一切不明であり、学者の中には扇状地条件をもって歴史時代以来あるいは西流し、あるいは東流したと説明する人もある。(中略)しかしすでにふれて来たように中世史料をみれば中世においてすでに東流のあった事は厳然たる事実であり、今更疑う事はできない。『鰐淵寺文書』中の毛利元就、同輝元の書状等をもて直江国富郷の「河除」、或は「国富河除」、「平田河除」などの文字が永禄年中の文書として現れ、如実に上記の事実を示している。(中略)「川除」は当時の本堤防(慶長の頃の斐伊川)この頃の斐伊川は前代以来北山裾の斐伊川断層構造線相当部位の地表を東西に両流し、・・(菱根池の新田開発と西流の閉塞)元和二年(1616)から始めかつ大成したのはその子三木与兵衛であった。源四郎の事業が失敗の様に思われるのはこの菱根池が斐伊川の末流として直接つながっていた事であったと推測される。三木与兵衛はこの菱根池と斐伊川の分離を策して弥山或いは旅伏山の山頂に登って飛雲の行手をみて水路を策定したと伝えられるが、それはまさに斐伊川西流遮断、東流斐伊川の策定という堀尾政権の土地政策を示すものとみなければなるまい。それは菱根池から斐伊川の離隔なくしては正に菱根池干拓は不可能だからである。(中略)この元和二年を契機として斐伊川の主流を東流に決定した。
17	1973	昭和48	『斐伊川東流以後の沖積作用』(p47-49)	松本博	(第四章斐伊川東流以後の沖積作用 第一節斐伊川の東流) 簸川平原東部の生成発達につき、一時代を画するものは実に寛永十二年の大洪水に起因する斐伊川の東流なり。斐伊川の東流は勿論寛永を以て嚆矢とすべきに非らざることは、前節に説けるが如し。而して、寛永東流の時期につきても異説少からず。島根県史要・同旧藩美蹟・簸川名勝誌等は、十六年説を用ひたるも、出雲私史に「寛永十二出雲出水あり、出雲川溢れ、東飢宇湖に注ぎ、其流数条にして、雲中略記に七条あり、土功記に武志に三条あり、出西に八条ありと、其考今に考ふべからず」とあり、是説最も正し。其理由は京極忠高出雲の国主として、寛永十一年入国し斐伊川の東流せる数条を約して一となさんと、若狭土手を造りしこと明らかにして、忠高は同十四年江戸に没したるを以て斐伊川の東流時期を寛永十一年より十四年の間に求めざるべからず。而して、其間洪水の記録は同十二年のみなれば、東流も同年といふべき理は蓋正当なり。寛永十二年大氾濫の結果、数条に分流して東に注ぎたるは最も自然なり。
18	1986	昭和61	『四絡郷土誌』(四絡郷土誌刊行委員会)(p108)	四絡郷土誌編集委員会	(第六章近世 第一節斐伊川の東流・西流 斐伊川の東流) 古斐伊川が方向転換して東流した時期は、寛永十二年出雲洪水(出雲私史)に生じ同十六年洪水で完全東流と言う説が、「斐伊川史(斐伊川史刊行会)」の解説によって有力であった。しかし、その後の研究によって、「古斐伊川東西両流説」を美多実氏が「斐川町誌」で述べている。(以下、『簸川町誌』『第四編斐伊川の歴史の変遷』を要約)
19	1990	平成2	「中海・宍道湖の地史と環境変化」『地質学論集』36(p1)	徳岡隆夫・大西郁夫・高安克己・三梨昂	1635あるいは1639: 出雲大洪水。それまで西流していた斐伊川が東流し、淡水湖として宍道湖が誕生した
20	1992	平成4	「三木家と出雲平野の開拓」『出雲平野の開拓』(小山町郷土史研究会)(p22、p38)	石塚尊俊	(開拓の経緯) (p22) 出雲大河が東流し、それは『出雲私史』によれば寛永十二年および十六年の洪水によるものとなっているが、とにかくそのころになってもこのあたり一帯はぬかるみで…。(中略)(p38) そこへ寛永十二年の斐伊川の大洪水が起こり、いままで西流を主としていた川が東流を主とするようになった。そこで、土工もこの斐伊川の堤防工事が先だということになり、大坂から川口昌賢を招いて八条の流れを一条にまとめ、いわゆる若狭土手の築造にとりかかったことはあまりにも有名である。

21	1992	平成4	「斐伊川旧河道（寛永八流）について」『郷土史ひらた』第4号（p1）	山本和寛	現在東に流れて宍道湖に流入する斐伊川は、寛永年間以後西流することは無かったが、それ以前には、出西から北流して北山山麓付近から西流して日本海へ、また東流して宍道湖へ、時には同時に東西分流を派生する等の乱流は地形学上当然のこととして考えられるが、歴史的資料は極めて乏しい。
22	1994	平成6	『江戸時代人づくり風土記島根』（農山漁村文化協会）（p278）	池橋達雄	（神門川下流域の総合開発に取り組んだ大楯七兵衛）斐伊川本流は、慶長十二年か十六年の洪水の時、それまで大社湾に向かって西流していたのが宍道湖方面へ東流するようになったといわれます。（中略）斐伊川本流を東へ送った出雲平野西部には、人々の努力によってりっぱな耕地にできる広い場所がありました。
23	1995	平成7	『斐伊川誌』（建設省出雲工事事務所）（p170～174）	建設省局出雲工事事務所	（洪水年表）寛永12年「大洪水、斐伊川溢れて7筋となり宍道湖に注ぐ」寛永16年5月20～21日「出雲大洪水、武志堤防決壊し本流完全に東流する」（明治以前の洪水 寛永12年）この年の洪水は、発生月日は不明であるが、斐伊川東流の端を開いた洪水とされ、諸書に記録されている。（寛永16年5月20日～21日）この5月の洪水は、斐伊川の流路に大きな変化をもたらしたとされている。すなわち寛永12年の洪水で宍道湖への流入の端を開いた斐伊川は、此の洪水により、大社湾へは注がず、一筋の本流となって宍道湖へ注ぐようになったといわれている。
24	1996	平成8	「宍道湖における17世紀初頭の汽水から淡水への環境変化」『汽水域研究』3（p55、p56）	田村嘉之・丹後雅憲・井内美郎・徳岡隆夫	（考察）以上より、UnitⅡの堆積環境は汽水でかつ還元的な環境であったものと考えられる。UnitⅡおよびUnitⅠの環境解析から、宍道湖の環境が還元的な汽水環境から酸化的な淡水環境へと変化したと考えられる。（中略）宍道湖のような浅くそして平坦な湖では汽水化あるいは淡水化はすみやかに宍道湖全域で生ずる。このことから、Unit境界は同一時間面を表すと考えられる。江戸時代以前の斐伊川の流路は現在の出雲大社付近を経て大社湾へと延びていた（建設省出雲工事事務所1977）。その後、1630年代の大洪水によって斐伊川の流路は西から東に向きを変え、現在のように宍道湖に流れ込むようになった。これ以降、宍道湖は汽水から淡水環境へと変化したと考えられている（徳岡ほか1990）。（まとめ）Unit境界面は斐伊川河口から宍道湖の東部に向けて連続し、またこの境界面は同一の時間面であることが示唆された。宍道湖が汽水環境から淡水環境へ変化した時期としては、斐伊川の東流に加えて小氷河期における降水量の増加或いは海水面の低下の可能性を考えれば、17世紀初頭ごろであると推定される。
25	1997	平成9	『図説島根県の歴史』（河出書房新社）（p164）	内藤正中	（松江大橋）大橋は竹でつくったカラカラ橋であった。慶長十三年堀尾吉晴が松江で築城工事を起こすにあたり、人馬や資材輸送にたえられる堅固な土橋にかけかえた。これが初代の大橋で、寛永十三年に斐伊川が東流して宍道湖に注ぐようになり、流れが速くなったために第二代大橋にかけかえた。
26	1998	平成10	「コアSJ96の概要と宍道湖の古環境変遷」『汽水域研究』5（p9）	高安克己・出雲古代景観復元チーム	（古環境変遷について）おそらく、ユニットⅣのほとんどの期間を通じて、この閉鎖的水域には斐伊川などの大きな河川から大量の淡水が流入することもなく、また、底層水への新鮮な海水の供給もないような、特殊な環境が続いていたものと考えられる。（中略）ただし、ユニットⅣ-Mの最上部で含水比が落ち込み、粗粒の堆積物が流入したことを示唆する層準もあり、斐伊川が一時的に流入してきた可能性もある。（中略）ユニットⅤは深度からみても1630年代に起こった斐伊川の東流以後の堆積物と考えられる。現在、斐伊川からの流入量は宍道湖全体の流入水量の70%以上を占め、窒素、リン、CODの宍道湖への負荷量のうち斐伊川からの流入分はそれぞれ、47%、55%、60%に達するという（川上1981）。したがって、ユニットⅤでC/S比が増加するのは、湖底が酸化的になったことよりも湖水が淡水化したことに起因する可能性が高い。また、C/N比が低くなる理由は斐伊川の東流によって宍道湖では急速に栄養塩が増加し、プランクトンの増殖が促されたためとみてよいだろう。
27	2001	平成13	『汽水域の科学-中海・宍道湖を例として-』（たたら書房）（p139～140）	高安克己（「汽水域の科学」講師グループ）	（13章汽水域の「宿命」と「個性」「たたら製鉄」と暴れ川）斐伊川の源流は船通山にあり、幹線流路延長は153km、流域総面積は2070km ² にのぼる。このうち宍道湖に流入するまでの斐伊川の流域面積は920km ² であり、宍道湖に直接流入する周辺中小河川まで含めた流域面積の70%を占めている。つまり、単純に計算して宍道湖に流入する淡水の70%は斐伊川本流からのものと言えることができる。現在の宍道湖の水質は、それだけ斐伊川に依存するところが大きいのである。ところが、斐伊川が現在のように宍道湖に流入するようになったのは、江戸時代初期からで、1635（寛永12）年と1639（寛永16）年の大洪水によって流路が大きく変わったことが古文書に記録されている。それまでは河口は西方の大社湾に開いていた。出雲大社に伝わる古い絵図や、733（天平5）年に編纂された『出雲国風土記』にもそのことが明確に記録されている。この江戸初期の流路変化には斐伊川上流で興隆した「たたら製鉄」が大いに関係していた。（中略）「たたら製鉄」では炭を燃料に用いたから、山の森林も大量に伐採され、このため表土流出や浸食作用も当然無視できない状況になっていたであろう。斐伊川が出雲平野に流出するあたりでは堆砂量が急速に増え、河床が上がって、洪水を頻繁に繰り返すようになった。暴れ川と化した斐伊川の大氾濫が、やがて流路を大転換するまでに至らしめたのである。

28	2002	平成14	『島根県の近代化遺産』（島根県教育委員会）(p125)	安部登（島根県教育委員会）	（松江大橋）大橋川に、本格的な架橋が行われたのは慶長13年である。松江城初代城主の堀尾吉晴が松江城の築城に際し、人馬の往来、物資の輸送のために架けたのが最初である。寛永12年の斐伊川東流以後は、水かさも増し急流になったため、洪水による流出もあり、たびたび架け替えられた。また、その建設も難工事であったため、人柱源助の哀話も生まれた。
29	2004	平成16	『莊原歴史物語』（莊原公民館）(p90-93)	池橋達雄	（第四章近世 第二節江戸時代の莊原 斐伊川河道の変遷）ところが、十六世紀に入って、斐伊川本流の河道に二つの大きな変化が生じました。一は、本流が現在のように出雲岩樋・来原岩樋の間を出てから井上附近までまっすぐに北進するようになったこと、二は、本流がこの付近で東流して宍道湖へ注ぐようになったことです。（中略）第二のいわゆる斐伊川東流については、二つの説が有力でした（注③）。寛永十二年説と同十六年説です。いずれも、古文獻に斐伊川大洪水があったと記される年です。うち、寛永十六年説は、旧『島根県史』で野津左馬之助さんが主張されて以来、定説に近い有力な説となっていました。また、寛永十二年説は、『松江市誌』が主張し、これも多くの支持者を得ています。しかし、私は、元和二年（1616）に神門郡小山村の三木与兵衛が神光寺川・荒木川を開削して菱根新田（江田・八島・浜・入南・菱根五村となる）を開発する事業を始めた事実から、斐伊川本流の東流は、慶長期（1596～1615）以前のことと推定します。斐伊川本流が西流しておれば考えられない開拓事業です。しかし、現在のように斐伊川本流の東への河道が確立しその東流が確定するまでには、長期間の努力が必要でした。図57は、寛永十三年の「出雲国十二郡図」の一部です。（中略）斐伊川が、この時点、寛永十三年に、本支流ともすでに東流していることがはっきり分かります。この本支流を「寛永八流」といっています。山本和寛さんは、この寛永八流を今の地形図上にたどる研究をし、八流の川跡が微高地帯のようになっており、出雲平野の列村が自然堤防上にできたものではないとの見解を述べています。八流の川底の土砂の堆積を考えると斐伊川本支流の東流は、やはり慶長期より前と考えるほうが妥当ということのようです。 （注③）この論争はいろいろの書物に出ています。身近な文献では、長瀬定市『斐伊川史』、『斐川町史』、『斐伊川誌』などがあります。『新修島根県史』は、この問題について詳しくありません。美多実さんが『斐川町史』中での斐伊川東流の寛永一二年説・寛永一六年説を批判されているところに多くを教えられました。
30	2004	平成16	『出雲平野とその周辺 生成・発展・展望』（ワン・ライン）(p157、p176-178)	石塚尊俊	（戦国前後の西出雲 斐伊川の動静）富郷に関する明応五年（1496）三月十一日の「国造北嶋高孝注文」と題されている文章があります。これは国造北嶋高孝が、上官富清信が知行する富郷・安吾郷などから大社方へ納入すべき社得分年貢公事などを注記したのですが、この中に「川除之井料米之事、毎年うハかさの時、米式俵ほどくらなふをいたさるへき也」「川除大儀にきれ大そんまう行事候ハ、其時内檢に申しあハせられて候てせひをさため候へく候」という記述が見えます。川除とは「川をよける」の意味であり、つまりは土手をいうものです。この川除が現在の斐伊川の右岸から一キロないし二キロもの東の富郷にあったということはそこにも脈流の本が流れていたことを意味するものに他なりません。おそらくこういう流れが、文書にこそ残りませんが、まだたくさんあったに違いないのです。 （藩政下の西出雲 寛永の洪水と東流）寛永のころ、ここにまた続きざまに洪水があり、そしてこれによって斐伊川が完全に西流を絶ち、もっぱら東流する現在の形をつくりあげたのです。幕末桃好裕によって著わされた『出雲私史』に次のようになっています。（「出雲私史」引用）つまり、斐伊川は上古もっぱら西流していたが、中古に至り大いに東へも流れるようになり、その流れが数条に分かれていた。時に京極若狭守忠高が入部するに当り、これを一条にまとめることを考え、大阪から水利学者川口昌賢を呼んで事に当たさせたが、不幸忠高が逝去したため途中にして止めざるを得なかった。しかし彼の偉業は人の忘れるところとならず、中野・武志のあたりでは今もその土手を若狭土手といっているというわけです。やがて、寛永十六年代わって入部した松平直政がこれをなしとげますが、その時にも実は洪水があり、そしてこの直政の補足事業はそのときの洪水による流路の変更を多分に利用するものであったやにも思われます。これについて『出雲私史』にはただ「是歳、出雲大河大に溢れ、武志より東に折れ、飢宇湖に注ぐ」としか記していませんが、同じ桃の手になる『松江藩祖直政公事蹟』には「京極家断絶して事成らざりしに、今度の洪水にて勞せずして一筋となれり」と記しています。むろん「勞せずして」ということはなかったはずですが、それにしても西流が東流し、そして固定する時期にきていたことは事実でしょう。（中略）ところが、ごく最近、このことを考えるのにまことに恰好な図が相次いで検出され、しかも出版されました。すなわちさきに戦国時代の終わりのところで触れた、慶長十年と寛永十年との両度の図です、（中略）ともあれ、こうして斐伊川は、いわゆる寛永東流までのところでも、すでに数条の派流を出していました。

31	2005	平成17	『島根県の歴史』(山川出版社)(p233-237)	松尾寿	(8章藩政の展開 出雲地方の洪水と佐陀川の開鑿 斐伊川流路の転換) 寛永十(1632)年五月に終日大雨が続いてことのほか大洪水となり、このとき斐伊川下流の神門郡武志村(出雲市武志町)付近の右岸の上手が決壊して東へ大洪水があふれた。この年十月、松江藩主堀尾山城守忠晴は病死して嗣子がなく断絶となり、翌十一(1634)年間七月、松江藩主となった京極若狭守忠高は、早速この斐伊川の土手修復からはじめなければならなかった。ところが翌寛永十二(1635)年、出雲平野で斐伊川があふれ、武志村付近で本流が東へおれ、飢宇海(近世中期より宍道湖の名が定着)へそそぐようになった。おそらく寛永十年の土手決壊の箇所がふたたび決壊し、そのまま川になってしまったのであろう。これまでも斐伊川はしばしば氾濫をおこしたため、出雲郡出西村以北にはすでに八本の枝川ができて飢宇海へもそそいでいた。そこで京極若狭は本流の東流を機に河口を一本化しようと考へ、治水学者川口昌賢を大坂から招いて設計させ、大規模な事業計画を立てて築堤工事にはいった。忠高は工事なかばにして病死し、京極家が一旦断絶したためこの事業は挫折したが、斐伊川下流左岸武志辺りの西流をふせぐかのような堤や、中流右岸木次辺りの桜並木土手などは、若狭守の工事の名残りとして「若狭堤」の名称が残っている。また、簸川地方では土手普請のことを「若狭をかける」という。若狭堤の名は能義郡井尻村(伯太町井尻)から安来に至る伯太川の堤にもその名があり、治水が京極藩政の重要課題であったことがわかる。ついで寛永十六(1639)年には、またも大洪水があり、東流して飢宇海にそそぐ枝川がさらにふえ、西北流していた本流跡はもちろん、いくつかの枝川も流水路ではなくなり、やがて新田開墾などに利用されていった。このため斐伊川河口の流路の転換は寛永十二年から同十六年にかけて進んだとみられている。一方、斐伊川の吐き出す川水を一手に飲みこむこととなった飢宇海(宍道湖)は、しばしば許容量を超えた水が流れこむため、周辺にあふれたり、さらに東へ奔流して内海(中海)や夜見浜半島(弓浜半島)などにも影響をおよぼした。江戸時代出雲地方のおもな洪水を見ると234・235頁の表のようである。これによると松江藩はたえざる洪水との戦いの連続であったといえる。
32	2006	平成18	「出雲平野-宍道湖地域における完新世の古環境変動」『第四紀学』45(p399)	山田和芳・高安克己	(コアに記録される完新世の古環境変動 SJ96コア) 次の6000-400年前以降になると、さらに堆積速度はちいさくなり、TOC・TS速度も高くなる。これは、前ステージよりも強い閉鎖的な汽水環境が続いたことが推定される。400年前以降になると、堆積環境は一転して大きくなり、TOC・TS濃度も小さくなることから低塩分汽水～淡水環境になったと推定される。これは、出雲平野を流れる斐伊川が東流して、宍道湖に注ぎ込むようになったためと考えられる(田村ほか1996)。
33	2006	平成18	「斐伊川東流イベントとそれが及ぼす堆積環境への影響」『第四紀学』45(p375,p385)	瀬戸浩二・中武誠・佐藤高晴・香月興太	(はじめに) 斐伊川本流は宍道湖に直接流入し、その水量は流域面積から単純計算して約70%と見積もられている(高安・出雲古代景観復元チーム1998、高安2001)。現在のように斐伊川本流が宍道湖に流入するようになったのは江戸時代初期からで、それまでは大社湾に向かって西に流れていた(徳岡ほか1990)。1635年、1639年に起こった出雲大洪水によって、斐伊川は東に流路を変えたことが古文書に記録されている(高安2001)。このような河川システムの変化は宍道湖の湖水環境にも変化を与え、それ以前の閉鎖的な汽水環境から淡水環境に移り変わったことが堆積物にも記録されている(鹿島・中海・宍道湖自然史研究会1990、徳岡ほか1990、三瓶ほか1994、高安・出雲古代景観復元チーム1998)。このような斐伊川東流イベントは、堆積物中のイオウ(TS)濃度が大きく変化することから、イベントの層準を容易に認めることができる(三瓶ほか1994、田村ほか1996)。(考察 斐伊川東流イベントについて) 過去4000年間で宍道湖におけるもっとも劇的な環境変化は、1630年代に起きたとされる斐伊川東流イベントである。このイベントは、1635年、1639年に起こった出雲大洪水によって引き起こされた(高安2001)。一方コアの解析結果からも、閉鎖的な汽水環境から淡水環境に移り変わる劇的な環境変化が明らかになっている。徳岡ほか(1990)は、コアの科学的な解析結果と古文書による歴史的記録を対応させ、 ²¹⁰ Pbや ¹³⁷ Csによる年代測定の結果との整合性から、斐伊川東流に起因する変化と結論付けた。劇的な変化をもっとも明瞭に示せるプロキシ-はTS濃度変化で、測定された多くのコアで顕著な変化が認められている(三瓶ほか1994、田村ほか1996、高安・出雲古代景観復元チーム1998)。TS濃度が顕著に変化する深度は、コアによって大きく異なるが、田村ほか(1996)で議論されているように、同一時間面を表していると考えられる。また、表層からTS濃度変化深度までの層厚が斐伊川に向かって大きくなることから、斐伊川東流イベントと関連があることを指摘している(中略)これらの結果から、この環境変化が斐伊川の東流に起因するということは、ほぼ断定してよいと思われるが、それが1635年あるいは1639年であったかはまだ疑問の余地がある。

34	2010	平成22	『斐伊川治水の歴史と水郷松江』『水利科学』No313 (p3)	大矢幸雄	(斐伊川の洪水の歴史) 寛永年間には大きな水害が多発している。寛永10 (1633) 年の洪水は、本流右岸の堤防が決壊して大きな被害をもたらした。その復旧も十分でないまま同年に藩主堀尾忠晴は逝去し、翌年、若狭国より入国した京極忠高は、慶長15 (1610) 年より禁止されてきた鉄穴流しを、商品経済に理解を示して再開を許可した。この再開によって土砂の流出量が増え、斐伊川河床の上昇による洪水の危険性が増大していった。松江藩では、下流部の土砂が堆積した河道を付け替える、いわゆる「川違え」工事を何度か行って、新たな川筋を設けて水害に備えてきた。この工事は、沖積平野に新田を増やすという効果もあった。京極氏は、網目のように分流している斐伊川河口の流路を1本にまとめる工事を開始している。この工事は、寛永15 (1638) 年に入国した松平直政に引き継がれ、寛永16 (1639) 年頃には斐伊川本流が完全に宍道湖に流入するようになった。斐伊川の東流により、低平な砂州上に建つ城下町松江はその後頻繁に水害を被ることとなった。
35	2010	平成22	『斐伊川水系河川整備計画(国管理区間)』(p9)	国土交通省中国地方整備局	(斐伊川水系の概要 歴史) かつての斐伊川と神門川は、それぞれ「出雲大川」、「神門川」と呼ばれ、出雲平野を西に流れ、共に神門水海に注いでいた歴史があります。その後、寛永年間の大洪水を契機に斐伊川は流れを変え東流し宍道湖に注ぐようになったといわれています。
36	2011	平成23	『出雲北浜誌』(北浜自治協会) (p234)	池橋達雄 (出雲北浜誌刊行委員会)	(第二編北浜の歴史 第三章中世-鎌倉・室町時代 毛利元就の洗合進攻) (永禄5、6年 [1562、63] の史料紹介) この書状と続く二月五日の書状から、すでに杵築に来ている船二艘と新たに九州小倉から回漕した船二艘の四艘に食糧などを積んで、大社湾から林木沖を経て宍道湖へ引手によって移動させようとしていることが分かる。ここで興味深いのは、当時の斐伊川の流路も分かることである。八世紀の「出雲国風土記」によると、斐伊川の本流は、南の山間から出たあと、東北方に進み、いまの斐川町富村を通過したあと左(西)へ曲り、出雲市の武志町・江田町を経て、「神門水海」に入り、いまの神戸川の河口付近で大社湾へ出ていた。私の考えるところ十六世紀の天文期(1532~54)ごろの洪水で南の山間から本流は北方へ直進し、出雲市の東林木町・西林木町の南方でY字形に分かれ、左(西)側は旧道を進み、新しく右(東)へ大きな分流ができ、美談町・西代町を経て宍道湖に流入するようになった。(中略) 水夫たちは、大社湾から斐伊川をさか上り、林木沖ではおそらく陸上しばらくの間船を引き、ふたたび斐伊川の東方分流に船を浮かべ、流れを下って宍道湖へ出、湖上洗合まで船を進めるよう命じられたと思われる。 (第四章近世 斐伊川・伯太川の治水事業) 中世に入って、永禄期(1558-70)以前、それまで、富村を北上し、別名、北島の北辺を西流していた本流が、大津・出雲間から北へ直進するようになったようである。北に直進する本流から西と東にいくつかの分流ができ、大社湾と宍道湖に注ぐ時期があったようである。そして、近世慶長期になると「慶長日本図」が示すように東流して宍道湖に注ぐようになった。「寛永出雲国絵図」(寛永10年・1633)もそのことを示している。元和二年(1616)三木与兵衛が旧神門水海の北の部分当時菱根池の水を堀川・荒木川で抜いて干拓し新しく五村が生まれたと記録にあるが、これは斐伊川が東流するようになったことを前提にして可能だったわけである。斐伊川は、しかし、東流後も低い自然堤防による多くの分流があつて、寛永期の初期にはそれらの分流は寛永八流と呼ばれていた。これらの分流を整理して人工堤防によって一本化し、斐伊川の両岸を洪水から守ろうとしたのが京極忠高である。
37	2012	平成24	『島根の国絵図』(今井印刷) (p23、注p61)	池橋達雄 (島根大学附属図書館)	(第二章出雲国絵図 慶長出雲国絵図) この流路(西流)は、中世末十六世紀前半までこのようであった。しかし、永禄元年(1558)以前の大洪水で、南部の山間から出た本流は、まっすぐ北進して、現在の本流流路を通るようになり、武志付近で二つに分かれ、西流が旧本流の流路を通り、新しい東流が東方の宍道湖へ向かうようになった(注)。(注:出雲市斐川町名島の佐藤家に残る延福寺伝にこの永禄元年にもと西方にあった寺が流され現在の地に移ったと記されていると、佐藤嘉紀氏に教示を受けた。また、島根大学の長谷川博史氏の教示によると、永禄五年から六年にかけて出雲へ進攻した毛利元就は、大社湾から四隻の軍船を西流から遡らせ東流で下して松江洗合に出城を築いたことを示す元就書状があるとのことで、私は、編著『出雲北浜誌』でこのことを詳述している。なお、斐伊川本流の東流は、『島根県史』や『松江市誌』ではそれぞれ寛永一六年、寛永一二年とされ、近年までそれらのいずれかの年と考えられてきた。)
38	2014	平成26	『出雲の山・川・平野・海岸 地形地質の点描』(高浜印刷) (p30)	成瀬敏郎・山内靖喜・武島正幸編	(第1章出雲の山々 斐伊川の鉄穴流しによる土砂) 斐伊川が出雲平野を北流する区間、出雲市大津から武志までの等高線を見ると、川の右岸と左岸とでは、平野の高度にかなりの差があります。右岸側が平均して1~2m高くなっています。これは、洪水時の氾濫が西側より東側に多かったため、斐川町方面で土砂がより厚く堆積した結果です。その原因としては、右岸側にはあまり堅固な堤防が築かれなかったことが考えられます。江戸時代の初め、斐伊川の東流を固定化し宍道湖側に新田開発をしようとした松江藩の意図が、その背景にあったと思われます。(林正久)

39	2016	平成28	「斐伊川下流域の自然環境変遷史 斐川平野と宍道湖の生い立ち」『河川』（日本河川協会）No. 843 (p55-60)	高安克己	<p>(はじめに) 宍道湖の場合、その水の70%は斐伊川本流から流入し、集水域に大雨が降ると大橋川にはけ口を求めて水が集まる松江の城下はしばしば洪水にみまわれた。しかし、堀尾吉晴が松江城を築き街を建設した当初、つまり1600年代当初は、斐伊川の本流はまだ宍道湖に流れ込んでおらず、松江は静かな「入海」に面した山紫水明の地であった。斐伊川が出雲平野を東流して宍道湖に注ぎ込む現在の流路が確定したのは1630年代とされている。以後、この地方の人々は水と闘い、水を治める努力をひたすら続け、現在に至っている。(中略)</p> <p>(斐伊川の東流 - 激変した宍道湖の水環境) 近世に入る頃より下流の水環境は、上流域の開発や産業の発達と大きく関わりを持ってくる。その兆候はすでに1000年程前から現れており、例えばSJ96コアや神西湖のコア分析では、中世以降、堆積物中のアルミニウム濃度が増加する傾向が見られる。アルミニウム濃度は風化残留土壌の増減の指標として有効で、集水域からの土壌運搬を反映して洪水時にはピークを示す。中世以降、この値のベースが上昇し、しかも何度も洪水を示唆するピークが現れている。集水域の山野の人為的な利用が進んできたことを示すものであろう。また、SJ96コアではコア深度78cmで初磁化率の急増が見られ、同時にイオウ量 (TS) が急減する。前述できるように初磁化率は磁鉄鉱など外来性の磁性鉱物の増加を、また宍道湖の場合イオウは海水起源と考えられることから、この層準は斐伊川が直接宍道湖に流れ込むようになり、当時出雲地方で隆盛期にあったたたら製鉄の影響が強く現れるようになったことを示す、と理解できる。たたら製鉄では風化した花崗岩の山を崩し、マサ土を川に流して比重を選鉱する鉄穴流しという方法で原料となる砂鉄を採取していた。以後、大量の土砂と淡水が斐伊川を介して宍道湖に流れ込むようになった。斐伊川が流れの向きを東に変え、直接宍道湖に流れ込むようになったのはいつか？ 一般には1635 (寛永12) 年あるいは1639 (寛永16) 年とされているが、これには異論もある。古文書や絵図などの解釈から、もっと古くから斐伊川は宍道湖に注いでいたという意見も根強い。しかし、SJ96 も含め宍道湖のどのコアでもこれほど顕著に現れる上記のような異変は1層準しかなく、堆積速度から見てもそれが1630年代に起こったとするのが妥当である。もちろん斐伊川は大きなファンデルタをつくっているのだから、分流したいくつかが宍道湖に流れ込んでいた可能性は否定できないが、主流はやはりずっと西に向いていた、と考えた方がよさそうである。</p>
40	2017	平成29	『出雲市歴史文化基本構想』(出雲市) 第3章 (p108)	出雲市	<p>(第3章 関連文化財群の設定と取組の展開 治水・開拓の歴史と屋敷構え～水と生き、農地を開拓した先人たち～【関連文化財群のストーリーと特色】) 斐伊川はかつて、神戸川とともに神門水海を経て日本海に注いでいましたが、中世末から近世初頭にその流れを完全に東に変えました。その後、寛永期に松江藩によって若狭土手が築かれると斐伊川東流は恒久的なものになり、現在のように宍道湖・大橋川・中海を経て日本海に注ぐようになりました。</p>
41	2019	平成31	『松江市史』通史編「近世I」(p63-64)	西島太郎 (松江市史編集委員会)	<p>(第一章 松江藩の成立 第二節 京極氏の入国 斐伊川・伯太川の若狭土手造成) 山陰地方において忠高の行った事業で最も有名なものが、斐伊川の流れを東流させるために築いた「若狭土手」と呼ばれる大土手である。寛永十二年 (1635) 正月に忠高が領国内の堤普請を確実に進めるよう家老へ命じていることは、忠高の関心の中心が領国内の河川改修にあったことを示している。(中略) 斐伊川の流れは、古代では山間部から北上し、平野部で西流して日本海へと抜けていた(『出雲国風土記』)。現在の様に主流が東流する時期は、一六三〇年代であることがボーリング調査による地層分析で明らかにされている(高安2016)。忠高が出雲・隠岐両国を拝領したのが寛永十一年 (1634) であるので、斐伊川の主流が東へ向かって流れを変えつつある時期であった。</p>

注

- (1) 松江市史編集委員会2017『松江市史』史料編「近現代Ⅰ」（皇国地誌）、稲田信2019『松江市史』から読み解く「大橋川」と「大橋」の名称由来「推論：『大橋』の名称起源と斐伊川東流について」『松江市史編纂コラム』松江市歴史まちづくり部史料編纂課。現在の「松江大橋」は第17代と数えられ、大正3年（1914）に「新大橋」が架けられるまでは松江の南北を結ぶ唯一の橋であった。なお、万治3年（1660）の「元明大橋（第3代）」から明治7年（1874）に「松江大橋（第14代）」と名が定まるまでは、松江・普門院住職によって代々「〇〇大橋」と命名されたとされる。
- (2) 「白濁橋」の名称は、観応元年（1350）の北垣光昌軍忠状（小野家文書）ですでに確認でき、その姿は応永5年（1398）成立とされる「大山寺縁起絵巻」に描かれている。また、白濁橋姫社（現在の賣布神社）の名称も中世文献史料で確認でき、「堀尾期松江城下町絵図」（島根大学附属図書館蔵）でも所在が確認できる。松江市史編集委員会2013『松江市史』史料編「古代・中世Ⅰ」、松江市史編集委員会2014『松江市史』史料編「中世Ⅱ」、松江市史編集委員会2016『松江市史』通史編「中世」
- (3) 黒沢長尚編、出雲国の地誌。隠居した松平綱近（前藩主）の命により宝永2年（1705）から編纂は始まったが、綱近が同6年に没し一時中断した。しかし、宝永2年時点で国中の古書跡は既に収集されていた。歴史図書社1976（島根県内務部1910を復刻）より引用。
- (4) 藩行政に携わる者が参照すべき便覧とも呼べる書。明和4年（1767）から天明2年（1782）に成立した。松江市史編集委員会2011『松江市史』史料編「近世Ⅰ」（雲陽大数録）より引用。
- (5) 初代の橋は、堀尾氏が城下町形成時に架けたとされる「大橋」が思い当たる。「松江亀田山千鳥城取立之古説」（島根県立図書館蔵：松江市史編集委員会2018『松江市史』別編「松江城」）には、「下和田見より松江獵師町へ船渡りニ而御座候、依之早速大橋掛り申候由」と記されている。
- (6) 小泉八雲は、著書の中で次のように伝えている。「慶長時代に出雲の大名となった堀尾吉晴が、始めてこの河口へ橋を架けようとした時、大工が幾ら骨折っても駄目であった。柱を支える堅固な河底が無いやうであった。沢山巨石を投げ込んで見たが、何の甲斐も無かった。昼間の作業は夜の間に流されたり、丸呑みにのみこまれたからである。しかし畢竟、橋は架った。が、直ぐに柱が沈み出した。それから洪水のために半数も柱が流された。修復すれば、また壊はれる。そこで人身御供して、水神の怒りを宥めることとなった。水流の最も意地悪い、中央の柱の根本へ、一人の男を生きながらに埋めた。それから橋は三百年間びくとも動かなかった。犠牲になった男は、雑賀町に住んでいた源助といふ者であった。それはまち（襦）のない袴を着けて橋を渡る者があれば、それを埋めることに決めてあった。すると、まちない袴を穿いていた源助が、渡らうとしたので、犠牲になった。その訳で、最中央の橋柱は源助柱と名が附いていた。」（ラフカディオ・ハーン、落合貞三郎他訳『小泉八雲全集第三巻』1926第一書房）
- (7) 堀尾氏と「大橋」建設については、興味深い伝承がある。元史料編纂課主任編纂官内田文恵氏の祖母の実家は「大橋」姓をもつ家だという。この大橋家は代々大工を家業とし、「大橋」姓を名乗るにあたっての家名伝承があったという。それによれば、「先祖は堀尾さんについて広瀬から移住し、白濁と末次の間をつなぐ橋の普請を堀尾さんに命じられた。苦難の末、橋の普請を成功させた功により、橋の名にちなんで「大橋」の名を与えられ、以後、大工町（現松江市灘町）に住み大工の頭分として多くの弟子を抱えた。屋敷を構え、天満宮までは自分の土地のみを通って行けた。」というものである。明治6年（1873）作図の「沽券台帳」（地籍図）には、確かに大工町に「大橋重助」の敷地が載っている。残念ながら、大橋家の家名は現在絶えており、堀尾氏に命じられて橋を普請し、橋名にちなんで「大橋」姓を与えられたという家名伝承を示す史料は伝わっていないという。しかし、この家名伝承は、「源助伝説」と同様、白濁と末次の間で堀尾氏（松江藩）が直接関わるような大きな橋（大橋）の普請が行われたこと、功勞として橋名である「大橋」の姓が与えられるほどの普請の困難さを伝えたものとも推測できる。
- (8) 松江市史編集委員会2013『松江市史』史料編「古代・中世Ⅰ」、松江市史編集委員会2014『松江市史』史料編「中世Ⅱ」、松江市史編集委員会2016『松江市史』通史編「中世」
- (9) 建設省中国地方建設局出雲工事事務所1995『斐伊川誌』（p29）、高安克己2001「13章汽水域の「宿命」と「個性」『汽水域の科学』たたら書房 など
- (10) 高安克己2016「斐伊川下流域の自然環境変遷史-斐川平野と宍道湖の生い立ち-」『河川』No. 843日本河川協会
- (11) 瀬戸浩二・中武誠・佐藤高晴・香月興太2006「斐伊川の東流イベントとそれが及ぼす堆積環境への影響」『第四紀研究』45-5など
- (12) 黒沢石斎著。上巻は承応2年（1653）、下巻は寛文元年（1661）成立。松平綱隆に従って出雲国入りし、国中を巡っ

て見聞した記録を江戸の母に報告した地誌。谷口為次編1914「懷橋談」『出雲文庫第2編』

(13) 雲州松平家文庫（松平家旧蔵、島根県立図書館蔵）。松江松平家に伝わった藩主の年譜。

(14) 藩へ提出された書出や「出雲風土記抄」などを編集した出雲国の地誌。編者、成立年代の明記はないが、18世紀半ばの成立と考えられる。松江市史編集委員会2011『松江市史』史料編「近世Ⅰ」（出雲鑑）

(15) 普請奉行所の治水に関する業務資料で、普請奉行が業務を遂行するにあたっての手引や河川に関する基礎資料などが記されている。宝暦9年（1765）に富永頭頭が記したものに追加を加え成立している。近世の出来事として、斐伊川の流路変更や、宍道湖・大橋川の急激な環境変化については確認できないが、「簸川論」として、西流時の流路や京極氏が一筋にまとめようとした東流八筋について検討を加える。また、「今ニ大川土手ヲハ皆若狹土手或ハ帯刀土手ト云也」という記述もあり、出雲市武志町付近の通称「若狹土手」は、「帯刀土手」（帯刀先生=堀尾吉晴の官職名）とも呼ばれていたことが確認できる。

(16) 桃節山（好裕）著。文久2年（1862）成立。明治以前の出雲の歴史を完述した唯一の史書。桃節山没後の明治25年（1892）に原文（漢文編年体）により刊行され、大正3年（1914）に平易に書き下ろし、難字に仮名付けをした谷口為次編『和譯出雲私史』が『出雲文庫第3編』として刊行された。

(17) 延宝2年の洪水については、「雲陽大数録」、「家譜上」・「網隆年譜全」（雲州松平家文庫）、「出雲鑑」、「出雲私史」ほか、多くの文献史料に災害の状況や対策等の記述が載る。また、松江藩の国令（松江市史編集委員会2013『松江市史』史料編「近世Ⅱ」）によれば、質素儉約や殖産奨励などの法令が、洪水を契機に松江藩より出されていたことが分かる。

(18) 川村博忠2010『江戸幕府の日本地図－国絵図・城絵図・日本図』吉川弘文館、川村博忠2012「寛永期に2度作成された中国筋国絵図－寛永10、15年出雲国絵図の比較－」『松江市歴史叢書』5（松江市史研究3）松江市教育委員会、松江市史編集委員会2014『松江市史』史料編「絵図・地図」

(19) 注16に同じ。本稿では引用文として『和譯出雲私史』を用いたが、参考のために明治25年刊行『出雲私史』（後京極氏 忠高）寛永12年の当該部分を以下、抜粋する。（原文縦書）「（寛永）十二年。出雲洪水。出雲川溢。東注飡字湖。（中略）中古。出雲川水漸東。入飡字湖。至是。大東注。其流数条。〔雲中略記云。有七条。土工記云。武志有三条。出西有八条。其詳今不可考。〕忠高欲約数流為一。召通水利者川口昌賢於大坂諮之。昌賢来居西代村。〔在橋縫郡〕百許日。乃起功。及忠高卒而遂不成。時作堤於中野武志。俗呼曰若狹堤。蓋上世以出雲川水路。分郡界。北為出雲。南為神門。及出雲川東注而其地為田。遂割出雲郡杵築郷〔自園荒木浜諸村。至北海。皆是也。〕及伊努〔矢尾日下里方。三村。〕河内〔上郷中ノ島船津。三村。〕二郷之半。属神門郡。此出雲国地理之大变革也。然未詳其在何年也。」

(20) 桃節山（好裕）著。松平直政の事蹟録。成立後まもなく慶応3年（1867）に活板百部限定で刊行され、大正5年（1916）に片仮名交じり文を平仮名に直した谷口為次編『松江藩祖直政公事蹟』が『出雲文庫』第4編として刊行された。

(21) 「鉄山旧記」（糸原武太郎所蔵）（島根県編「史料編2 近世上」『新修島根県史』p584）には、「同（慶長）十五年、御入部、鉄山御停止、此通砂流込候而ハ、湖水江砂入、年々埋リ、後代ニ至要害之障リニ可相成事眼前也、然時先代懸將有テ此湖ヲ埋リ、要害之妨とし候瑕瑾ナリトテ、鉄穴停止と申伝候」と記されており、堀尾氏による鉄穴停止の理由を「湖水江砂入、年々埋リ、後代ニ至要害之障リニ可相成事眼前也」としている。この記述が正しければ、堀尾氏の出雲国入部の頃には宍道湖に斐伊川の砂が流れ込むような状況が生じていたことを示している。また、天正3年（1573）に島津家久一行が宍道湖西端で蓮が一町（約100m四方）ばかり咲乱た中を船で移動している（「島津家久上京日記」）。さらに、松江の名称由来では淡水性の蓴菜じゆんさいが採れ名物だと伝えている（「松江と名付け給ふ事は異朝に呉といふ国に松江といへる所あり此湖の中に鱸という魚蓴菜といふ水草ありて名物なり此城下宍道湖の水中にも鱸魚蓴菜ありて名物なりて松江と名付け給ふといへり〔雲陽誌〕」、「松江と府名を付る事、円成寺開山春龍和尚の作なり、唐の松江鱸魚と蓴菜と有るか故名産とす、今城府も其きんこうに似たれば松江と称すと云々（雲陽大数録）」）。これらの記述は、松江開府までには宍道湖は既に淡水化（斐伊川東流）していたことを示しているのかもしれない。なお、「宍道湖」の名称の初出は黒沢石齋が承応2年、寛文元年（1653、61）に著した「懷橋談」とされるが、同書には宍道湖を「佐太の湖」「湖水」とも表現しており、「湖」「湖水」＝淡水という認識があったとすれば、湖と称され始める時期も参考となるのかもしれない。

(22) 『島根縣史要』初版は明治40年5月10日に発行され、同年5月23日に島根県庁で県知事より皇太子に献上された。翌明治41年3月20日には再版が発行され、初版にはなかった例言と跋文が加えられている。この例言によれば、第一編第一、第二、第三、第五、第六、第七、第八、第十二、第十三、第十六、第十七各章は上野富太郎、第一編第九、

第十（第七節を除く）、第十五、第十八及び第三編第一、第二、第三、第五各章は野津左馬之助が執筆したことが分かる。再版跋文には、「わが県は自然の風物の外一つとして畏き御あたりの御目に触れさせまつべきものなきが独り神代以来の古国にして従うて史蹟に富みつればその梗概綴りて台覧に供えまつらば或いは僻地降臨の御旅懐を慰め奉るの一端にもならむかとして県立学校のその道の教諭等に囑託するが此書なりけり」「此書は上に述べたる如き次第にて編みたれば固より県下史蹟の概要に止まれどもこれまでかかる類の書なければ見む人の参考とならむかとして印刷の余れるを書肆して広く頒たしめしに久しからずして売り尽くし尚ほ求むる人のあるままに更に訂正再版せむ」とある。山陰行啓にあたり県立中学校の教諭であった野津、上野らが執筆を委嘱されたこと、島根県の歴史概要を記した類本はそれまでは無く、売尽くしのため再版されたことが分かる。

- (23) 『島根縣史』の編纂は明治43年（1910）に島根県議会で可決され、翌44年4月に野津左馬之助が島根縣史編纂委員に囑託されて始まった。徹底した史料調査に基づく『島根縣史』全9巻は、ほぼ野津一人の努力により執筆・編纂されたもので、第1巻が発刊された大正10年（1921）までを史料集に費やし、最終巻の発刊は昭和5年（1930）である。
- (24) 『松江市誌』は、明治43、44年（1919、11）頃、福岡世徳松江市長より上野富太郎、野津静一郎に編纂の依頼があり、廃藩置県までは完成し松江に提出されたが出版に至らなかった。昭和9年（1934）に石倉俊寛松江市長より再度両名に編纂の依頼があり、昭和16年（1941）に発刊された。
- (25) 『島根県誌』は、大正3年（1914）から当時の教育界の要請に応じ島根県内の地理、地質、生物、歴史などをまとめた図書を作成するために編纂が始まった。序によれば、松江中学校教諭野津静一郎、島根縣史編纂主任野津左馬之助、他に師範学校教諭2名が編纂委員に委嘱され、野津静一郎は、「後編処誌、地質・生物・歴史に関する事項を除く」、野津左馬之助は、「前後両編を通じて歴史に関せる次項」を分担した。原稿は大正6年には概ね完成したようで、この間約20回の会合の中で編纂の方針・研究調査の方法・失費の分担を定め、研究上の意見交換を行い、しばしば各地に出張し踏査を行ったという。本書の斐伊川東流に関する記述は『松江市誌』を執筆する野津静一郎によるが、編纂には、『島根縣史要』『島根県旧藩美蹟』『島根縣史』で斐伊川東流について執筆した野津左馬之助も参加している。
- (26) 寛永12年（1635）1月、忠高は領国内のことについて指示を出し、「一、國中川よけ堤普請之事、随分無油断可被申付事」と、国内の川除（河川氾濫防止のための治水工事）や堤普請は、油断なく行うよう命じている（史料編「近世Ⅲ」京極期52）。「土工記」（前掲注15）には、「京極若狭守忠高公主護之時、此八筋ヲツニせん和大坂より水学者川口昌賢ト云者来テ、西代灘分辺ニ一百日逗留して水道ヲ考ふ、侍ノ所指渡一筋川ノ普請初れり、程なく京極家断滅テ、中途ニシテテ（ママ）捨り、後直政大君之御代ニ至而此川成就す、此節惣土手ヲ大ニするか初なるか故、今ニ大川土手ヲハ皆若狭土手或ハ帯刀土手ト云也」とある。また、「京極若狭守様御代ニ川老筋ニ被仰付候次第」（母里源次郎蔵文書）（史料編「近世Ⅲ」京極期75）には、河川の氾濫や管理の負担に対応するために川筋を一つにして「大川」とするに至ったこと、「大土手」を築いたことなどが記されている。
- (27) 『斐伊川史』は、昭和25年（1950）に長瀬定市編により「斐伊川史刊行会」から刊行された。小学校長を勤めた郷土史家の長瀬は、昭和21年から防災の観点から斐伊川史の解明を志し起稿するが、「斐伊川史刊行会」が会長に島根県知事、役員に県議会議員、県庁幹部などが名を連ねたように、刊行時には斐伊川治水事業を進めるうえで政治的・行政的に待望される著作物となっていたことが分かる。今日まで、『斐伊川史』に並ぶ斐伊川の総合的な歴史書は見当たらない。
- (28) 『明治以前日本土木史』は、昭和7年（1932）に土木学会内に「明治以前日本土木史編纂委員会」を設け編纂が始まった。土木学会が編纂した正史としての土木史とされ、昭和11（1936）年に出版された。わが国有史以来、江戸時代末期までを扱った土木総合史で、土木界にとどまらず、文学・演劇など広範囲の分野で貴重な資料として活用された。
- (29) 昭和32年（1957）6月11-14日付「山陰新報」に掲載。島根県古代文化センター2001「風土記」『古代文化叢書』7に再録。
- (30) 徳岡隆夫・大西郁夫・高安克己・三梨昂1990「中海・宍道湖の地史と環境変化」『地質学論集』第36号
- (31) 池橋達雄2004『莊原歴史物語』莊原公民館
- (32) 出雲北浜誌刊行委員会（池橋達雄ほか）2011『出雲北浜誌』北浜自治協会

謝 辞

本校執筆にあたり、高安克己氏、瀬戸浩二氏、内田文恵氏、大矢幸雄氏、西尾克己氏、岡崎雄二郎

氏、小山祥子氏、徳岡隆夫氏、入月敏明氏、古川寛子氏より、資料の提供や貴重なご教示をいただきました。皆様に心からお礼を申し上げます。

(いなた まこと 松江市歴史まちづくり部次長)

汽水域研究からみた斐伊川東流イベントとその問題点

瀬戸浩二

はじめに

宍道湖は、島根県東部に位置する低塩分汽水を示す海跡湖である。湖水が低塩分汽水を示すのは、宍道湖の70%の水量に相当する河川水を注ぐ斐伊川の存在が大きく影響をしている（高安ほか、1998；高安、2001）。斐伊川は、幹線流路延長が153kmに達する出雲地方最大の河川である。しかし、現在のように斐伊川本流が宍道湖に流入するようになったのは江戸時代初期からで、それまでは大社湾に向いて西に流れていたとされている（徳岡ほか、1990）。斐伊川は、1635年及び1639年に起こった出雲大洪水によって、東に流路を変えたことが古文書に記録されている（高安、2001）。そのような大きなシステムの変化が起れば、その影響を受ける湖沼環境にも大きな変化をもたらすだろう。宍道湖ではいくつかの地点でコアが採取され、堆積物に記録された古環境が解析されている。その結果、閉鎖的な汽水環境から淡水環境に移り変わったことが明らかとなり、それが斐伊川の東流と考えられている（徳岡ほか、1990；鹿島ほか、1990；三瓶ほか、1994；高安ほか、1998）。特に堆積物中の全イオウ（TS）濃度は大きく変化することから、それによって斐伊川東流の層準を容易に認めることができる（三瓶ほか、1994；Sampei et al., 1994；田村ほか、1996；瀬戸ほか、2006）。しかし、その年代については確度が低く、十分に立証されていると言えない。一方でそれを否定する根拠も乏しいと言わざるを得ない。本報告では、瀬戸ほか（2006）で得られた結果について新データを加えた上で、斐伊川東流前後の環境変化を中心に再検討を行ない、その年代に関する問題点を整理する。それにより、今後の地球科学的な研究の方向性を提示したい。

1. 調査地概要

宍道湖は、総面積79.1km²、最大水深6.4mの低塩分汽水湖である。現在の宍道湖は、斐伊川をはじめ、玉湯川、来待川、秋鹿川、伊野川など多くの河川から淡水が流入している。しかし、斐伊川以外は流域面積も狭く、湖水への寄与は小さい。一方、大橋川からは、境水道・中海を経て中～高塩分汽水が遡上している。そのため、水深4.5～5mに密度躍層が形成され、それを境界にして低塩分汽水の宍道湖表層水（SSW）と中塩分汽水の宍道湖底層水（SBW）に区分される（瀬戸ほか、2000a）。SSWの塩分は、3～4psuである（伊達ほか、1989）が、2003年11月では約2psu前後と低い値を示した（瀬戸ほか、2006）。また、それよりも高い塩分を示すこともあり、降水量などの気象現象により塩分が変化することが知られている。宍道湖では富栄養化により植物プランクトンが多く、透明度は1.2m前後を示している。植物プランクトン量の指標の一つであるクロロフィルa濃度は10～70μg/lである（國井、1996；作野ほか、1996）。植物プランクトンは、珪藻の*Cyclotella*属が優占している（江角、1992）。また、ラン藻類のアオコ（*Mycrocystis*属）も大発生することが知られており（伊達、1988など）、特に1997～1999年、2010～2012年にかけては3年連続で発生している（瀬戸ほか、2000a；佐藤ほか、2015）。

底質は、主に泥質堆積物で構成され、水深3mより浅い水域では含砂率が80%を越える砂質堆積物からなる（中村ほか、1998；瀬戸ほか、2000b）。浅い水域では、ヤマトシジミ（*Corbicula japonica*）が分布し、鋤簾によりシジミ漁が行われている。

瀬戸ほか（2006）によれば、現在の宍道湖の堆積物は、3m以深の平均粒径で7φ前後と細かい粒度

を示している。宍道湖の東西の粒度分布を見ると、西側では、7.00 ϕ をモード（最頻値）にした1つのモード（単峰性）を示しているのに対して、東側は7.00 ϕ のモードとは別に、もう一つのモード（双峰性）を示している。そのモードは、東側に向かうにつれて粗くなっており、東端では粗いモードで単峰性になっている。これは2つの流れがあることを示唆している。一つは斐伊川から供給される細粒の懸濁物で、7 ϕ 前後で宍道湖全体に供給している。もう一つは、大橋川から供給されているもので、宍道湖東側に分布し、西に向かって細くなる傾向にある。これは、塩分密度流で、塩分の高い水塊が低塩分の水塊の底に流れ下るものである。この流れは、実際の観測でも認められ（徳岡ほか、2001；2002）、細粒砂程度の碎屑物を運搬する能力がある（瀬戸、2015）。このように現在の宍道湖では、斐伊川と大橋川から別々の流れがあることによって特異な堆積環境が成立している。もし、そのシステムが異なれば、異なった特徴をもった堆積環境になる。

2. 分析方法

CNS元素分析：1 cm間隔に分取された柱状試料（2002-S1、2003-S2コア）は恒温乾燥器（80℃）で24時間以上乾燥させ、瑪瑙乳鉢を用いて粉末にした。瀬戸ほか（2006）では、それらを4 cm間隔で測定したが、本研究では、斐伊川東流イベントを挟む2002-S1コアの61～101cm、2003-S2コアの129～182 cmにおいて再測定を行なった。再測定する堆積物試料は、50℃で24時間以上乾燥させた。その堆積物試料は、約10mgを銀製固体用コンテナにとり、1N塩酸を適量加えて炭酸塩炭素を除去した後、110℃に熱したホットプレート上で2時間静置し、試料を蒸発固化させ、封入した。それをさらに錫製固体用コンテナで封入し、島根大学エスチュアリー研究センター内のCNS元素分析計（Thermo ELECTRON CORPORATION製、Flash EA 1112）により堆積物試料の全有機炭素（Total Organic Carbon、以下TOCと呼ぶ）濃度、全窒素（Total Nitrogen、以下TNと呼ぶ）濃度及び全イオウ（Total Sulfur、以下TSと呼ぶ）濃度を測定した。また、TOC濃度、TN濃度及びTS濃度からC/N比、C/S比を算出した。標準試料にはBBOT（2,5-Bis-(5-tert.-butyl-benzoxazol-2-yl)-thiophen）を用い、最初の5試料で検量線を作成

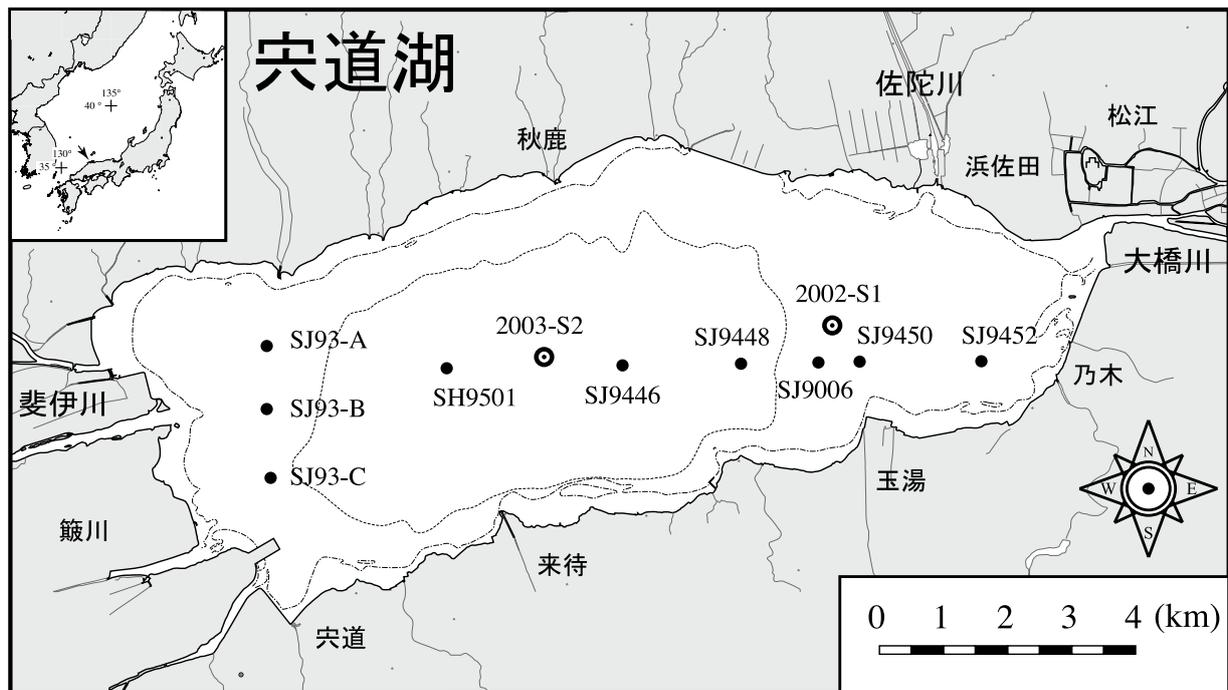


図1 宍道湖におけるコアの採取地点
●は田村ほか（1966）、○は瀬戸ほか（2006）

し、それに基づいてTOC濃度、TN濃度及びTS濃度を定量した。また、10試料おきにBBOTを測定し、補正を行なっている。再測定データは、瀬戸ほか（2006）と分析機器が異なるため、若干の誤差が生じた。そのため、今回は同試料の測定値から瀬戸ほか（2006）の値に合わせた。

粒度分析：粒度分析は、レーザー回折式粒度分析装置（島津製作所製、SALD-3000S）を用いて行われたものである。なお、装置の使用手順は、中山・草野（1998）にしたがって行っている。得られた頻度分布測定値から0.25φ間隔の粒度頻度分布を求め、最頻値やモード径の検討を行った。なお、ここでいう最頻値は、頻度が3%以上のある「山」のもっとも高い頻度に対して用いている。また、その粒径をモード径とした。粘土-シルト-砂組成は、粒度頻度分布から算出した。また、Fork and Ward(1957)の式を用いて平均粒径と淘汰度を算出し、堆積物の粒度の評価を行った（瀬戸ほか、2006）。

3. 宍道湖コアについて

瀬戸ほか（2006）では、宍道湖において採取された2002-S1コアと2003-S2コアを用いて研究が行われた（図1）。2003-S2コアは大橋川の影響、2003-S2コアが斐伊川の影響が強く出ていると想定して採取された。これらのコアは、空気圧入式ピストンコアラー（香月ほか、2019）で採取された。したがって、サンプリングシステム上、表層が少し乱れている可能性がある。2002-S1コアは、宍道湖東部の水深4.9mの地点において採取された。コア長は303cmで、下位層準に貝化石を含む塊状シルトおよび粘土質シルトで構成されている。2003-S2コアは、宍道湖中央部の水深5.6mの地点において採取された。コア長は388cmで、主に塊状の粘土質シルトで構成されている。詳細については瀬戸ほか（2006）に記載されている。

2002-S1 コア

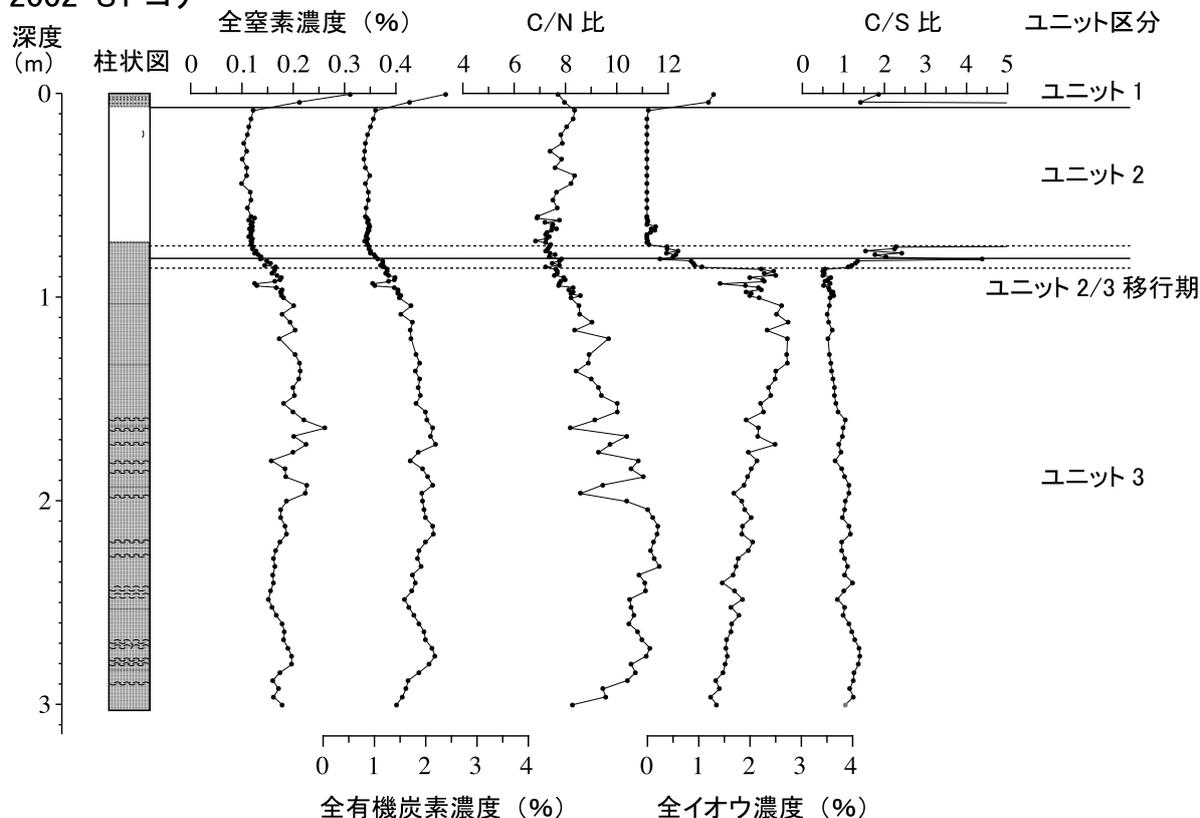


図2 2002-S1コアにおけるTOC濃度、TN濃度、TS濃度、C/N比及びC/S比の層位変化
C/S比は計算上無限大になるので5以上はグラフでは示していない。

4. 結果

(1) CNS元素分析結果

図2は、2002-S1コアのCNS元素分析の値の変化を深度別に示したものである。全有機炭素（TOC）濃度は、0.8～2.4%の範囲で変化する。最下位～深度104cmの層準は、1.9%前後とやや高い値を示している。深度104cm～77cmの層準は、0.9%まで上位に向かって減少する傾向にある。深度77cm～8cmの層準は、0.9%前後と低い値を示し、深度8cmから上位に向かって再び増加し、約2.4%の高い値を示す。全窒素（TN）濃度は、0.1～0.3%の範囲で変化し、TOC濃度とほぼ同調的に変化する。C/N比は、全層準で12以下であるため、植物プランクトン起源優勢の有機物であることを示している。深度96cm以浅では、8前後なので植物プランクトン起源の有機物の比率がさらに高くなっている。

全イオウ（TS）濃度は、最下位層準の1.2%から深度132cmの2.7%まで緩やかに増加する傾向にある。深度132～104cmは、2.7%前後の高い値を示している。深度104～86cmは、2.0～2.5%前後のやや低い値となっている。深度86～75cmの間に急激に減少し、0.04%になる。特に深度86cm付近では1%以上、深度82cm付近では0.6%以上大きく減少している。深度75～8cmの層準ではTSがほとんど検出できなくなる。深度8cmより上位の層準では、1.2～1.3%と再び高くなる。淡水・海水環境あるいは酸化還元環境の指標となるC/S比は、最下位から深度86cmまでの層準で上位に向かって緩やかに減少する（1.2→0.5）。深度86～75cmの間に2.3まで上位に向かって増加する。深度75～8cmの層準では5以上の高い値を示している。深度8cmより上位の層準では、1.4～1.8と再び低い値となる。

2003-S2 コア

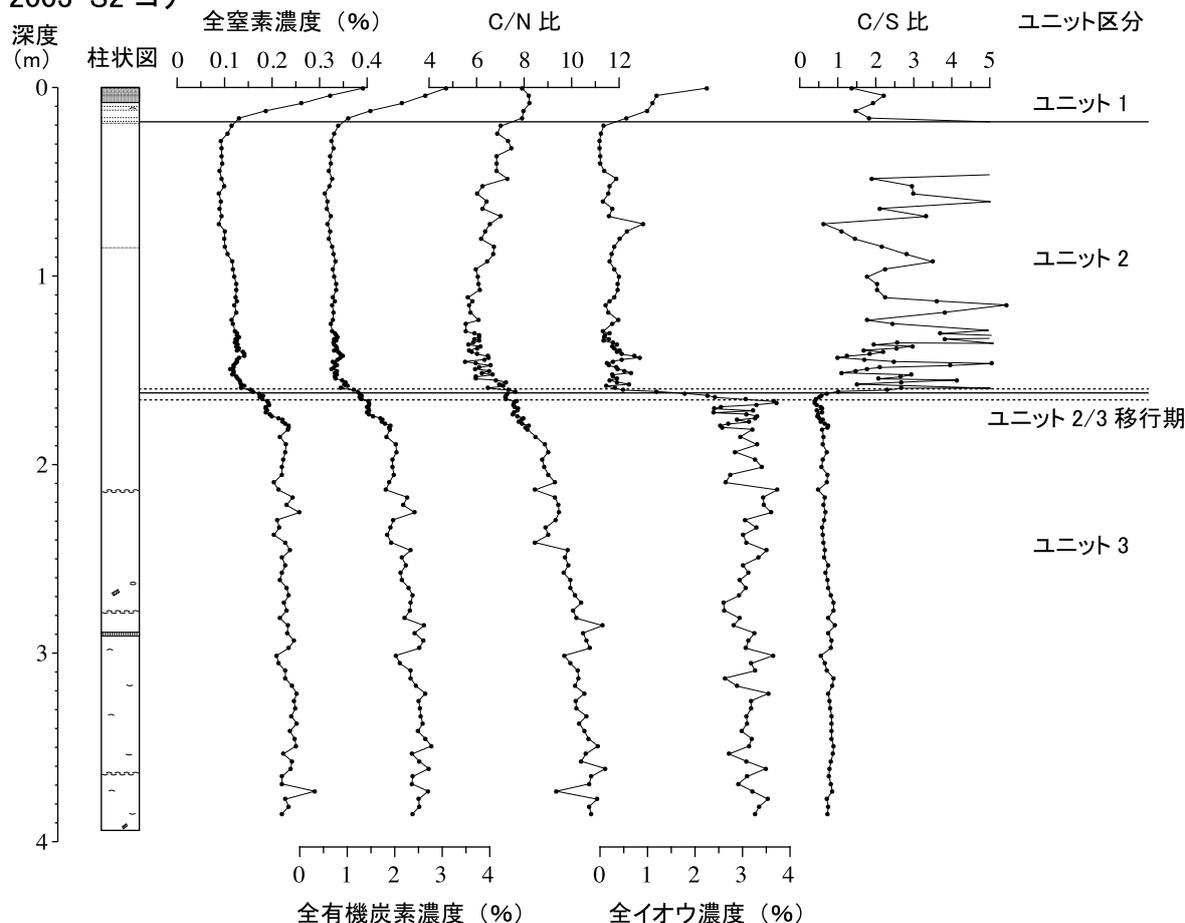


図3 2003-S2コアにおけるTOC濃度、TN濃度、TS濃度、C/N比及びC/S比の層位変化
C/S比は計算上無限大になるので5以上はグラフでは示していない。

2003-S2コアのTOC濃度は、0.5～3.1%の範囲で変化する（図3）。最下位～深度189cmの層準は、2.7から2.0%に上位に向かって緩やかに減少する傾向にある。深度189cm～154cmの層準は、0.7%まで上位に向かって急激に減少する。深度154cm～20cmの層準は、0.7%前後と低い値を示し、深度20cmから上位に向かって再び増加し、約3.1%の高い値を示す。TN濃度は、0.1～0.4%の範囲で変化する、TOC濃度とほぼ同調的に変化する。C/N比は、全層準で12以下であるため、植物プランクトン起源優勢の有機物であることを示している。深度179cm以浅では、8以下なので植物プランクトン起源の有機物の比率がさらに高くなっている。

TS濃度は、最下位から深度166cmの層準では2.4～3.7%の範囲で増減を繰り返しているものの横配傾向を示している。深度166～160cmの間に3%以上減少し、0.3%になる。深度160～20cmの層準では0.3%前後の低い値を示している。深度20cmより上位の層準では、2.3%まで増加する。淡水・海水環境あるいは酸化還元環境の指標となるTOC/TS比は、最下位から深度163cmまでの層準で上位に向かって緩やかに減少する（0.9→0.4）。深度163～160cmの間に2.3まで上位に向かって増加する。深度160cmから最上位層準では1.0以上の高い値を示している。

2002-S1 コア

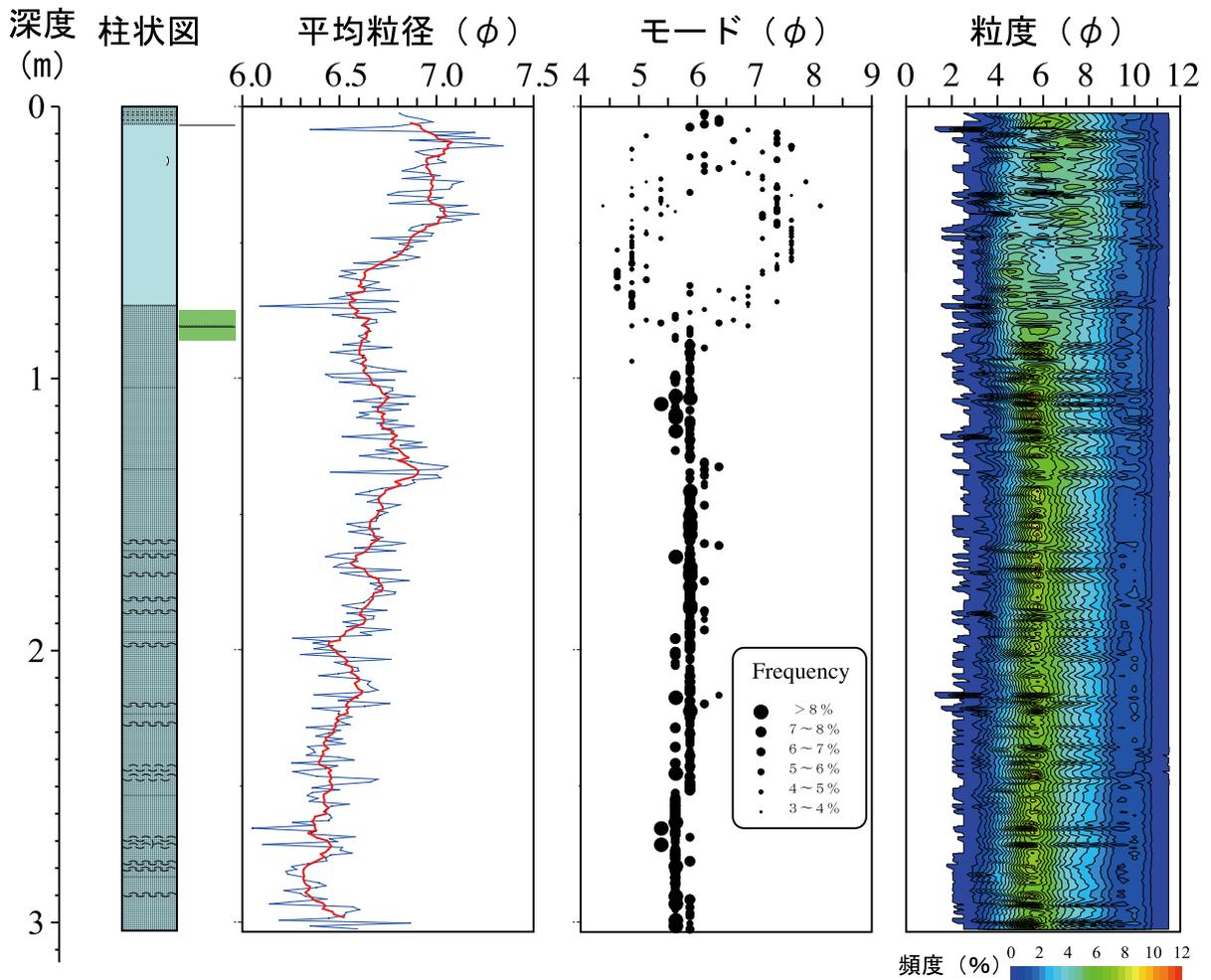


図4 2002-S1コアにおける平均粒径、モード径及び粒度頻度分布の層位変化
 グラフ中の細い線は分析値、太い線は9ポイントの移動平均値。粒度頻度分布は0.5φ間隔のコンターマップで示している。

2003-S2 コア

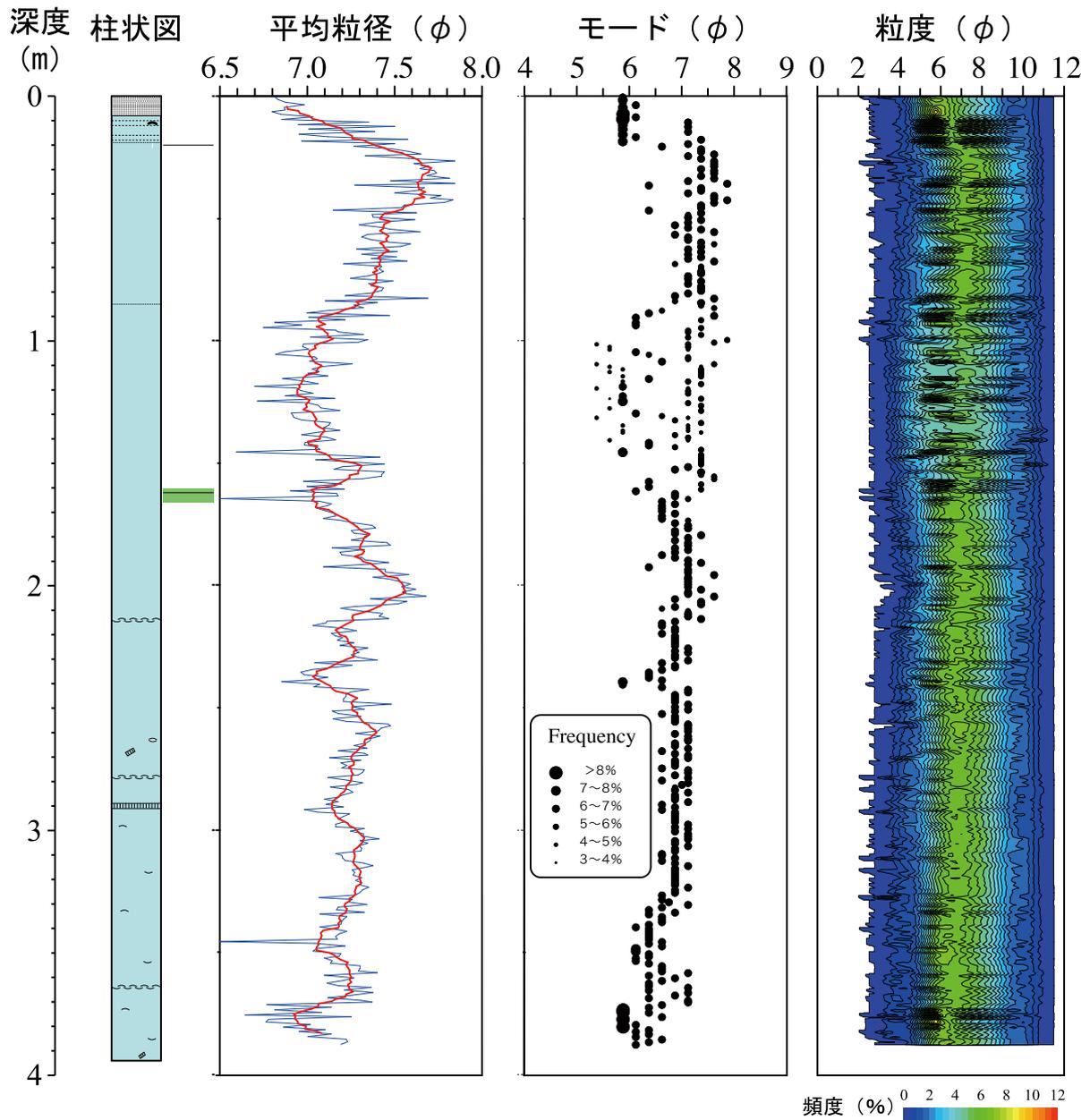


図5 2003-S2コアにおける平均粒径、モード径及び粒度頻度分布の層位変化
 グラフ中の細い線は分析値、太い線は9ポイントの移動平均値。粒度頻度分布は0.5φ間隔
 のコンターマップで示している。

(2) 粒度分析結果

図4は、2002-S1コアの粒度分析の値の変化を深度別に示したものである。2002-S1コアの平均粒径は、やや細粒のシルトサイズを示し、上位に向かって全体として細粒化している(6.3φ→7.0φ)。粒度頻度分布を見ると、深度81cm以深では、単峰性頻度分布(モノモーダル)を示し、その最頻値(モード径)は上位に向かって細粒化する傾向にある。深度81cm以浅では、双峰性頻度分布(バイモーダル)を示すが、それぞれのモード径の頻度も低い傾向にある。しかし、下位層準では粗い方のモード径が、上位層準では細かい方のモード径が卓越する。このバイモーダルは、現在の宍道湖の東側の特徴(瀬戸ほか、2006)と類似している。

2003-S2コアの平均粒径は、増減はあるものの7.0φ前後の値を示している（図5）。粒度頻度分布を見ると、深度162cm以深では、モノモーダルを示している。深度162～88cmでは、バイモーダルを示すが、深度88cm以浅では、再びモノモーダルを示している。モード径は、最下位層準から深度19cmまで細粒化する傾向にある（6.0φ→7.5φ）。深度19cm以浅では、モード径は6φ前後と比較的粗くなる。この粒度頻度分布は、現在の宍道湖の西側の特徴（瀬戸ほか、2006）と類似している。

5. 考察

（1）宍道湖におけるユニット区分とその古環境

CNS元素分析（主としてTS濃度）と粒度分析の結果に基づき、それぞれのコアについて、類似する推定環境区分として3つのユニットに区分した。2002-S1コアのユニット1は最上位～深度8cm、ユニット2は深度8～81cm、ユニット3は、深度81cm～最下位とした。TS濃度が急速に減少する深度75～86cmは、ユニット2/3移行期としている。2003-S2コアのユニット1は最上位～深度20cm、ユニット2は深度20～162cm、ユニット3は、深度162cm～最下位とした。TS濃度が急速に減少する深度160～166cmは、ユニット2/3移行期としている。

過去の環境を推定する指標としては、TS濃度、TOC濃度が良く使われる。TS濃度は、主に塩分環境、酸化還元環境の推定に、TOC濃度は、生物生産性（生物的な濁り）や河川環境の推定に用いられる。堆積物中に含まれるTSは、主により安定なパイライト（黄鉄鉱： FeS_2 ）や有機物に含まれる状態であると考えられている。環境によっては、比較的不安定な硫化鉄（II）（ FeS ）や遊離イオウ（S）などの状態で含まれている場合もあるが、不安定であるため最終的には堆積物中に保存されにくい。TSの起源は、主に海水に含まれる硫酸イオン（ SO_4^{2-} ）であり、淡水（河川水）にはそれがほとんど含まれていない。硫酸イオンは、無酸素環境下で硫酸還元バクテリアによって硫化水素（ H_2S ）に還元され、鉄と結びついて硫化鉄（II）が形成される。さらに続成作用の過程で遊離イオウと結びついて、安定なパイライトが形成され、堆積物中に保存される（三瓶、2001など）。したがって、堆積物中にTSが多く存在するためには、海水の流入と無酸素環境が必要となる。例外的に、温泉水の影響の強い水域や流域に硫化鉄床が存在する場合が挙げられるが、比較的大きな湖沼ではそれらの影響はほとんどないと思われる。これらのことを考慮すると、堆積物中のTS濃度の変化の要因は、海水の供給量（塩分）の変化、酸化還元状態のレベルの変化、堆積速度・粒度の変化、鉄イオンの供給量の変化などである。

堆積物中のTOCの起源は、主に植物プランクトン、陸源高等植物、水草や藻などの植物、動物プランクトン、動物の遺骸などである。湖沼などの水域に栄養塩が多く供給されると、植物プランクトンは大量発生し、それが死後に沈降することによって堆積物に有機物が多く含まれることになる。また、陸源高等植物は流域に繁茂する植物で、河川によって湖沼に供給される。河川から供給された陸源高等植物は、多くが河口付近で沈降するため、その供給量は河川の影響力を反映している。これらの有機物は、C/N比などによってある程度区別でき、一般に植物プランクトン起源の有機物では6前後、陸源高等植物では15以上を示すといわれている（Muler、1977；中井ほか、1982など）。これらのことを考慮すると、堆積物中のTOC濃度の変化の要因は、生物生産性の変化、有機物の分解の程度、堆積速度・粒度の変化、河川からの陸源高等植物の供給量の変化などである（Muler and Suess、1979；Sampei et al., 1994など）。

TS、TOC濃度は、それぞれ異なる過去の環境を推定する指標であるため、それらの座標を用いた判別図が提案されている（Berner、1984；Sampei et al., 1997）。図6は、TS濃度とTOC濃度の判別図に宍道湖で採取された2本のコアの測定値をプロットしたものである。それによれば、両コアの各ユニット

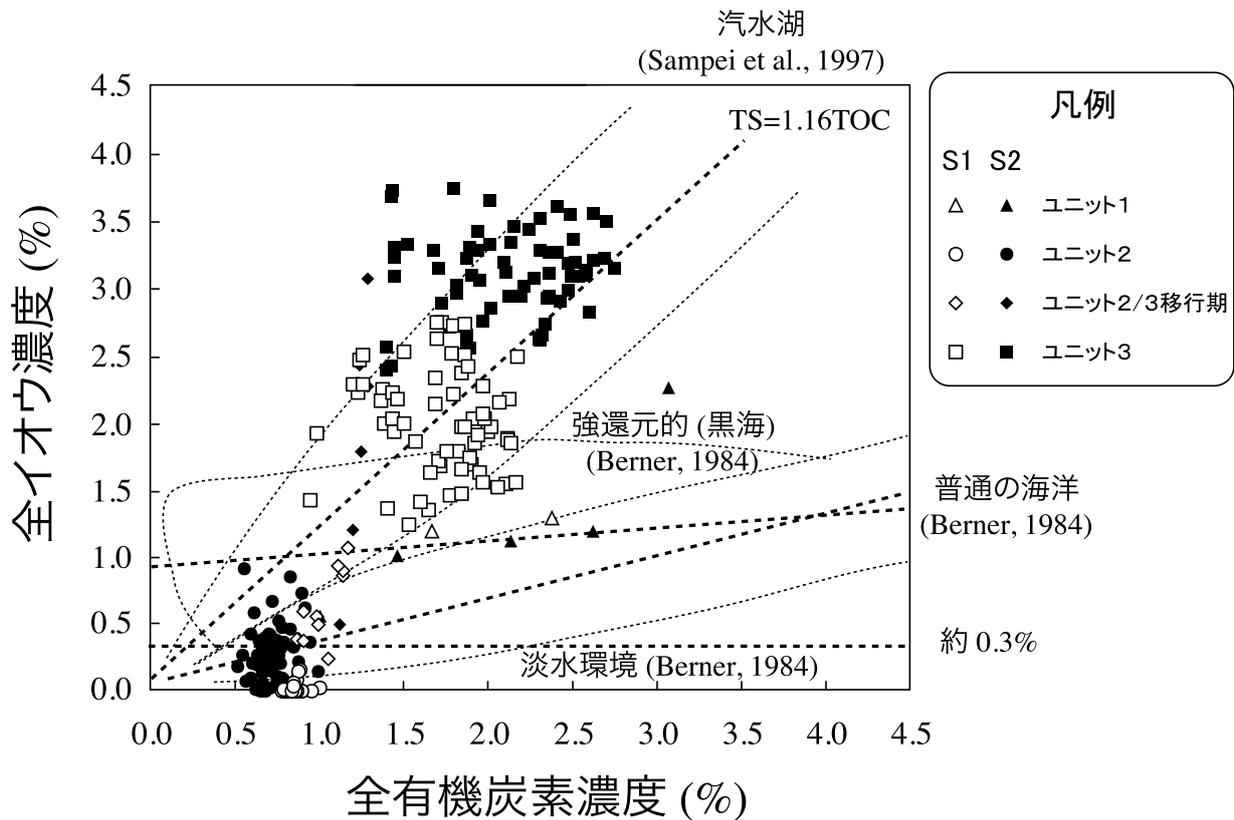


図6 2002-S1コアと2003-S2コアにおけるTS-TOCクロスプロット

によって座標分布の領域が異なっている。

最下部のユニット3は、多くの測定値が汽水湖の領域に分布している。これは、海水の供給が多く、還元的な環境を示している。TOC濃度が高いことから、生物生産性が高いとも思われるが、他のユニットに比べて堆積速度が著しく遅いことを考慮すると、3つにユニットの中でもっとも生物生産性は低いと考えられる。2002-S1と2003-S2コアを比較すると、2003-S2コアが相対的に還元的な環境を示している。これは当時の2つのコア採取地点の水深差は、現在的水深と層厚から約1.5mあり、2003-S2コアがそれだけ深いことに起因しているものと思われる。これらのことから、ユニット3の環境は、塩分躍層のある高塩分汽水を示す還元的な汽水湖であったことを示している。

ユニット2は、多くの測定値が淡水環境の領域に分布している。しかし、淡水環境よりもTS濃度が高い領域に分布しているものもあることから、多少は海水が供給されているものと思われる。2002-S1と2003-S2コアを比較すると、2003-S2コアの方が、TS濃度が高く、TOC濃度が低い傾向にある。TS濃度が高いのは、当時の2つのコア採取地点の水深差に起因していると思われる。TOC濃度の違いは、堆積速度の違いに起因する。2002-S1コアにおけるユニット2の厚さは73cmであるのに対して、2003-S2コアでは142cmであるから、堆積速度は、およそ2倍異なることになる。しかし、TOC濃度は2倍もないため、TOCフラックス（時間単位当りの量）で考えると、2003-S2コアの方が、生物生産性は高いことになる。同様に、ユニット3の方がTOC濃度は高いが、TOCフラックスで考えると、ユニット2の方が生物生産性は高いことになる。これらのことから、ユニット2の環境は、塩水の流入のある淡水湖であったことを示している。

ユニット2/3移行期は、ユニット3の高塩分汽水を示す還元的な汽水湖からユニット2の塩水の流入のある淡水湖に移行する層準を示し、測定値もその両者の間の領域に分布する。この移行期は、淡水（河川水）の多量の供給を示唆し、現在の地形から考えると斐伊川の東流がもっとも有力である。瀬

戸ほか（2006）ではそれを斐伊川東流イベントと呼んだ。TSが沈降する懸濁物に含まれているもので、その沈降による堆積であるなら、TSが減少を始める層準から斐伊川の影響を強く受けたと言える。しかし、TSが堆積後に自生的に形成されるため、淡水の影響を受けた堆積面より数cm下から変化している可能性が大きい。さらに、生物擾乱も考慮すると、環境変化面は移行期のどこかの層準であるものと考えられる。この環境変化面は、水深の違いによる多少の時間差は想定されるが、基本的に同一時間面と捉えてさしつかえないと考えられる。

ユニット1は、汽水湖の相対的な酸化的環境の領域から普通の海洋の相対的な還元的環境の領域に分布している。これは還元的環境の卓越する汽水湖環境であるが、海水の供給が乏しいため、TS濃度が相対的に低くなっているものと考えられる。一方、TOC濃度はTS濃度の増加量より相対的に増加量が大きいため、富栄養化が進行している過程を示しているものと考えられる。したがって、ユニット1の環境は、低塩分汽水を示す湖水で富栄養化が進行している状態であると思われる。

（2）宍道湖における堆積システムの変遷

水域における堆積システムは、基本的に流れの速さ（粒度に関係）と供給源からの距離と供給量（堆積量に関係）に規制される。現在の宍道湖の東部では、粒度組成はバイモーダルを示し、河川流による斐伊川からの供給と塩分密度流による大橋川からの供給が存在することが示唆されている。強力な塩分密度流が発生するためには、塩水の供給口が塩水の行き先より高い位置に存在する必要がある。現在の宍道湖の大橋川河口は航路などの深みがあるものの高い位置にあり、底層水もそれより深い位置に存在しているので、そこから底層水に向かって流れ下ることが可能である。このようなシステムが形成されるためには、斐伊川レベルの多量の河川水が供給されることが条件となる。

コアの最下部のユニット3では、粒度組成はモノモーダルを示し、主流は一つであることを示している。2002-S1コアと2003-S2コアのユニット3の平均粒径を比較すると、大橋川に近い2002-S1コアの方

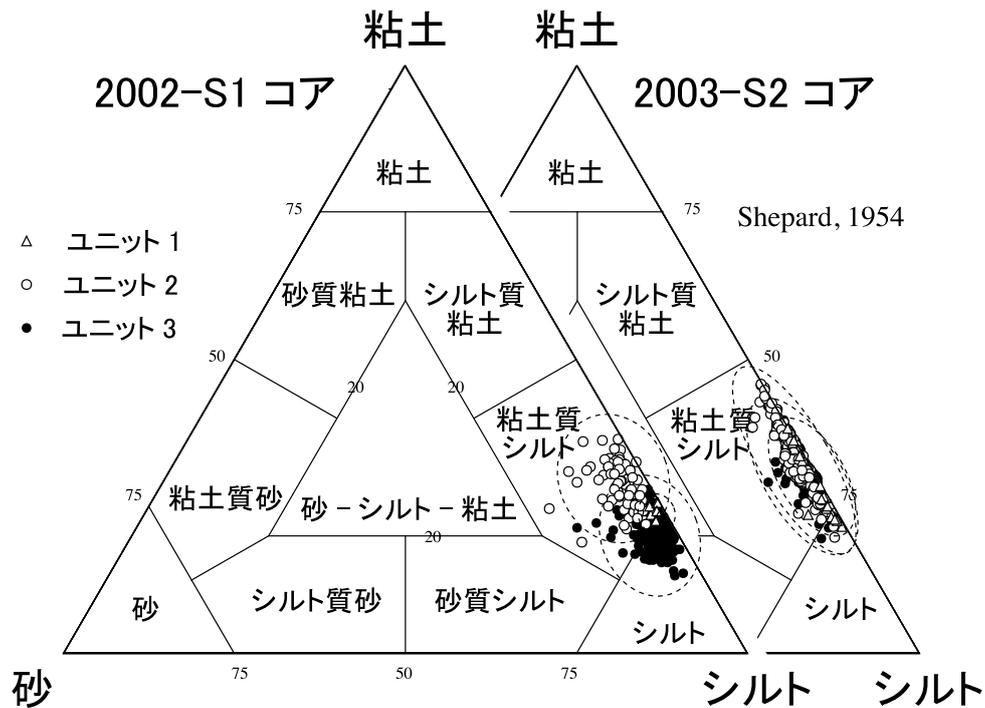


図7 2002-S1コアと2003-S2コアにおける砂-シルト-粘土の量比による分類

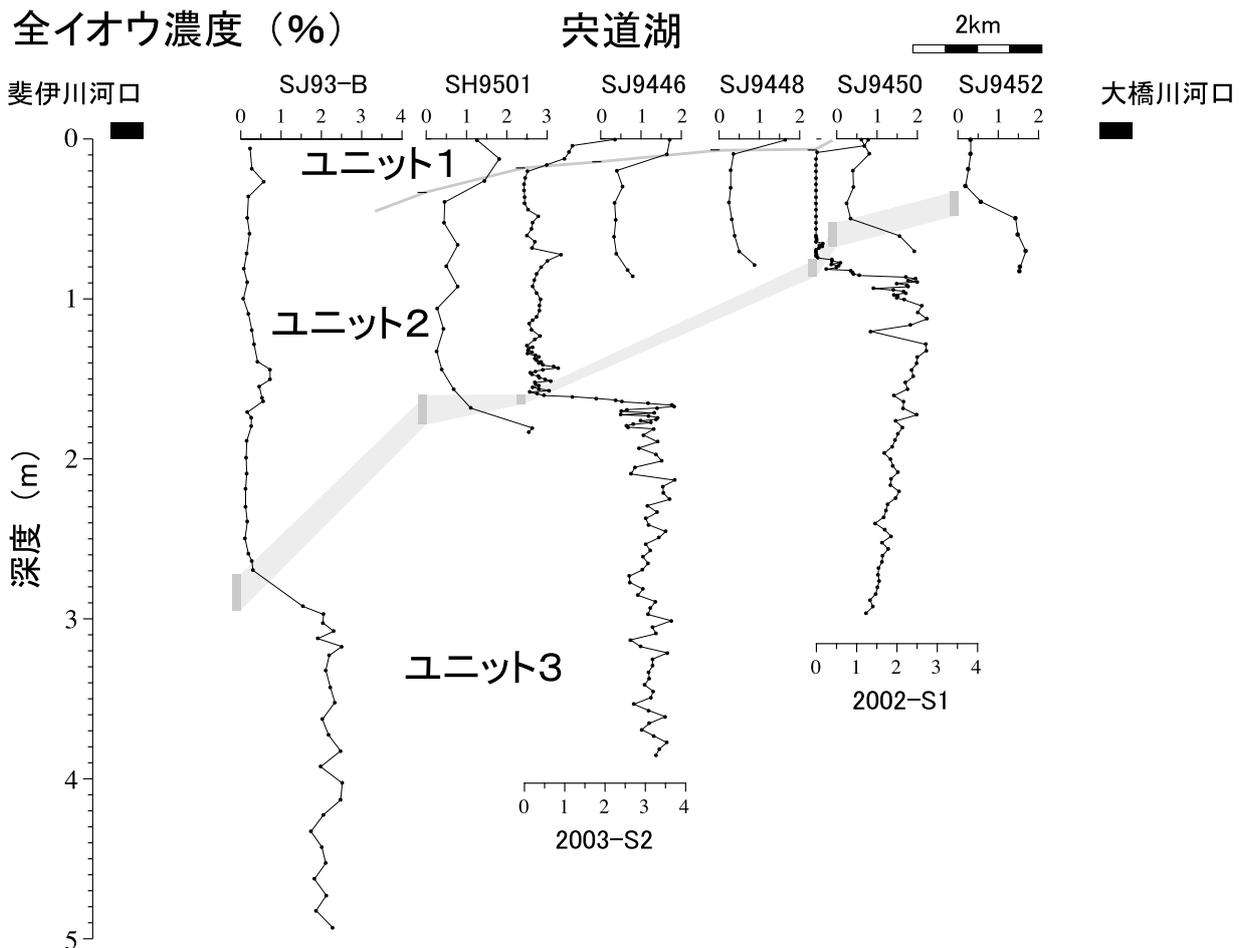


図8 宍道湖におけるコアのTS濃度の層位変化とユニット区分
各コアのTS濃度のデータは、瀬戸ほか（2006）に新データを加えたものと田村ほか（1996）のものを東西に配置している。

が、約0.7φ程度粗い傾向にある。砂-シルト-泥組成を見ても、2002-S1コアでは多くがシルトの領域に分布するものの、2003-S2コアでは粘土質シルトの領域に分布している（図7）。粒度は基本的に供給源から離れるほど細くなることを考えると、これらの堆積物の供給は主に大橋川からなる可能性が高い。当時の湖水環境が高塩分汽水であることを考慮すると、潮汐流によって大橋川から運搬された懸濁物が粗いものから沈降し、堆積したものと思われる。

ユニット1、2では、粒度組成はバイモーダルを示すため、河川流と密度流が存在することが示唆される。細かいモード径は、両コアとも7φ程度でほぼ一致する。これは、斐伊川から供給される浮遊懸濁物の堆積によるものと思われる。一方、粗いモード径は、2002-S1コアでは5φ前後、2003-S2コアでは6φ前後と、大橋川に近い2002-S1コアの方が粗い傾向にある。これは、大橋川から塩分密度流によって供給された堆積物であることを示唆している。この堆積システムは、現在のそれに近いものである。

ユニット2/3移行期は斐伊川東流イベントに相当し、同一時間面を示唆するものである。その境界は、解像度は低いものの、これまでの研究においても提示されている（田村ほか、1996）。図8は、今回の結果と田村ほか（1996）の結果を宍道湖の東西ルートに沿って示したものである。それによると、ユニット2/3移行期の深度は、斐伊川に向かって深くなる傾向にある。現在の水深を考慮しても、その傾向は変わらず、斐伊川河口付近がもっとも深いことになる。ユニット2/3移行期が同一時間面と

すると、圧密を考慮する必要はあるが、その層準の層位は当時の湖底地形面と言える。そう考えると、斐伊川東流イベントの当時の「現在の宍道湖エリア」は、西を向いた斜面だったことになる。したがって、その当時は、2002-S1コアや2003-S2コアの地点は斜面上にあり、塩分密度流が流れ下っていたものと思われる。そのため、両コアはユニット2/3移行期の直後は、明瞭なバイモーダルを示しているものと思われる。

一方、ユニット2/3移行期以降の堆積量をみると、斐伊川河口付近のSJ93-Bコアがもっとも多く、東に向かって減少していく傾向にある。これは、堆積物の供給源が西側にあり、西から急速に埋積されていることを示唆している。西側にあり、多量の堆積物や淡水を供給できる河川は、斐伊川のみであり、この急速な埋積が斐伊川に起因していることは明らかである。斐伊川東流イベント時の湖盆の最深部は、簸川平野（瀬戸・岡崎、2013）の下にあり、現時点では不明であるが、斐伊川デルタの前進とともに湖盆は西側に移動したと思われる。2003-S2コアのユニット2では、上位層準の粒度分布はモノモーダルになっている。これは西側の埋積によって湖盆の最深部が移動し、2003-S2コアの地点が塩分密度流の影響のある東側斜面でなくなったことを示唆している。それと同時に大橋川からの塩水の流入も抑制され、TS濃度がもっとも低い環境になっている。ユニット1では、再び塩分密度流の流入が活発になっている。それと同時に富栄養化が進行している。ユニット1の始まりの年代は、まだ不明確な部分が多いため、その明確な要因は明らかにされていない。しかし、現象から推定すると大橋川の人為的な改変に起因している可能性がある。

以上のように、ユニット2/3移行期を境界に、堆積システム、水環境が大きく変わったことが明らかとなった。その変化の要因は、斐伊川からの河川水が宍道湖へ流入し始めた斐伊川の流路変更であり、その変化は短期間に急激に起ったことは明白である。このような劇的な変化は、当時の宍道湖全体で起ったことであり、それを時間面として捉え、斐伊川東流イベントと呼んだ（瀬戸ほか、2006）。

（3）斐伊川東流イベントの年代とその解明に関する問題点

斐伊川東流イベントは、過去4000年間で宍道湖におけるもっとも劇的な環境変化と言って過言ではない。徳岡ほか（1990）は、コアの解析による科学的な解析結果と古文書による歴史記録を対応させ、 ^{210}Pb や ^{137}Cs による年代測定の結果との整合性を考慮し、この劇的な環境変化を斐伊川の東流に起因する変化と結論づけた。斐伊川の東流は、1635年及び1639年に起こった出雲大洪水によって引き起こされたことが古文書に記録されている（高安、2001）。そのため、斐伊川東流イベントは、1640年頃と考えられている。しかし、直接的な年代測定は行なわれていないというのが現状である。年代の根拠の一つとされている ^{137}Cs による年代測定法では、1963年の核実験による ^{137}Cs の降下のピーク周辺のみが時間面として推定されるものである（Katsuragi, 1983; Katsuragi and Aoyama, 1986）。 ^{210}Pb による年代測定法も宍道湖では約100年程度の堆積速度しか推定できない（金井ほか、1998）。したがって、徳岡ほか（1990）で考察された根拠では、実際に測定された年代とイベントの年代に約300年の差があり、年代を確定するための確度は決して高くない。その確度を上げるためには、斐伊川東流イベントの層準においてAMS ^{14}C 年代測定を行なうことである。しかし、これまでの研究では、AMS ^{14}C 年代測定を行なうための良好な試料が得られていない。近年では、さらに微量で測れるようになってきており、測定試料を得ることは可能であると考えている。ただし、AMS ^{14}C 年代測定にも限界と問題がある。

この2つのコアでは、計3層準でAMS ^{14}C 年代測定が行なわれている（詳細については瀬戸ほか、2006を参照）。図9には、その年代値が柱状図に示されている。この図では、明確な年代値が記述されているが、実際にはもっとも大きな誤差がある。例えば、2003-S2コアの深度278cmの層準は、暦較正年代が

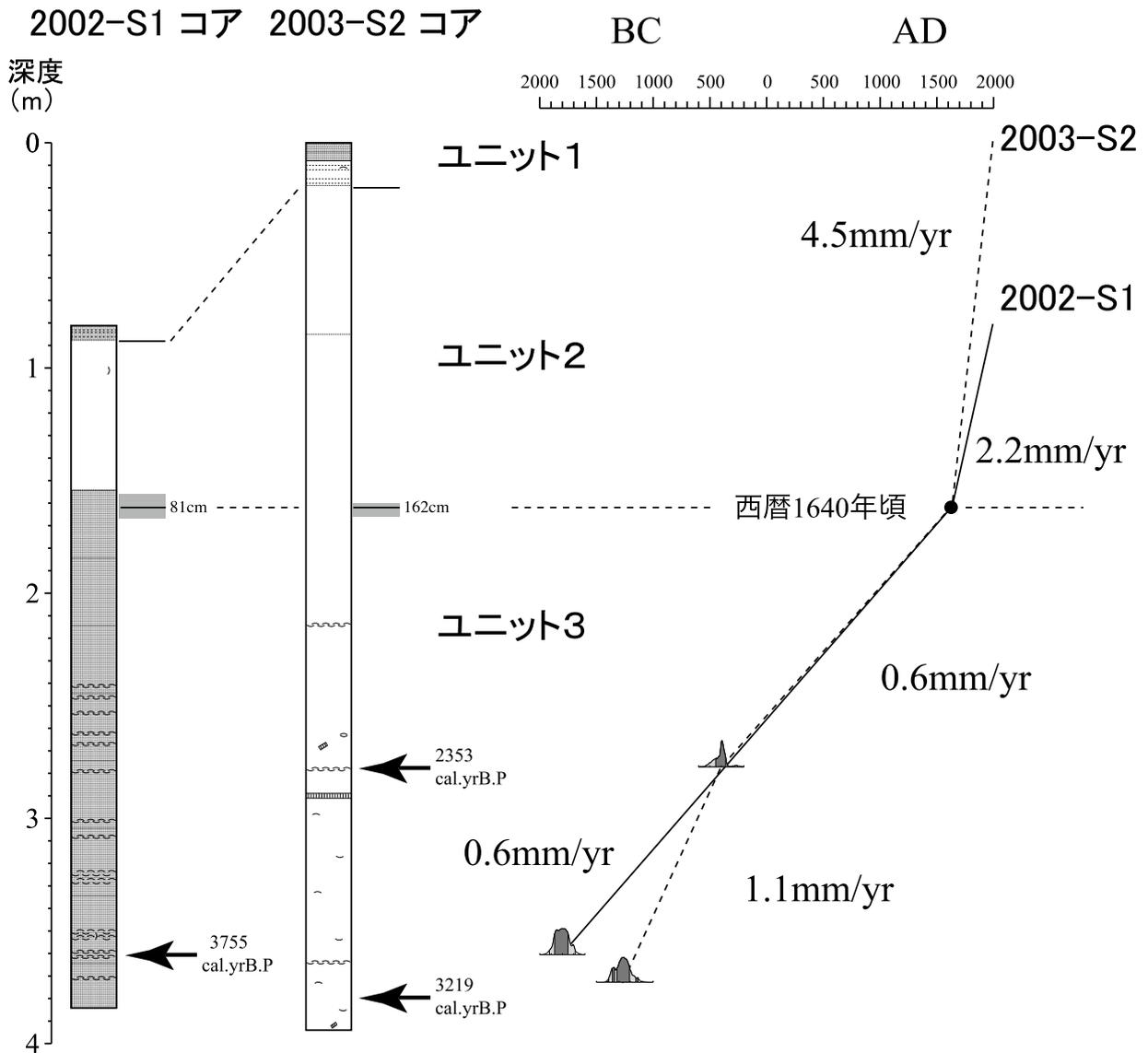


図9 2002-S1コアと2003-S2コアにおけるAMS¹⁴C年代と堆積速度曲線

2353年前とされている（図10）。この測定年代の器械的誤差は、正規分布となる。その中央値が測定年代値（2510 yr BP）となり、誤差は1σで±40年である。その正規分布から、暦年代と測定年代のデータセット（IntCal13）で描かれた暦較正年代曲線を用いて暦較正年代の確率分布を求めている。暦較正年代曲線は直線でないため、暦較正年代の確率分布は歪むことになる。測定年代の中央値が、2510年前ならば、暦較正年代の中央値は、2353年前（紀元前403年）となる。測定年代の誤差の1σの±40年は、紀元前449年から360年となる。2σだと、もっと大きく、紀元前539年から341年と紀元前284年から255年なる。この結果では、最大200年くらいは誤差があるということになる。さらにこの測定には貝の試料を使っているため、リザーバー効果による誤差も加わってくる。日本海南部においてリザーバー効果の地域差が明らかにされていないため、この測定値では平均的な海洋のリザーバー効果の補正值を用いられている（瀬戸ほか、2006）。したがって、この年代測定法では、最大200年以上の誤差が見込まれるが、地球科学的にはけして大きな誤差とは言えない。

もう一つの問題は、堆積速度による誤差である。堆積速度は、年代測定値から斐伊川東流イベントの前では遅く、それ以降は早くなっている（図9）。コアの解析として斐伊川東流イベントはシャープな変化によって特定できるが、それでもユニット2/3移行期は2002-S1コアでは11cm、2003-S2コアで

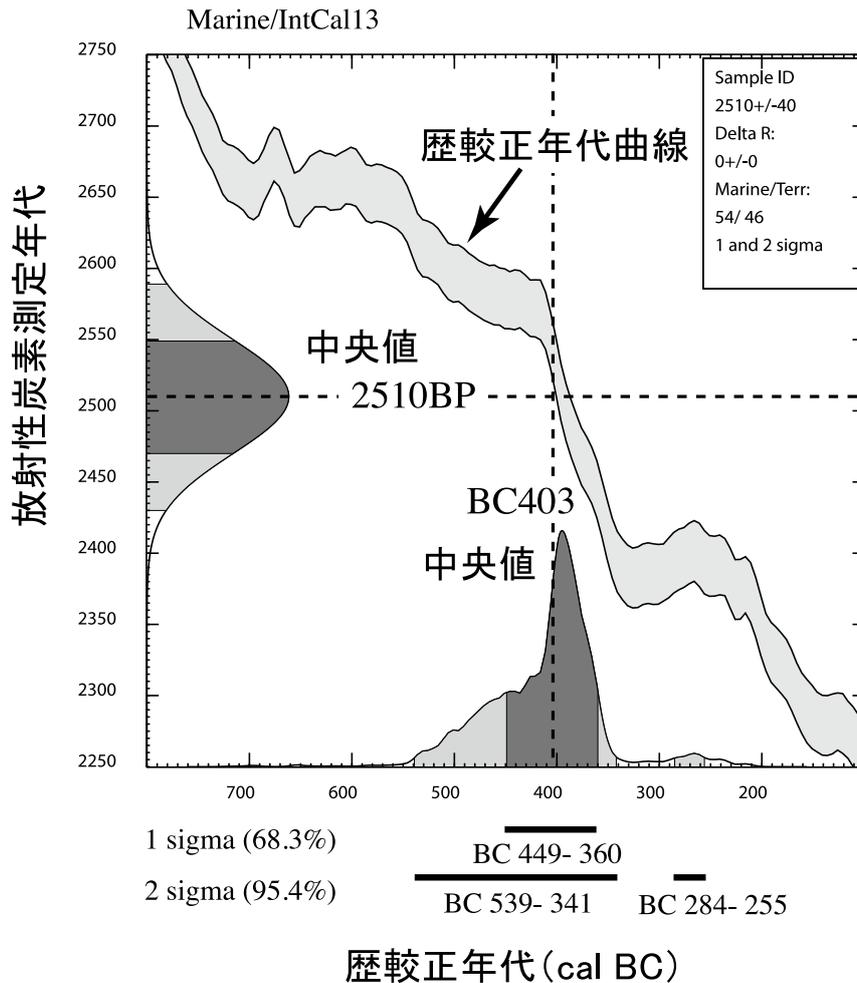


図10 2003-S2コアの深度278cm層準の貝試料における¹⁴C測定年代と歴較正年代の関係

は6 cmの幅がある。それが、斐伊川東流イベント前の0.6mm/yrならば、1 cmの誤差でも16年となり、2002-S1コアでは183年の幅、2003-S2コアでは100年の幅ができることになる。斐伊川東流イベント後の2.2mm/yrならば、1 cmの誤差でも4.5年となり、2002-S1コアでは50年の幅ができることになる。4.5 mm/yrならば、1 cmの誤差でも2年となり、2003-S2コアでは13年の幅ができることになる。恐らく、この移行期では、その前後とは異なる堆積速度を示していると思われる。それを明らかにする必要があるが、それでも数十年の幅は免れないだろう。

このように現状では、年月日レベルで対応できる歴史記録に比べて、客観的な科学的手法による暦年代は大きな誤差があり、正確さを欠いている。しかし、歴史記録も人為的な改ざんやねつ造などがあり得ることであり、必ずしも正しいとは言えない。また、歴史記録にある事象が事実でも、自然環境下でこの効果に見合う変化が起きていないこともあり得る。これらの齟齬をなくすには、自然科学的な解析の確度を上げつつ、総合的に歴史記録の信頼度を上げて、お互いに矛盾がないように組み立てることが重要である。

斐伊川東流イベントに関しては、まずは年代の確度を上げることである。前にも述べたように斐伊川東流イベント付近の年代測定は、まだ行なわれていない。これは年代測定に耐えうる試料が見つからないことに起因するが、近年では比較的微量で測れるようになってきているため、測定試料を見つけることは比較的容易になっている。可能なら、もっとも正確な年代を示すとされる木の葉の化石を丹念

に見つけることである。それを可能な限り多く測定することで、暦較正年代の確度を上げることができ
る。また、同一コアで多数の年代測定を行ない、暦較正年代曲線とマッチングさせる手法も考えられ
る。この場合、堆積速度が早いことが必要で、東流当時の河口に近い簸川平野でロングコアを採集する
ことにより可能になるかもしれない。今後、自然科学としては歴史の専門家を納得させる科学的根拠を
提示しないとイケないだろう。

6. まとめ

本報告では、瀬戸ほか（2006）で得られた結果について新データを加えた上で、斐伊川東流前後の環
境変化を中心に再検討を行ない、その年代に関する問題点を整理した。

CNS元素分析（主としてTS濃度）と粒度分析の結果に基づき、それぞれのコアについて、類似する推
定環境区分として3つのユニットに区分した。ユニット3の環境は塩分躍層のある高塩分汽水を示す還
元的な汽水湖、ユニット2は塩水の流入のある淡水湖、ユニット1は低塩分汽水を示す湖水で富栄養化
が進行している状態であると思われる。堆積システムは、ユニット3は潮汐流によるもの、ユニット
1、2は、河川流と塩分密度流によるものと推定された。河川流は堆積量の傾向から斐伊川によるもの
と思われる。

これらのことから、ユニット2/3移行期が斐伊川東流イベントに相当する。その年代については、
現状では確度が低く、ユニット2/3移行期周辺の木葉の化石の年代測定を多数行なうことによって
確度を上げていくことが必要である。

引用文献

- Berner, R. A. (1984) Sedimentary pyrite formation: An update. *Geochemica et Cosmochemica acta*, 48, 605-615.
- 伊達善夫 (1988) 宍道湖・中海とアオコ。ふるさとブックレット12, 49pp, たたら書房。
- 伊達善夫・橋谷博・清家泰・近藤邦男・奥村稔・藤永薫 (1989) 12年間の定期調査からみた中海・宍道湖の水質-季節変
化, 経年変化, 平均値-。山陰地域研究 (自然環境), 5, 89-102.
- 江角比出郎 (1992) 中海の植物プランクトンの調査結果 (1992年度), 島根県衛生公害研究所報, 34, 99p.
- Fork, R.L. and Ward, W. (1957) Brazos river bar ; a study in the significance of grain size parameter. *J.
Sed. Petrol.*, 27, 3-26.
- 金井 豊・井内美郎・山室真澄・徳岡隆夫 (1998) 島根県宍道湖の底質における堆積速度と堆積環境 *地球化学*. 32,
71-85.
- Katsuragi, Y. (1983) A study of ⁹⁰Sr fallout in Japan. *Pap. Meteor. Geophys.*, 33, 277-291.
- Katsuragi, Y. and Aoyama, M (1986) Seasonal variation of ⁹⁰Se fallout in Japan through the end of 1983.
Pap. Meteor. Geophys., 37, 15-36.
- 鹿島 薫・中海宍道湖自然史研究会 (1990) 中海・宍道湖の自然史研究-その14. 宍道湖より得られた柱状試料の珪藻分
析-。島根大学地質学研報, 9, 159-161.
- 香月興太・瀬戸浩二・菅沼悠介・Dong Yoon Yang, 2019. 湖底堆積物調査における携帯型採泥器具の種類と特徴につい
て。地学雑誌, 128, 359-376.
- 國井秀伸 (1996) 宍道湖湖心における水深別クロロフィル量と光合成速度の季節変化 (予報). *LAGUNA (汽水域研究)*, 3,
97-101.
- Muler, P.J. (1977) C/N ratios in Pacific deep-sea sediments ; Effect of inorganic ammonium and organic
nitrogen compounds sorbed by clays. *Geochemica et Cosmochemica acta*, 41, 765-776.
- Muler, P.J. and Suess, E. (1979) Productivity, sedimentation rate and sedimentary organic matter in the
oceans-I. Organic carbon preservation. *Deep-Sea Res.*, 26, 1347-1362.

- 中井信之・太田友子・藤澤寛・吉田正夫（1982）堆積物コアの炭素同位体比，C/N比およびFeS₂含有量からみた名古屋港周辺の古気候，古海水準変動．第四紀研究，21，169-177.
- 中村幹雄・清川智之・山根恭道・内田浩・福井克也（1998）宍道湖・中海水産振興対策検討調査事業 宍道湖・中海の底質環境と底生生物調査．平成9年度三刀屋内水面分場事業報告，1-24.
- 中山勝博・草野高志（1998）レーザー回折式粒度分布測定装置の使用法と分析結果の特徴．島根大学地質学研究報告，17，49-56.
- 作野裕司・高安克己・松永恒雄・中村幹雄・國井秀伸（1996）宍道湖における衛星同期水質調査（その1），LAGUNA（汽水水域研究），3，57-72.
- 三瓶良和（2001）汽水水域の底質特性- ‘ヘドロ’ と湖底環境-. 高安克己編「汽水水域の科学」：38-47，たたら書房.
- 三瓶良和・山下潤・大塚三春・鈴木徳行（1994）宍道湖堆積物の有機イオン濃度と無機イオン濃度．Res.Org. Geochem.，9，37-41.
- Sampei, Y., Yomura, H., Otsuka, M., Yoshida, K and Suzuki, N. (1994) Decomposition of organic matter and the organic carbon content of sediments in Lake Shinji, Southwest Japan. EARTH SCIENCE, 48, 4, 317-332.
- Sampei, Y., Matsumoto, E., Kamei, T., and Tokuoka, T. (1997) Sulfur and organic carbon relationship in sediments from coastal brackish lakes in the Shimane peninsula district, southwest Japan. Geochemical Journal, 31, 245-262.
- 佐藤紗知子・大城 等・馬庭 章・管原庄吾・神谷 宏・大谷修司（2015）宍道湖におけるアオコ発生の環境要因とその事前判別．陸水学雑誌，76，217-223.
- 瀬戸浩二・中武誠・佐藤高晴・香月興太（2006）斐伊川の東流イベントとそれが及ぼす堆積環境への影響．第四紀研究，45, 5, 375-390.
- 瀬戸浩二・中山大介・田中秀典・山口啓子（2000a）宍道湖におけるアオコの発生とその地球化学的特徴．LAGUNA（汽水水域研究），7，61-69.
- 瀬戸浩二・真先修・田中邦昌・高安克己（2000b）宍道湖における底生有孔虫群集．島根大学地球資源環境学研究報告，19，65-76.
- 瀬戸浩二・岡崎裕子（2013）「神門水海」の古地理の復元に向けて．出雲風土記の研究IV，3-14.
- 瀬戸浩二（2015）島根県東部宍道湖における中塩分密度流の実態と堆積・浸食過程．平成26年河川整備基金助成事業成果報告書（26-1212-006），23pp.
- Shepard, E.P. (1954) Nomenclature based on sand-silt-clay ratio. Jour. Sed. Petrology, 24, 151-158.
- 高安克己（2001）汽水域をつくる地形とその生い立ち．高安克己編「汽水域の科学」：38-47.
- 高安克己・出雲古代景観復元チーム（1998）コアSJ96の概要と宍道湖の古環境変遷．LAGUNA（汽水域研究），5，1-13.
- 田村嘉之・丹後雅憲・井内美郎・徳岡隆夫（1996）宍道湖における17世紀初頭の汽水から淡水への環境変化-コアのCT画像解析と堆積，C・N・S元素分析による検討-．LAGUNA（汽水域研究），3，9-56.
- 徳岡隆夫・大西郁夫・高安克己・三梨昂（1990）中海・宍道湖の地史と環境変化．地質学論集，36，15-34.
- 徳岡隆夫・三瓶良和・上野博芳・西村清和・須崎聰・松田滋夫・久保田俊輔・鈴木重教（2001）大橋川における高塩分水塊の動態観測（1999年秋）．LAGUNA（汽水域研究），8，79-90.
- 徳岡隆夫・上野博芳・三瓶良和・西村清和・須崎聰・松田滋夫・久保田俊輔・鈴木重教（2002）．大橋川～宍道湖における高塩分水塊の動態観測（2000年夏）．LAGUNA（汽水域研究），9，83-93.

（せと こうじ 島根大学エスチュアリー研究センター准教授、自然環境部会専門委員）

斐伊川周辺の庄園と流路の変遷

原 慶三

はじめに

本稿で検討する斐伊川については、寛永年間（1624-45）の洪水によりにそれまで西流して日本海に注いでいた流れが、流路を変更して東流し、宍道湖に注ぐ流れが本流となったとの通説が存在するが、近年の国絵図研究の進展により、寛永期以前に本流は東流していたとの説が有力になっている。『出雲国風土記』（以下では風土記）にはあたかも斐伊川は西流路のみであるかのように記されるが、あくまでも必要な情報のみを記したもので、その時点でも東流路は存在したと考えられる。その意味で問題となるのは東流の時期ではなく、西流路がいつ消滅したかである。現在の出雲平野の景観は、松江藩を中心とする治水対策（堤防の構築と川幅の拡大、排水路の開削）と再開発の結果形成されたものである。補注：史料の出典名と論文については、紙幅の関係で最少限とする。史料については、『松江市史』史料編中世、『大社町史』古代中世史料編が中心となるが、所蔵者名は一部を除き省略して「松江番号」「大社番号」と表記し、平安遺文、鎌倉遺文についても「平遺番号」「鎌遺番号」とし、日記類や吾妻鏡で必要のあるもののみ年月日を記す。ただし、北島文書と千家文書については必要に応じて「北島」「千家」と記している。

論文類については、『松江市史』通史編Ⅰ（大日方克己氏分）とⅡ（西田友広氏、原分）については「古代通史」「中世通史」とする。『松江市史』通史編Ⅲ近世については「近世通史」とする（Ⅳ・Ⅴは言及せず）。井上寛司氏の見解は主に『大社町史』通史編に依拠して「大社通史」とし、佐伯徳哉氏の見解については『中世出雲と国家的支配－権門体制国家の地域的支配構造－』（2014年）所収論文は「佐伯Ⅰ」、『権門体制下の出雲と荘園支配』（2019年）所収論文は「佐伯Ⅱ」とし、個々の論文名は省略する。原担当の『竹矢郷土誌』中世（1989）、『出雲塩冶誌』中世（2007）についてはそれぞれ竹矢1989、塩冶2007としこれ以外で必要なものについては以下のように表記するが、この中に入らないもので著者名『書物名』（年次）で示したものもある。

角川1979：『角川地名大辞典32 島根県』、1979年 平凡社1995：『日本歴史地名大系33 島根県の地名』、1995年

原1982：原「鎌倉期出雲の国の地頭に関する一考察」（『山陰史談』18、1982年）

井上1989：井上寛司氏「古代末・中世成立期における簸川平野の開発－中世杵築大社領十二郷の成立過程との関係を中心に－」、『昭和六三年年度科学研究費補助金 一般研究A 研究成果報告書』所収、1989年）

長谷川1993：長谷川博史氏「中世の出雲平野」（同「戦国大名尼子氏権力の形成」、『戦国大名尼子氏の研究』所収、初出1993年）

原1990：原「中世日御崎社に関する基礎的考察」（山陰史談24、1990年）

野口2017：野口華世氏「待賢門院領の伝領」（『平安朝の女性と政治文化－宮廷・生活・ジェンダー』、2017）

西田2018：西田友広氏「中世前期の石見国と益田氏」（『石見の中世領主の盛衰と東アジア海域世界』、2018）

佐藤2018：佐藤雄基氏「文書史からみた鎌倉幕府と北条氏－口入という機能からみた関東御教書と得宗書状－」（日本史研究六六七、2018）

美多1966：美多実氏「『出雲』を何故「シュットウ」と読むか」（同『風土記・斐川・大社』）2001年、初出1966年）

伴瀬2000：伴瀬明美氏「鎌倉時代の女院領に関する新史料－『東寺観智院金剛藏聖教』第二八〇箱二一〇号文書について－」（史学雑誌109-1、2000年）

池橋1995：池橋達雄氏「寛永十五年寅年以来成稼高書出帳」（『山陰史談』27、1995年）

なお、論者はここ三年ほど研究に割ける時間が飛躍的に増えたため、従来扱えなかった分野の史料を合わせて活用し、関係史料・研究論文を幅広く蒐集しながら考えることが可能になった。それ以前の第Ⅰ期の研究は実証的であったが、その守備範囲が限定されていた。第Ⅱ期の今は、それまで一壘専門のみであった守備範囲が内野全体に広がった感がある。当然、バッテリー間と外野をも守備範囲としなければ十分な研究とはならないが、島根県域を越えて従来の中世史研究の通説を批判的に検証し、それに代わる説を提示することが可能となった。また今回の論文は一一世紀初から一七世紀末までを守備範囲としなければ解決できないテーマを扱っている。

議論をしていく前提として、この問題に関していくつかの仮説を提示したい。本来、検討後に提示すべきであるが、この仮説を前提としなければ、議論を具体的に進めていくことは困難で、与えられた紙幅の制約もあり、検討作業の中で必要があれば随時修正したい（以下については地図を参照）。

風土記時代の本流については、出雲郡と神門郡の郡境を流れていた以上の具体化は困難であるが、中世前期については、文永八年（1271）杵築大社三月会頭役結番帳（千家、松江196、佐草、松江197）により、郡境をある程度具体化できる。中世には古代の出雲郡に代わって「出東郡」が確認できるが、その成立は史料の初見である明德三年（1392）頃ではなく、出雲大社領として最初に遙堪社が寄進された治暦三年（1067）前後に遡る。松江藩による治水対策は寛永年間以降とされることが多いが、慶長一五年（1610）に鉄穴流し禁止令が出されており、これ以降、解禁への条件整備として対策が進められたはずである。

中世の流路については井上寛司氏は「中世の斐伊川本流は古代に比べてかなり北方（武志・稲岡両郷の北側）に偏っていたことがうかがわれる」（井上1989）とする。長谷川博史氏作成地図（長谷川1993、以下では長谷川図と略記）は中世後期を念頭に置いているが、その流路をトレースした根拠は示されていないので評価が難しい。

井上氏の念頭にあるのは現在の高浜川であろうが、大社領武志・稲岡両郷が斐伊川を挟んで大社の対岸となってしまう。高浜川は粟津の地点で北西方向に流れてきた斐伊川本流と合流するが、粟津以東は北山山系からの流れが合流したもので、斐伊川本流とは別の流れである。

『塩冶誌』を執筆した際に長谷川図を参考にした。斐伊川の旧河川と湿地・水域境界を示した地図があり、長谷川図もこれと同様な情報に基づき作成されたと思われる。長谷川図の問題点として、斐伊川本流が郡境界と一致しないことがある。すなわち塩冶郷内で十三世紀後半までに成立していた村がごとく斐伊川の北側にある形となっている。

長谷川図では大津村付近から北西に進む本流に次いで、北進路が大きく描かれている。中世の塩冶郷内大津村の中心は石塚郷の西側に位置し、寛永一三年に大津町が現在の場所に移動したものであり、情報が混乱している。東岸の支流については一七世紀の国絵図を参考にしたと思われるが、これも根拠が示されないため、評価不能である。

『塩冶誌』本文中で斐伊川が神門郡と出東郡の境界としながら、掲載した地図では郡境と一致しておらず、混乱がみられた。現在の考えは、中野上（塩冶郷）と武志下（武志郷）の間の地点から北西に流れ、荻杼町（塩冶郷内杼島村と荻原村）と稲岡町（稲岡郷）の間を通過して、高岡町（塩冶郷内高岡村）と平野町（朝山郷）並びに里方町（高浜郷）の間を流れて朝山郷粟津で東からの流れと合流する。次いで常松町（恒松保）・大社町入南（朝山郷）と大社町遙堪（遙堪郷）、さらには大社町北荒木（塩冶郷内荒木）と大社町修理免・大社町杵築西の間を通過して日本海に入るというものである。中世の各所領の境界が変化していることはあろうが、大筋は以上の通りである。

1、斐伊川西流路の消滅時期

本稿の柱の一つは斐伊川の東流時期ではなく、西流路がいつ消滅したかであることに気づき、且つその時期をほぼ特定できたので、最初にこの問題から入っていく。

松江市史関係者で斐伊川問題についての情報や意見を交換する会が二回行われ、並行して関係史料の蒐集整理を行う中で、当初の自らの仮説を修正せざるを得なかった。それは、斐伊川流域では洪水を克服することが最大の課題だと思っていたが、洪水、とりわけ流路変更につながるような大洪水は非日常的なことであり、用水の確保こそが最大の課題であった。高岡八幡宮の由緒書（以下で引用する由緒書

は明治三五年に島根県に提出されたもので、島根県立図書館に寺社史料として一括して保管されている)には古老の傳説として「高岡ハ土地高クシテ荒地延長元年開墾ニ付、同年八月十四日八幡宮ヲ村ノ上ニ鎮座セシメ、夫ヨリ荒地ヲ開墾ニ着手シタルト」と記している。高地である故に用水の確保が困難であったのを、延長元年(923)に八幡宮を設けて荒地開墾の拠点とした。年次については検討の余地があるが、その目的はその通りであろう。

斐伊川東流時期とかかわり、宍道湖での水質や堆積物の成分分析が行われているが、その変化の背景には様々な要因がからんでいる。また、斐伊川の流路変更の具体的情報を与えてくれるのは寛永期以降に作成され、現存する出雲国の絵図であるが、その作成年代とそこに描かれた状況の間にはタイムラグがあることに注意しなければならない。寛永年間後半(1630年代)の絵図が三種類残され、次いで正保年間(1640年代半ば)の絵図が残されている(所蔵先は大矢氏論考を参照)。そのすべてで西流路は消滅しており、この絵図をいくら分析しても消滅の時期は明らかにならない。寛永一三年図では高浜川東端が斐伊川とつながっているように描かれているが、これは斐伊川本流とは別物である。

寛永一〇年図と寛永一三年、一五年図との最大の違いは、前者では北進する斐伊川本流が一本であったのが、後者ではもう一本西側に並行して描かれていることである。正保年間図でも同様であるが、元禄一二年図では一本に統合されている。一方、寛永一五年図では北進する二本の本流をつなぐ複数の流れがみられるが、一三年図と正保年間図では両者は並行して宍道湖まで流れ、間をつなぐ流れはみられない。一五年図に近いのは、「日本図」である。近年では寛永一五から一六年頃の成立とされており、妥当な評価であろう。

大規模洪水が発生した時期として寛永一〇年(大社旧記)、一二年(斐伊川史)、一六年(堀尾古記)があげられるが、松平氏が残した寛永一五年以降の収納高(池橋1995)をみれば、寛永一六年に大規模な洪水が発生した可能性はほとんどない(松江藩独自の枡と京枡で表記されるが、前者を使用)。

美談村と上鹿塚村については寛永三年(1626)と正保四年(1647)の検地帳が残っており、それを比較することでこの間に両村内で流路変更をもたらす洪水があったことがわかるが、それは正保二年の洪水である。上鹿塚村の一宮明神は寛永一六年に建立(再建カ)されたが、正保二年に洪水が社殿に入り顛倒し、古記神宝悉く流出した(雲陽誌)。両村では従来の田畑が河床となり、その面積は三分一以下になっている。ただし、西側に位置する今在家村と東側に位置する西代村の正保四年の検地帳からは、その明確な影響は確認できず、美談村と上鹿塚村内でのみ堤防が決壊したことがわかる。

寛永一八年から一九年(1641~42)には寛永の飢饉と呼ばれる全国的飢饉が発生したとされるが、松江藩ではその前年の一七年に収納高が約一〇万俵(27%)減少し二七万千俵余となった。これに対し正保二年の高はなお低迷しているが、二八万九千俵余(洪水による最低は1674年の二〇万俵)で、正保三年も10%増である。以上により正保二年の洪水は部分的なものであったことがわかる。

高浜村平野の大土神社の由緒書は西流する本流に対して、武志村辺から支流が東流し、本流の流れが縮小していたと記す。由緒書の内容・年次をそのまま事実であるとみなすことはできないが、他の資料と併せて検討することで、有益な情報を得ることができる。次いで寛永一二年の洪水後、すでに東折していた斐伊川の支流が膨張し、その後大河の本流となったと記す一方で、宝永三年(1706)の書出帳を引用して七〇年余以前の酉ノ年の洪水で棟札を紛失したことが記されている。酉年とは寛永一〇年である。ともに洪水があったが、より大規模であったのは一二年で、一〇年については高浜川流域の洪水であろう。

由緒書は一二年の洪水で初めて東に折れ七筋になり宍道湖に入ったことを述べている。その論拠となったのは天明年間の遠江国内山直龍撰『出雲風土記解』(寛永一〇年頃成立、東京国立博物館本)、天

保年間の渡部彝『出雲稽古知今図説』（寛永一二年成立、島根県立図書館本）であった。

稗原村野尻の大歳神社境内社天満宮の由緒には、寛永一二年の洪水で社地が崩壊して、大原郡三笠山城主牛尾氏の末裔が移り住んでいた地に天満宮が流されたため、その後は牛尾氏が崇敬していたことと、明治九年に大歳神社境内に遷したことが記されている。

以上により、斐伊川本流の流れを変えた大規模洪水の発生で年次が明確なのは寛永一二年と後述の天正元年（1573）であったことがわかる。これ以外の洪水は部分的なものであった。それを踏まえて出雲国絵図をみると、寛永一三年図が全体の流れから浮いてしまうので、これを棚上げした上で、一六世紀後半から一七世紀前半の斐伊川の流れの変化を跡づけたい。

これまでの研究で軽視されてきたのが、慶長一五年から寛永一三年の間（1610～36）、松江藩が南部三郡中心に行われてきたたたら製鉄に伴う鉄穴流しを禁止していたことである。禁止と解禁には明確な原因があり、松江藩は禁止の原因を除去する対策をとったはずである。この点について確認する。

禁止と解禁について述べているのは『鉄山旧記』（糸原家所蔵、『新修島根県史』史料編近世¹⁾）である。松江の要害としての機能が鉄穴流しに伴う砂の堆積で低下することが原因であったとする。これに対して「通史近世」では、その原因を専ら下流部に位置する出雲平野の洪水対策だとする。斐伊川が最終的に東流するのは通説の寛永一六年としたため、不自然な記述をせざるを得なかったと思われる。

出雲市の森広家当主が記した『愚考記』（島根県立図書館が複写を所蔵、一七世紀末の当主が記したものに、一八世紀後半の当主伝兵衛が増補カ。当該部分は伝兵衛が過去の当主の記録に基づき記したものカ）には以下のような詳細な記述がみられる。

関ヶ原の合戦の結果、出雲・隠岐両国を与えられ入部した堀尾氏は富田城に入城したが、富田城は山城で維持するのも難しいとして、松江に城を移すための見分を何度も行い、移城を決定した。仁多・飯石・大原郡の鑪師から鉄穴流しには利点が多いとして、その許可を求める願いが出されたが、堀尾氏はこれを許可しなかった。堀尾氏による禁止と願書の提出の前後関係が不明であるが、松江移城決定後、禁止の方針が示されたため、鑪師から地域の実情を踏まえて再考することを求めたのであろう。その後も願書は出されたが不許可が続いた。鑪師は二代目藩主堀尾忠晴が成人したことを踏まえ、願書が忠晴に届くよう藩の大目付に提出した。

慶長一五年に禁止したのは忠晴の祖父吉晴であった。初代藩主忠氏が慶長九年（1604）に死亡した時点で子忠晴は六才であったため、吉晴が後見し、慶長一六年初に松江移城を終えたが、同年六月に死亡した。この時点でも忠晴は一三才であり、藩の重臣による集団指導体制で藩政は運営された。忠晴は重臣の意見を聞いた上で判断し、不許可とした。これが一八回目の願書に対する回答であった。その際には重臣から城が富田城のままであれば禁止しなかったとの説明もなされた。

下流域での洪水で確実なものが天正元年八月二八日の洪水である。『出雲市大津町史』（1993年）では森広家の家譜から引用されている。武志町に所蔵されている中溝家文書には、大津壇ノ上から平田町まで川除のため七ヶ所を切り、水留を行ったことが記され、氾濫が発生した範囲がわかる。この時点で北流して平田に至る流路（北進路）が存在したことは確実である。

現在の津町の下（北）に位置した「かけど」（当時は石塚村）にあった森広家も流され、一八代当主とその妻は死亡し、生き残った一四才の子が新たに一九代当主となっている。それは大滝家も同様で、親族はことごとく水死し、一〇才の子が残された。その後、森広家は高台に位置する大上に移転した。

この洪水の影響を間接的に述べるのが、洪水以降しばらく文書が残っていないことである（大社町史、松江市史史料編。特に前者では洪水以降年末に至るまでの文書は二通のみ）。洪水後の対策に関する書状が毛利氏とその家臣ならびに地域の有力者の間で数多く交わされたはずであるが、それは将来の

利益にはつながらない性質の資料であるため残されなかった。洪水がなければ、この時期にも利益につながる文書や書状が多数やりとりされ、現在に残ったはずであった。

中世の斐伊川本流の南岸に位置した萩村の萩原八幡宮の由緒書には古老の傳説として、天正元年の洪水の際に、高台にあった神社の本殿は被害が少なかったが、社地の樹木の半ばと神職の家は流失し、神社の旧記が失われたことを記している。

明治二二年（1889）の市町村制施行で近世の六ヶ村が合併して川跡村が誕生していた。それに先立ち明治八年（1875）に萩原村と萩島村が合併し萩村となっていた。大正四年（1915）に大正天皇即位を記念して村内の神社を統合して川跡神社が誕生した。その場所は旧萩原八幡宮の社地で、旧斐伊川本流の西側段丘上に位置する。

中野村清水の大歳神社の記録によると、本来は朝倉村西浜に鎮座し、大津村氏神八幡ならびに産土神として信仰を集めていたが、天正元年の洪水時に堤防を越えて社地に濁流が流れこんだため、その後長らく社地の移転が検討され、宝暦八年（1758）になってようやく土地を交換して現在地に遷座したとする。この場合も社殿は高地にあり流出を免れたと思われる。

大津村阿須利神社は、南隣の来原村池の内に鎮座していたが、貞享年間の高瀬川開削に伴い来原村三谷の三谷神社に合祀され、次いで明治五年に独立し、大津村で廃社となった竜王社跡に遷った。竜王神社は本来、大津湊朝倉浜に鎮座していたが、貞享四年（1687）に遷り、その場所が竜王山と呼ばれた。「大津湊」とは旧大津町ではなく、寛永一三年に移転した新大津町であろう。『出雲市大津町史』掲載の小字図によると「新崎」（現在の大津新崎町）北側が「朝倉」で、東側が「竜王山」である。

由緒書では『竜王神社古今神秘集』を引用し、天正元年の洪水で堤防が破壊され、出雲郡（出東郡）中間から斐伊川が北流し、楯縫郡を東流して意宇海（宍道湖）に入るようになったとする。また、これにより出雲郡の領域の半分余が分割されて神門郡に編入され、神門郡は石高六万余の大郡となり、田畑も増殖し、竜王社は郡社として崇敬されるようになったとする。東流路について述べている資料は多いが、これは北進路に関する貴重な情報である。

ただ、この情報はいくつかの時期に分けて考える必要がある。斐伊川の北進路が存在感を持つようになったのは一五世紀後半のことで、それに伴い出雲大社領が出東郡から神門郡に編入された。それは文明四年に京極氏が「神門郡日御崎社検校」を安堵していることからわかる（大社826）。しかし一七世紀前半の国絵図では斐伊川東岸の旧出雲大社領は上下阿宮村以外は出東郡とされている。正保三年検地帳では出西郷も神門郡とされており、絵図との間に矛盾がある。石高でも一七世紀半ばの正保国絵図の時点では神門郡は四万六千石余にすぎず、出東郡が出雲郡に改称された寛文朱印留で六万石弱になった。いずれの場合も旧大社領は神門郡の石高に入っている。

北流路は天正元年以前から存在したが、洪水で従来の本流の規模が縮小し、北流路が拡大した。変化の時期を確認すると、延喜式（一〇世紀初）の時点では出雲大社と御崎社は出雲郡に所属していた。中世前期には出雲大社領は石塚村を除き、大社と同様斐伊川本流の北東岸に位置し、古代の出雲郡を改めた出東郡に属していた。それが北流路の規模が拡大したことにより、大社領では最大規模の武志村が東西に分割された。これを契機に大社領は神門郡に編入された。永正七年（1510）三月一五日に千家国造豊俊が「神門郡杵築大社領之内」を中助十郎に条件付で安堵している（千家、大社1002）のが大社が神門郡に属していたことを示す初見史料であるが、日御崎社と同時期に郡が変更されたと思われる。

天正元年の洪水は嘗てないほどの規模のもので、斐伊川の流路変更にも大きな影響を与えた。それまで斐伊川周辺住民は洪水と共生してきた。洪水は規模の大小の違いはあれ定期的に発生するもので、人々の生活に脅威を与えたが、過去から蓄積された情報と経験に基づき対処し、早い時期に復興してき

た。その常識を上回る規模の洪水であったため、住宅が浸水するだけでなく流出し多くの死亡者が出た。これをうけて人々は森広氏のように住宅を高台の地に移転させた。これ以降は、耕地が水没しても住宅が流出する可能性は小さくなった。

鎌倉幕府御家人和田義盛の末裔とする森広氏の一六代当主は「森広左衛門尉」と号し、嫡子三郎左衛門が一七代目となった。二男と三男はその経済力と武力に期待した毛利元就の懇望によりやむえずその家臣となったが、石見国と美作国の合戦で討ち死にし、これを契機に一六代当主は出家し、嫡子に跡を譲っている。一七代当主久助は三郎左衛門の子で財をなしたが、天正元年の洪水で妻とともに死亡した。石塚村内かけどの屋敷を大津村薬師輪内の大上に移したのがその子で一八代目当主となった三左衛門である。その子で中興の二代目（一九代目）となったのが作助で、富田城から松江城への移転により鉄穴流しが禁止され、その後解禁されたのは作助の時代であった。

現在の『愚考記』は前述のように天明四年時点の当主により増補されたものである。増補した当主とは「年々飢人労留帳」や「見聞覚知記」を記した傳兵衛である。その複写が県立図書館に所蔵されているが、斐伊川東流問題について論じた美多実氏による寄贈本と思われる。

人々の経験値を越えた天正元年の大洪水の背景は、出雲国南部における鉄穴流しの隆盛であろう。「通史近世」では「慶長年間に中国地方で一気に広まる」とするが、実際にはもっと早い時期に開始されていた。そうでなければ天正元年の大洪水と慶長一五年に堀尾氏が鉄穴流しを禁止したことの意味は理解不能である。

2、斐伊川本流地域の変化

斐伊川本流は朝山郷粟津に至る流れAと粟津で高浜川と合流して日本海にいたる流れBに分かれる。高浜川の粟津以東の流れCと併せて比較したい。Aの流域では慶長七年（1602）高岡村検地帳が残っている。反別一石五斗代以上の水田の割合（以下では上田率）が57.0%あり、反当たりの石高も1.71石と高い。それが寛文九年（1669）の検地帳では上田率23.2%、反当たり1.23石と低下している。ただし六七年の時間差があり、関連するデータで補いたい（地名については地図を参照）。

高岡村が南岸であるのに対して北岸の武志村の慶安元年（1648）検地帳では、本田率7.5%、反当たり1.17石と高岡村以上に低い。寛文九年の稲岡村地詰帳では上田率22.3%、反当たり1.25石と対岸の高岡村と同レベルである。慶長七年の時点ではAは存在したが、その後消滅し用水環境が悪化したためである。

元禄一一年（1698）矢野村検地帳にはその四分一の字に「古湊分」との注記がある。「古湊分」は地名に関係するとも思われるが、そのほとんどは「六郎右衛門」が請人となっており、注記がある筆は村内に広く分布しており、六郎右衛門が古湊分に居住することから付いたものと思われる。いずれにせよ、Aから高岡村で分岐した流れが矢野村内を流れ、その一角が都市的空間＝湊となっていたことを示すものである。

矢野村の南に位置する小山村は①慶長七年、②慶安二年、③元禄一五年の検地帳が残っている。①では本田率39.9%、反当たり1.37石であったが、②では24.2%、1.18石に低下し、③では6.8%、1.05石とさらに低下している。元禄一五年の国絵図ではそれまで二本あった北進路の内、西側の流れが消滅している。この影響で②よりさらに用水の確保が困難となったのではないか。

AとBの結節点となる粟津村の慶安二年（1649）検地帳は一部のみ残っているが、一二町弱中上田率80.3%と高い。これに対して元禄二年（1689）粟津村検地帳では田数四三町余で上田率27.7%である。上田の面積では前者が一〇町四反弱、後者が三町五反余であるが、後者の一石四斗代を含めると一四町

八反弱となる。この違いは前者の田地が、粟津村北部の高浜川沿い中心に残ったためであろう。後者では屋敷数二四間半という標準的な農村であるのに対して、前者では屋敷数一〇八間と都市的あり方がなお残っている。それは粟津北部の高浜川沿いに湊が存在したからであろう。A沿いの荻原村の検地帳は残っていないが、宝暦四年（1754）神門郡北方万指出帳には村内の御役御免地として「伊知（市）九畝歩」が記されている。これも荻原村が斐伊川本流の南岸に位置し、村内に湊があったことの残滓であろう。

Cに関しては慶長一六年（1611）の林木村検地帳があるが、上田率24.8%、反当たり1.33石と高岡村の二つのデータの間レベルである。慶安元年（1648）東林木村検地帳では上田率70.8%、反当たり1.48石と上昇している。林木庄の西側の高浜村の慶長二〇年（1615）検地帳でも上田率61.9%、反当たり1.44石と高い。高浜村の高浜川南岸部分は後に里方村となるが、その寛文一二年（1672）の検地帳では上田率42.9%、反当たり1.42石である。

Bに関しては元和七年（1621）常松村検地帳がある。上田率61.6%、反別1.50石と高い。田数一八町中、田の肩に「古川」と記したものが二二筆一町七反一畝一五歩と全体の10%弱を占めている。過去に高浜川の支流が村内を流れていたのが埋まったものであろうが、上々田一六筆、上田五筆である。Bの西端に位置する慶長七年（1602）の杵築村検地帳では、上田率22.5%、反別1.32石と高浜川沿いではやや低くなっている。寛永二年（1625）には堀尾氏から杵築祭田と修理免として大社に寄進された所領の検地が行われている。杵築大社近辺で、後に「杵築宮内村」と呼ばれているが、御祭田が一七町六反中上田率85%、修理免分が一五町八反余中上田率が46%弱と高くなっている。慶長七年時点の上田が七町弱であったのに対して祭田・修理免併せて上田が二二町と状況が改善している。

延宝二年（1674）は一七世紀末までの松平氏治世下で最も収納高が低くなっている。同年六月二八日には松江地方の豪雨により城下が浸水し松江城が孤立したとされる。隣国石見国東部邑智郡に残された『尾氏春秋』には五月末に洪水があったことを記した後に、六月末に出雲国で洪水があったことを記している。年貢収納高の低下から広範囲に及んだものであろうが、翌年には三〇万俵を回復している。

延宝二年の洪水により藩の検地帳保管場所が浸水した。検地帳が水に濡れて保存状態が悪化し、その後判読が困難になった。そのため、松江藩は貞享二年一月から二月にかけて、村々に残る検地帳と照合して写しているが、その範囲はすべての郡に及んでいる。広瀬藩では貞享元年に一七世紀初め古検地帳は控もないとして、村々の検地帳（不明明としている）と照合して写を作成している。

元禄一五年（1702）国絵図では、本流東岸の流路も変化している。それまで出西村中央と、求院村との堺から東に分岐していた流れが前者のみになる。後者はその途中で北東方向へ分岐もしていた。それが元禄一五年図では北へ向かった後に東に向きを変える本流と出西村内から西流する流れのみが描かれている。次いで宝永七年（1710）国絵図では本流が他の流れの三倍以上の幅で描かれている。以上から分かるのは、一七世紀末に松江藩は、斐伊川本流から西へ分岐する新たな流路を開削するとともに、東へ分岐する流れを一本化し、且つ二本あった北進路も西側を埋めて東側に一本化したということである。その後も一八世紀後半以降には本流が宍道湖に注ぐ周辺地域での改修、出西村から分岐する流れの幅を拡大する改修が行われている。斐伊川流域の洪水は頻発しており、試行錯誤を続けながら幕末にいたるまで続けられていた。一七世紀半ば過ぎまでの流路変更をともし改修に注目が集まっているが、主な改修の内の一つにすぎなかった。また元禄一五年図以降の絵図では描かれなくなった東岸の流れは規模は縮小しつつも存在していた。近世の絵図は現在の地図と同じものではなく、明確な意図のもと、必要な情報を強調して描いている。

以上、旧斐伊川本流沿いの村々の状況をみたが、慶長七年（1602）の時点でAがなお存在し、周辺の

村々の用水の確保が十分であったことと、慶安元年（1648）の時点ではAの消滅により、関係する村々で用水の確保が困難となり、田の等級が下がったことが確認できる。これに対して、高浜川の流域では等級が上がる例が多かった。一方、斐伊川東岸の旧斐川町地域の村々の一七世紀の状況からは前述の美談村と上鹿塚村以外は大きな変化はみられない。

鉄穴流しの禁止がなされた慶長一五年時点で堀尾氏は縮小しつつある斐伊川西流路を元に戻すのではなく、東流路のみにする方針を固め、西流路を完全に埋める作業を行ったと思われる。結論として、慶長一五年から時間をおかず、斐伊川西流路は消滅させられた。これに対して高浜川には大きな変化はなかった。鉄穴流しの禁止と解禁の問題を併せることで、西流路の消滅の時期をほぼ特定できる。

3、文永八年結番帳からわかる実態

(1)

現在残る国毎の庄園・公領を網羅したリスト＝大田文は鎌倉時代以降のものしか残っていないが、その基礎となる一国規模の台帳（大田文）は、庄園・公領制が確立していく院政期に作成が開始された。

出雲国一宮杵築大社については、最大の神事である三月会の負担システムの確立が必要となった。鎌倉幕府の成立と承久の乱にともない、大社に思い入れのない大量の東国御家人が地頭として入部したため、体制の再編成・再構築が必要となった。

鎌倉幕府の成立期に東国御家人が地頭に補任され入部したのは四分一程度であり、地域的偏差もあったが、承久の乱で、倒幕の首謀者後鳥羽院の側近の一人源有雅が出雲国知行国主であり、守護安達親長も京方であったため、出雲国衙在庁官人や庄園・公領のほとんどの庄官・郷司が動員され没官された。ただ、現地の状況に不案内な地頭のみでは国衙支配を含めて運営ができないので、四分一程度は在来の関係者の庶子が惣領の跡を継承して地頭に補任された。

在庁官人筆頭の勝部宿祢もその例外ではなく、神門郡系の人物某に代わって大原郡系の元綱が惣領となった。元綱の兄惟綱が大原郡系の惣領で、朝山郷司であり、鎌倉初期に乃木保地頭となった佐々木高綱の子光綱を婿にとっていたが、惟綱関係者は、女子の一人が神門郡木津御島の継承を認められた以外は没落した。光綱と惟綱女子の間に生まれた乃木四郎高定は本来は光綱の嫡子であったと思われるが、母の所領木津御島のみを譲られた（松江105）。

杵築大社三月会は頭役負担が毎年求められた。それを庄園と公領の支配者と現地で管理にあたる地頭等に公平に配分しなければならなかった。東国御家人はその本領のある国でも一宮等の費用負担を行っており、杵築大社と競合する寺社権門とともに、その負担を回避する動きがあった。

(2)

文永八年十一月に関東下知状写（以下では結番帳）により、三月会負担のローテーションが定められたことは、出雲国衙と幕府ならびに守護佐々木氏の関係を示している。守護佐々木氏は承久の乱後に義清が出雲守に補任されたことにより、国衙在庁官人との関係を強めた。義清を起用したのは乱後に知行国主とされた持明院家行であった（通史中世）。持明院家は家行の曾祖父通基が、待賢門院庁別当の中心として女院分国出雲国の状況に精通していた。通基の父基頼は能登守時代に京都・北野天満宮に所領を寄進しており（平遺1735）、通基も父にならい、島根郡大芦に天満宮を勧請して、北野末社が成立したと思われる。家行は、後高倉院並びに幕府との間に太いパイプがあった（後述）。

後白河院のため平清盛が造営した蓮華王院本堂に、その落成（1164）直後に寄進された加賀庄は隣接する持田村をも含む広大な庄域を有したが、天満宮領となっていた大芦は含まれなかった。出雲国揖屋社は天養二年（1145）に領家日野資憲から崇徳の御願寺成勝寺に寄進された（松江59・80）。日野氏は

学問の家で代々撰閣家との関係が強かったが、資憲の叔父資光は中宮璋子の中宮少進から待賢門院判官代、さらに別当となり（平安遺文2122）、待賢門院女房関屋を妻としていた。資憲は資光の娘阿波（女院女房から崇徳院女房へ）を妻としている（尊卑）。

資憲は天養元年（1144）一二月末に下野守を辞任し（本朝世紀）、崇徳院判官代を経て別当となり、来訪者の崇徳院への取り次ぎをしばしば務めている（兵範記仁平二年二月一三日条等）。

七月二二日に久安と改元された直後の七月二五日に女院分国安芸の国守源光隆が二二才で死亡し、八月二二日には待賢門院が死亡した（本朝世紀）。女院御願寺円勝寺領や法金剛院領を中心とする女院領は崇徳院が管理するようになった（野口2017）。揖屋庄の寄進・立券はまさにこの年であった。一二世紀後半の揖屋社別火がその名に「資（助）」の字を付けているのは領家資憲との関係である。

資憲は崇徳院最側近であったが、同母弟雅仁が即位した際に、妻阿波が藤原忠通の意向で後白河天皇勾当に引き抜かれ（兵範記久寿二年七月二四日条）、その子も天皇の蔵人に補任されたため、保元の乱の直前に出家した。『保元物語』には崇徳院の御所に参集した公家の中に資憲がみえるが誤りで、処分を免れ、揖屋庄の四至榜示の一本が国衙により抜き取られた際には資憲入道が庄官を指揮して再び打ち直している（松江59）。この資憲を佐伯Ⅱは同（後白河）近臣という意味不明の記述をしている。

平忠盛の子教盛の正室となった娘が産んだ教子は藤原範季の妻となった。平家の都落後に高倉天皇の遺児尊成（後鳥羽）を育てていたことから、教子の娘重子が後鳥羽の寵愛を受け、守成（順徳天皇）外三名の子を産んだ。資憲には男子もいたが、揖屋庄領家職は教盛の正室となった娘から孫娘教子をへてその夫範季に受け継がれていた。範季は孫守成親王が生まれたことで建久八年（1197）一二月に従三位に叙せられ公卿に列した。建久一〇年四月日政所下文（松江100）により大宅資澄から子宗澄への別火職并上官職の譲与が安堵されているが、これは範季の政所が発したものである。

揖屋社成立後に周辺地域が下賀茂神社に寄進され意東庄が成立した。下賀茂神社領だからその成立は一一世紀後半の応徳・寛治年間である（佐伯Ⅱ）ということにはならない。出雲国における領域的庄園の成立は一二世紀以降である。意東庄に隣接する安来郷が平家没官領として源頼朝に与えられるとすぐに、上賀茂社は安来郷の寄進を求め、頼朝がこれに応じた（『吾妻鏡』）。

家行の祖父基家の甥一条能保は源頼朝の同母妹坊門姫を妻としていたこともあり、平家の都落後、池禪尼の子平頼盛等とともにいち早く頼朝と連絡を取っていた。平治の乱の時点で頼朝は上西門院に仕えていたが、基家と上西門院女房因幡との間に生まれたのが基宗である。家行も父と上西門院女房帥局との間に生まれていた。基家の娘陳子（母は平頼盛の娘、基宗の異母妹）が後堀河天皇の母であった。

家行の嫡子家定は、幕府政所執事二階堂行政の孫で評定衆となった基行の娘を妻とし（尊卑が隠岐守頼行の娘とするのは誤り）、その間に生まれた基盛は將軍近習となるとともに、待賢門院御願寺円勝寺領出雲国長海本庄の地頭であった（結番帳）。

乱後の朝廷の長は後鳥羽院の同母兄守貞親王（後高倉院）で、基家の娘陳子との間に生まれた茂仁王が即位して後堀河天皇となった。承久の乱で壊滅的打撃を受けた出雲国衙の再建者として、守貞親王・後堀河天皇ならびに幕府とパイプを持つ家行は最適任であった。この家行が出雲国衙再建のため出雲守護佐々木義清を出雲守に起用した。

（3）

結番帳の編成の責任者は義清の子泰清と承久の乱後に国衙在官人筆頭の在国司となった勝部元綱の子昌綱であったが、完成時に昌綱は死亡（1264）しており、子右衛門次郎時綱が継承していた。

出雲守護は義清の嫡子政義が継承し、同母弟泰清は隠岐守護となったが、政義が三浦泰村との対立から無断出家したことにより、泰清が出雲守護を兼任した（原2007）。在国司昌綱は忌部保地頭土屋四郎

左衛門入道の娘や六波羅探題奉行人佐治左衛門入道重家の娘との間に子をもうけている（松江105）。前者は守護泰清とつながりを有する相模国御家人で、泰清の長子義重は土屋六郎左衛門入道の娘を妻としている（群書類従本佐々木系図）。土屋氏一族は鎌倉初期から複数の所領を得て出雲国内に入部していた（市史研究）。後者は因幡国佐治郷を苗字の地とする西国御家人から六波羅奉行人となり、北条重時とその子が探題であった際には執事を務め（森2016）、六波羅探題と長井泰重（能義郡宇賀庄地頭）に次ぐ地位にあった六波羅評定衆泰清と結びついた。

地図は結番帳にみえる斐伊川東流に関係する楯縫郡、出東郡、神門郡の所領を地図上に落とししたものである。前稿（原1982）作成時は、角川1979を参考に所属する郡を記したが、最大の違いは、石塚村を除く大社領を出東郡としたことである。具体的には武志郷と遙堪郷を出東郡に変更した。前稿で高浜郷、稲岡郷、石塚村を掲載しなかったのは結番帳二十番の杵築社領に含まれていなかったためである。伊志見郷は出東郡としていたが、通説のとおり意宇郡に所属する。

佐伯Ⅱでは武志郷を出東郡とし、遙堪郷と出西郷を神門郡とする。出西郷は戦国期には神門郡に属しているが、一五世紀半ば頃の斐伊川流路の変化後のことで、中世前期には出東郡に属している。井上寛司氏が出東郡の成立と出西郷の名称を結びつけて説かれた（井上1989）ことをうけたものであろうが、両者は無関係である。

佐伯Ⅱでは万田本庄と新庄を出東郡としている。寛永一〇年国絵図と同じく中世も楯縫郡で問題ない。林木庄については前稿（1982）では神門郡としたが、その論拠となる文書は後世書き換えられている。『島根県史』『鎌倉遺文』で「菌・林木」と読まれた部分は日御崎神社の後世の記録での読み「菌内外」が正しく、郡名は記されていない。戦国期末に入手した文書を、明応六年（1497）七月三日日置政継譲状（大社954）に合わせて修正したものであるが、譲状そのものも後に作成されたものである。

当該文書が林木庄と無関係であることは前稿（1990）で明らかにしており、佐伯Ⅱがなおも林木庄を神門郡としているのは理解不能である。近世の国絵図では一七世紀半ば過ぎに出東郡から楯縫郡に変更されている。伊秩庄は飯石郡来島郷地頭来島氏が地頭で、かつ、伊秩庄の領域を勘案すると神門郡ではなく、飯石郡とすべきである。正確に言えば、両郡にまたがる範囲が囲い込まれて伊秩庄が成立し、その中心部分は飯石郡に属した。

塩冶高貞滅亡後、新たに塩冶氏惣領となった弟時綱には「乙立宮内少」との尻付があるが（群書類従本佐々木系図）、乙立（出雲市）は伊秩庄の東北端に位置している。また、「一向畠地」である木津御島は『旧島根県史』では佐田町毛津に比定され、角川（1979）もこれを踏襲した。平凡社（1995）では佐田町毛津説と出雲市大島町説が併記されているが、大島町説が正しい。

（４）

この節の最後にあえて言及するが、佐伯Ⅱは結番帳について、「南北朝動乱期に出雲国造家が千家家と北島家に分裂した際に千家家に伝えられ」としている。古文書学の知識を欠いた見解である。結番帳は大社政所に保管され、両国造家共有の文書であったが、明治六年（1873）に政府が、千家国造家が独占的に大社を管轄することを決定したため、共有文書が千家文書となったものである。

佐伯氏は明白な偽文書もものかは、その内容を事実として分析を進めるため、その説は虚像となる。徹底的な史料批判に基づく分析を欠いているため、本稿で示す見解と佐伯氏の示した説との間には埋めがたい懸隔がある。

その例として、大社本殿の高さや斐伊川の流れを論ずる際に利用される「大社神郷図」（千家所蔵）がある。政所文書を除外して、北島・千家両国造家の文書をみると、分立する前の核となる文書の大半は北島家文書として残っている。康永二年（1343）三月一六日付の出雲孝景和与文書目録契約状（千

家、大社447)と出雲孝景京都質置文書目録契約状(千家、大社448)があるが、後者の文書で現在残っているものはいずれも北島家が伝えている。その中に「差図」もみえる。「宝治造営旧記」と一連のもので、大社本殿の平面図であったが、現時点では公開されていない。

千家国造家からは「金輪造営図」とともに「大社神郷図」が公開されているが、康永二年の時点では存在していなかった。二つの資料は国造の由緒に関わる文書の所持で劣る千家側が、室町期に作成したものである(詳細は別稿を準備している)。「金輪造営図」は、北島国造家の「差図」をアレンジして作成されたものであろう。分立前は両者が「差図」を閲覧できた。

「大社神郷図」が分立前から存在した場合は北島家も情報を共有していたはずである。この図が宝治の大社本殿内にあったものとの説があるが、北島側がこの図の存在を知らなかったことと、この図には大社の狭義の境内にあった国造館が描かれていない点が決定的である。その一方で狭義の境内の外(西側)にあった本来の神主館(千家側は「神郷図」を根拠にこれを国造館とするが、国衙の大社政所でもあった)は異常なほどの規模で詳細に描かれている。ここに描かれた大社本殿とその周辺地域は文永七年に本殿が焼失する以前を念頭に置いているが、大社本殿の高さ等を論ずるために利用できる質のものではない。正規の八丈の本殿(一六丈の本殿は全くの虚像で、歴史を捏造するもの)が造営されなくなって一〇〇年を優に越える時間が経過した時点で政治的意図をもって作成されたもので、他の資料での裏付けなしに利用できない。国造館の背後には大社の祭祀と関わりの深い八雲山があったが、宝暦一〇年の松江藩裁許状にあるように北島家が単独で管理していた(出雲国造家文書362)。

両家の権益・権限を示すものに康永三年六月五日和与状(同、大社458)があるが、これは当座のものとして守護代の関与のもとで作成されたものである。それは同年六月一五日の守護代吉田巖覚書状(同、大社459)により明らかである。神魂神社の問題など、ここには記されていない権益もあり、自らが正当な後継者とする北島国造側は、一時的なものゆえに、この和与状を残していない。ただ、これ以降、権力者の裁許はあっても、両者が署判する和与状が結ばれた可能性は低い。

4、康元元年の出雲大社領の分析

康元元年(1256)に領家が派遣した検注使と神主である国造義孝により、大社領の検注が行われた(大社260)。領家松殿兼嗣も一八才、従四位上左近衛中将であり、代始めの領家検注であろう。所領毎の検注と並行して集計が行われ、集計が完了した順番に結果のみ記されている。

地図上に落とすと、大社に近い所領から開始したことがわかる。ところが、武志郷別名村の次が最南端の出西郷というのは異例である。武志郷内別名村は現在は斐伊川本流を挟んで武志の対岸にあるが、鎌倉期の本流は武志郷南側を北西に流れており、新田郷、別名村も武志郷本体と同じ側にあった。それは現在、別名村と堺を接する北島村も同様である。

南端の出西郷から求院村、北島村と北上して、そこから東へ転じて富郷を經由して最東端の伊志見村の検注を行っている。伊志見村から西へ戻り、千家村をへて、大社領としては唯一斐伊川本流の対岸にあった石塚村で検注を終えている。

遙堪郷(25%強)と高浜郷(40%弱)にのみ沢田が存在する。両者は高浜川に依存する比率が高い地域である。河成はないが常不(高浜分)があるので、新たな開発が進んでいたが、なお等級の低い田があった。

稲岡郷と武志郷は斐伊川本流の北側に位置する。武志郷は川幅は狭いが、斐伊川北進路にも面している。八斗代の割合が稲岡郷が80%弱、武志郷が90%強と差があるのは後者の存在により、武志郷の方が水の供給の環境が良いのだろう。北進路のみに面している鳥屋郷は常不が1%弱で、残りは斗代の記載

がないので、八斗代だと思われる。

別名村から出西郷へとんだ理由としては、別名村と北島村の間に一定規模を有する斐伊川支流が流れていたためであろう。寛永一〇年絵図にのみこれに相当する流れが描かれているが、その後の絵図では消滅している。求院村、北島村、石塚村は斐伊川本流に面しているが、八斗代の割合は98%以上である。北島村にのみ河成があるが、これは北島村の北の地点から北東に向かう流れの影響であろう。斐伊川本流に面する部分では堤防の整備により洪水の危険性は低かったと思われる。

これに対して出西郷、千家村、富郷は斐伊川本流の影響は弱く、出西郷と求院村の境から北西に流れる川の影響下にあったが、八斗代の比率はいずれも99%を越えている。

以上をまとめると、斐伊川本流路では北西に進む川に面した稲岡、武志郷の八斗代の比率がやや低いが、それ以外の地域はいずれも高い。これに対して北側の高浜川流域では開発が進行中で、沢田部分を中心に低斗代の田の割合が高かった。

5、出東郡をめぐって

明徳三年（1392）に、山名満幸追討の勲功を上げた京極高詮が出雲国守護となり、在地掌握のため入部した。その際に寺社や国人に安堵状を与えたが、そこで初めて「出東郡」がみえる。ここから京極氏により出東郡が設置されたとの説も出された（美多1966）が、京極氏には在地の情報が不足しており、新たな郡の設定は不可能である。

これに対して、中世に新たに成立した出西郷が大社とともに神門郡に属するようになったことに伴い、領域の縮小した出雲郡が出東郡となったとの説が出された（井上1989）。その時期は、新たな中世的所領が成立した院政期前半である。南北朝期成立説よりはるかに蓋然性が高いが、出西郷が神門郡に属したのは一五世紀中頃である。

検討すべきは古代の出雲郷と中世の出西郷の関係である。出西郡は旧出雲郷東部地域で、西部地域には康元元年注進状にみえる北島村、千家村、求院村が成立している。この三か村が結番帳の大社領大田郷である。大田郷は知行国主藤原朝方による寄進地であるが、国造にとって由緒ある地であったため、弘安八年（1285）一〇月に本家亀山院のもと大社領家となった某御房が、国造の要求を認めて阿語（阿宮）とともに大田郷の知行を認めている（千家、大社321）。大田郷を阿宮近辺とする説は「大田」の持つ意味を考慮しておらず誤りである。結番帳には「阿宮社」がみえ、これ以降に大社領となった。

中世の出雲郷は国庁が所在した意宇郡大草郷の東側に新たに成立している。その地には古代の阿太加夜神社が所在する地域が含まれていたが、中世では近世と同様芦高神社であったと思われる。それが出雲郷全体の名称となり、近世の出雲郷村は「あだかえむら」と読まれた。古代の出雲郷には杵築社の神戸もあったが、律令制の崩壊と斐伊川の洪水などにより衰退し、堤などを整備しつつ新たな所領大田郷として再生し、東側には出西郷、さらには富郷が成立した。以上のように古代の出雲郡の名称の変更は、中世の出雲郷が出雲国東部に成立したことに伴うものである。

神門郡塩冶郷では、周辺の開発が進んで、高岡、荻原、栃島、荒木、藪といった村が成立すると、中心部分は神東村と呼ばれるようになる。塩冶郷の西南側に成立していた神西庄に対応するもので、ともに杵築大社を意識した名称であろう。出東郡の名称も大社を意識したもので、領域の変化ではなく、出雲郷が東部に成立したことに伴い、院政期に新たに生まれたものである。

6、大社領の寄進と立庄

大社領の寄進・立券については、建久二年（1191）七月日出雲国在庁官人等解（松江93）と建武三年

(1336) 国造孝時申状草案(松江322)が基本史料となり、国造と領家・神主・惣検校の関係については建保二年八月 日土御門院序下文(北島、大社190)がある。前者には建久二年時の神主内蔵資忠の父忠光が讃岐(崇徳)院に寄進した事実が批判的に述べられている。後者には領家側の主張として、永暦以来領家職を相伝してきたことが述べられている。崇徳院は保元の乱で讃岐に配流されているため、忠光による立庄は乱の前で、乱後である新たな領家による立庄とは別のものである。

これに対して佐伯Ⅰは、治承寿永内乱直後の文治二年から六年頃(1186-1190)に永久(久安の誤植であろうが、「永久」の造営そのものは存在せず「天永」が正しい)の造営の際に国司であった権中納言藤原光隆およびこの当時の国主で後白河院近臣であった藤原朝方らにより後白河院領庄園化が進められたと推察されると述べていたが、Ⅱでは一二世紀半ばの後白河院政期に同院の側近であった藤原朝方(二条天皇派であり誤り)が知行国主時代に社領が立庄されたと想定されると変更している。「国司一覽」(日本史総覧Ⅰ)によると、仁安二年(1167)一〇月一九日に朝方の養子朝時が出雲守に見任していたことが確認できる。旧稿とは二〇年のズレがあるが、二つの史料を無視した立論である。

佐伯氏以前には井上寛司氏が、永暦年間に藤原光隆を領家として寄進・立券され、鎌倉幕府の成立により頼朝が大社に介入すると、それを防ぐため後白河院への寄進がされたと説かれていた(大社通史)。佐伯氏も当初はこの井上氏の説に立っていたが、説明無しに文治年間説から一二世紀半ば説に変更した。大社領が後白河院領となったことはない。

出雲国一宮である大社の所領支配や造営を担う政所が出雲国衙内に置かれ、有力在庁官人がその管理にあっていたが、その所領を院やその御願寺等に寄進する動きがみられるようになった。周防国一宮玉祖社では天治二年(1125)頃に玉祖社敷地と社領三ヶ所を白河院に寄進し、それを認める白河院序下文を得ていた。それが保延三年九月には待賢門院の御願寺法金剛院に再寄進がなされている(平遺2375)。天治二年前後の周防国は白河院近臣藤原基隆の知行国で、その子経隆(後の出雲守)が国守であった。また、再寄進がなされた保延三年(一一三七)の周防守は一〇才の藤原重家で、その父顕輔が知行国主であった。いずれも女院ならびにその子崇徳と深いつながりを持っていた。

顕輔は白河院序下文の署判者にもみえていたが、大治二年(1127)に白河の勘気に触れ昇殿を止められた。大治四年七月に白河院が死亡すると、同年一一月三日鳥羽院序下文(平遺2145)の署判者として復活し、翌年に藤原忠通の娘聖子が崇徳中宮に立后されるとその中宮亮に補任された。崇徳天皇の治世の保延三年に従三位に除せられ公卿となり、崇徳院の歌会の中心メンバーで、命を承けて『詞花和歌集』を撰上している。

久安二年末に出雲国と但馬国が相博され、藤原経隆が出雲守に再任された。父基隆はすでに死亡しているが、経隆の同母兄忠隆の正室栄子は藤原顕隆の娘で崇徳天皇の乳母であった。顕隆は「夜の関白」という側面のみ注目されるが、白河院の意向により待賢門院と崇徳天皇をサポートする役割を担った。藤原光隆の母は藤原家政の娘であるが、顕隆の娘が家政の妻となっており、光隆の母は家政の嫡子雅教と同じく顕隆の孫である可能性が高い。待賢門院の同母兄徳大寺(この時代は使用されていないが便宜的に使用)実能の妻として嫡子公能を生んだのも顕隆の娘である。出雲守藤原憲方の妻となった娘もいた。さらには清隆の妻となったが、後に顕隆の親子ほど年の離れた異母弟朝隆の妻となり、嫡子朝方を産んだ娘もいた。

忠隆は鳥羽院、美福門院とも密接な関係を持ったが、正室栄子との間に生まれた嫡子隆教は待賢門院、崇徳院との関係が強かった。永治元年(1141)一二月に崇徳が退位し、異母弟近衛が即位した。それと前後して待賢門院関係者が生母得子を呪詛したとする事件が二件摘発・処分された。過去の歴史でもこの手の事件のほとんどはえん罪であるが、この処分に待賢門院関係者は大きな不満をいだいた。

最初の摘発後、近衛天皇が年末に行う行事に女院縁者を中心に不参加者が出て、処分された。年明けにも二番目の事件が摘発され関係者が配流された。半年たって年末の処分が解除された直後の七月五日にも、天皇の行幸に不参であったとして五名が処分された。平忠盛と正室宗子（池禪尼）の間に生まれた嫡子家盛も含まれていたが、藤原忠頼、藤原公重、藤原隆季（家成嫡子）とともに処分は恐懼で、約二〇日後に解除された。隆教のみは左兵衛佐の職を停任され、三ヶ月後の一〇月二日に還任を認められたが、一二月五日に死亡している（本朝世紀）。忠隆は栄子の死後、その同母兄顕頼の娘を正室としている。その間に生まれたのが平治の乱の首謀者となり没落した信頼である。

嘉承三年（1108）正月に藤原顕隆・顕頼父子が出雲国司になってから、仁平三年（1153）末に隆頼に代わって鳥羽天皇近臣源光保が出雲守に補任されるまでの四四年間の出雲国司は白河院一待賢門院一崇徳院の関係者であった。出雲大社領が崇徳院庁分御領として立券されたのは経隆の在任中であつた。領家は揖屋社と同じく日野資憲であつたと思われる。

県西部の石見国長野庄も待賢門院庁分御領として立券された。白河院没直後の大治四年（1129）八月末に石見国は御願寺法金剛院を整備するため女院分国とされ、女院の侍卜部兼仲が石見守に補任されたことは周囲の人々を驚かせた（西田2018）。保延三年（1137）末に石見国と和泉国が相博され、兼仲は和泉守に遷任し、藤原宗長が石見守に遷任した。大治五年一一月からの熊野詣には女院の同道者に侍兼仲がみえ、長承三年正月からの熊野詣では池田御所まで帰った女院を和泉守兼判官代宗長が迎えている。宗長は宗兼の子で、池禪尼の弟（同母の可能性大）で撰関家との関係も有していた。

女院庁分御領長野庄は、女院の死後は崇徳院が管理する庄園となつた（野口2017）。次いで崇徳院のもとで第二次立券が行われ、石見国最大の庄園となつた。系図で益田国兼の父とされる（事実ではない）日野有隆とその子達は輔仁親王の子源有仁に仕えていた。崇徳院の子重仁の母兵衛佐局の養父源行宗は輔仁の叔父にあたり、実仁・輔仁兄弟と有仁に仕えていた有隆の子達が有仁の死（1147）後、兵衛佐局と崇徳に仕えた可能性は高い。

第二次立券の参加者はその名に「国」を付けている。天養二年に大和守源清忠が石見守に遷任し、石見国は撰政忠通の知行国となつたが、翌久安二年に忠実の知行国安芸の国守源雅国の子国保に交替した。国保は頼長の嫡子兼長と母親が姉妹である（尊卑）。兼長は保延四年（1138）の生まれで、国保も国守補任時一〇才前後であろう。この時点で石見国は忠実の娘で忠通の同母姉である高陽門院泰子の分国となつた。高陽院には忠実領も譲られ、女院御願寺福勝院の造営が行われた。雅国は女院庁別当の中心となり、久安五年には安芸守を退任し、石見国の実質的支配を行った。

長野庄の第二次立券＝崇徳院庁分御領化はこの時期に行われた。崇徳院庁の中心日野資憲と元石見守藤原宗長は撰関家との関係も有し、泰子が長承三年（1134）三月一九日に皇后となつた際に、資憲は権大進に補任されている（長秋記）。久安四年（1148）一〇月四日に女院が白川殿に移徙した際には、殿上装束役を雅国外七人とともに務め、御簾役の行事でもあつた（仙洞御移徙部類記）。

また、宗長が仁平二年一月五日に従五位上に叙せられたのは高陽院と忠実が申し成したものであつた（兵範記）。同年一二月に白川殿で仏事が行われているが、撰関家（高陽院）領信濃国大田・大島庄の所課を宗長が調進している（同）。同年には「前下野守」とみえる（同）。宗長の後任の石見守清忠の補任は資憲辞任の一ヶ月であり、宗長が後任の下野守に補任されたと思われる。宗長補任時点で下野国も高陽院分国となつた可能性が高い。元木泰雄氏は「下野国は撰関家の知行国とは考えられず、（義朝の下野守補任は）撰関家の推挙ではありえない」「前任の下野守として院近臣で池禪尼の兄弟にあたる藤原宗長がいたことは、下野国が院周辺の勢力の知行国であることを物語る」（『河内源氏』P141）と述べるが、もう少し関係史料を調べてから論じるべきである。久安三年一〇月（1147）に忠通家司源季兼

(国保の後任の石見守で益田庄を寄進)によって田数五〇〇町の能登国若山庄が忠通の娘皇嘉門院領として立券されている(平遺6069)が、能登守は持明院通基の嫡子通重で、能登国は待賢門院娘統子(前斎院)の分国であったと思われる。高陽院分国下でも崇徳院への再寄進はありうることである。

西田友広氏は長野庄が待賢門院から子後白河に譲られたとする(西田2018)が、女院領はその仕事をやっている崇徳院が管理した。女院御願寺円勝寺領と法金剛院領は保元の乱後、女院の娘上西門院が継承した。これに対して崇徳院庁分となっていた所領は没収されたり、公領に戻された。後白河院が長野庄の支配権を得たのは保元の乱後である。そして、讃岐院と呼ばれた崇徳の除霊の動きが強まると、元崇徳領であった長野庄は崇徳院御影堂領・粟田宮領とされた。

7、大社領の二度目の立券

保元の乱で崇徳院が讃岐国に配流されたことで、崇徳院庁分領であった大社領は公領に戻されたと思われる。崇徳天皇御願寺成勝寺領揖屋庄は存続を認められたが、飯石社は公領に戻されている。

公領に戻された大社領は、久安元年の遷宮を行い、大社ならびに出雲国内の事情に通じている藤原光隆を領家として永暦年間に、再立券された。この時点では清隆も生存していた。大社と大社領の支配体制は一刻も早く再建されなければならなかった。光隆が本家として選んだのは賀茂斎院で、平治元年(1159)一〇月に後白河院の娘式子内親王が卜定されたばかりであった。式子は一〇年後に退下し、その後、二条天皇皇女僖子内親王、鳥羽天皇皇女頒子内親王をへて、高倉天皇と藤原成範の娘小督との間に生まれた範子内親王が治承二年(1178)に斎院となった。

範子は幼少時に藤原光隆の七条坊門邸で養育され、その御所も光隆邸に隣接して設けられた。建久九年(1198)に甥土御門天皇が即位した際に准母立后され皇后となり、建永元年(1206)に院号宣下により、御所の場所にちなんで坊門院となった。

範子が父高倉院の死亡(1181)により斎院を退下して前斎院となった後、二三年間にわたって斎院は卜定されなかった。大社領は領家光隆が主導権を持つ中、前斎院範子が本家となり、承元四年(1210)四月に坊門院範子が死亡すると、範子を准母としていた土御門院に継承された。越後国宇河庄は文治二年三月には前斎院(範子)領で預所が前治部卿=藤原光隆であった(吾妻鏡)。

四至榜示を記した荘園絵図(神護寺蔵)で知られる紀州国栲田荘は久安三年(1147)以前に崇徳院領として立荘されたが、翌年に国守源季範によって国衙領に戻され、その後、後白河院の御願寺蓮華王院領を経て、神護寺に寄進された。

8、幕府成立と大社領

文治二年(1186)五月三日に大社神主孝房が更迭され、内蔵資忠が補任された(松江82)。これが幕府による介入だと評価された(大社通史)が、源頼朝からの要請を受けて領家藤原光隆が行った措置であった。光隆も頼朝の御家人資忠の起用で、支配の安定化が期待できた。建久元年(1190)の遷宮直前に、一旦、国造孝房を神主に復帰させたが、遷宮後再び資忠に戻したため、孝房が訴え、これを後押ししたのが建久二年七月の在庁官人等解(松江93)であった。建久三年七月に領家光隆は資忠を三たび神主に補任し、頼朝が御家人資忠の地位を安堵する下文二通を出している(松江322)。なお建久元年の遷宮について承久二年杵築大社造営遷宮勘例案(松江117)は六月一八日とするが、活字本は最新の『松江市史』を含めて全て「十」月と誤っているので訂正する。

平治の乱で頼朝は伊豆に配流されたが、頼朝の同母妹坊門姫は祖母の実家である藤原光隆邸で育てられた。祖母は藤原忠清の娘であるが(尊卑)、父が早くに出家したため、年長の従兄弟清隆の庇護のも

とで、源為義の室となり義朝を産んだ。頼朝と坊門姫を産んだ熱田大宮司藤原季範の娘は平治の乱の直前に死亡していた（同）。

内蔵資忠が過去の大功に基づき、頼朝に働きかけ、頼朝が光隆に要請した。資忠の大功を考える上で参考になるのは、平家方でありながら許され、頼朝から本領を安堵された因幡国高庭介長田資経の子実経の事例（吾妻鏡）である。頼朝が伊豆に配流された際に、資経が一族の資家を派遣して送って行ったことによる。注目されるのは長田資経と内蔵資忠がともに「資」をその名に付けていることである。

資忠の父忠光が領家日野資憲と協力して、大社領を崇徳院庁に寄進しており、資忠の名は資憲との関係からであった。資憲は出雲守の経験がないが、妻の父でもある叔父日野資光は出雲国を分国とした待賢門院庁別当であった。忠光と資光の名前にも共通点がある。出雲国と同様、因幡国も大治二年（1127）から久安六年（1150）八月までの二三年間、待賢門院・崇徳院と関係の深い人物が国司に補任されており、それが長田資経と一族の資家の名前に「資」が付いている原因だった。さらには応保元年一〇月一九日に藤原隆房が因幡守に補任されてから以降は父隆季が知行国主であった。

隆季は鳥羽院寵臣家成と白河院近臣高階宗章の娘の間に生まれ、長承二年（1133）九月に七才で叙爵（中宮聖子給）し但馬守となった。翌年一二月には女院給で従五位上に叙せられている。前述の康治元年七月には平家盛らと天皇行幸に不参であったことで恐懼となっていた。女院並びに崇徳院との関係が強く、藤原忠隆（妻は崇徳天皇乳母）の娘を妻とした。崇徳院主宰の歌会にも参加し、『久安六年五百首』にも名を連ねていた。ただ、『公卿補任』の隆季の経歴は混乱しており、恐懼が欠落し、代わりに久寿元（実際には改元前で仁平四）年三月五日の石清水臨時祭の陪従役を参勤しなかったため停任となり五月六日に還任したことを記すが、五月二九日に父家成が死亡しているにも関わらず喪に服した記録はない。嫡子隆房は忠隆の娘を母とし、平清盛の娘を正室とした。このため待賢門院・崇徳院系であった因幡国の在庁官人が隆季を通して平家との関係を深めたと思われる。

9、出西郷と宗孝流

大社領には国司以外からの寄進になる別納・別相伝の所領がある。寄進者である開発領主の権利が優先され、年貢の徴収も神主が行うのではなく、開発領主から納める。建暦三年（1213）に比定される八月二日領家藤原雅隆袖判御教書（大社189）によると、出西郷、同富・高墓（高浜郷）・石墓村（石塚）と稲岡郷が別納の地であった。

建武三年（1336）国造孝時申状土代（佐草家文書）で出西郷を「孝時先祖開発之私領」とするのはこれに合致する。一方、後に作成された建久五年（1194）三月二日国造出雲孝房讓状では、遙堪郷、鳥屋郷、武志村、稲岡村、出西郷、富村、大田郷を子孝綱に譲った形になっている。出西郷とそれに附属した富村については譲与の対象たりうるが、国司寄進の地である遙堪郷、鳥屋郷、武志村、大田郷については対象たりえない。稲岡郷については仮に国造家による開発である場合でも、宗孝流以前の国造家によるものである。

この大社領をめぐる従来の研究は混乱していた。建久二年七月日在庁官人解で藤原頼朝が寄進した「外遙堪河午卿」を「阿午郷」と解釈し、はるか南側の阿吾と解釈した（大社通史）。これでは外遙堪郷との関係が理解不能である。孝時申状土代では「河手郷」と表記したように、国司藤原章俊が寄進した内陸北側の遙堪社領に加えて南側で川沿いの外遙堪河手郷が寄進され、両者を併せたものが大社領遙堪郷に発展した。

阿吾は結番帳の三番相撲役に「阿吾社」とみえ、この時点では大社領ではなかった。弘安六年（1281）に新領家が阿語・大田郷を国造に与えている。これにより結番帳作成後に阿吾社が国司により寄進さ

れ、それが国司が大社に寄進した大田郷とともに、国造に与えられたのである。ところが、大社関係者が作成した結番帳写（①佐草家文書、②北島家譜）では「阿吾社」と「大田郷」が意図的に削除されている。

現在、千家文書として残る③結番帳写は一番と二番の部分が欠けているが、①②よりは原本に近いものである。③の二〇番は大社領として「遙堪郷、武志郷、鳥屋郷、大田郷、出西郷、伊志見郷」が記されているが、出西郷以外は国司と幕府により寄進された所領である。富郷は出西郷に含まれ、高浜郷、稲岡郷、石塚は別納の地である。出西郷は結番帳作成時の神主であった国造義孝の先祖宗孝が開発した所領であったため、結番帳に記された。

神主の補任権は領家が有したため、国造以外の人物が補任されることは珍しくなかったが、宝治二年（1248）の遷宮に至る過程で、造営旧記を保持する国造家が安定的に神主に補任されるようになった。神主を牽制する役割を持った権検校にも国造の関係者が補任されるようになった。

文永七年正月に大社本殿が焼失したことを契機に、出雲真高の子実政が領家に働きかけて神主に補任された。領家としても国造以外の人物を起用することで、自らの主導権を確保することができた。

①では「大田郷」が判読不能とされ、②では代わりに「求院郷」と記されている。従来の研究では建久元年に国司が寄進した大田郷が康元元年の大社領注進状に見えないことと、弘安八年に阿語（吾）とともに大田郷が国造に与えられていたため、大田郷は阿吾と同様、斐伊川上流の所領とされた。建久二年解状や結番帳と比較すれば、注進状の北島村、千家村、求院村が大田郷であることは明白である。

「大田」とは共同体の共通の田（神田等）に付けられる名前と、律令制下の出雲郷が衰退した跡に新たに開発され成立したのが大田郷である。旧出雲郷を継承する所領には出西郷と富郷もあるが、その中核となったのが大田郷であった。文永八年結番帳をみると、国庁の所在地大草郷の東側に、国衙領として最大の「出雲郷」が記されている。この結果、出雲国西部に新たに成立した所領にはこれと区別する名前が付けられた。

大田郷は杵築大社旧神戸の所在地でもあり、国造にとっても由緒地であるため、領家に要求して弘安八年に与えられた。南北朝期に国造家が二つに分立した際に、北島国造、千家国造と呼ばれたのは、大田郷内北島村と千家村を支配したことによる。

10、大社領の本家

大社領は当初崇徳院庁分領から、保元の乱後、賀茂斎院領となり、さらには斎院を退下した範子内親王領となった。範子は甥である土御門天皇の准母皇后となり、さらには院号宣下を受けて坊門院となった。坊門院の死後、大社領は天皇を退位した土御門院領となり、承久の乱で土御門院が自ら申し出て土佐へ配流されると、その母承明門院領となった。問題はその後であるが、それを考える材料となるのが、弘安八年一〇月に領家が国造に阿語、大田郷を与えたことである。

大社領は永暦年間に藤原光隆が領家となり、その後本家は移動しても、領家は光隆の関係者が相伝していた。光隆の死により嫡子雅隆が領家となり、次いで、雅隆の嫡子重隆、その娘（松殿忠房室）を経て松殿兼嗣が継承した。康元元年の大社領注進状の作成は兼嗣が元服し、自ら領家としての支配権を行使しはじめる時期に行われた。

文永七年（1270）正月の本殿焼失後、領家兼嗣は神主を国造義孝から出雲実政に交代させ、次いで父真高を補任したが、義孝の反発を招き、造営旧記の参照ができず、造営事業は遅れた。幕府の口入もあり、兼嗣は神主を義孝に戻さざるを得なかった。

そうした中、新たに領家となった某御房は、実態の把握が十分でないまま、国造の求めに応じて、阿

語（吾）と大田郷を国造に与えた。問題は領家交代の背景であるが、それまで光隆以来の相伝の由緒に基づき主導権を持っていた兼嗣が失脚したのは、本家が交代したことしかありえない。

弘安六年（1283）八月に領家兼嗣が僧維孝に杵築社法華経田五反を宛行っており（大社318）、この時点までは領家の地位にあった。一方、弘安六年九月四日に後高倉院（守貞親王）の娘安嘉門院邦子が七五才で死亡している。大社領本家であった土御門天皇の母承明門院は正嘉元年（1257）七月に八七才で死亡しており、その所領は安嘉門院に継承されたと思われる。そして安嘉門院の死亡により、大社領は大覚寺統の亀山院領となった。

承明門院と安嘉門院との間に個人的関係はみられず、前年に代始めの検注を行った領家松殿兼嗣側が主体的に選択した結果、安嘉門院領となったと思われる。これに対して、安嘉門院は所領を一期分として室町院に譲り、その死後は養子としていた亀山院が相続することになっていたが、安嘉門院が死亡すると、亀山院が強引に相続してしまった。この結果、院政期の八条院領以来の領家であった子孫とは別の人物に領家が交代することが頻発した。大社領でも同様の事態が起り、亀山院は松殿兼嗣の領家としての地位を剥奪した。弘安八年一〇月一八日の領家御教書の発給者は高僧であるが、特定の人物への比定はできない。次いで正応五年（一二九二）七月九日には、国造泰孝と神主出雲実政の相論が幕府法廷で争われたが、幕府は泰孝を神主に補任して大社造営にあたらせるよう、領家廊御方に申し入れるよう六波羅探題に命じている（大社325）。この廊御方については亀山院との間に性恵法親王を産んだ三条公親の娘に比定できる。公親の娘には將軍久明親王の母房子や久明との間に兵部卿熙明親王を生んだ女性もおり、後者を廊御方とする説（佐藤2018）もあるが、持明院統関係者が亀山院領の領家となることはありえない。亀山上皇没後の嘉元三年（1305）十一月に定められた不断光明真言女房結番定（鎌遺22385）には二番に廊御方がみえ、旧院女房尼との注記がある。この女性が翌年六月一二日昭慶門院（実際は亀山院）領目録（鎌遺22661）に複数の所領の領家としてみえる廊御方であろう。元亨二年（1322）正月日尾張国堀尾庄雑掌良有申状案（鎌遺27950）には、長岡庄領家三条廊御方（亀山院祇候）がみえている。

一方、領家の地位を剥奪された松殿兼嗣は、幕府に訴え、永仁三年（1295）二月～三月には領家廊御方との裁判が継続中であった（大社329・330）。ここにみえる廊御方の流産記事から兵部卿熙明親王母説が出されたが、久明親王の子の生年からしてその可能性はほとんどない。幕府は正安四年（1302）に、本領主が得替されたことを訴えたことに対して、相伝知行分は室町院御時の例に任せて沙汰すべきとして、相伝領主の権利を認めている（伴瀬2000）。次いで、亀山院死亡後の嘉元四年（1306）八月晦日信照（領家松殿兼嗣）書状（国立歴史民俗博物館所蔵）により、兼嗣が領家に復帰していることがわかる。

11、所領をめぐる環境の変化

直江村は永享五年（1433）一二月 日鱒淵寺三長老連署紛失状（大社692）には漆治郷内直江村とみえ、郷内の河川沿の地であったが、開発が進み、一六世紀初めには郷全体が直江ないしは直江郷と呼ばれるようになった。鎌倉時代に荒野の開発が進んだ結果、漆治郷内八幡大般若経転読料田六段半が鱒淵寺に寄進された。これに対して寄進状、論旨とともに、佐々木泰清・頼泰・貞清という三代の出雲守護の安堵状が出されていることが注目される。

これに関連するのが、延慶三年（1310）一二月 日平朝臣寄進状である。『鱒淵寺文書』では平朝臣を顕棟と断定している（論者が竹矢1989で比定した）が、顕棟ないしはその後継者であろう。奥上判という形式には問題がないが、顕棟が仕えた久明親王は延慶元年八月に將軍を廃され京都に送還されてい

る。顕棟は永仁四年（1297）九月五日関東下知状（鎌遺19134）で漆治郷一方地頭としてみえる。一方地頭としては平賀蔵人三郎入道妻平氏もみえる。平氏は顕棟の姉妹だと思われる。延慶三年の六段が、永享五年時点では六段半となっていた。

文永八年の漆治郷地頭下野入道女子を前稿（1982）で小山朝政女子に比定し、佐伯 I や『松江市史』でも踏襲されているが、朝政は一二三八年の死亡時に八〇才前後であり、その娘である可能性は低い。一二四二年まで下野守だった宇都宮泰綱の娘であろう。文永八年の下野守は泰綱の嫡子景綱である。泰綱には北条経時の正室となった娘がいたが、こちらは一二四五年に一五才で死亡している。漆治郷地頭であった女性は有力御家人に嫁いたが、父泰綱からの譲りなので「……妻」ではなく「……女子」なのだろう。地頭が交替した理由は霜月騒動（1281）で宇都宮氏惣領景綱が安達泰盛方として没落したからである。景綱は泰盛より四才年下であり、その妹を正室としていた。

延慶三年寄進状は空智から宗忍への譲与を安堵しており、これ以前の地頭の寄進を再確認したものである。佐々木泰清が安堵しており、泰綱娘が所領を譲られた直後に寄進がなされた可能性が高い。

一七世紀半ばには直江村が確認できるが、その後直江町と上下直江村に分かれた。同様に庄原も本来は福頼庄が成立したことに伴い、庄内北部の川沿の地域に付けられた地名であった。福頼庄は近衛家領であるが地頭分が康正二年（1456）には室町幕府御料所となっていた（康正二年造内裏段銭并国役引付）。その後は福頼庄の名は史料にみえず、代わって文明八年には庄原村が御料所としてみえ（親元日記・政所賦銘引付）、一六世紀後半には「庄原」とみえる。直江と同様の状況だと思われる。一七世紀半ばには北部が庄原村、南部が学頭村となり、庄原村はさらに庄原町と上下庄原村に分かれる。

志々塚保は文永八年以前に地頭職が守護佐々木氏から室町院に寄進された。結番帳に志々塚保と伊野郷地頭としてみえる「持明院殿」は当時の用例からすると後深草院（原1982）ではなく室町院である。さらに志々塚保は一四世紀には上下に分かれ、その内一町が守護によって鱈淵寺南院薬師堂に寄進されている。その後の史料は欠いたまま、近世初頭には上鹿塚村へつながっていく。下鹿塚に相当する場所には坂田村が成立している。

文明八年（1476）六月八日高宮重心打渡状（大社830）に出東郡の所領として千牧村が初見する。近世の今在家村内の輪として千巻輪が残っている。鳥屋郷と志々塚保の中間に位置している。

文永八年に福富保は田数二二町二反で、久木を含む楯縫郡多久郷は田数三六町七反であった。福富保は文明三年から四年（1471～72）には日御崎神社領としてみえる（大社797外）が、元弘三年（1333）四月一〇日後醍醐天皇綸旨は後に作成されたもので、地頭職を得た経緯は不明である。とりあえず、文明四年までは独立した所領であったが、一七世紀前半には、久木村の一部に吸収されている。結番帳では田数三六町七反余の多久郷に属していた久木村は正保四年検地帳では田数二八四町余の規模に拡大していた。

おわりに

以上、与えられた紙幅の制約もあり、内容を本来の半分以上に圧縮したため、まとまりにかけた内容となったが、従来の通説を検討し多くの修正を行った。近世の村々の検地結果や中世の結番帳をまとめた表も、同じ理由で割愛した。個々の点についてはより詳細に論じた別稿を準備している。ブログ「資料の声を聴く」にも途中経過を含めて検討結果の詳細を示しているので参照いただければ幸いである。

（はら けいぞう 松江市史中世史部会専門委員）

絵図・地図からみた斐伊川東流

大矢幸雄

1. はじめに

城下町松江は、中海と宍道湖の間に位置する沖積平野に建設された町である。応永5年（1398）とされる「大山寺縁起絵巻」（東京国立博物館蔵）には島根半島から中海、大橋川、宍道湖東岸地域の水域が帆船とともに描かれている。さらに「堀尾期松江城下図」（1628-1633）（島根大学付属図書館蔵）には松江城下を挟む大橋川から宍道湖の水面が藍色で古色然として、さらに波紋らしき曲線まで描かれている。しかしながらこれらの絵図からは斐伊川の動向は確認できない。

中世から江戸期において、広大な水域を通る斐伊川の水流出雲平野の西側に流れるか、東側の宍道湖方面に流れるかによって、中心都市松江の水環境は大きく異なる。例えば洪水の発生頻度と程度、水辺の環境と景観、人や物の動きなどである。

「斐伊川東流問題」に関するこれまでの報告は、国絵図に描かれた流路やその本数からの分析、郡境や菱根池の開発と関連づけた分析（石塚2004：173-185）、（山本1992）、（池橋2006：118-127）、（『平田市誌』1994：290-298）などが行われてきた。

今回の報告は「斐伊川東流」が議論される寛永期から正保年間の絵図について、国絵図を中心に比較する、新たな研究成果と関連づける、さらにこれまで以上に微細的・巨視的な視点による分析を行った。具体的には、まず各絵図の「内容年代」の確認、絵図ごとに「斐伊川の流路の位置」や「村や道路の配置」などを詳細に分析し、さらに個人所蔵文書、埋蔵文化財の発掘資料や地形発達史の調査報告などを参考にしながら「斐伊川の流路変遷」について、新たな知見を得たい。

2. 出雲国が描かれた江戸初期の日本図と国絵図

松江市史 史料編「絵図・地図」の編纂過程で収集した絵図は、古代・中世に関するものは皆無のため、江戸初期寛永・正保年間の松江藩内を描いた日本図及び国絵図を一覧（表1）にして研究の対象とした。

斐伊川の東流は「寛永期に固定化された」との諸説がある（前掲稲田論文参照）ことから、寛永10年とその後の状況とを比較するため、正保年間までの複数の絵図を選んだ。ただし表中の記号☆印のついた絵図は、編纂過程で年代を推定した絵図であり、▲印は松江市史「絵図・地図」編に掲載した絵図である。

表1 江戸初期の日本図・国絵図

番号	名称	所蔵館など	年代	原寸サイズ	備考
1	▲日本之図（郷土0003）	佐賀県立図書館（蓮池文庫）	☆寛永10年（1633）カ	622×674（全体）	3分割
2	寛永日本総図A（山陰山陽四国九州絵図）	山口県文書館（毛利家文庫）	☆寛永10年（1633）	396×321（西部）	東部188×154、中部374×292、3分割
3	日本國中圖（寛永日本総図B）貴73	京都大学附属図書館（中井家文書）	寛永15年（1638）		完成は寛永16年など
4	▲日本図 WA46-1	国立国会図書館	☆寛永15～16年（1638～1639）カ	370×434	
5	▲出雲國圖J81:852	東京大学総合図書館南葵文庫	☆寛永10年（1633）カ	150.0×110.0	写

6	▲出雲国絵図 T1-105	岡山大学附属図書館 (池田家文庫)	寛永10年(1633) 巡見使国絵図の二次写本	117.3×165.3	裏書・出雲国印、
7	(出雲国) 日本六十 余州国々切絵図 A	秋田県公文書館	寛永10年(1633)		
8	山陰道(出雲国図)	熊本大学附属図書館 永青文庫	寛永10年(1633)	74.8×107.6	記号なし
9	寛永出雲国絵図 DA 7	島根大学附属図書館	寛永10年(1633)	97.0×134.0	二次写本か
10	出雲國圖 J82:853	東京大学総合図書館 南葵文庫	寛永10年(1633)	150.0×120.0	写、5より新しい
11	出雲國図	国土地理院	寛永13年(1636)	30.2×51.0	11, 12, 13類似、手書き、手彩色
12	出雲古図	島根大学附属図書館	寛永13年(1636)	93.1×109.0	11, 12, 13類似、手書き、手彩色
13	出雲国十二郡図	島根県立図書館	寛永13年(1636)	78×109	11, 12, 13類似、手書き、手彩色
14	▲寛永出雲国絵図	島根県立出雲古代歴史博物館	☆寛永15年(1638)カ	100×117	☆寛永15年
15	出雲之国図	臼杵市臼杵図書館/ 173	寛永15年(1638)	119/107	
16	出雲之国図	臼杵市臼杵図書館/ 174	寛永15年(1638)	121×107	
17	寛永15年出雲国絵図	島根県立出雲古代歴史博物館	寛永15年(1638)	100×117	臼杵と同じ
18	▲正保出雲・隠岐国 絵図	島根県立出雲古代歴史博物館	正保年年間(1644-1648)	292×338	
19	正保出雲・隠岐国絵 図(中川忠英旧蔵本)	国立公文書館176-286	正保年年間(1644-1648)	291.5×337.5	
20	正保出雲・隠岐国絵 図(中川忠英旧蔵本)	国立公文書館176-282	正保年年間(1644-1648)	292×338	

▲松江市史絵図地図編に掲載 ☆絵図地図部会で年代確認

(1) 絵図・地図の年代決定の課題

絵図・地図の「年代」について『絵図学入門』(2011:16)では次のような課題を述べている。まず図に描かれた「年代」と図が作成された「年代」とが同一・同質ではない場合があり、前者を「内容年代」、後者を「作成年代」とする。「端書」などに内容年代に関する記述があればそれを採用するが、「端書自体が後年の考証による場合もある」と述べている。

その場合、図中に示された施設名や人名などが手がかりになるほか、ほかの文献史料に照らしながら時代を絞り込んでいく研究手法を求めている。しかしながら絵図・地図によっては一定の期間を時間の幅の中で描いたものもあるとして、「無理に年代を絞り込んでいくと矛盾をきたす場合がある」と述べて、絵図地図の年代決定の困難性を指摘している。

(2) 松江市史「絵図・地図」編の年代認定とその後の動向

表中20舗の絵図は、松江市史「絵図・地図」編の編纂過程で所蔵を確認した絵図である。斐伊川は全ての絵図において宍道湖へ流入(東流)する形で描かれているが、出雲平野西部方面には、島根半島北山山系の麓に東・西に延びる河川ないし河跡らしきものが描かれている。

本稿では、寛永10年(1633)「日本之図」(佐賀県立図書館蔵)、寛永10年(1633)「出雲国図」(東京大学総合図書館南葵文庫蔵)、寛永13年「寛永出雲古図」(島根大学附属図書館蔵)、寛永15年「寛永出

雲国絵図」(島根県立出雲古代歴史博物館蔵)、正保年間(1644-1648)「正保出雲・隠岐国絵図」(島根県立出雲古代歴史博物館蔵)の5枚の絵図を分析の対象に選んだ。

①寛永10年「日本之図」・「出雲国図」と寛永15年「出雲国絵図」

寛永10年(1633)「日本之図」について、「絵図・地図」編の執筆者の一人である川村博忠(『江戸幕府撰日本総図の研究』2013:2-32)は、本図に書かれている国別石高、古城の記載、地名・交通の記載、陸路・海路の里程の小書きなどから、寛永10年巡検使の国周りに関連して集められた国絵図を下図にして作製された日本総図としている。

国絵図は、旧国を単位として描かれた古地図の総称で、一般的には近世に幕府の命により作製された図をさすことが多い。その場合、幕府が関連し関与した絵図を特に官選国絵図と呼んで、他の絵図とは区別される。「寛永出雲国絵図」(島根大学付属図書館蔵)のように地元で作製されたと思われる在地絵図(池橋2006:118)もある。

寛永10年(1633)「出雲国図」について、松江市史「絵図・地図」編では、寛永10年巡検使上納国絵図の二次写本とみられる「日本六十余州図」の出雲図(表1.番号7)とは図形および基本的内容は同じとしながら、表現方法に幾分かの違いがみられて描写・彩色はより丁寧であると分析されている。村の形は丸形、社寺は大小にかかわらず建物まで描写し、国境を超える道筋には行き先を記し、さらに3種類の記号により通行の良否を区別したのではないかと推定される。

寛永15年(1638)「出雲国絵図」(島根県立出雲古代歴史博物館蔵)は里程や川渡りなど交通に関する記述が多く、街道には一里山も図示されて、国境越え道には距離の記述がある。寛永14年(1637)10月に勃発した島原の乱の後、先の中国筋巡検使が提出した国絵図は少し粗略であったので今回中国筋諸国にだけ改めて調達を要請したという(松江市史「絵図・地図」編2014:61)。

上記のように寛永10年「日本之図」、寛永10年「出雲国図」、寛永15年「出雲国図」は、絵図中に記載された史実や他藩との比較などによって、絵図の「内容年代」は信用できるものと思われる。

さらに寛永10年「出雲国図」には、富田、三刀屋、赤穴、亀嵩に「古城」と記されている。これらの場所は堀尾氏入国後に築かれた支城で、石垣を用いた遺構が発掘調査により確認されている(松江市史別篇1「松江城」2018:29-30)。よって寛永10年「出雲国図」は元和元年(1615)の「一国一城令」により廃城となった支城を「古城」と記して幕府に提出したものであると認定している。寛永10年から5年後に提出された「出雲国図」(島根県立出雲古代歴史博物館蔵)には「古城」の記載が11ヶ所に増えている。これは寛永14年(1637)に起こった島原の乱が大きく影響して「元和一国一城令」で徹底されなかった城割の確認を厳密にするために、古城の所在地を詳細に記載させたと思われる(松江市史別篇1「松江城」2018:29-30)。

こうした松江市史編纂過程の調査結果は、既存の絵図との整合性が補強されて寛永10年、寛永15年の「出雲国図」の内容年代の正確性を一層高めていると言える。

②3枚の所蔵を確認した「寛永13年国絵図」

寛永13年とされる絵図は、「出雲国図」(国土地理院)、「出雲古図」(島根大学付属図書館蔵)、「出雲国十二郡図」(島根県立図書館)の3枚の所蔵を確認している。絵図サイズは「出雲国図」がやや小さく、「出雲古図」と「出雲国十二郡図」とはほぼ同じである。いずれの絵図にも共通することは、出雲国十郡に中海を「天満郡」、宍道湖を「風郡」として加えて出雲国十二郡とし、その石高は「二十五万二千六百五十石七升二合」と記されている。

「出雲古図」は帙(厚紙に布を張った入れ物)に収納されて表紙の「外題」と地図の「内題」が同じで、裏表紙には「大正三年十月十六日購入求」と朱書きされているが3枚の絵図の中では最も古い時代に書

写ないし作製されたと思われる。「出雲古図」（島根大学附属図書館蔵）および「出雲国十二郡図」（島根県立図書館）の「端書」には「寛永拾三年子ノ二月六日 雲州松江住狩野重右兵衛尉為信」とあり、原図は松江在住の絵師が描いたと推定される。さらに「出雲国十二郡図」（島根県立図書館）には「簸川郡高橋伊岐夫蔵本ニ依り謄写ス」とあり、美談神社（現出雲市平田町美談）の神職であった高橋伊岐（1922年死亡、『みだみの里』1991：123）が「出雲古図」を謄写したと推定される。その根拠は、2枚の画像をパソコン内で重ねると寸分違わず重なり、さらに「出雲国十二郡図」は透過性の強い和紙に描かれていることから、容易に「出雲古図」に重ねて書写することが出来たと思われる。

「出雲国図」（国土地理院）は彩色の濃淡は「出雲古図」に近いが、ひらがなで書かれた村名に当て字の漢字が多く、「直江」のように村の位置が間違っているなど、地元の人物が写した絵図とは思えない。

いずれにしても寛永13年の絵図は、寛永10年の官選国絵図にある古城の記載とともに、寺社や村名など地元の情報が多く記載されており、余白に書かれた「寛永13年」は、絵図の「内容年代」として信用できると思われる。また斐伊川旧河道の研究

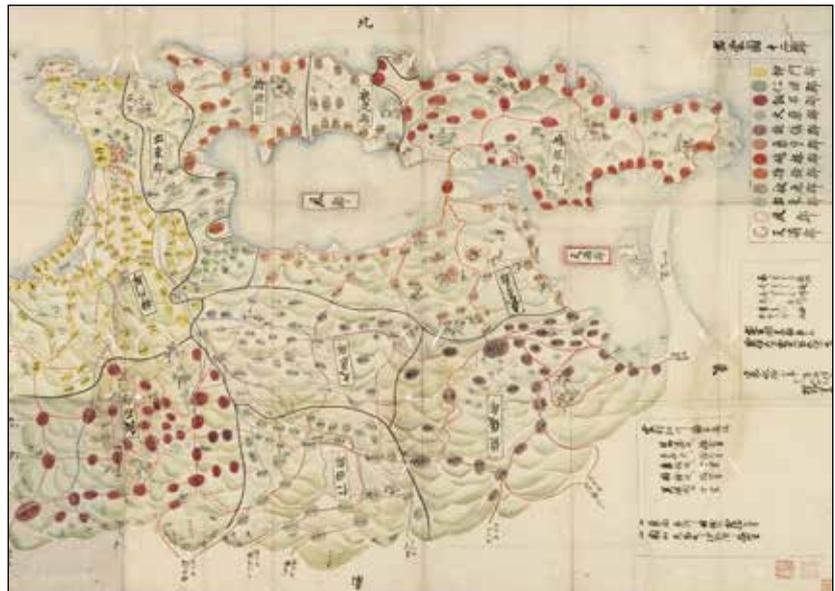


図1 「出雲古図」島根大学附属図書館蔵

では、「作図年代・記入村落の精密さ、位置関係の正確さ等から見て最も信憑性の高い図」（山本1992：2）と評価している。

特に斐伊川は、林木村ないし武志村付近で東西両流の流路が描かれており、「この形態は極めて奇態異様」との指摘（『平田市誌』1994：290）があるものの、出雲国絵図のなかで唯一斐伊川の西流が描かれていることから、前後の絵図内容や他の情報と比較しながら年代も含めて詳細な分析が必要であるといえる。

この絵図を書写したと推定される高橋家は、東西両流の場所に最も近い神社であり、流路の変動について強い関心があったのではないかとと思われる。

③初めて規格・様式が統一された正保国絵図

正保国絵図は、幕府が国絵図の作成にあたって縮尺は6寸1里（2万1600分の1）とする、海・川・山などの彩色・描写を統一する、村ごとの石高を記載するなど詳細な指示を行って作成された。一国仕立てが原則であったが、出雲国は例外的に隠岐国を含めた二国が描かれている。中川忠英旧蔵絵図（表1. 番号19）には石高が書かれていないとか、いずれの絵図も千家村と北嶋村の位置が逆に描かれているなどの若干の違いがあるが、官選国絵図として内容年代は正確であると言える。

正保国絵図は、は斐伊川東流の要因の一つとして挙げられている「寛永16年（1639）の大洪水」（「堀尾古記」『新修島根県史 史料篇2』1965：9）の約5年後の内容年代と思われるので、斐伊川流路の比較は重要である。

3. 寛永10年（1633）から正保年間（1644-1648）の絵図に描かれた流路の比較

図2は、寛永10年、寛永13年、寛永15年、正保年間の絵図に描かれた河川の流路を東側（宍道湖方面）と西側（大社方面）に分けて模式図化したものである。

この図からは、1) 出西付近の谷口を出た流路がどの付近で何本に分流するのか。2) その分流地点や合流地点の村名を確認する。3) 河川沿いに描かれた道路が右岸か左岸か、などを比較する。4) 各絵図中の村名の配置からみてほぼ同じ流路ないし分流と思われるものに北から順に①～⑧の番号を記した。4) 西流する流路についても東流と同様な比較を行う。

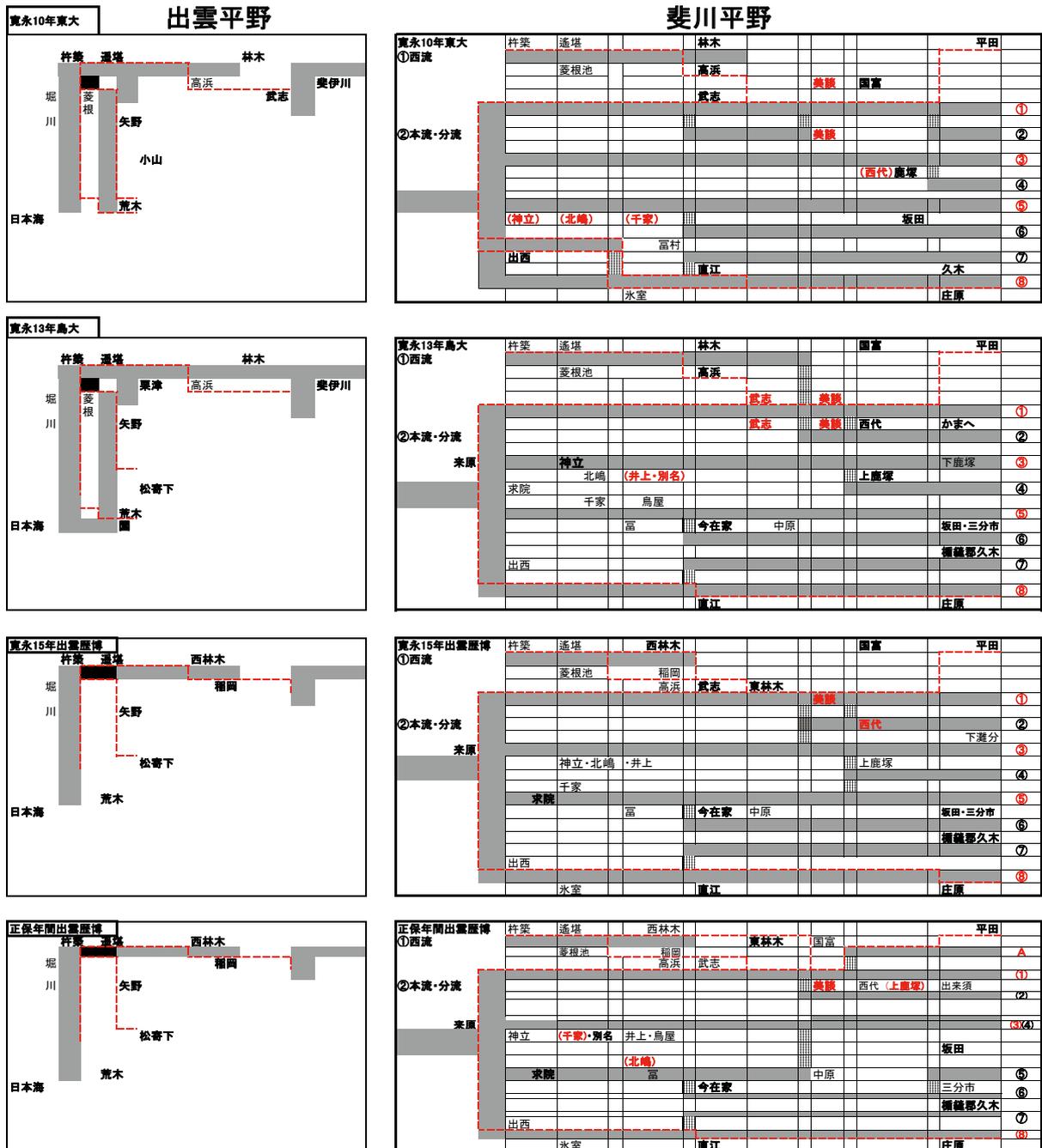


図2 国絵図に描かれた斐伊川の流路比較

注：赤色文字は、主な流路、分割された村、()は位置の間違い、破線は道路である。

ともに実施された御検地帳（広島大学所蔵『土地・租税資料文庫』1-12-131）では、美談村は斐伊川の対岸と思われる上鹿塚村と唯一「合綴り」になっており、寛永3年以前に村が分割されていたことを裏付けている。

寛永11年（1634）に入部した京極氏は、斐伊川土手の補強と河川敷変更計画を示したことに対して地元の年寄り連合からは反対の動きが玉木家・小村家文書（国富郷土誌1997、灘分郷土誌1991など）に記載されている。京極プランでは大玉木家の屋敷は「川敷の中」に計画されていたようだが、最終的には玉木家の南に堤防を設けて反対の動きに応じたようである（国富郷土誌1997：141）。

一方、寛永13年絵図には美談村付近より西流する河川が細く描かれている。これは現在の高浜川の上流と思われるが、中古に斐伊川が西流していた頃の川跡に、寛永12年の洪水で一時期に水が流れたのではないかと思われる。一方では「この形態は極めて奇態異様であるが、そこには菱根池に流入する水を抑制する意図で設けられた」（平田市誌1994：290）との考え方もある。

美談神社の目の前で、短期間に洪水による新たな流路が生まれさらに消滅する、流れる方向も東・西に変わる、村人たちが藩の河川敷変更計画に異議を唱える、といった多様な出来事が起こった。それを目にした宮司ないし地元の人物が、「寛永13年国絵図」として記録させたのではないかと推定しても不思議ではない。

（3）道路の様子

すべての絵図には庄原—直江—大津—武志—平田、武志—杵築方面に道路が描かれている。出西付近では道路が川を渡っているので渡船か竹橋があったのではないかと思われる。寛永10年の国絵図中の流路⑧には、兩岸に道路が描かれている。直江村で右岸1本となり庄原村まで続く。寛永15年には直江から左岸に描かれているが、正保年間には寛永10年、13年と同様に右岸に描かれている。

いずれにしても川の兩岸に道路が設けられているのは、長期にわたって利用された道路と推定されて、中世まで遡れる景観ではないかと思われる。

（4）出雲平野西部の河川

出雲平野北部の高浜川は菱根池付近で2本に分かれている。西側が堀川（1616年開削「大社旧記」）、東側は古内藤川と思われる。現在古内藤川は北流しているが、斐伊川が西流の頃は排水路として南流して荒木村付近から日本海に流れていたと思われる。寛永15年及び正保年間の国絵図には書かれておらず、高浜川の水量が減じ、さらに堀川の排出量が多くなってその機能が失われたのではないかと思われる。

以上のように絵図から見た15年間は、斐伊川は8河道により東流しているものの、寛永10年、寛永12年、寛永16年の洪水では出雲平野北部にも出水があったと推定され、東流する一部の流路は統合と分流を行っていたといえる。

この頃の松江城下は、堀尾から京極、松平と改易の続く移行期にあって、藩として斐伊川の流路変動に対応するだけの余裕はなかったのではないかと推定される。

4. 斐伊川西流と出雲平野

風土記の頃には斐伊川の沖積平野は北山山麓に達していたのは間違いないであろう。その後の斐伊川は、「天平の頃は出雲大河伊怒郷より杵築に流れ」（雲陽誌）、「尼子氏の時簸の川西へ流るか」（雲陽大数録）、「斐伊川は上古もっぱら西流し、中古に至りて大いに東へも流れる」（出雲私史）といった漠然

とした記述や「東流と西流を繰り返していた」（前掲特集報告）といった記述などがあり、さらに年代を絞る必要があるだろう。

（１）斐伊川の土砂堆積量が少ない出雲平野西部

斐伊川によって運ばれた土砂の多くは平野の東側（斐川町側）に堆積している。出西村から武志村にかけては右岸側の平野面が左岸側より最大3m、平均2m高い。（林1991：30）その理由は、「排砂量が最も多かった近世には、斐伊川西岸に排砂が流れないような対策が講じられたからではないか」（成瀬篇1991：71）と述べている。

斐伊川鉄橋付近（海拔高度10.6m）の発掘資料（『斐川町史』1972：88-89）によると、地表から約6～7m下の地中から弥生時代の土器が出土している。また斐川町内ほぼ中央にある斐川西中学付近のボーリング資料（『斐川町史』1972：17）では、地下約8m付近まで砂が堆積している。これに対して、縄文から中世まで遺跡のある四絡遺跡群（矢野遺跡、小山遺跡など、海拔3～4m）では表土約20cm～40cmの下に小砂礫を主体とする土層があり、中世の遺物を包含しているという（『矢野遺跡第2分冊』2010：21）。つまり斐川東側では約7m近い土砂の堆積があるのに比べて、西側では中世から今日まで約1m程度の堆積量に過ぎず、中世以降長期にわたって斐伊川本流が出雲平野西部に向かって流れていたとは思えない。

（２）中世末期以降の「かなな流し」による鉄滓の堆積

出雲平野北部の武志村付近から高岡村から栗津村、常松村など高浜川沿いには、東から西へ続く海拔2～3mの自然堤防が連続しており、明らかに一定の期間大きな川が流れていたと言える。現在の地形図上で微高地間の距離を測ると約200m近い幅である。これらの自然堤防の位置は、寛永期の絵図に描かれていた河川の位置と大部分一致しているように思われる。

林（1991：32）は比高1mを超える帯状の微高地約60地点を選んで検土杖を用いて地表下約1mの土壌を採取した。得られた試料は、水洗いののち0.5mm以上の粒子の實體顕微鏡下で鉱物観察を行った結果、神戸川の堆積物には石英安山岩、斐伊川の堆積物からは鉄滓（砂鉄精錬の一種の産業廃棄物、林1991：29）の存在を確認している。

その結果、今市村、大津村、荻柄村、遥堪村付近など北側の微高地で鉄滓が確認されたが、古志村から塩冶村、矢野村へと北へ続く一連の微高地では石英安山岩の砂礫が構成物の大部分を占めて、鉄滓はまったく見つからなかった（林1991：32）。つまり、出雲国で鉄師による「たたら製鉄」が始まる中世後期（『新修島根県史通史篇1』1968：480）から江戸初期頃に、斐伊川は出雲平野北部を西に向かって一定期間流れていた結果、これらの自然堤防を形成したといえる。ただし林（1991：29）は鉄滓の大量排出は「近世初頭から」と述べている。

（３）洪水の痕跡と斐伊川東流の筋書き

（表2）は江戸初期前後の出雲平野に関わる主な事項を一覧にしたもので、洪水については因伯方面の記録も掲載した。天正元年（1573）や慶長3年（1598）の洪水は、斐伊川本流の水が杵築方面にまで達した記録であるが、出水した場所から想定すると、平野北部の自然堤防形成に関わると思われるのは慶長3年（1598）の洪水（「大社旧記抜書」）であろう。これ以降、しばらく斐伊川本流は西に流れて（約10年間以内か）前述の自然堤防を形成したと思われる。寛永10年（1633）にも洪水が発生しているが、一時的な出水で標高3m近くの微高地を形成したとは思われない。国絵図からするとこの間、宍道湖方

面には数本の分流はあったと推定する。「大社旧記抜書」の記録には、上述の天正年間、慶長3年のほか慶長13年（1608）、寛永10年（1632）、慶安元年（1648）の洪水の記録もある。

慶長13年（1608）堀尾氏による菱根新田の開発計画が許可されたのは、約10年間杵築方面に流れていた斐伊川本流を武志付近の築堤や菱根池の排水などによって、一定の制御ができたためと推定される。その結果、元和2年（1616）には堀川排水路の完成（「大社旧記抜書」）により浜村村・八島村・江田村の新田開発を進めるものの、寛永10年（1633）さらに寛永12年（1635）の洪水により再度冠水した。しかしながらこの洪水によって斐伊川の本流が主に宍道湖方面に流れるようになり、正保2年（1645）には浜村・八島村・江田村などの排水が進んで正式に村としてスタートすることとなった。

一方、寛永13年の国絵図に書かれた武志村、美談村、平田町方面では斐伊川の河道を1本化する工事は寛永18年（1641）よりスタートし、一応の完成を見たのが明暦3年（1657）で前後17年の歳月を経た（『国富村郷土誌』1997：151、『灘分郷土史』1991）。斐伊川統合完成の翌年、斐伊川右岸が出東郡並びに楯縫郡の飛び地を廃して出雲郡となり、斐伊川左岸は出東郡を廃して神門郡以外は全部楯縫郡に編入された（『平田市誌』1994：299）。

宝永7年（1710）「宝永出雲国絵図」（島根大学付属図書館蔵）では流路①③が出西付近から1本になり河中には「川幅二百拾六間（約388m）歩渡大水ニハ渡なし」と記載されている。京極プランでは一度

表2 出雲平野の動向

西暦	和暦	東側	西側	記 録
1573	天正元年		○	大津町を押し流す大洪水、神光寺移転（石塚・千家）
1598	慶長3年		○	6月3日武志土手、乙見山と神光寺中押切れ堀川出来『杵築古事記』
1600	慶長5年			堀尾吉晴富田城に入る
1607	慶長12年		○	堀尾は三木市を小山村公文に任命
1608	慶長13年		○	菱根新田免許札制となる（三木文書）、洪水山崩（造営記録）
1609	慶長14年		○	出雲大社造営遷宮
1616	元和2年		○	始テ開新田5ヶ村（文書・三木）悪水を抜く、沢水を赤塚へ（大社旧記）
			○	浜村新田開発中、浜村・八島・江田成立
1622	元和8年		○	稲作付（文書・三木）
1633	寛永10年		○	鎌ヶ崎ヨリ堀貫川、西洪水に埋マリ（文書・三木）江田・八島・入南など浸水
			○	大洪水・出雲國中破損、寛永10年5月27日（大社旧記）
1635	寛永12年	○		大洪水・肥の川東流す（斐伊川史）、寛永12年8月12日洪水・水深7・8尺（因伯）
			○	鎌ヶ崎再度掘削（京極・出雲市誌）、新川敷強制収容発令（玉木家文書）
1636	寛永13年		○	堀尾の遺臣山田勘右衛門八島開拓推進（出雲市誌）
1639	寛永16年		○	荒木川・古川筋の掘り直し（文書・三木）…新内藤川の下流方面へ
		○		大洪水・斐伊川東流して宍道湖へ（堀尾古記）、弓ヶ浜の大切戸閉塞（因伯）
1640	寛永17年		○	乙見山（浜山砂丘の北）の掘削開始・完成
1641	寛永18年		○	古荒木・中荒木・北荒木村の村名定まる。、神門川川床改修（高松村誌）
		○		河道1本化開始（国富郷土史）
1645	正保2年		○	堀川を外海に通ず（高松村誌）・・・下流は神光寺川、4つの島は消滅か
		○	○	浜村・八島村・江田村本村となる、洪水・・・上鹿塚一宮社倒る（斐伊川史）
1648	慶安元年		○	6月21日洪水（造営記録）
1657	明暦3年	○		西代より出雲川一筋となる（斐伊川史）
1658	万治元年	○		大玉木家の南に土手を付けた（国富郷土史）
		○		楯縫郡の飛び地解消（国富郷土史）
1673	延宝年間			
1687	貞享4年	○		斐伊川河口の川違（平田市京町・金築）
1689	元禄2年		○	古荒木・中荒木・北荒木村の村名定まる。

は斐伊川放流が計画された平田湾は松平直政の代になって新田として埋め立てられて享保8年（1723）に完成するなど、斐伊川の河口周辺は大きく変貌することとなる。

5. 終わりに

江戸時代初期の慶長年間から寛永年間は、全国規模で国家再建プロジェクトが進んだと言われる。なかでも広大な平野の開発、有力百姓が進んで新田開発を行った（藤田達生2019：7）。堀尾による慶長年間からの御検地、三木家による菱根池周辺の開発はこうした全国に共通した動きといえる。

斐伊川東流に関わる報告は、地理学、水環境学、歴史学、民俗学などとともに、多くの郷土史家によっても論述されてきた。斐伊川が「何時、何処を、どの様に」と突き詰めて、多様な論述になっている。（特集報告参照）。中でも「ある時期に初めて東流した」といった記述は、今日まで大きな論争の一つである。

その背景には、当時の歴史的史料が少ないことは勿論のこと、さらに統治機能の未成熟な時代にあつて、沖積平野を河川が自由に蛇行（少なくとも江戸初期頃は）するとともに、斐伊川が北山山系にぶつかる武志・林木付近は東西分流の分岐点に位置することなどが、一層この問題を複雑にしていると思われる。

この報告は、絵図の記載内容を中心として、歴史的史料、自然地理学の研究成果、発掘調査資料などを総合して斐伊川東流問題について以下のような認識に至った。

- （1）中世末期から江戸初期の斐伊川は、宍道湖方面には複数の分流があつたのに対して、本流は武志村付近から出雲平野西部に流れて、鉄滓を含む自然堤防を形成したと思われる。西流の時期は慶長3年（1558）から東流が固定する寛永16年（1639）頃までと思われる。ただし、寛永期になると西流の水量はかなり調整されていたと思われ、自然堤防の形成状況から推察すると西流の期間は、10年程度ではなかったかと推定する。
- （2）流路①から⑧はほぼ同じ場所に位置し、中でも流路③（宝永期には流路①の一部を含む）は現在の本流の位置とほぼ一致している。つまり寛永10年（1633）から15年間の絵図内容では、河口に近い美談村から西代村付近では洪水のたびに流路の統合や分流などがあつた。斐伊川の川幅について江戸後期の絵図（出雲郡図、個人蔵）には西代村付近「川内二百五十間」、美談村付近「川内百五十間」とあり、西代付近の水路幅（土手幅を除く）が約500メートルと美談付近の270メートルより広がつたのは納得できる。一方、寛永13年の絵図にある西流する河川は、寛永10年か寛永12年の洪水によって一時的に流路が復活したものと推定する。こうした比較的短期間内の斐伊川河口付近の分流・合流、川幅の拡大などの動向が、後の記録として「寛永12年に東流」、「初めての本流の東流」といった根拠になつたのではないかと推定する。
- （3）最北の流路①は、寛永年間からの分流河道で、現在の431号線沿いが北側の堤防であるとの指摘（山本1992：4）は享受できる。
- （4）美談村は寛永3年（1626）御検地以前に斐伊川の流路によって分割されていたと思われる。その時期は不明である。
- （5）流路⑧に描かれている道路からみて、その中央を流れる河川は中世後期すでに存在していたと推定する。
- （6）寛永10年、寛永12年、寛永16年の洪水により、東流する一部の流路は統合されて新たな本流としてその役割が一層増したと推定される。
- （7）出雲平野の西部では、発掘現場の土砂の堆積量からみて中世初期以降より長期（10年以上）にわ

たつて斐伊川本流が流れていたとは思えない。

(8) 出雲国で本格的な「たたら製鉄」が始まる中世後期(『新修島根県史1』1968:480)から江戸初期頃に、斐伊川は出雲平野北部を西に向かって一定期間流れて自然堤防を形成したと推定される。

(9) 江戸初期の出雲平野では、美談神社の目前で、出雲大川の流れが短期間に東・西に入れ替わり、洪水によって村が分割され、河道が合流と分流を繰り返す、藩の河川敷変更計画に異議を唱える村人、といった多様な出来事が目まぐるしく展開されていたと思われる。寛永13年の出雲国絵図は、大きな環境変化を目にした美談神社の宮司ないし地元の人間が絵図として記録させたのではないかと推定しても不思議ではない。

注と参考文献

池橋達夫雄(2006)『絵図の世界』, 出雲の国絵図について。

石塚尊俊(2004)『出雲平野とその周辺 生産・発展・変貌』, ワン・ライン。

出雲市(1991)『矢野遺跡第2地点発掘調査報告書』, 出雲市。

岡嶋正義(1915)『因府年表 第1巻』, 因伯叢書。

小山町郷土史研究会編(1992)『出雲平野の開拓—三木与兵衛の偉業—』, 報光社。

川村博忠(2013)『江戸幕府撰日本総図の研究』, 古今書院。

黒目次郎兵衛(1921)「杵築古事記」抄録, 『大社の史話』(1975)第10号に掲載。

国富郷土誌編さん委員会(1997)『国富郷土誌』, 報光社。

島根県編(1965)「堀尾古記」『新修島根県史 史料篇2』, 島根県。

島根県(1968)『新修島根県史通史篇1 考古・古代・中世・近世』, 島根県。

杉本史子他(211)『絵図学入門』, 東京大学出版会。

千家和比古(1996)「大社旧記」, 「造営記録」, 「出雲大社の、いわゆる神仏習合を伝える絵図の検討」, 『古代文化研究 第4号』, 島根県立古代文化センターに掲載。

中井均(2012)「堀尾氏の出雲支配における支城について(1)」『松江城研究2』松江市。

中井均(2013)「堀尾氏の出雲支配における支城について(2) -赤名瀬戸山城-」『松江城研究2』, 松江市。

中井均(2016)「堀尾氏の出雲支配における支城について(3) -亀嵩城と三沢城」『松江市史研究7号』, 松江市。

濱村臺次郎編(1941)『島根縣簸川郡・高松村誌』, 高松村。

林 正久(1991)「出雲平野の地形発達史」, 地理学評論64。

斐川町史編纂委員会(1972)『斐川町史』, 斐川町教育委員会。

平田市灘分公民館(1991)『灘分郷土誌』, 平田市灘分公民館。

平田市誌さん委員会編(1994)『平田市誌』, 報光社。

藤田達生(2019)『藩とは何か』, 中公新書。

松江市史編集委員会編(2014) 松江市史 史料編Ⅱ『絵図・地図』, 松江市。

松江市史編集委員会編(2018) 松江市史 別編1『松江城』, 松江市。

美創会歴史・郷土誌班(1991)『みだみの里』, 美創会。

山本和寛(1992)斐伊川旧河道(寛永八流)について『郷土史ひらた』第4号, 平田郷土史研究会。

成瀬敏郎編(2014)『出雲の山・川・平野・海岸』, 高浜印刷。

出雲市文化企画部文化財課編(2010)『矢野遺跡 第2分冊』, 出雲市教育委員会。

(おおや ゆきお 松江市史編さん委員、絵図・地図部会長)

斐伊川の流路と出雲平野の遺跡

西尾克己・原 俊二・持田直人

1. はじめに

斐伊川は中国山地を源として北流し、下流域に大規模な出雲平野を形成する。この河川の流域は弥生時代以降、歴史の表舞台となり、それを裏付ける原始から近世までの遺跡が数多く分布している。これらの遺跡は各時代の歴史を物語るものであり、沖積平野に点在する集落遺跡の消長については、以前から分布調査や発掘調査の成果を元に論及されている⁽¹⁾。しかし、斐伊川の流路については、自然地理学からの研究は行われているものの、考古学からのアプローチは今のところ遺跡の分布からの言及に留まっている。

この度の「斐伊川東流」をテーマとする研究を機会に、これまでに発掘調査された遺跡で、斐伊川の砂の堆積層や洪水の痕跡が認められる遺跡を報告し、併せて、斐伊川下流域の遺跡の分布状況や斐伊川が影響を及ぼした遺跡の様子を紹介することで、今後の斐伊川の東流についての研究に少なからず寄与したい(図1)。

2. 出雲平野の遺跡と斐伊川

弥生時代以降の出雲平野における遺跡の分布と消長については、分布調査や発掘調査の成果により詳

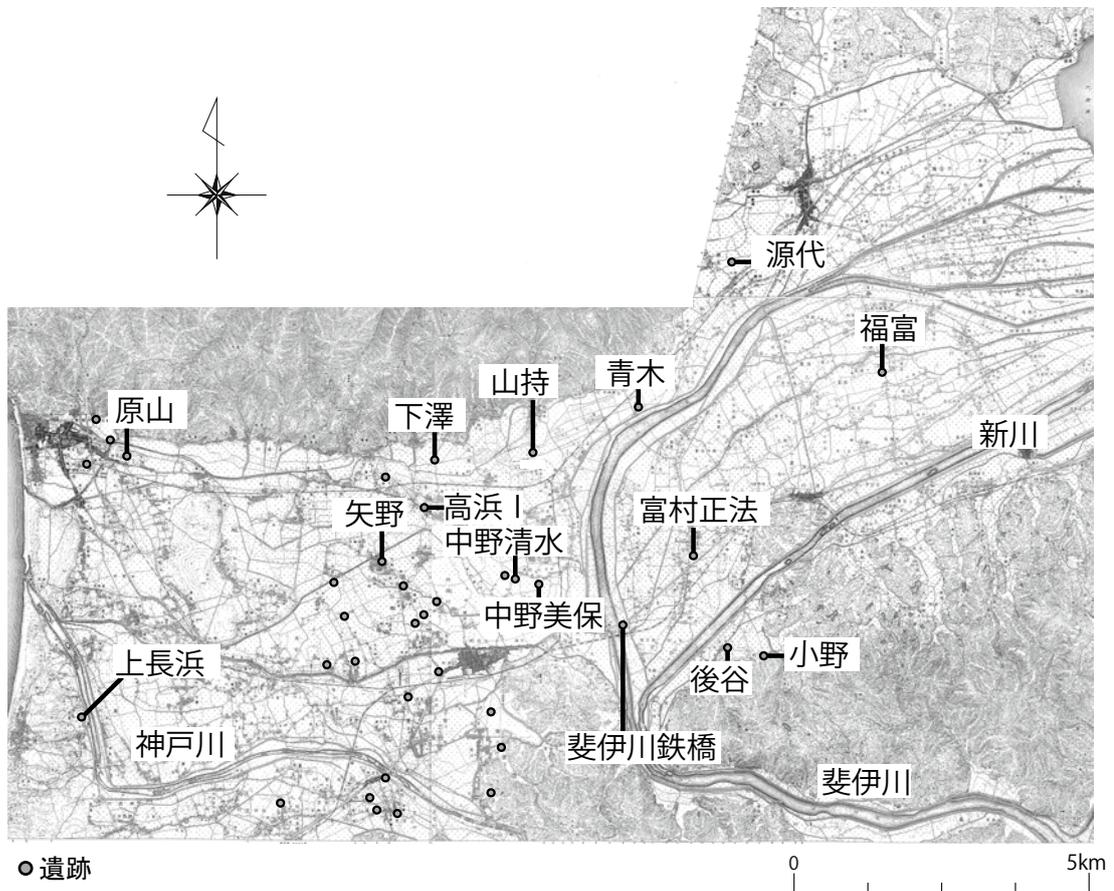


図1 遺跡位置図(大正期の地形)

細に把握されている。また、遺跡の立地については、神戸川、斐伊川の自然堤防上、北山南麓の小規模な扇状地、日本海沿岸の砂丘、平野の南側に位置する低丘陵など多様であるが、遺跡の多くは斐伊川と神戸川で形成された自然堤防上に所在している。

遺跡が密集するのは、出雲平野西部の神戸川下流域にあたる古志、塩冶地区などである。縄文時代に起こった三瓶山の噴火による火砕流が神戸川下流域に堆積し、新たにできた微高地上には弥生時代以降の遺跡が多く分布している⁽²⁾。その後の神戸川の洪水等の影響は斐伊川に比べると少なく、遺跡で確認できる堆積土層の中での厚い洪水層は認められない。

一方、平野中央部から東部の斐伊川下流域は、中世以降の中国山地での「たたら製鉄」用の砂鉄を採取するための「カンナ流し」により、斐伊川右岸一帯には花崗岩質砂層が厚く堆積している。よって、原始・古代から中世の多くの遺跡は斐伊川がもたらした砂層により深くに埋没し、分布調査等では確認できない状況になっている。

奈良時代の『出雲国風土記』によると、斐伊川は出雲郡と神門郡の境を西に流れており、さらに平野西部にあった潟湖の神門水海に流れ込んでいたとある。流路については、出雲平野の地形発達を考察した林正久の研究があり、それを受けて遺跡分布を参考に、斐伊川が北山山麓の川跡地区から高浜地区を西に流れ、浜山近くで神門水海に注ぐ様子が復元されている⁽³⁾。

一方、近世以前の斐伊川東流について、その痕跡はほとんど無く⁽⁴⁾、遺跡調査からも言及はなされていない。なお、林は、斐伊川下流域の平野東部については、『出雲国風土記』が作成された奈良時代の宍道湖の湖岸線を、出雲市斐川町直江～西代町のラインに推定している⁽⁵⁾。

この様に、中世以前の斐伊川の流路については、資料が限られており、これからの調査、研究が必要となっている。

3. 斐伊川の影響を受けた遺跡

(1) 北山南麓の後背湿地化した遺跡

山持遺跡（出雲市西林木町）

山持遺跡は出雲平野の北側にあり、北山南麓の水田地帯に位置する。伊努谷川の東側にあたり、2003・2004年（平成15・16）の国道431号道路改築事業（東林木バイパス）の建設工事に伴う調査で、弥生時代から江戸時代の遺構・遺物が確認されている⁽⁶⁾。この遺跡では東西約800mにわたって、標高2.5～3m付近でオモカス層がほぼ水平に堆積するのが認められる。

オモカス層は「低位泥炭」と呼ばれるもので、アシヤスゲなどの植物遺体の堆積層の通称である。オモカス層が形成される場所は、水深がさほど深くない湿地で、水が滞留した場所である。このオモカス層の年代であるが、前後の層の遺物出土状態から、古代末から中世初期と考えられる。

このことから、オモカス層は、斐伊川が西流していた時代にできた自然堤防の外側（ここでは北側）の後背湿地に形成されたものと考えられる⁽⁷⁾。

高浜Ⅰ遺跡（出雲市里方町、平野町、高浜町）

高浜Ⅰ遺跡は出雲平野の北側標高5mの自然堤防上に位置する。北山の南麓に東西に通る一畑電鉄大社線の南側に広がる大規模な集落跡である。遺跡の北側には下澤遺跡があり、南側には大塚遺跡が知られている。

発掘調査は、島根県教育委員会により県道矢尾今市線建設に伴い2009年（平成21）から2017年（平成29）に行われた。遺跡は低地に所在し、中心となる遺構の時期は中世後半から近世初頭である。遺構としては、規模の大きい掘立柱建物をもつ戦国期の館跡や屋敷地が発見されている。注目される遺物としては将棋盤

や永正3年(1506)銘の木札が発見されている。なお、遺構の上層には洪水にかかる砂層等は認められない。

この遺跡の北側(T5)と南側の部分には遺構が認められていない。『高浜I遺跡(3区)』の「総括」では、北側の下澤遺跡と南側の大塚遺跡に「遺構空白地帯」が存在すると指摘している。この空白部を自然河道と推定し、出雲郡と神門郡の境を西流する斐伊川の本・支流の一つの可能性を推定している⁽⁸⁾。

下澤遺跡(出雲市矢尾町)

下澤遺跡は出雲平野中央北端、北山山塊から派生する扇状地の先端に位置する。

斐伊川の影響により後背湿地化した遺跡で、2011年(平成23)から2012年に国道431号道路改築事業(東林木バイパス)に伴い、発掘調査が行われた。遺構としては古墳時代末から奈良時代の水田跡が3面検出され、その3面の間には北山の砂礫層(土石流)が入り込み、互層状に堆積する。砂礫層から土器などが出土することから、水田より北側の扇状地には集落が形成されていたと考えられている。

トレンチ2は標高2.8mほどで、地表下0.7m程度まで主に砂混じり粘質土層の水田耕作土で、中世以降の層と考えられる。地表下0.7mから0.76cm程のオモカス層は中世頃と推定されている。オモカス層より下層には、水田面があり、奈良時代以前の層と思われる。

以上の層位から、当地は古墳時代末から奈良時代頃まで水田を形成していたが、中世に斐伊川の影響で後背湿地化した遺跡であることが考えられる。

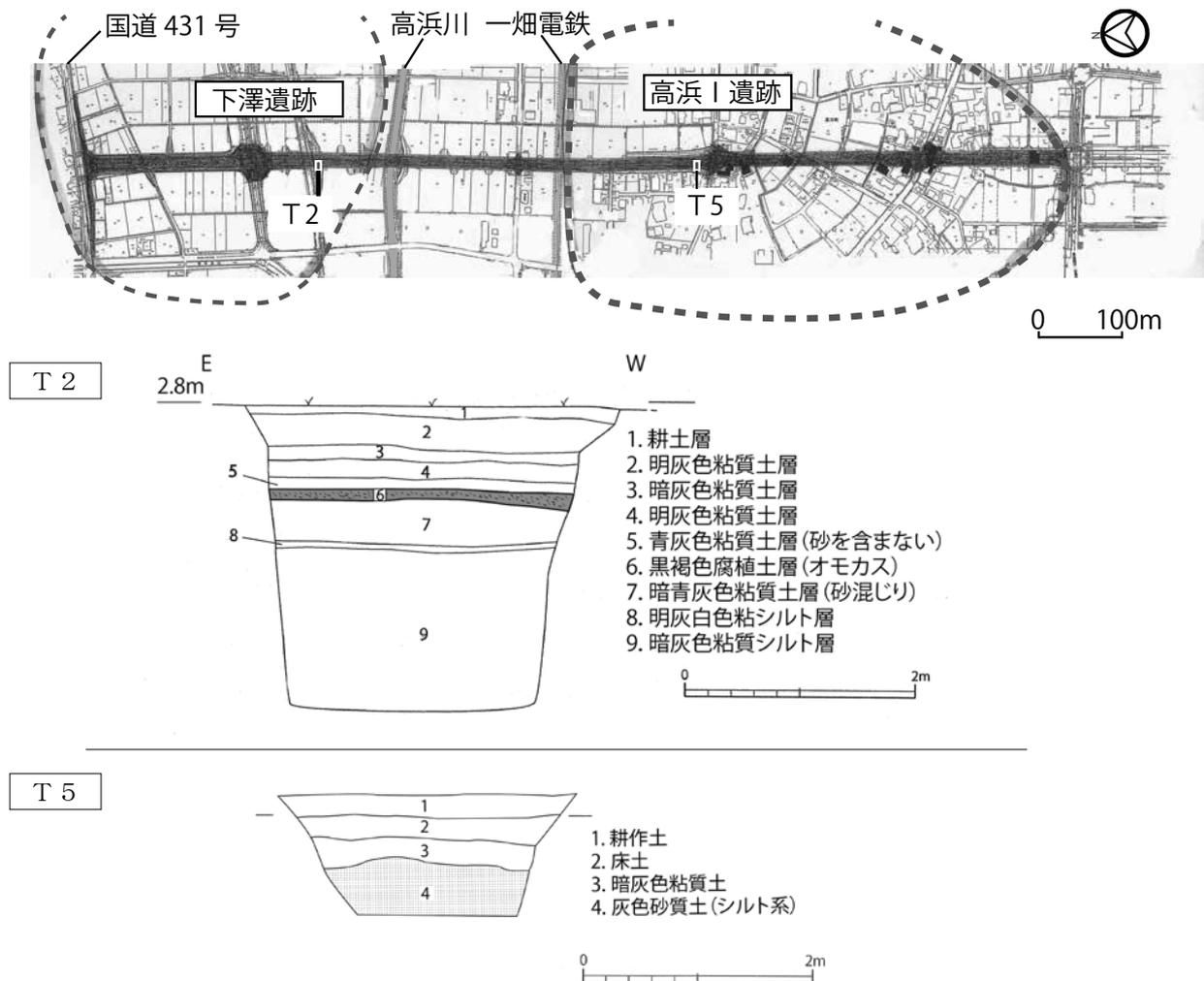


図2 下澤遺跡・高浜I遺跡位置図およびトレンチ土層図(島根県埋蔵文化財調査センター提供)

(2) 洪水の痕跡が残る遺跡

中野美保遺跡（出雲市中野町）

中野美保遺跡は弥生時代から近世までの複合遺跡で、出雲平野の中央部を北流する斐伊川の左岸に位置する。遺跡は標高6m程の低地に所在し、付近には中野清水遺跡、大津町北遺跡等の低地にある遺跡も知られている。

発掘調査は島根県教育委員会により一般国道9号出雲バイパス建設に伴い、2001年（平成13）度から翌年にかけて行われた。遺構としては弥生時代の四隅突出型墳丘墓が沖積地で1基検出され、また、古代の掘立柱建物跡が多く発見されている。

さらに、上層では水田遺構が複数確認されており、最下層の水田は遺物より中世後半以降に営まれたものと考えられている。なお、斐伊川の洪水により、最低1回から2回の水田の復旧が行われたことが土層観察やプラントオパール分析で判明している。畦畔と水田面の上に洪水堆積砂層が観察され、復旧された畦畔と水田面が認められる（図3）。

報告書では、西流していた近世以前の斐伊川（支流）の自然堤防上に中野美保遺跡が立地していると推定している。

(3) 斐伊川による堆積層が確認された遺跡

源代遺跡（出雲市国富町）

源代遺跡は、出雲平野の北東にあり、旅伏山の東山裾の平野部の水田地帯に位置する。

1991年（平成3）のふるさと楯縫整備事業代替地整備工事（現在、自動車教習所）に伴う調査で、水田面から約2.2m下（標高0.1m付近）の黒色土から縄文土器と須恵器の破片が少量と、弥生土器の壺・甕片や木製品などが出土した。また、遺構は、黒色土の下から、溝と杭列が確認された。プラントオパール分析により、水田跡と思われる高い数値が出ている。

ところで、水田面から1.1m～1.6m（標高1.3～0.8m）には、砂の堆積が認められる。前後の層からは遺物が出土していないため、時期を特定することは不可能であるが、遺跡の立地からして斐伊川の影響による堆積物と考えられる。現在の斐伊川は遺跡より約0.8km東南に流路があることから、斐伊川が東流した後の、最も北側に流れていた時代に堆積した砂と考えられる。

なお、同じ源代遺跡の北に0.9kmの第6調査区では、地表から約2.1m（標高0.2m）で、オモカス層が確認されているが、年代は不明である。ここでは、砂層がないことから、斐伊川の流路がここまで北上していないことがわかる。また、調査区から北に180mの場所に、東西に流れる現在の船川（『出雲国風土記』楯縫郡の宇加川に比定されている）があることから、オモカス層は斐伊川の自然堤防の西側で、なおかつ船川との間にできた後背湿地で形成された可能性が考えられる（図4・5）。

斐伊川鉄橋遺跡（出雲市大津町、斐川町併川）

斐伊川鉄橋遺跡は出雲平野中央部の南側に位置する大規模な集落遺跡である。山間から平野へ流れ出る斐伊川の河床に埋もれた遺跡であり、1962年（昭和37）に行われた山陰本線の斐伊川鉄橋の架け替え

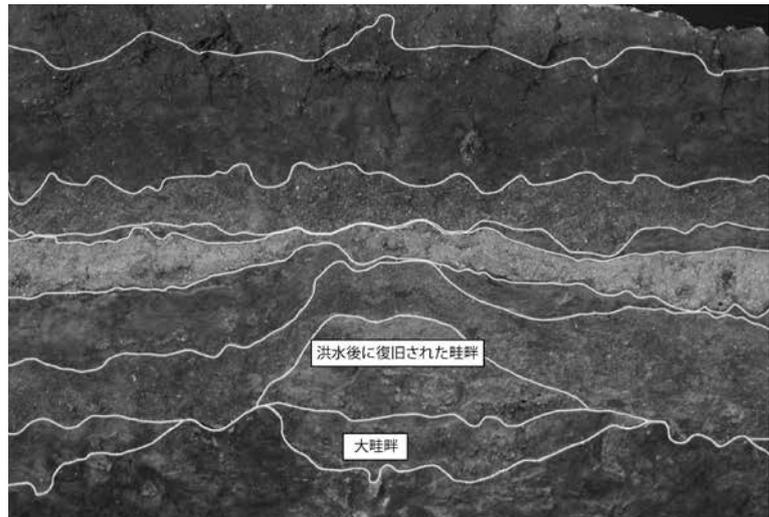


図3 中野清水遺跡土層剥取資料

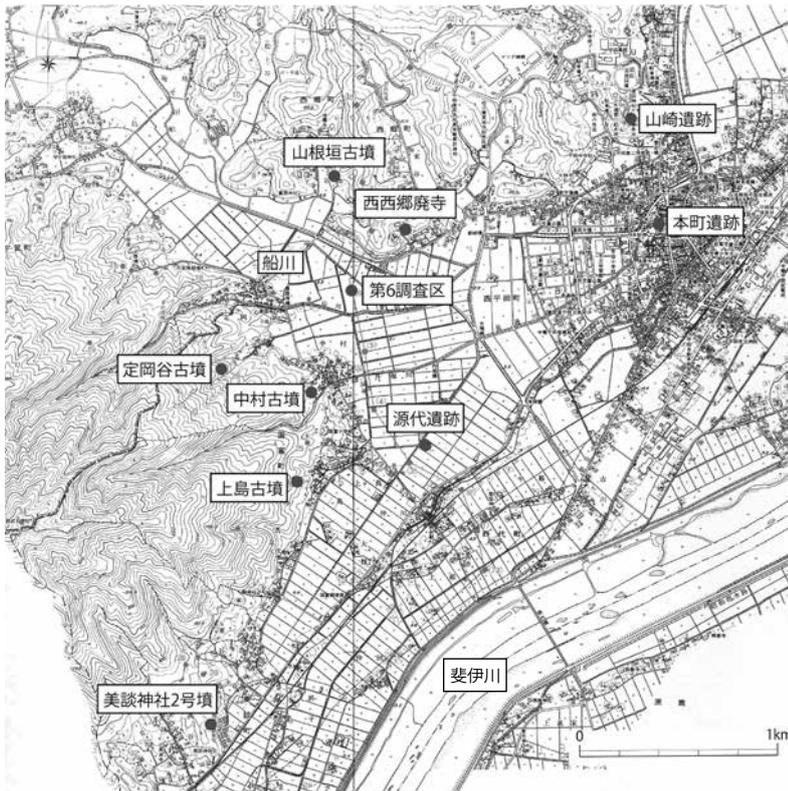


図4 源代遺跡と周辺の遺跡

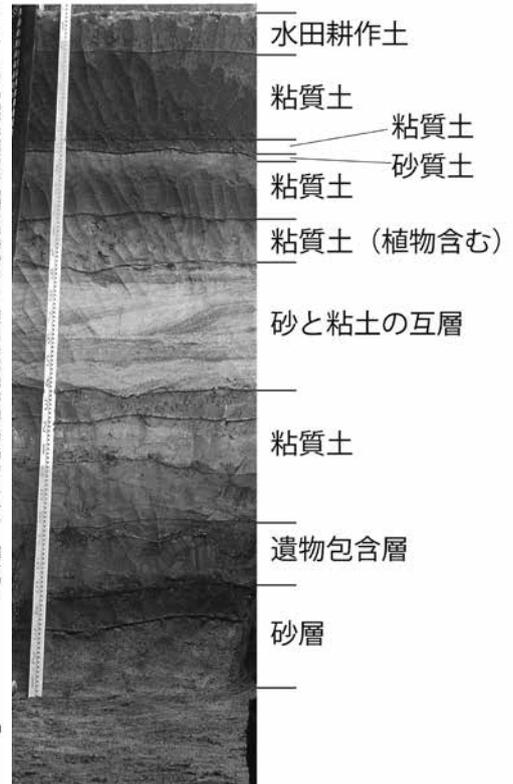


図5 源代遺跡南壁の土層写真

工事に伴って、東側の堤防に近い3本の橋脚用穴と、西側から2番目の穴からそれぞれ土器が発見された。

径9mの橋脚用穴を掘削したところ、河床から深さ7m前後の厚い砂層の下には、粘土層と砂層が互層に堆積しており、その互層の堆積土中から弥生時代後期から古墳時代前期の土器が多く出土した。器種は壺、甕、器台等で、摩滅したものは認められず、上流から流された遺物はない。また、出土品に須恵器は含まれてはいない。なお、遺構等の状況についてはよくわからない。

同所の西側堤防に隣接する今市水道会社や大和紡出雲工場の水源用井戸掘削でも、戦後、地表下6m～7m程の深さから土器片や木器片が発見されている（石土手遺跡）。斐伊川鉄橋遺跡や石土手遺跡の存在より、現在の斐伊川の河床下や周辺部には、弥生時代から古墳時代にかけての集落跡が他にも埋没していると推定される（図6）。

富村正法遺跡（出雲市斐川町富村）

斐伊川右岸の平野部に所在する近世の集落跡である。1999年（平成11）に、斐川町教育委員会の中国電力送電線鉄塔（No.12, 13号）の建設に伴う発掘調査により発見された。遺跡は一般国道9号近くの標高8.5mの水田にあり、鉄塔予定地は10m四方で、2基の調査区とも江戸時代前半の肥前陶磁器の碗・皿・甕、備前の甕、土師器の皿等が出土している（図8）。その内、1基（No.12号）では、地表下60cm程で、掘立柱建物の柱穴を多く検出している。その建物跡の地盤は灰色土で

深度	層厚	土質（色）
0		
1		
2	4.00	砂（黄褐）
4	0.45	砂混り粘土（灰黒）
5	0.95	粘土混り砂（灰黒）
6	0.60	粘土混り細砂（暗灰）
7	0.60	細砂混り粘土（灰黒）
7	0.80	粘土（灰黒）
8	1.35	粘土混り細砂（灰黒）
9		
10	1.45	砂（黄褐）
11	1.40	礫混り砂（黄褐）
12	1.40	砂礫（黄褐）
13	1.00	粘土混り細砂（灰黒）
14		

土器包含

図6 斐伊川鉄橋遺跡土層略測図

あり、その下層には中世に堆積した砂層の青灰色砂質土が厚く存在していた。

斐川町内では、斐伊川の自然堤防上に中世以降の集落が営まれたと考えられる。江戸時代の富村は斐伊川の流路により、はじめは神門郡、後には出雲郡に属していた。

小野遺跡（出雲市斐川町神氷）

小野遺跡は斐伊川右岸の斐川町出西地区に所在し、仏経山北麓に接する平野部南端の田園地帯に位置する。標高は7m程である。

斐伊川の河床上昇に伴い後背湿地化した遺跡で、2004年（平成14）に県道木次直江停車場線工事に伴い、発掘調査が行われた。遺構としては掘立柱建物4棟以上、総柱の掘立柱2棟、溝状遺構などが検出された。また、墨書土器や円面硯および瓦類などの官衙的な遺物が出土し、当地の西方約0.5kmに出雲郡家関連遺跡（後谷遺跡）が所在することから、郡家など、古代官衙と関係が深い遺跡であると考えられている。

地表下1.6mまでは主に泥質層が堆積しており、うち、地表下45cm付近には斐伊川の洪水堆積物（花崗岩質砂層）が存在する。中から木簡が4点出土しており、その内2点が呪符木簡である。

地表下1.6m（標高6.2m）前後で土師器、須恵器、土師質土器や官衙的な遺物が多く出土し、古代から中世前半までの畦畔が検出されている。

これらの層位から、奈良時代前半に発達した扇状地に官衙的な施設が設けられていたが、中世前半以降の斐伊川河床の上昇に伴い、一帯が後背湿地化したと考えられる（図9・10）。

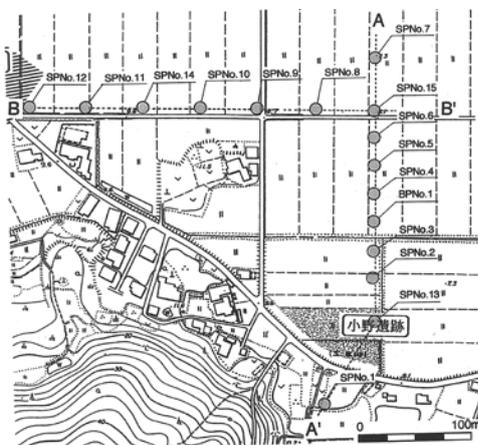


図9 小野遺跡ボーリング調査地点位置図

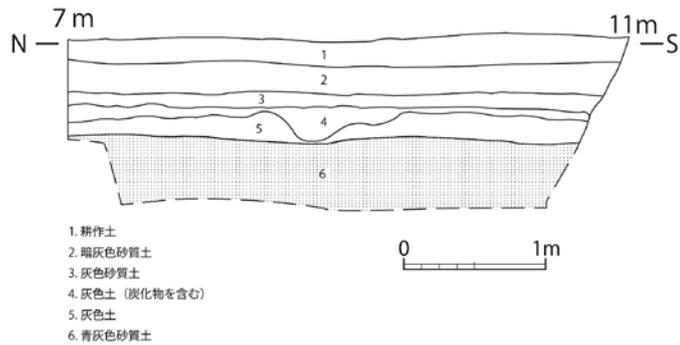


図7 富村正法遺跡NO.12号鉄塔西壁土層図

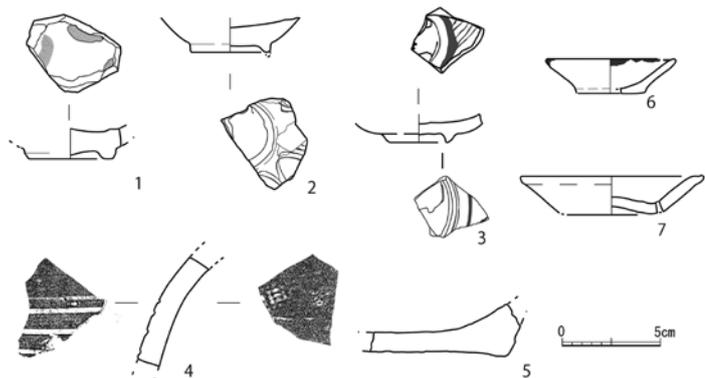


図8 富村正法遺跡NO.12号鉄塔出土陶磁器・土器実測図

福富遺跡（出雲市斐川町福富）

福富遺跡は出雲平野の東部に位置し、宍道湖に注ぐ斐伊川右岸より東に1.8km程の所に位置する。遺跡は若日壳神

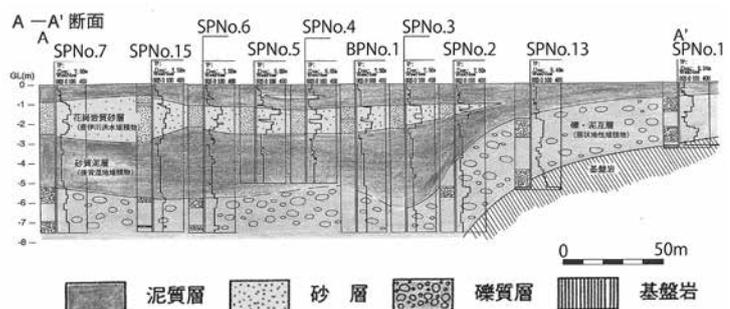


図10 小野遺跡の地質断面図

社の旧社地となっており、周囲の水田面より50cm程高くなっていたという。

1954年（昭和29）3月頃の水田乾田化に伴い、事業者が排水のため新川（横川）を掘削した時に、遺跡は発見された。まず、地表下約180cmの所から根株に巻かれた状態で瓦質の壺が出土し、その後、同じ深度で、横に180cmまでの場所から和鏡が1枚出土した。壺は口径19.0cm、高さ20.5cmで、中には明銭の永楽通寶などの銭貨が30枚程入っていた。鏡は直径8.6cm、縁高7mmの菊散双雀鏡である。これらの出土品は室町時代のものと考えられる。

この遺跡の発見により、中世後半には福富地区一帯は沖積化が進み、陸地化していたことが知れる（図11・12）。

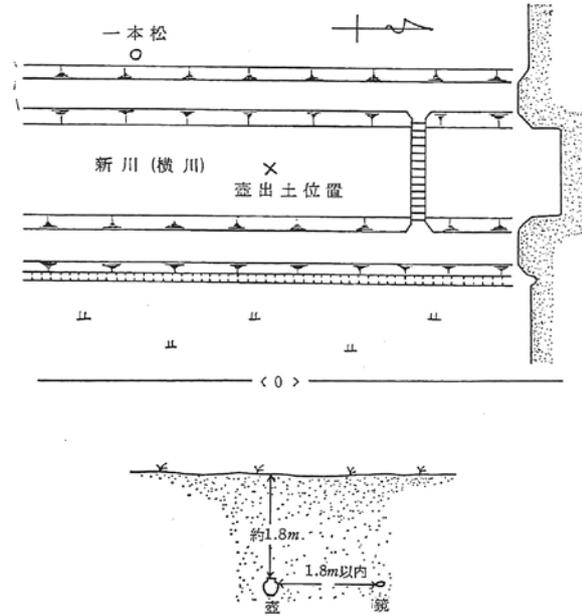


図11 福富遺跡の壺・鏡出土位置図

4. まとめ

前章では、斐伊川の洪水の痕跡や斐伊川の沖積を窺い知ることができる遺跡を簡単に紹介してきた。その結果、斐伊川の流路跡や東流にかかる直接の遺構や土層は認められなかった。しかし、斐伊川の洪水の痕跡や砂層の堆積、及び周辺部の後背湿地化を示す土層など、斐伊川が影響を及ぼした痕跡は平野の随所で確認することができた。

本章ではこれらの痕跡を整理し、まとめとしたい。

(1) 北山南麓の後背湿地化した遺跡

北山南麓に位置する山持遺跡、里方本郷遺跡では、「オモカス」と呼ばれる低位泥炭の層が地表下1～2mで確認されている。斐伊川が西流する古代から中世中頃にかけて、北山から流れる小河川が斐伊川の旧河道と考えられる微高地に阻まれて、湿地化したものである。中世後半、高浜川などで排水が行われ、その後、一帯が水田化し、現在に至っている。但し、南側にあった斐伊川の河道は検出されていない。山持遺跡と里方本郷遺跡の西方に所在する下澤遺跡と高浜I遺跡においては、高浜川を挟んで南北側で発掘調査が行われており、斐伊川の流路を窺い知るうえで参考になる遺跡である。

高浜I遺跡の南方には、四絡遺跡群の大塚遺跡が存在し、その間には遺跡は存在していない。報告書の『高浜I遺跡（3区）』では、高浜I遺跡と大塚遺跡の間について「本流は定かではないが、この流路は本流のひとつの可能性が高い」と述べられている⁽⁹⁾。

今後の発掘調査やボーリング資料の分析等で、西流していた斐伊川の流路や川幅などの状況が知られる可能性は大きく、今後の調査・研究に期待したい。

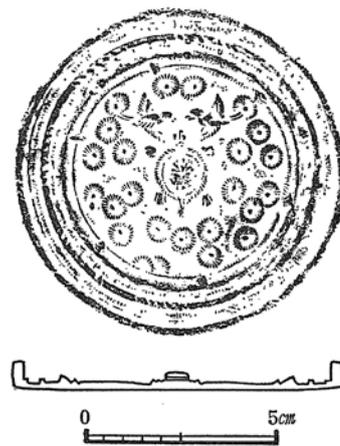


図12 菊散双雀鏡実測図

(2) 洪水の痕跡が残る遺跡

斐伊川下流域では、洪水時の砂等の堆積層がのる水田跡が検出されている。斐伊川左岸にある中野美保遺跡や中野清水遺跡では、中世から近世にかけての水田面が幾面も検出されている。遺跡は斐伊川から数km程の距離であり、その堆積層は厚く、その上に新たに嵩上げて水田が作られている。これらは左岸一帯が洪水の被災を受けたことを物語っているのである。時期決定についてはC14年代測定や出土銭貨の情報に限られ、詳細な実年代が得られていない。今のところ、中世末の天正元年（1573）や近世初頭の慶長期から寛永期の水害⁽¹⁰⁾との関係は不明である。

(3) 斐伊川による堆積層が確認された遺跡

斐伊川がもたらした砂層が厚く層をなした遺跡としては、斐伊川下流域の源代遺跡や斐伊川鉄橋遺跡や、右岸の富村正法遺跡、小野遺跡、福富遺跡等が挙げられる。堆積時期が古いのは斐伊川鉄橋遺跡で、古墳時代前期に遺跡は埋没している。その後、今日まで北流する斐伊川の河床となっている。斐伊川下流域の源代遺跡では、古代の遺物包含層上に厚い砂層や粘土層が堆積している。遺跡は江戸時代の斐伊川の最北端に存在し、さらに中世以前の層と推定されるので、遺跡を覆う砂層は宍道湖へ注ぐ斐伊川の堆積層といえる⁽¹¹⁾。右岸で、平野の南端に位置する出雲郡家関連遺跡（小野遺跡等）では、遺跡の北側に広がる水田下1～2mに斐伊川からもたらされた砂が厚く堆積していた。この砂層の堆積や斐伊川の河床高度の上昇により、小規模な扇状地にある遺跡一帯が後背湿地化したと推定される。この遺跡周辺の土層状況からすると、中世には斐伊川がかなりの砂を右岸の広い範囲にもたらしたと考えられる。また、富村正法遺跡では、斐伊川の砂が堆積した砂層上に、江戸時代初めの建物跡が確認されている。近世に、集落が微高地に新たにできたことが分かる例である。同様な遺跡としては、中世以降の土師器が出土している右岸の原鹿^{ほらしか}I遺跡、今在家^{いまざいけ}I遺跡がある。⁽¹²⁾

今のところ、中世以降の遺跡数は限られている。しかし、『出雲国風土記』の郷里の記述や中世文書

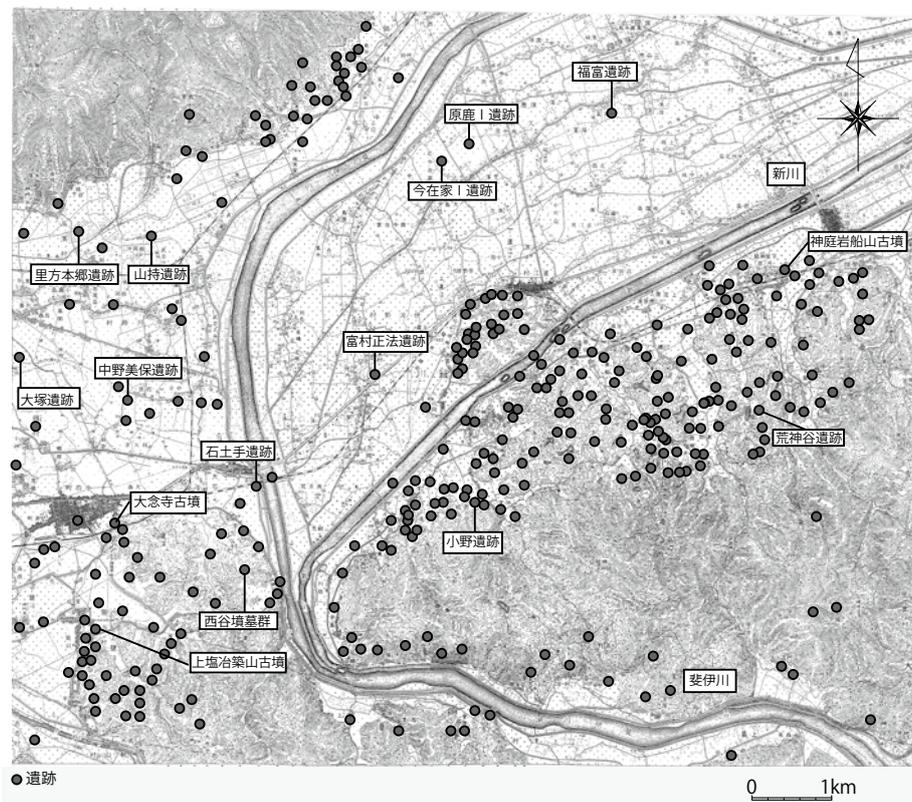


図13 斐伊川下流域の遺跡（大正期の地図）

に載る地名等から、斐伊川右岸にも原始・古代の集落跡が点在していたと想像される。中世の遺跡としては、平野の中央部に位置する福富遺跡があり、中世後半には宍道湖の湖岸線はかなり東方にあったと推定される。なお、近世以降、中国山地でのカンナ流し等により斐伊川の堆積層が厚く堆積したため、平野部での遺跡発見や発掘調査例は殆んど知られていない。

以上のように、中野美保遺跡などの斐伊川による洪水の痕跡を残す遺跡や山持遺跡などの後背湿地化した遺跡を紹介したが、斐伊川西流時の本流や支流等を直接発掘した調査例は今のところ認められない。また、斐伊川東流についての直接資料は提示できなかったが、北山南麓には西流していた斐伊川の流路があることは明らかであり、今後の各種の調査の成果に待ちたい。

注

- (1) 田中義昭 (1996) 「中海・宍道湖岸西部域における農耕社会の展開」『出雲神庭荒神谷遺跡』島根県教育委員会
藤永照隆 (2005) 「遺跡の分布から見た出雲平野の古地理再考」『八雲立つ風土記の丘館報』No.182
米田美江子 (2006) 「遺跡分布から見た出雲平野の形成史」『島根考古学会誌』第23集島根考古学会
- (2) 中村唯史 (2010) 「矢野遺跡の立地と古地理」『矢野遺跡 自然科学分析・考察編 (第4分冊)』出雲市教育委員会
- (3) 林正久 (1991) 「出雲平野の地形発達」『地理学評論』第64巻第1号
高橋周 (2011) 「弥生時代の出雲平野における水域復元」『出雲弥生の森博物館研究紀要』第1集出雲弥生の森博物館
- (4) 山田和宏・高安克己 (2007) 「地質コア解析に基づいた出雲平野の形成史」『出雲国風土記の研究Ⅲ—神門水海北辺の研究 (論考編) 一』島根県古代文化センター
- (5) 注 (3) の林と同じ。
- (6) 『山持遺跡Ⅱ・Ⅲ区』(Vol. 2) (国道431号道路改築事業 (東林木バイパス) に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅳ) 島根県教育委員会2007
中村唯史 (1996) 「山持川川岸遺跡の古環境」『山持川川岸遺跡』出雲市教育委員会
- (7) 渡辺正巳・池淵俊一 (2007) 「里方本郷遺跡から山持遺跡にかけて分布する「オモカス」層について」『山持遺跡Ⅱ・Ⅲ区Vol. 1 2』(国道431号道路改築事業 (東林木バイパス) に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書7) 島根県教育委員会
- (8) 間野大丞 (2019) 「総括」『高浜Ⅰ遺跡 (3区) 一般県道矢尾今市線地方道路交付金事業 (大塚1区) に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書4-1』島根県教育委員会
- (9) 注 (8) に同じ。
- (10) 石塚尊俊 (1993) 『出雲市大津町史』大津町史刊行委員会
- (11) 『灘分郷土誌』平田市灘分公民館 (1991)
- (12) 宍道年弘 (2020) 「久木の遺跡」『ふるさと久木』久木コミュニティーセンター

参考文献

山持遺跡

- 『山持川川岸遺跡』出雲市教育委員会1996
『山持遺跡Ⅱ・Ⅲ区』(Vol. 2) (国道431号道路改築事業 (東林木バイパス) に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅳ) 島根県教育委員会2007
『山持遺跡Ⅳ区』(Vol. 3) (国道431号道路改築事業 (東林木バイパス) に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅴ) 島根県教育委員会2007
『山持遺跡6区』(Vol. 5) (国道431号道路改築事業 (東林木バイパス) に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書7) 島根県教育委員会2009
『山持遺跡4・6・7区』(Vol. 6) (国道431号道路改築事業 (東林木バイパス) に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書8) 島根県教育委員会2010
『山持遺跡6・7区』(Vol. 8) (国道431号道路改築事業 (東林木バイパス) に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書10) 島根県教育委員会2012

里方本郷遺跡

- 『里方本郷遺跡・山持遺跡4 (5区・7区)』(国道431号道路改築事業 (東林木バイパス) に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書)

告書6) 島根県教育委員会2008

高浜 I 遺跡

『高浜 I 遺跡一般県道矢尾今市線地方道路交付金事業(大塚 I 区)に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』1, 2, 4 島根県教育委員会 2011~2019

下澤遺跡

『下澤遺跡』(国道431号道路改築事業(東林木バイパス)に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書11) 島根県教育委員会2013

中野美保遺跡

『中野美保遺跡』(一般国道9号出雲バイパス建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書4) 島根県教育委員会2004

中野清水遺跡

『大津北遺跡・中野清水遺跡』(一般国道9号出雲バイパス建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書5) 島根県教育委員会2004

『中野清水遺跡(2)』(一般国道9号出雲バイパス建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書6) 島根県教育委員会2005

『中野清水遺跡(3) 白枝本郷遺跡』(一般国道9号出雲バイパス建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書7) 島根県教育委員会2006

源代遺跡

『源代遺跡』1 (平田市埋蔵文化財調査報告第4集) 平田市教育委員会1993

『源代遺跡』2 (平田市埋蔵文化財調査報告第5集) 平田市教育委員会1994

斐伊川鉄橋遺跡

池田満雄(1966)「斐伊川の流れと埋没した遺跡」『斐川町史研究』2号斐川町教育委員会

出雲考古学研究会(1983)「斐伊川鉄橋遺跡」『古代の出雲を考える3—出雲平野の集落遺跡I—』

石土手遺跡

出雲考古学研究会(1980)「周辺の遺跡(石土手遺跡)」『古代の出雲を考える2—西谷墳墓群—』

小野遺跡

島根県斐川町教育委員会(1998)『出雲郡家関連遺跡群第6次発掘調査報告概報』(「斐川町文化財調査報告」第20集)

斐川町教育委員会(2005)『小野遺跡 県道木次直江停車場線工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』(斐川町文化財調査報告 第31集)

福富遺跡

山本 清(1971)「斐川・福富出土の壺」『島根県埋蔵文化財調査報告書』第Ⅲ集 島根県教育委員会

宍道年弘(2018)「久木の遺跡」『ふるさと久木』久木コミュニティーセンター

謝辞 下澤遺跡・高浜 I 遺跡のトレンチ調査資料は島根県埋蔵文化財調査センターから提供を頂きました。また、中野清水遺跡の土層写真撮影については同センターの守岡正司氏に便宜を頂きました。さらに、富村正法遺跡については荒神谷博物館の宍道年弘氏から多くの教示を頂きました。記して、お礼申し上げます。

(にしお かつみ 松江市史編集委員、松江城部会長、出雲市文化財保護審議会委員)

(はら しゅんじ 出雲市市民文化部文化財課課長補佐)

(もちだ なおと 江津市教育委員会社会教育課文化スポーツ振興係主事)

斐伊川西流時に斐伊川は何処を流れていたか

渡辺正巳

1. はじめに

現在の斐伊川は、中国山地から北側の出雲平野に流入するとそのまま北向きに流れ、弥山山地（湖北山地）にぶつかる直前の出雲市武志町付近で東に流れを変え宍道湖にそそぐ。中世以前にその本流は西流していたとされるが、現在の流路（東流）に至る時期や、西流していた際の流路については分かっていない。本報では地形図を基に、斐伊川西流時の河道の位置を推定した。

2. 斐伊川扇状地

図1に出雲平野の地形図(1 mコンタマップ)を示す。斐伊川の成す扇状地（あるいは扇状地状三角州。林(1991)の三角州Ⅰ、Ⅱ面と扇状地の分布域。あるいは、2 mより高い等高線の分布）は非対称で、右岸（東側：斐川平野）でよく発達している。また、左岸（西側：出雲平野）は右岸に比べ扇状地が急傾斜を示し、堤防によるかさ上げが示唆される。このことは、築堤（あるいはかさ上げ）により、左岸側に広がる出雲平野を洪水から防いでいた結果と思われる。一方で、扇状地がより発達する右岸では、斐伊川の氾濫を許容していた（あるいは意図的に氾濫させていた）可能性も指摘できる。これらのことは、「左岸側には連続堤が築かれたが、厳密な意味での堤防は右岸側には築かれていなかった」（林、1989）ことに起因すると考えられる。

また、扇状地の発達が悪い出雲平野でも、川幅の広がる中野町中野上から武志町に掛けて扇状地の発達が認められる。このことから、この辺りでは築堤していたにもかかわらず、斐伊川の氾濫が頻発していたことが示唆される。



図1 出雲平野の地形図(1)：中心部のコンタマップ
カシ米尔3D：スーパー地形を利用し、等高線間隔1mで作成。

3. 出雲平野で観察できる河道跡

図2に出雲平野北部の微地形図を示す。中野上ー武志町付近から、ほぼ並行した二条の微高地が蛇行して西方に向かい伸びている。この二条の微高地は里方町本郷付近で北西に向きを変え、平野町下平付近に至る。ここで弥山山地を避ける180度のカーブを成す地割りとして観察された後、再び二条の微高地として西に延び、常松町を経て大社町入南に至る。ただし、大社町入南、八島町付近では微高地の分布が多岐に別れ、鳥趾状三角州の形態を示していると考えられる。一連の微高地と地割りを直感的に河川跡（あるいは堤防跡）と捉えると、現在の斐伊川に比べやや川幅が狭いものの、斐川町南部にかつて存在した廢川「新川」に匹敵する川幅の河川が存在したことになる。ただし、林（1991）は、出雲平野の地形分類図上で、一部を断続的な微高地、内側を低湿地としている。また、出雲弥生の森博物館に展示されている「弥生時代の水域」（高橋,2011）は林（1991）に準じた河道跡を示している。

江田町付近では古内藤川を挟んで三条の微高地が東西に続き、外側とは異なる水田地割りが認められる（図3、4）。この東端は平野町沖から上平に続く微高地に続くように見え、最終的に二条の微高地から成る河道跡に突き当たる。斐伊川河道跡であるとすれば、直線的であり人工河川の可能性や、北側の蛇行するルートに比べ新しい時期の河道であった可能性も指摘できる。ただし、明瞭な微高地（堤防跡）を伴わないことから、この範囲が河道跡を示すのか、古内藤川などの小河川に伴う地割りであるのかは明らかでない。

この他、島根県立病院西側の姫原町から矢野町、小山町、大塚町の境界付近に微高地が連続する。林（1991）の地形分類図では、この微高地の西側の地割りを河道跡と認識し、神戸川の旧河道の一つとしている。この微高地の南方向の延長は、姫原1丁目の比那神社付近で明らかに南方向へ伸びる微高地と、東方向へ伸びる断続的な微高地に分かれる。東に分かれた微高地の延長は新内藤川を横切り、斐伊川に突き当たる。また高橋（2011）は、この河道跡の矢野町付近から北西へ伸びる河道跡と考えられる地割り（支流）が、井原遺跡西側の微高地へ続くとしている。

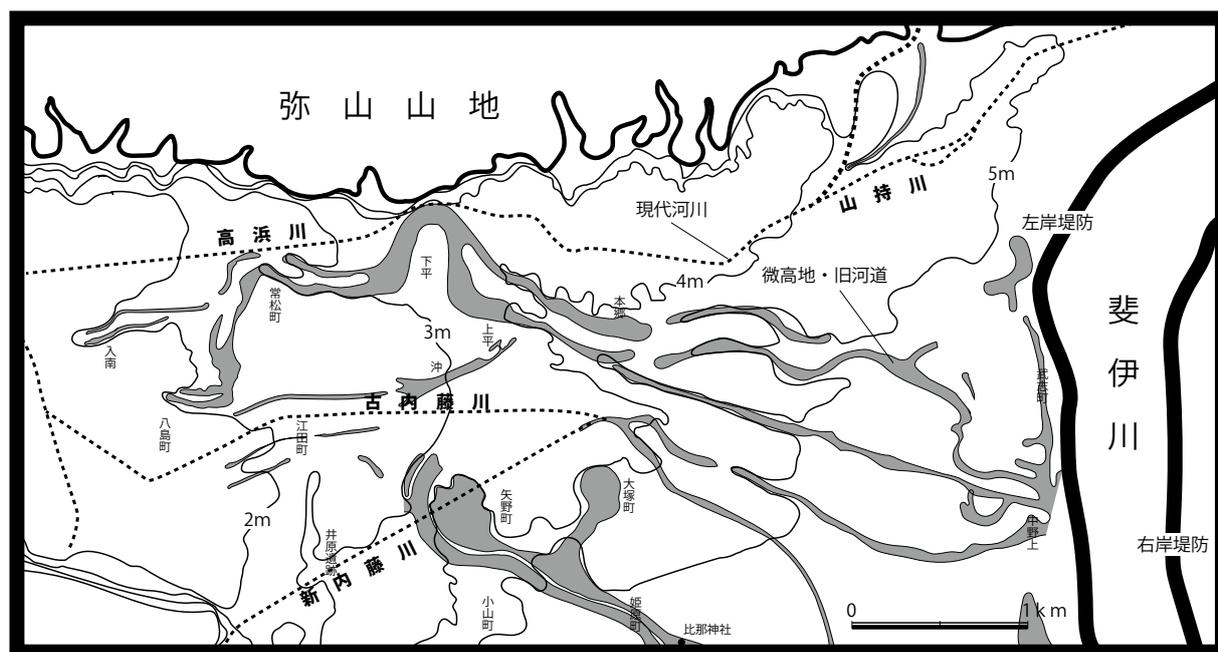


図2 出雲平野北部の微地形図



図3 出雲平野の地形図(2)：中心部の航空写真
 カシ米尔3D：航空写真+スーパー地形を利用し、航空写真（国土地理院昭和36年(1961年)撮影）に
 1m間隔等高線を加筆。



図4 出雲平野の地形図(3)：江田町付近の水田地割り
 カシ米尔3D：空中写真+スーパー地形を利用し、等高線間隔1mで作成。
 背景の航空写真は国土地理院昭和36年(1961年)撮影

上記三川跡を除くと、出雲平野北部では大規模な微高地の配列（河道跡）は認めにくい。小規模の河道跡では、古内藤川から高瀬川につながる河道跡や、中野美保南を経て中野町に至る河道跡、高岡町から荻籽町を経て中野町に至る直線的な河道跡が認められる程度である。また、林（1991）でも、これらの一部を河道跡としている。この他、図3に示した航空写真では、小規模河川跡と考えられる地割りが数多く認められるが、多くは断続的である。

4. 弥山山地南側の低地

弥山山地山麓の山持川、高浜川流域には低地が広がることから、斐伊川西流時の流路の候補と捉えられることがある。この低地では、国道431号改築（東林木バイパス）に伴う発掘調査が行われ、表層2mほどの断面図が作成されている（渡辺・池淵, 2007）。この地域では「オモカス」と呼ばれる泥炭層が弥生時代～室町時代前半に掛けて堆積しており、江戸時代以降には水田作土と洪水砂層が堆積している。このことから、弥生時代以降、この低地は斐伊川の後背湿地であったと考えられる。またこの低地を流れる山持川、高浜川は、現在では水田耕作のための用水路であるが、一方でこの低地からの排水路（悪水路）の役割もある。

5. 斐伊川西流時の本流の位置

出雲平野内で認めることのできる斐伊川に関連する微高地のうち、最も規模の大きな河道跡は、武志町一中野上の間から蛇行しながら北北西に延びる二条の微高地である。開発のさほど進んでいない出雲平野北部において、唯一明らかに認められることのできる大規模な河道跡であることから、斐伊川西流時の本流である可能性が高い。この河道は上平から下平、常松町、入南（八島町）に流れる北ルートと、上平から沖、江田町へ流れる南ルートに分かれている。南ルートは前述のように、直線的で人工河川の可能性が指摘できることから、北ルートに比べ新しい時期の河道であった可能性が指摘できる。ただし南ルートは明瞭な微高地（堤防跡）を伴わないことから、斐伊川河道跡でなかった可能性もある。

また、前述のように多数認められる小規模な河道跡は、斐伊川の支流（あるいは斐伊川から取水された用悪水路）であったと考えられる。

6. まとめに変えて

地形図から読み取れる微高地、地割りを基に、西流時の斐伊川本流の位置について考察した。武志町一中野上の間から蛇行しながら北北西に延びる二条の微高地が直近での西流時の斐伊川本流跡であったと考えられる。また、上平から下平、常松町、入南（八島町）に流れる北ルートと、上平から沖、江田町へ流れる南ルートが想定できた。今後、絵図、文書の解読、発掘調査による遺跡の時期、分布などを加えることにより、それぞれの流路の時期が明らかになると考えられる。

引用文献

高橋 周（2011）弥生時代の出雲平野における水域復元．出雲弥生の森博物館研究紀要, 1, 1-13.

林 正久（1989）斐伊川流域における鉄穴流しと出雲平野の形成．古代出雲文化の展開に関する総合研究－斐伊川下流域を中心として－, 17-44. 島根大学 山陰地域研究総合センター.

林 正久（1991）出雲平野の地形発達．地理学評論, 64 A-1, 26-46.

渡辺正巳・池淵俊一（2007）里方本郷遺跡から山持遺跡にかけて分布する「オモカス」層について．山持遺跡Ⅱ・Ⅲ区（Vol. 2）国道431号道路改築事業（東林木バイパス）に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書, 4, 214-217, 島根県埋蔵文化財調査センター.

（わたなべ まさみ 文化財調査コンサルタント株式会社）

伊野・池尻家墓所における石塔の変遷

—石龕から石殿型墓石へ—

奥原啓三・西尾克己・原田敏照

はじめに

出雲市美野町よしのちょうの池尻家は、江戸時代には秋鹿郡の下郡役や与頭などを務めた旧家である。さらに、松江城下と平田との間に位置しており、松江藩主の出雲大社や日御碕神社の参詣時の休憩に使用された本陣でもあった⁽¹⁾。また、古文書（「池尻家文書」）も多く残されており、この地域の江戸時代の様子を知らうえで貴重な史料となっている⁽²⁾。

池尻家の歴史を裏付けるように、近くにある墓地には歴代の石塔が多く存在する。それぞれ、建立時期の特徴をよく備えており、近世から近代への石塔変遷が込めるものである。今回、各時期を代表する石塔を紹介するとともに、秋鹿郡域における石塔の特徴と変遷の一端について言及してみたい。

1. 池尻家について

池尻家は宍道湖岸北側にある旧県道に面した出雲市美野町西灘（旧秋鹿郡下伊野村）にある（図1）。屋敷地は堀に囲まれた約1町（1町歩）という大規模なもので、近世から近代には母屋をはじめ、土蔵・長屋門など数多くの建物が建っていた。また、藩主たちが出入りする御成御門や玄関、あるいは藩主専用の御座敷（御成座敷）・湯上り（着替え場）・湯殿・雪隠（便所）が母屋の西に併設されていた。（池尻家の母屋の絵図面は『伊野郷土誌』に載っている⁽³⁾。）しかし、現在は堀だけが残り、敷地内は老人介護施設として使用されており、その姿を大きく変えてしまって、往時を偲ぶことはできない。

池尻家には、大職冠藤原鎌足に始まり、池尻正賢（馬之助）まで続く池尻家系図1巻と、藩主堀尾氏に随って出雲国に入ったといわれる池尻十郎兵衛に始まり、27代池尻藤兵衛義矩が家督を相続するまでの間の各当主の極簡単な記事を書いた系図とが残されている。

池尻家は本陣宿の用務を果たすとともに、秋鹿郡の郡役人も輩出している。その代表的な人物が中興の26代藤兵衛義堅と、その息子の中興2世の27代藤兵衛義矩である。前者の藤兵衛義堅は15歳で家督を

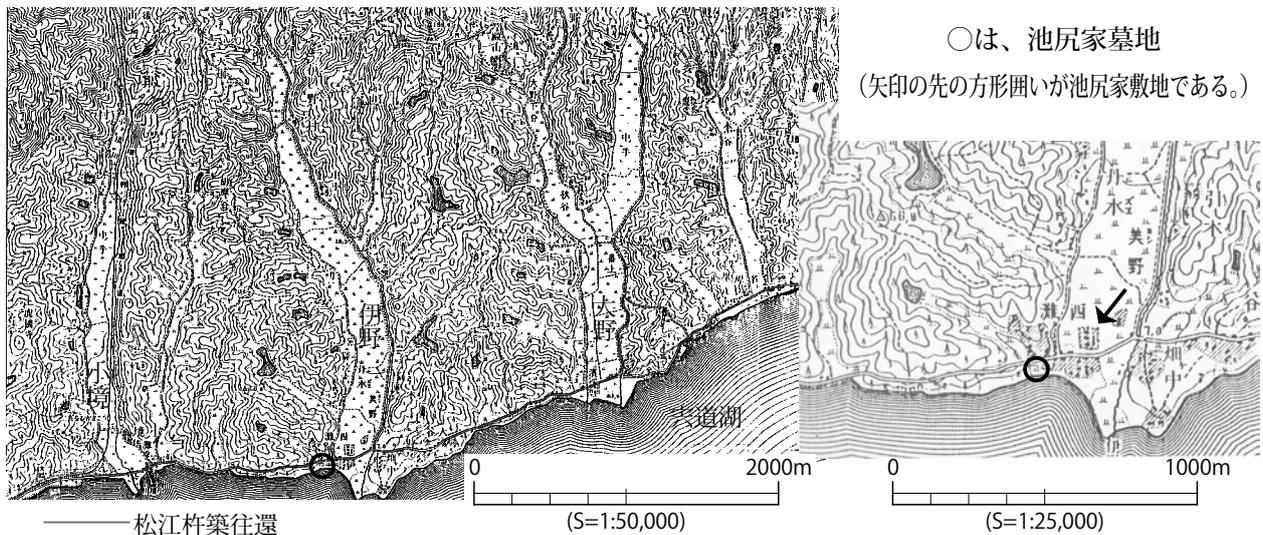


図1 池尻家と墓所の位置（右図は拡大したもの：大正期の地図）

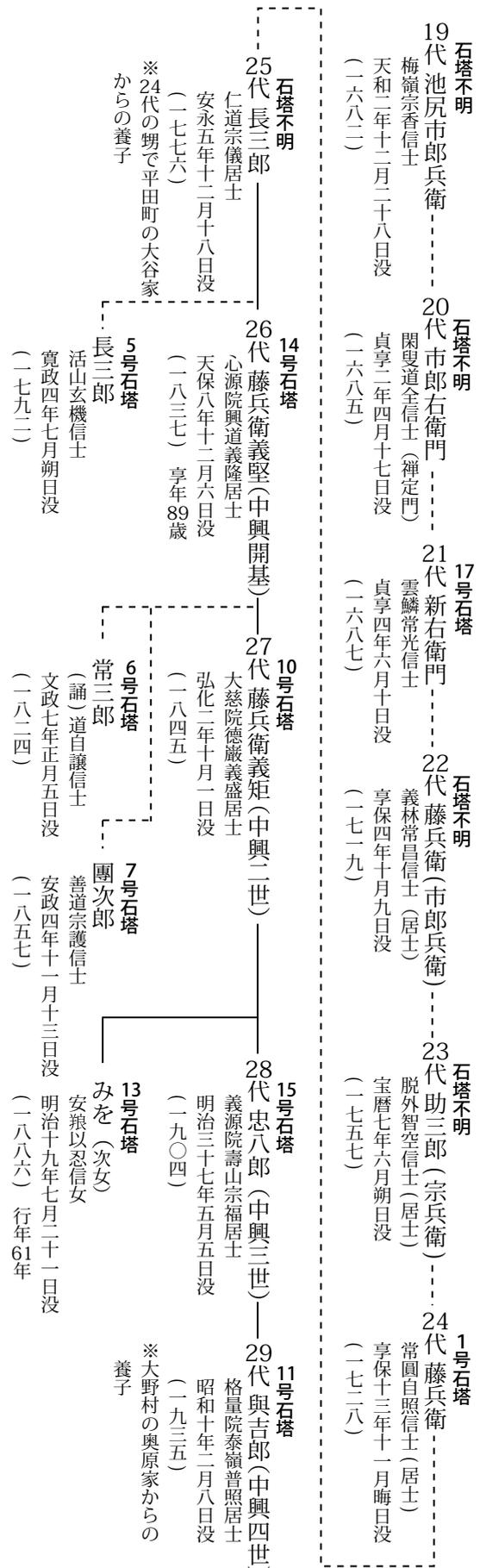
継ぎ、18歳で下伊野村庄屋となり、8年間勤めた。その後、秋鹿郡の与頭を13年間、下郡を天明8年～寛政11年(1788～1799)の12年間勤めている。次の藤兵衛義矩も与頭を文政10年～天保9年(1827～1838)の12年間勤めた。なお、島根県立図書館に保管されている池尻家文書は藤兵衛義堅と藤兵衛義矩親子の時代の文書類で占められており、この二人以外のものは皆無に等しい。

池尻家の土地関係については、『伊野郷土誌』に「池尻家の最盛期には持高は約700石もあり」と書かれている。しかし、今のところそれを裏付ける史料がなく、伝承や言い伝えに過ぎなくなっている。だが、江戸時代初期の池尻家の様子を窺い知る史料が残されている。それは広島大学図書館に保管されている「慶安3年秋鹿郡内大野村検地帳」である。その中から「藤兵衛」名義の23筆、面積にして1町5反3畝余りの田畑を「藤兵衛」が名請していたことが分かる。慶安3年(1650)は、松平直政(松江松平家初代藩主)の時代である。もし、この検地帳の「藤兵衛」が池尻家の当主なら第18代助七、または第19代市郎兵衛にあたる。さらに、9年後の万治2年(1659)には、「与頭 市郎兵衛」が『大野郷土誌』の中に登場する。これは大垣村上寄に鎮座する内神社の拝殿を造立した時の棟札に記されていたものを引用したものである。この棟札に登場する市郎兵衛は、池尻家の系図にある第19代の市郎兵衛に比定される人物である。

2. 池尻家墓所と石塔の概要

報告する墓所は池尻家の南西方向に位置し、宍道湖を望む高台に分家等の墓標を含め池尻家一族の墓地が形成されている。この墓地の北側には、国道431号と一畑電鉄が東西に走っている。現在の墓域は近年の国道改築工事のため、国道に接していた一部の墓域は移転を余儀なくされた。そのため、西側に隣接した畑地を移転先とし、結果として東西に長い墓域となり、近代までの風景とは幾分異なってしまう。だが、池尻家の墓域は旧来までと変わらない。国道に並行したスロープを上ると平坦地になる。そこから東側に5m進み若干L字に曲がって、さらに6mほど東側に進むと平成期に造られた花崗岩製の総廟が西向きに建っている。これは現在の池尻家の墓標であり、先ほどのルート沿いに、池尻家歴代の墓標が並んでいる。

表1 池尻家家譜



(1) 石塔の配置 (図2)

池尻家に関わる石塔は、大きく二つの石塔群によって構成されている。その一つは、南北方向に並び、東面する1号～8号で、他は「コ」字形となる9号～16号の一群である。1号～8号の一群は、石龕内に宝篋印塔を2基納める2号～4号と1基納める8号がある。それ以外の4基は、宝珠付笠石を持つ竿状の墓石で、18世紀末以降のもので、5号～7号は庶子の墓、1号は明治10年(1877)に再建された24代藤兵衛の墓である。

もう一方の「コ」字形配置をとる一群は、向かい合う26代藤兵衛義堅～29代與吉郎の4代の当主に関わる石殿型の石塔と総廟(12号)を中心に構成されており、関連すると考えられる石塔3基(9号・13号・16号)が存在する。

また、離れた場所になるが、当主の墓の可能性のある石龕型の2基(17号・18号)が存在している。18号石塔が存在する東端には、本墓域内で総廟にされた際にそれまでの石塔が集められて積まれている。これらの石材はすべて砂岩製であり、中には、破風を持つ笠石、池尻家の家紋である蔦紋が刻まれた石材(写真9)、10号石塔(中興二世)の水盤の正面に施された格間に類似した意匠の石材も見られ、池尻家と関係する石塔が含まれている可能性がある。

これら池尻家の石塔群の年代は、年代の分かる17号石塔(21代新右衛門:1687年没)の存在から17世紀後半以降に形成されている可能性が高い。なお、被葬者は表1にまとめた池尻家に残された家譜等で、戒名が判明している当主の19代市郎兵衛(1682年没)以降の当主と庶子で構成されている墓石群である可能性が推測される。

(2) 3号石塔 (図3)

石龕をもつものは6基ある。その内に小さい宝篋印塔を2基置く石龕が墓地の西側に3基並んでい

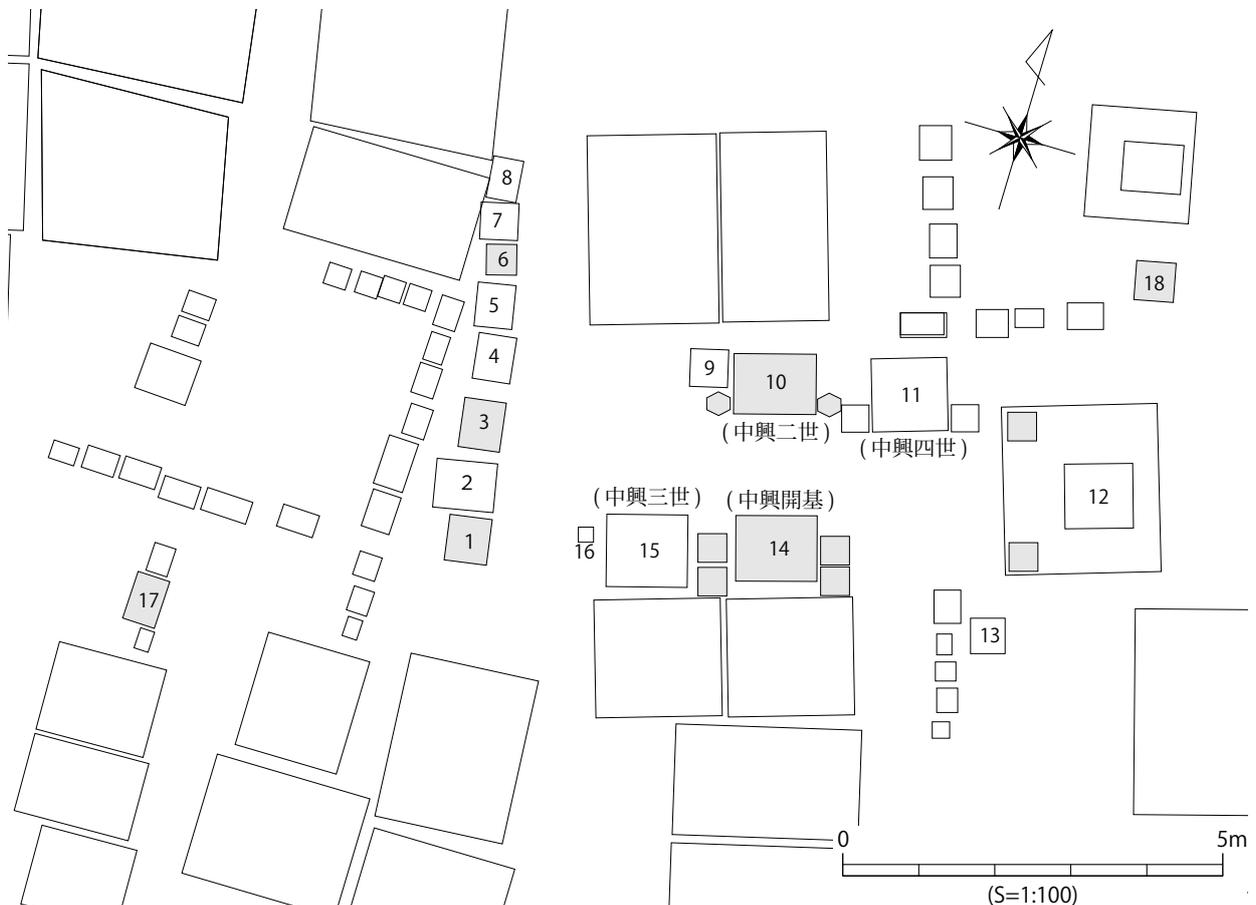


図2 池尻家石塔配置図 (1号～16号が池尻家墓所内に所在、網掛けは図化した石塔と石燈籠)

る。3基とも同じ形態であり、本誌では保存状態の良い3号石塔を紹介する。

石龕 来待石製の平入寄せ棟造りである。基底部内の横幅44.6cm、奥行55.5cm、軒までの高さ64cm以上あり、屋根の棟までの高さは102cm以上を測る。壁板は、1枚の平面形が凹形で、厚さは約7cmである。天井石は1枚石で、内部は大きく削り抜かれている。天井石の高さは38cmで、軒先は少し反る。棟は幅5cm、長さ54cmで、平坦面がある。仕上げは丁寧で、細かなノミ痕が残る。側壁は後世に差し替えられている。床石は埋没しており、確認できない。

宝篋印塔（南石塔） 砂岩製の組合せ式宝篋印塔で、総高は61cm以上を測る。基礎は横幅18.4cm、奥行19.0cm、高さ13.4cm以上の正方体である。上方には、高さ1.5cmの段が2段存在する。下方の表面は風化が進んでいる。塔身は横幅14.4cm、奥行14.0cm、高さ13.4cmの正方体である。四面には、梵字が彫られている。現在、正面となっているものは「キリーク」である。笠は高さ13.0cm、下端幅16.6cm、上端幅11.2cm。下部段丘は2段、上部段丘は3段に作り出しされている。頂部にはホゾ穴をもつ。隅飾は単弧で、高さ7.4cmで、外側は直線的に少し開き気味に立ち上がる。上面には2条の眉形の凹線状の文様が彫られている。相輪は下から伏鉢、請花、九輪、請花、宝珠が表現されている。伏鉢は高さ12.0cm、下端径12.0cmで、下部請花は高さ2.4cmを測る。九輪は高さ13.0cm、下端幅10.0cm、最大径11.1cmで、表面に5本の細く、浅い溝を巡らせて九輪を表現している。上部請花は高さ2.0cm、最大径11.0cmで、宝珠は高さ3.8cm、最大径11.2cmを測る。

宝篋印塔（北石塔） 砂岩製の組合せ式宝篋印塔で、総高は64cm以上である。基礎は横幅20.6cm、奥行19.5cm、高さ13cmの正方体である。上方には、高さ1.5cmの段丘が2段存在する。下方の表面は、南の石塔と同じく風化が進んでいる。塔身は横幅13.2cm、奥行14.0cm、高さ14.0cmの正方体である。四面には梵字が彫られている。現在、正面となっている面には「キリーク」がある。天地は本来のものである。笠は高さ14.0cm、下端幅15.6cm、上端幅10.2cm。下部段丘は2段、上部段丘は3段に作り出しされている。頂部にはホゾ穴をもつ。隅飾りは高さ8.0cm、形態は南石塔と同じである。単弧で、外側は直線的にやや外側に開き気味となる。上面には、南側石塔と同じく、2条の眉形の凹線状の文様が彫られている。相輪は下から伏鉢、請花、九輪、請花、宝珠が表現されている。伏鉢は高さ2.2cm、下端径11.2cm。下部請花は高さ2.0cm、下端径10.0cm、最大径12.2cm。九輪は高さ10.0cm、下端幅9.8cm、最大径11.0cmで、表面に5本の細く、浅い溝を巡らせることで九輪を表現している。上部請花は高さ2.0cm、最大径11.4cm。宝珠は高さ6.6cm、下端径10.6cm、最大径11.6cmである。

（3）18号石塔（図4）

石龕をもつものは6基あるが、その内の2基は池尻家墓地の隣接する他家の墓地の近くにある。本石塔も、北側の墓地に所在しているが、形態や規模からみて下伊野・池尻家の当主石塔

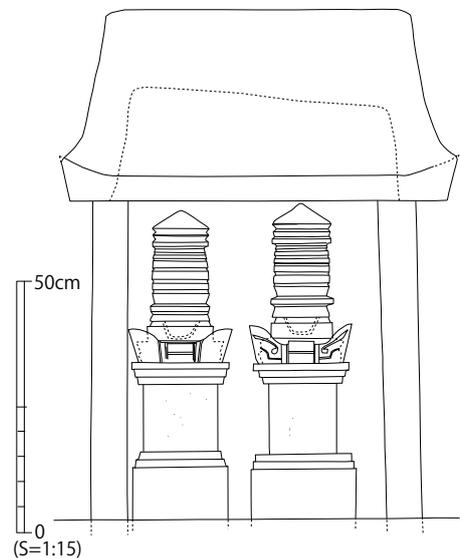


図3 3号石塔実測図

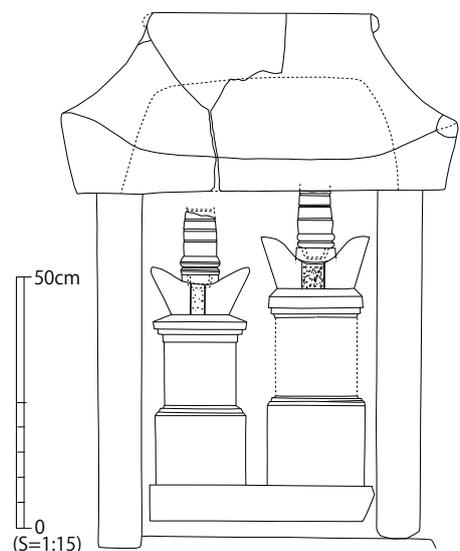


図4 18号石塔実測図

の一つと推定している。なお、現在は西向きとなっている。

石龕 来待石製の平入寄せ棟造りである。基底部内の横幅44.0cm、奥行52.0cm、軒までの高さ66.0cm以上あり、屋根の棟までの高さは113cm以上を測る。壁板は3枚で、厚さは約9cmである。天井石は1枚石で、内部は大きく割り抜かれている。天井石の高さは35cmで、軒先は少し反る。棟は幅5.0cm、長さ44cmで、平坦面がある。表面の仕上げは丁寧で、細かなノミ痕が残る。側壁は後世に差し替えられている。床石は幅7cmで、幅44cmの切石であるが、後世の補修された石材である。

宝篋印塔（南石塔） 砂岩製の組合せ式宝篋印塔である。塔身と相輪の上部を欠く。基礎は横幅19.4cm、奥行19.0cm、高さ18.0cmの正方体である。上方には段丘が2段存在する。表面の下方は風化が進んでいる。

笠は高さ17.6cm、下端幅16.6cmで、段丘は下方に2段、上方に2段に作り出しされている。隅飾りは高さ10.0cmで、形態はかなり退化している。外側は直線に立ち上がるが、内面は緩やかにカーブを描く。下端幅11.8cmである。文様はない。相輪は下方の伏鉢、請花、九輪の一部が残る。伏鉢は下端径7.2cm、請花は最大径8.0cm。九輪は最大径6.6cmで、表面に3本の細く、浅い溝が残る。

宝篋印塔（北石塔） 砂岩製の組合せ式宝篋印塔で、南石塔よりひと回り小型である。相輪の上部を欠く。基礎は横幅18.0cm、奥行17.0cm、高さ16.0cmの正方体である。上方には段丘が2段存在する。表面は下方の風化が進んでいる。塔身は横幅10.0cm、奥行14.0cm、高さ16.0cmの正方体である。表面は丁寧に仕上げられているが、梵字は彫られていない。笠は高さ14.6cm、下端幅15.0cmで、段丘は下方に2段、上方に2段作り出しされている。隅飾りは高さ9.0cmで、形態は南石塔と同じである。外側は直線に立ち上がるが、内面は緩やかにカーブを描く。文様はない。相輪は下方の伏鉢、請花、九輪の一部が残る。伏鉢は下端径8.0cm、請花は最大径7.6cm。九輪は最大径7.2cmで、表面には現状で、3本の細く浅い溝が残る

（4）17号石塔（図5）

17号石塔は、石龕の内部に位牌型石塔を2基もつ。但し、21代夫婦の墓であるが、現在は池尻家墓所の西側に隣接する他家の墓地に所在する。

石龕 砂岩製の平入寄せ棟造りである。基底部内の横幅44.6cm、奥行33.0cm、軒までの高さ64cm以上で、屋根の棟までの高さは102cm以上を測る。壁板は3枚で、厚さは約7cmあり、天井石は1枚石で、内部は大きく割り抜かれている。天井石の高さは38cmを測り、軒先は少し反る。棟は幅7.0cm、長さ54cmの平坦面をもつ。仕上げは丁寧で、細かなノミ痕が残る。屋根は風化が進み、一部に亀裂が生じている。一方、側壁は後世に差し替えられており、新しい石材である。なお、床石は埋没しており、確認できない。

位牌型石塔（南石塔） 一石の石塔で、高さ49cmの砂岩製である。台部は2段からなり、下部は横幅19cm、奥行12cm、高さ10cmで、上部は横幅17cm、奥行11.5cm、高さ5cmを測る。札部は横幅15.0cm、奥行19.5cm、高さ32.0cmの板状の長方体になっている。内面は凹状に深さ0.6cmに浅く削られ、縁を花卉状に段を付けている。表面の中央部には「掩粧風山妙涼信女」、裏側に「元禄三庚午七月」が刻まれ、字の部分には赤色顔料が塗られている。屋根部は笠状となり、中央に卍字が彫られている。横幅の最大径は18.0

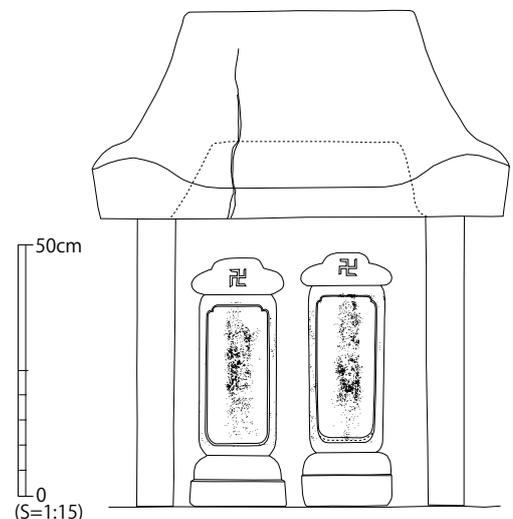


図5 17号石塔実測図

cmで、中程の高さ5cmの部分から下部と上部に分かれる。上の高さは2cm程で、頂部は緩やかに弧状になる。なお、表は丁寧に加工されているが、下方は風化が進み、文字は読めない。

位牌型石塔（北石塔） 南石塔と同じ形態の位牌型で、高さもほぼ同じの50cmである。台部も2段からなり、下部は横幅17.8cm、奥行13.0cm、高さ10.4cmで、上部は横幅17cm、奥行12.0cm、高さ5cmを測る。

札部は横幅15.0cm、奥行8.1cm、高さ33.2cmの板状の長方体になっている。内面は凹状に深さ0.4cmに浅く削られ、縁を花卉状に段を付けている。表面の中央部には、「須去雲□□□□□」、裏側に「貞享四丁卯六月□□」が刻まれ、文字には赤色顔料が塗られている。屋根部は笠状となり、中央に卍字が彫られている。横幅の最大径は18.0cmで、中程の高さ4.4cmの部分から下部と上部に分かれる。上の高さは1.8cm程で、頂部は緩やかに弧状になる。なお、この塔も、表は丁寧に加工されているが、下方は風化が進み、文字が読めない。

（5）6号石塔（図6）

6号石塔は、池尻家墓所の西側石塔群内にあり、その北側に3基並ぶ竿石型の石塔群中に位置する。これら3基の竿石型石塔群は戒名から庶子の墓石であることが判明している。

石塔は砂岩製の笠付石塔で、宝珠先端は欠損しているが、宝珠が一体に造られた笠石である。基礎は2段で、その上に墓石を置き、頂部には宝珠をもつ笠石が載り、総高は104cm以上を測る。下方の基礎石は横幅41.4cm、奥行39.0cm、高さ19.3cmの直方体の石である。上方の基礎石は横幅32cm、奥行31.2cm、高さ15.5cmを測り、水入として幅15.6cm、深さ1.2cmに彫り込まれている。竿石は横幅21.6cm、奥行21.0cm、高さ98cmの直方体である。表面は凹状に深さ1.8cmと浅く削られ、上方は花卉状を呈し、上方側面は2段に下方は1段に加工している。また、竿石下部には蓮華文が刻まれている。内面の中央部には「□道自讓信士」と刻まれ、右側に「□（政）七甲申正月五日」、左側に「俗名池（尻）常三郎」と刻まれている。被葬者は、「過去帳」を参照すると、文政七年(1824)正月五日没の池尻常三郎であり、26代藤兵衛義堅の息子の一人である可能性が高い。

笠石は宝珠と一体となった形態のもので、笠の下端横幅は34.8cm、奥行34.0cm以上、上端幅は21.6cm、高さ17.1cmを測り、宝珠の残存部も含めた総高は21.2cm以上である。宝珠は屋根石の横幅16.8cm、奥行き17.1cm、高さ0.9cmの低い正方体の上に載り、横幅12.0cm、高さ2.8cmの正方体（請花）の上に球体が載る形態のものと想定される。

（6）1号石塔（図7）

1号石塔は、池尻家墓所の石龕が3基並ぶ西側石塔群の南端に位置する。砂岩製で、屋根に宝珠をもつ竿石型の笠付石塔である。世代的には被葬者が知られる最も古い石塔であるが、石塔の銘文からすると、150回忌の明治10年(1877)に再建されている。但し、形態は江戸時代後半期のものを模している。

1号石塔は砂岩製の笠付石塔で、総高145cm以上を測る。基礎は2段で、その上に竿石を置き、頂部には宝珠をもつ笠を載せる。下方の基礎石は、横幅54cm、奥行54cm、高さ20.0cm以上の長方体の石である。上方のものも同じ形態で、横幅45cm、奥行45cm、高さ17.6cmを測る。竿石は横幅30cm、奥行30.3cm、高さ60.5cmの長方体の石材である。表面は凹状に深さ1.6cmと浅く削られ、縁を花卉状に2段に加工している。内面の中央部には「常圓自照居士」、右側に「享保十三年」、左側に「申十一月卅日」が、

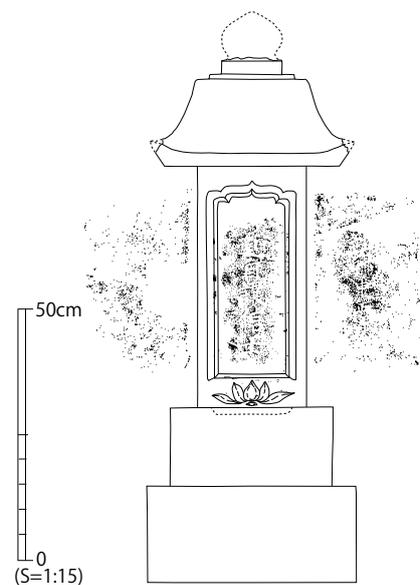


図6 6号石塔実測図

南面には「明治十年當千百五十回」「忌之辰再造營焉」「池尻義福代」が刻まれている。

屋根は宝珠とは別の石である。笠の下方端部は横幅44.5cm、奥行45.5cm、上端幅53cm、高さ23.5cmを測る。軒は中央部で幅4cmと狭くなり、端部では高さ7.5cmで、高くなる。頂部はなで肩となり、緩やかカーブを描く。宝珠は下端幅14.0cm、奥行14.0cm、高さ4.5cmの正方体に、整った球体が載り、球の最大幅13.5cm、高さ12cm（推定）となる。臍穴の平面形は方形である。

(7) 10号石塔・石灯籠 (図8・9)

10号石塔は、27代藤兵衛義矩（中興二世）の墓であり、26代～29代の当主墓で構成される東側の一群に南面して位置し、14号石塔（藤兵衛義堅：中興開基）と向き合っている。墓石は石殿の中に当主夫妻の2枚の位牌を納める形態であり、中央に水盤、線香立を、左右に花立を配置している。また、2基の石灯籠も左右に置かれている。

石殿等 凝灰質砂岩製の平入寄棟造りであり、屋根石正面には唐破風を設けており、総高は128cm以上を測る。基底部分は2段で構成され、最下段は2枚の石材で横幅108.2cm、奥行81.5cmを測り、地表面上に4.8cm程確認され、下部は土中に埋め込まれている。その上部に2枚の石材が載り、幅94.0cm、奥行79.0cmを測り、この上に花立と水盆が置かれている。

2段の基礎石の上に石殿が置かれ、底石、壁体、屋根石の3つの石材で構成され、総高は102.4cmを測る。底石は横幅68.0cm、奥行60.6cm、高さ20.4cmで、正面上部には反花を刻んでいる。壁体は横幅50.6cm、奥行40.5cm、高さ49.2cmで、上端部は屋根石に繰り込まれている。正面には縁を浮き彫りにし

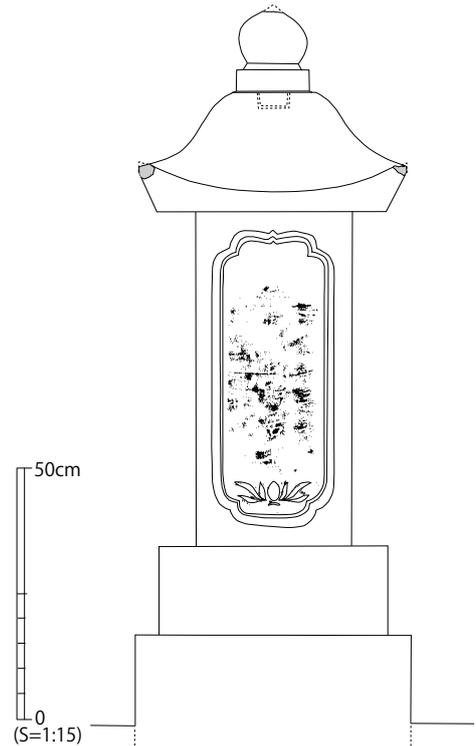


図7 1号石塔実測図



図8 10号石塔実測図 (右図は線香台・水盤・花立を除いたもの)

た華頭窓が設けられており、下端で36.4cm、高さ43.6cmを測る。また、右側面には、「弘化二年乙巳十月朔日 中興二世 池尻藤兵衛義矩」と刻まれている。

屋根石は最大幅83.5cm、奥行72.5cm、高さ32.8cmを測り、正面には唐破風が設けられている。破風の上端には何らかの鬼板状の表現が確認され、下端は唐草文状になり、下端中央には懸魚等の意匠は見られない。軒の下端には唐草文が刻まれ、正面中央には円形の痕跡から家紋が表現されていた可能性が高い。

位牌 石殿の中には非常に緻密な凝灰質砂岩製の台石と同型の当主夫妻の2枚の位牌が並んで納められている。台石は横幅35.2cm、奥行26.0cm、高さ7.6cmを測り、正面には唐草文と葛文（家紋）が浮き彫りされている。

2枚の位牌は横幅16.0cm、奥行9.0cm、高さ37.8cmを測り、上部はやや弧を描くように加工され、縁は幅1.6cm程少し凹ませて内側を浮き彫りとする。それぞれの位牌正面は、右側が「大慈院徳巖義盛居士」、左側が「解脱院心海智通大姉」と刻まれている。裏面には没年等が刻まれた可能性があるが、確認できていない。

付属石造物 水盤は下端で幅34.2cm、奥行12.5cm、上端で幅30.4cm、奥行12.0cmを測り、上端部は深さ3.2cm程凹ませている。中程は最大幅42.4cm、奥行28cmを測り、正面は花卉状に加工されている。水盤の左右には花立が置かれ、高さ32cm、口径17.5cm、最大径21.0cm、底径8cmを測る。上端から深さ22.4cm二段に彫り込まれており、水抜き用に上端幅6.8cm、高さ9.6cmに方形の透かしが入る。線香台は位牌台石の前に置かれ、幅14.4cm、高さ3.6cmを測り、中央には円孔が穿たれている。また、正面は「ハ」字状に彫り込まれている。

石灯籠 墓石の両側に配置されている石灯籠は、凝灰質砂岩製であり、総高は89.2cm以上を測る。宝珠は笠と一体化したもので、最大径8.8cm、高さ6.4cmを測り、請花等の表現は無い。笠は六角形で、高さ9.2cm、上端径12.8cm、最大径40.6cmを測る。上部から降棟があり、軒隅では蕨手形に加工されている。火袋は四面で高さ16cm、幅18.8cmを測り、前後二面に上下端幅9.6cm、高さ10cmの方形の火口があり、両側が膨らむ形状をとる。そして右側面には月を、左側面には日を象った透かしを設ける。中台は六角形で、高さ7.6cm、最大幅35.2cmを測り、側面中程は凹線状にくぼむ。下面は竿を受けるために若干彫り込まれている。竿は円柱で、高さ42.2cm、最大径17.6cmであり、中程には、節が突帯状に二条めぐり、その上部は、浅く上部が尖るように彫られており、さらに緩い「V」字状に管を表現したものがある。基礎も粗い六角形であり、最大径30.8cm、高さは6.4cm以上である。

(8) 14号石塔・石灯籠 (図10)

14号石塔は、26代藤兵衛義堅（中興開基）の墓であり、東側の一群に北面して建ち、前述の10号墓に向き合う。墓石は石殿の中に当主夫妻の戒名を彫り込んだ板石1枚を納める形態であり、中央に水盤、線香台、花立を配置している。また、左右に各2基計4基の石灯籠が置かれ、同型の石灯籠は、総廟（12号石塔）の左右に各1基配置されている。石灯籠も含めてこれらの石材のほとんどは同質の花崗岩で造られているが、納められた台石・板石は花崗閃緑岩、線香台は凝灰質砂岩と異なっている。

14号石塔は、被葬者の没年では10号石塔より先行するが、使用された石材や石殿の型式学的特徴等の比較から10号石塔より新しい可能性が高い。おそらく、10号石塔建造以降のある段階で石灯籠と伴に新たに再建された可能性が考えられる。

石殿等 花崗岩製の切妻造りで、総高156cm以上を測る。基底部は2段で構成され、最下段は2枚の石

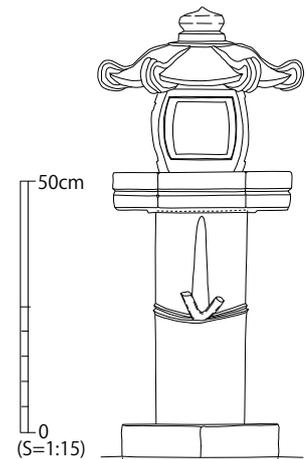


図9 10号石灯籠実測図

材で、横幅106.0cm、奥行87.0cm、高さ13.2cm以上を測り、上部には水盤と花立が置かれる。その上部に前後面2枚の石材が載り、幅81.6cm、奥行65cm、高さ20cmを測る。

これらの2段の基礎石の上に石殿は置かれ、底石、壁体、屋根石で構成され、総高は122.0cmを測る。底石は横幅64cm、奥行46cm、高さ19.6cmを測り、上面は壁体の側石を置くために深さ2.4cm程彫り込まれている。壁体は側石と背面石の3枚で構成され、幅49.6cm、奥行30.6cm、高さ48.0cmを測る。

屋根石は最大幅92.8cm、下端での奥行55.0cm、高さ46.4cmを測る。屋根の表裏妻側には桔梗文を配した鬼板が表現されており、妻の角度は類似する11号、15号と異なり外側に傾く形状を呈す。正面の軒面には「中興開基」と刻まれ、中央には葛文(家紋)が浮き彫りされている。また、内面は位牌が入るように2.8cm程彫り込まれている。

位牌 石殿の中には、台石と当主夫妻の戒名等が彫られた板石が納められている。これらは花崗閃緑岩製のものであり、石殿の石材とは異なる。台石は幅32.8cm、奥行21.6cm、高さ9.4cmを測る。台石の上には、頂部が弧状になる位牌石が置かれ、幅30.0cm、奥行15.5cm、高さ42.4cmを測る。表面の額縁は浅く彫り込まれ、上部中央に「梵字(ソ)」、右から「春光院花願自紅大姉」、「心源院興道義隆居士」、「蒼龍院松質貞榮大姉」と彫られている。裏面には、表面に対応するように右から「花 天明八戊申(年)二月十二日」、「興 天保八丁酉年十二月廿六日」、「松 嘉永六癸丑年十月廿一日」と没年が彫られている。

なお、15号(中興三世)・11号(中興四世)の石殿に納められた位牌は緻密な砂岩製であり、14号石塔とは異なっている。

付属石造物 水盤は下端幅26.0cm、上端幅36.0cm、高さ21.6cmを測り、上端部は深さ2.8cm凹ませる。左右には、円柱型の花立が置かれ、高さ38.0cm、径14.0cmを測り、上面から2段に、深さ10.8cm彫り込まれている。凝灰質砂岩製の線香台は位牌台石手前に置かれ、幅17.6cm、奥行9.0cm、高さ8cmを測り、上面から深さ3.2cm彫り込まれている。正面の下部は「ハ」字状に彫り込まれている。裏面には径1.5cm前後の3つの円孔がある。

石灯籠 墓石の両側に配置されている4基の石灯籠は、花崗岩製のもので、ほぼ同型の灯籠である。また、同型なのは12号(総廟)の前面両側にも配置されている。これら総数6基は14号墓の再建に伴って縁者が寄進したものと考えられる。図化は14号石塔の右手前の灯籠で実施し、総高117.2cm以上である。笠は宝珠と一体化しており、宝珠は径12.6cm、高さ10.4cm以上を測る。笠は方形で最大幅44.4cm、下端幅41.2cm、高さ11.2cmを測る。火袋は、四面で上端・下端が幅狭になる形状である。高さ18.0cm、幅22.0cmを測り、幅10.0cm、高さ6.8cmの隅丸方形の火口が設け

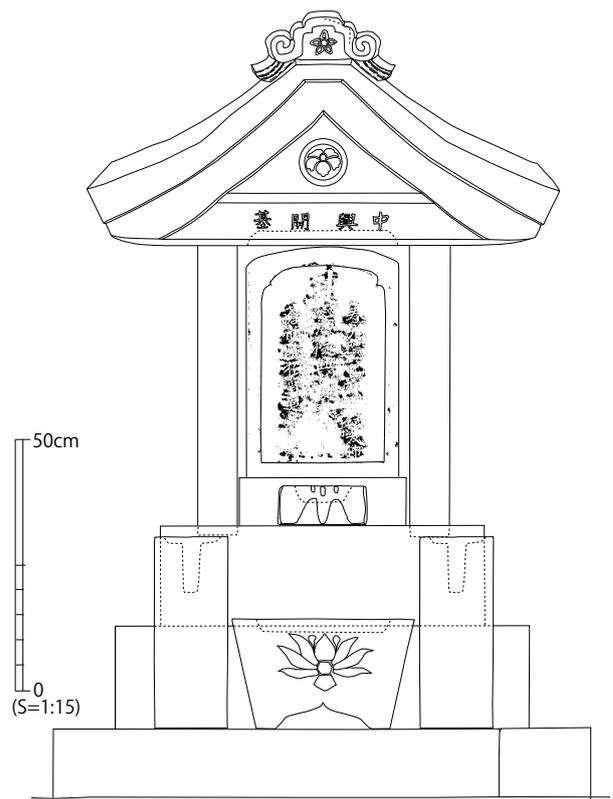


図10 14号石塔実測図

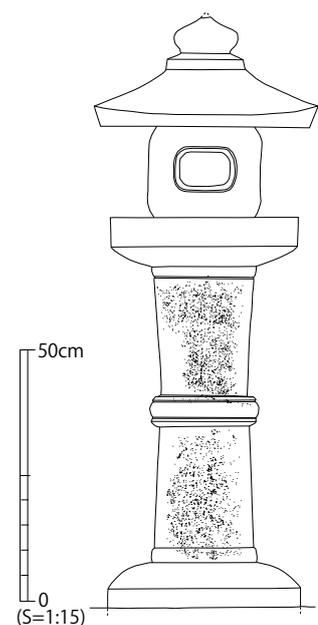


図11 14号石灯籠実測図

られ、右側面には月、左側面には日を象った透かしを設けている。中台は方形を呈し、上面幅36.8cm、下端幅40.8cm、高さ12.0cmを測る。竿は円柱状を呈し、中膨れとなり、高さ58.8cmを測る。上端部の径40.8cm、下端部の径40.4cm、中位の節は径42.0cmを測る。節の上部面には「孫 神門郡」、下部面には「下古志村 神田猪蔵」と彫り込まれている。基礎も方形であり、幅36.0cm、高さ13.2cmを測る。

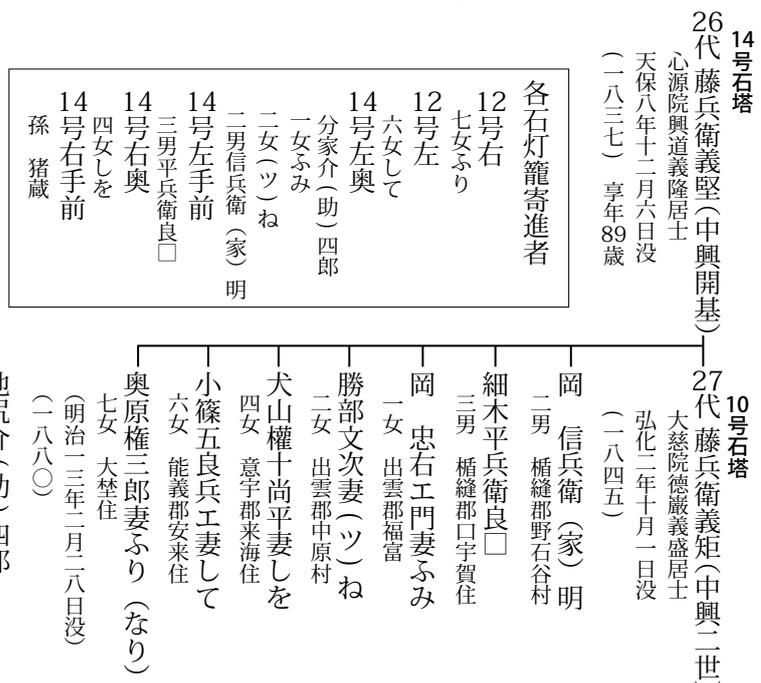
6基の石灯籠には池尻藤右エ門（藤兵衛義堅）との関係と寄進者の居住地が彫られている。それらをまとめると表2のとおりである。楯縫郡野石谷村の岡信兵衛（明治22年生）は同郡久多美村の初代村長岡政之助に該当すると考えられる。楯縫郡口宇賀住の「細木平兵衛良□」は楯縫郡の下郡・与頭を勤めた細木家（屋号西巻）の当主である⁽⁴⁾。出雲郡福富の「岡忠右エ門」は天保13年(1842)8月に中原上鹿塚村の庄屋をしていた人物であると考えられる⁽⁵⁾。出雲郡中原村の「勝部文次」は安政元年(1854)～6年(1859)の間、出雲郡下郡を勤めた勝部家（屋号赤井原）の勝部文治（文次・文重）である⁽⁶⁾。意宇郡来海住の「犬山權十尚平」は文化7年（1810）から文政2年（1819）まで、意宇郡の与頭を勤めている⁽⁷⁾。能義郡安来住の「小篠五良兵エ」は安政6年（1859）の清水寺三重塔の棟札に発起本願人として記されている安来町小篠五郎兵衛満雅に該当する⁽⁸⁾。神門郡下古志村の「神田猪蔵」は安政2年（1855）から安政5年（1858）までの間、神門郡の下郡を勤めた本神田9代目の神田猪蔵（1863年没）である⁽⁹⁾。大埜（大野）住「奥原権三郎」は弘化2年（1845）から嘉永3年（1850）の間に秋鹿郡の与頭を勤め、同年から嘉永6年（1853）まで、秋鹿郡の下郡を勤めた下大野村奥原家9代目の奥原権八郎（1867年没）である⁽¹⁰⁾。このように、6基の石灯籠は、出雲国内の郡役人を勤めた有力な家との姻戚関係等が窺える貴重な資料である。また、これらの石灯籠の時期は、寄進者の没年が判明している事例の中で、神田猪蔵の没年の文久3年（1863）が最も早いことから、少なくともそれ以前に建造されていることは確実である。

3. まとめ—池尻家の石塔変遷をみる—

(1) 石塔の年代と変遷

本墓所の石塔の種類は、石龕・宝篋印塔タイプ、石殿タイプ、竿石タイプの大きく3つに分類することができる。このうち再建された1号石塔を除いて、当主の墓は石龕・宝篋印塔タイプと石殿タイプを採用していると考えられる。そして、石龕タイプは宝篋印塔の型式幅から数代にわたる歴代当主、おそらく19代～25代までの墓であろうと推測される⁽¹¹⁾。年代は17号石塔の存在から17世紀から18世紀中頃にかけて作られたものと考えられる。なお、17号墓は宝篋印塔から位牌型石塔への変遷を示す資料として評価できること

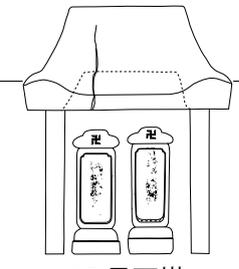
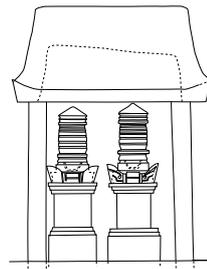
表2 14号石塔の石灯籠 寄進者一覧



1650

石塔不明
19代市郎兵衛
1682年没

石塔不明
20代市郎右衛門
1685年没



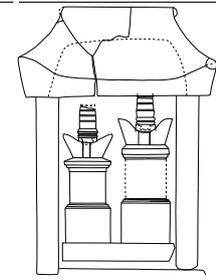
1700

石塔不明
22代藤兵衛
1719年没

2号石塔
4号石塔
8号石塔
石龕+宝篋印塔
*8号石塔の
天井石は平坦

再造前石塔
24代藤兵衛
1728年没

3号石塔
石龕+宝篋印塔



17号石塔
石龕+位牌型
21代新右衛門
1687年没

1750

石塔不明
23代助三郎
1757年没

石塔不明
25代長三郎
1776年没

5号石塔
笠石型
長三郎
1792年没

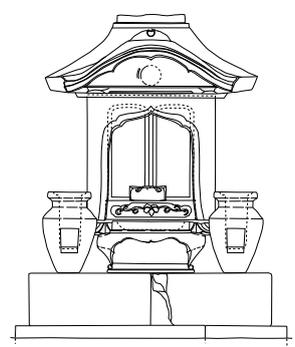
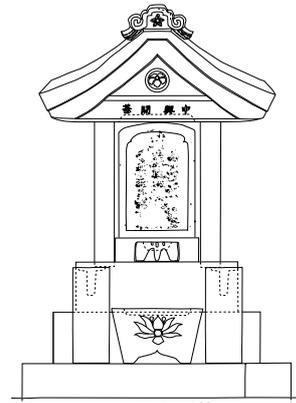
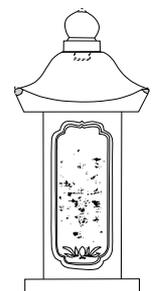
再造前石塔
(石殿+位牌型)
26代藤兵衛義堅
(中興開基)
1837年没

18号石塔
石龕+宝篋印塔

1800



9号石塔
笠石型
お(し)の
1824年没



1850

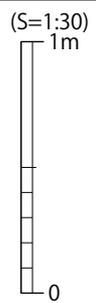
6号墓
笠石型
常三郎
1824年没

7号石塔
笠石型
團次郎
1857年没

1号石塔
笠石型
24代藤兵衛
(1728年没)
1877年再造

10号石塔
石殿+位牌型
27代藤兵衛義矩
(中興二世)
1845年没

1900



14号石塔
石殿+位牌型
26代藤兵衛義堅
(中興開基)
1837年没

15号石塔
石殿+位牌型
28代忠八郎
(中興三世)
1904年没

1950

11号石塔
石龕+位牌型
29代與吉郎
(中興四世)
1935年没

図11 池尻家石塔変遷図

もできるが、「卍」の表現が15号石塔・11号石塔と共通することや赤色顔料の残存状況等から後世に造り直された可能性も考えられ、正確に位置づけることは現段階では困難である。

石殿タイプは、10号石塔（中興二世）が現存するものでは最古ではあるが、おそらく先行する中興開基の石塔が平入型式で存在していた可能性がある。本タイプの出現年代は、19世紀前半以降と推測され、19世紀後半に妻入型式に変わり、石材も花崗岩系のものに変化する。

竿石タイプは、基本的に笠石が載るタイプのものである。池尻家との関連が不明な9号石塔を除き、庶子の石塔として採用されている。出現年代は同一墓域内にある他家の石塔に天明2年（1782）のものがあることから、18世紀末に出現していると考えられる。笠石の宝珠が一体型のものが先行し、別造りの石塔は、天保4年（1833）銘の石塔が最も古いことから、18世紀前葉頃から後出して出現する可能性がある。なお、これらのタイプの石材はすべて砂岩である。

以上述べてきたように、池尻家の石塔群の変遷は、17世紀末に石龕タイプのもものが当主の墓として造営が開始され、19世紀前半には当主の墓が石殿タイプに変遷している。また、庶子の墓として笠石が載る竿石タイプの石塔が18世紀末に採用されている。

（2）池尻家墓地と他家の石塔との比較

本墓所に見られるように、凝灰質砂岩（来待石）製の石龕で、内部に来待石製の組合せ式宝篋印塔が置かれているものは出雲の平野部を中心に西伯耆から出雲部に分布している。この形態の石龕と石

表3 池尻家石塔群 一覧

石塔番号	代数	墓石銘（戒名）	墓石銘（俗名他）	紀年銘（没年月日）	形態	石材	備考
1号	第24代	常圓自照居士	-	享保十三年申十一月卅日 (1728年)	竿石形(笠石付)	凝灰質砂岩	池尻藤兵衛 明治十年當千百五十回 忌之辰再造營焉 池尻義福代
2号	-	-	-	-	石龕 宝篋印塔	凝灰質砂岩	
3号	-	-	-	-	石龕 宝篋印塔	凝灰質砂岩	
4号	-	-	-	-	石龕 宝篋印塔	凝灰質砂岩	
5号		真 活山玄機信士 靈	池尻長三郎	寛政四壬子七月朔日 (1792年)	竿石形(笠石付) 消失か?	砂岩	※26代の弟
6号		(誦)道自讓信士	池(尻)常三郎	文政七甲申正月五日 (1824年)	竿石形(笠石付)	砂岩	※27代の弟
7号		善道宗護信士	池尻團次郎	安政四年丁巳十一月十三日 (1857年)	竿石形(笠石付) 消失か?	砂岩	※27代の弟、下大野村の 庄屋を勤める
8号	-	-	-	-	石龕 宝篋印塔	砂岩	石龕の屋根は家形でなく 平坦
9号	-	歸元 松巖智貞信女	□之助 安次郎 兩人母 俗名 お(し)の	文政七甲申十一月二十五日 (1824年)	竿石形(笠石付)	凝灰質砂岩	※池尻家との関係不詳
10号	第27代 第27代妻	大慈院徳巖義盛居士 解脱院心海智通大姉	中興二世 池尻藤兵衛義矩	弘化二年乙巳十月朔日 (1845年) (明治30(1897)年7月3日)	石殿型 位牌石	凝灰質砂岩 (位牌はより 緻密)	
11号	第29代妻 第29代	桂光院鶴室妙馨大姉 格量院泰嶺善照居士	- 中興四世	(明治37(1904)年6月15日) (昭和10(1935)年2月8日)	石殿型 位牌石	花崗閃緑岩 位牌は砂岩	池尻與吉郎
12号	-	池尻家 南無釋迦牟尼佛	-	-	-	-	平成14年3月建立
13号		安頼以忍信女 位	池尻義矩 次女 俗名 みを	明治十九年丙戌七月二十一日 (1886年)	竿石形(笠石付)	凝灰質砂岩	※27代の次女、行年61歳
14号	第26代妻 第26代 第26代妻	春光院花願自紅大姉 心源院興道義隆居士 蒼龍院松質貞榮大姉	- 中興開基	花 天明八戊申(年)二月十二日 (1788年) 興 天保八丁酉年十二月六日 (1837年) 松 嘉永六癸丑年十月廿一日 (1853年)	社殿型 位牌石	花崗岩(位牌 は花崗閃緑 岩、線香台 は凝灰質砂 岩)	池尻藤兵衛義堅
15号	第28代 第28代妻	義源院壽山宗福居士 常照院圓室智明大姉	中興三世	(明治37(1904)年5月5日) (明治40(1907)年1月11日)	石殿型 位牌石	花崗閃緑岩 (位牌は砂岩)	池尻忠八郎
16号	-	-	-	-	笠無し 小型	凝灰質砂岩	
17号	第21代 第21代妻	煩去雲鱗常光信士靈位 掩粧風山妙涼信女□□	- -	貞享四丁卯六月[+][] (1687年) 元禄三庚午七月[] (1690年)	石龕 位牌型石塔	凝灰質砂岩 (位牌はより 緻密)	池尻新右衛門
18号	-	-	-	-	石龕 宝篋印塔	凝灰質砂岩	-

塔は近世大名堀尾氏によりもたらされたもので、堀尾氏一族やその重臣の墓石に用いられている⁽¹²⁾。多くの大型品は、高さは1.5mを超え、内部に置かれた宝篋印塔は1m程である。また、石龕の外には四十九院の文字を刻む。

今、知られる古い石龕と石塔は、安来市広瀬町富田の親子観音で、慶長13年（1608）に亡くなった堀尾吉晴の孫堀尾勘解由のものである⁽¹³⁾。他に、松江市玉湯町の報恩寺の堀尾民部墓や雲南市三刀屋町給下の殿様墓（堀尾修理等）でも重臣の石塔が知られている⁽¹⁴⁾。同様の石龕と石塔は、17世紀後半以降には、藩主松平氏やその家臣には採用されず、宍道の川島家墓地でみるように出雲の平野部の有力農民層に広まっていった。石龕は小型化し、高さは1m前後で、扉や四十九院の文字等はなくなる。また、宝篋印塔も高さは1m以下の小型化する。一方、18世紀に入ると、来待石製の円頂方柱石塔などの新しい形態の石塔が増え、石龕と宝篋印塔もほとんどが姿を消す。中には、松江市玉湯町の下郡（大庄屋）格の旧家である上福場家墓地では、石龕が宝殿型に変化し、18世紀末頃には内部の宝篋印塔は塔身が縦長になり、位牌型に変化するものも現れる⁽¹⁵⁾。

以上のように、池尻家墓所にある石龕は17世紀後半に有力農民層に広まった流れの中で採用された一例として位置づけられ、また、宍道湖北岸にまともって確認される貴重な事例として評価される。

（3）出雲国の石塔、石龕の系譜について

次に、近世の出雲国内において家族墓の石塔を網羅的に調査した事例と比較検討を行いたい。

出雲国において、江戸時代の家族墓を網羅的に調査が行われた例はほとんど無い。管見の限りで、松江市宍道町の川島家と出雲市多岐町の櫻井家の2例が挙げられる⁽¹⁶⁾。

川島家は宍道町白石の旧家であり、17世紀中頃から近現代までの墓石26基で構成されている。初代から3代までは来待石（凝灰岩質砂岩）の石龕と、その内部に置かれた夫婦2基の宝篋印塔からなる。この形態以降の墓石は、笠付き竿型石塔や自然石に変化している。「過去帳」よれば初代の没年は、妻が寛文4年（1664）で、当主が翌年である。3代の没年は宝暦7年（1757）と宝暦12年である。4代からは来待石製の笠付き竿型石塔（夫婦墓）に変わり、4代当主の没年は天明5年（1785）で、18世紀後葉から墓石形態が大きく変化している。

後者の田儀櫻井家は多岐町奥田儀の鉄山師で、墓地と菩提寺（智光院）が現存する。石塔は各代の当主のものは笠付き竿型石塔で占められる。近年、史跡指定に向けての基礎調査が実施され、さらに史跡整備に伴う調査が出雲市により行われ⁽¹⁷⁾、江戸時代中頃より明治の中頃までの30基以上の実態把握と笠部や竿部、蓮弁文などの形式的変遷が検討されている⁽¹⁸⁾。石造物を見ると、延宝7年（1679）没の初代の供養塔のみは五輪塔であるが、この塔は嘉永5年（1852）に、11代当主により再建されたものである。これは櫻井家が経済的に繁栄し、それを受けて藩より厚い待遇を受け⁽¹⁹⁾、苗字・帯刀が与えられたことが背景にあり、墓地の大幅な改修も図られたと考えられる。石塔の高さも、18世紀前半には1.3m程であったが、18世紀中頃より19世紀前半が1.5mと高くなり、改修時以降には2.0m程になっていく。石材も2代、3代の石塔は来待石であるが、その後は石見の福光石（凝灰岩）や他地域の花崗岩、安山岩等の石も搬入され、さらに地元産も加わり、多種多様の石材が使用されている。櫻井家の様に、多様な石材が確認された例は出雲部や石見東部では殆ど知られていなく、特異な例といえる。

以上のような他家の墓所と池尻家墓所の様相を比較すると、池尻家の墓所は、川島家と同様に石龕内に宝篋印塔を納める宍道湖南岸部と共通する墓制を採用していることが分かる。この様に、18世紀後葉頃から大きく墓制が変化するが、石殿タイプを当主墓に採用する点が大きな特徴である。石材は、田儀櫻井家のように多種多様なものではなく、基本的に砂岩製の石塔で構成されているが、14号石塔（中興開基）以降の当主墓は、花崗岩製の石材で構成されている点も特徴である。

おわりに

池尻家墓所は、17世紀後半以降に有力農民層に広まった石龕型が18世紀後葉以降に様々な形式の石塔に大きく変容する中で、石殿型への変遷が辿れる一つの貴重な事例として評価される。また、笠石が載る竿石型の石塔の様相も確認でき、それが庶子の墓として採用されている点も重要である。今後は、石殿型の系譜の検討、各石塔の具体的な型式学的な検討、他家墓所との詳細な比較など残った課題を追求していくことが必要であろう。

昨今の墓制の大きな変化の中で、近世以降の墓所は、総廟のように一つにまとめられるなど大きく姿を変えつつある。さらには、本稿で紹介した凝灰質砂岩製の石殿型である10号石塔（中興二世）のように風化による崩壊の危機が生じているものも存在する。そう遠くない時期には、状況が分からなくなる事例が増加する可能性があり、記録に留めておく緊急性の高い資料であることを指摘して終わりたい。

注

- (1) 池尻家は藩主の鷹狩り時や幕府の巡検使の休憩施設としても使用された。
- (2) 島根県立図書館で保存しており、『松江市史』編纂事業にも利用されている。
- (3) 伊野郷土誌編集委員会編1993『伊野郷土誌』
- (4) 平田市教育委員会1969『平田市誌』、奥原家文書
- (5) 斐川町教育委員会1972『斐川町史』
- (6) 斐川町教育委員会1972『斐川町史』
- (7) 小林准士2000「来待神社の造営・遷宮からみた近世後期の地域運営」『宍道町歴史叢書』5 宍道町・宍道町教育委員会
- (8) 濱島正士1986「近世仏塔の意匠と構造(1)」『国立歴史民俗博物館研究報告』11
- (9) 郷土誌神門刊行委員会1997『郷土誌 神門』
- (10) 奥原家文書、中倉家文書
- (11) 石龕タイプの石塔が歴代当主の墓石であるとするならば、被葬者が不明な石龕5基が、歴代当主で石塔が確認出来ない5基に該当する可能性があると思われる。
- (12) 樋口英行2005「来待石製石龕の成立と展開」『来待ストーン研究』6 来待ストーンミュージアム
- (13) 西尾克己・稲田信・樋口英行2005「玉湯・報恩寺の石塔群」『来待ストーン研究』6 来待ストーンミュージアム
今岡利江・今岡稔・舟木聡2005「石室を持つ宝篋印塔2例」『日引』7 石造物研究会
- (14) 今岡利江2006「石室を持つ宝篋印塔3例」『島根考古学会誌』23 島根考古学会
- (15) 西尾克己・樋口英行2005「玉湯・上福場家墓所の石塔」『来待ストーン研究』6 来待ストーンミュージアム
- (16) 西尾克己・稲田信2005「宍道・川島家墓所にみる石塔の変遷—石龕から竿状石塔へ—」『来待ストーン研究』6 来待ストーンミュージアム
幡中光輔(編)2020『史跡田儀櫻井家たたら製鉄遺跡調査整備報告書』I 出雲市教育委員会
- (17) 松尾充晶2004「石造物からみた田儀櫻井家」『田儀櫻井家—田儀櫻井家のたたら製鉄に関する基礎調査報告書—』多伎町教育委員会
- (18) 幡中光輔(編)2020『史跡田儀櫻井家たたら製鉄遺跡調査整備報告書』I 出雲市教育委員会
- (19) 鳥谷智文2004「田儀櫻井家の沿革」『田儀櫻井家—田儀櫻井家のたたら製鉄に関する基礎調査報告書—』多伎町教育委員会

(謝辞)

本稿を執筆するにあたって、池尻家当主 池尻裕安氏には、墓所の実測、聞き取り調査等に快くご承諾いただきました。また、島根県立三瓶自然館中村唯史氏には石塔石材についてご教示いただき、出雲市文化財課幡中光輔氏には実測等でのご協力を得ました。この場を借りて謝意を表します。

(おくはら けいぞう 島根県中・近世史合同研究会会員)

(にしお かつみ 松江市史編集委員、松江城部会長)

(はらだ としあき 島根県立古代出雲歴史博物館学芸情報課長)



写真1 池尻家石塔群（東から）



写真2 池尻家石塔群1号～6号（東から）



写真3 3号石塔（東から）



写真4 3号石塔石龕内宝篋印塔（東から）



写真5 18号石塔（西から）



写真6 18号石塔石龕内宝篋印塔（西から）



写真7 8号石塔（東から）



写真8 17号石塔（東から）及び石龕内右側位牌

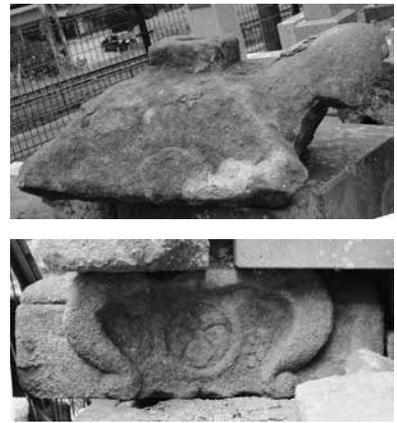


写真9 集積地の部材（笠石と家紋入石材）



写真10 6号石塔（東から）



写真11 1号石塔（東から）



写真12 10号石塔の屋根石（東から）



写真13 10号石塔（南から）



写真14 10号石塔位牌（南から）



写真15 14号石塔（北から）



写真16 14号石塔の屋根石（東から）



写真17 14号石灯笼（東から）



写真18 15号石塔（北から）



写真19 11号石塔（南から）

寛永期の斐伊川普請について

― 斐伊川東流をめぐる洪水と普請に関する史料の検討 ―

多久田友秀

はじめに

島根県東部、出雲地方で最大の流域面積を誇る斐伊川は、仁多郡奥出雲町の船通山鳥上滝を源流として、同町より雲南市の山間部を経て出雲市の平野部（出雲平野）へと至り、ここで東流して宍道湖へと注ぐ。宍道湖からは松江市街地を貫流する大橋川によって中海へ、そして境水道から日本海へと通じている。

「出雲国風土記」（出雲郡・出雲大川条）によれば、かつての斐伊川本流は平野部へ出て北側に向かうと、その後は西流して河口に存在した「神門水海」^①から日本海に注いでいた^②。この西流する流れが、今日のように東流して宍道湖に向かうようになったのは、寛永十二年（一六三五）あるいは十六年の斐伊川の洪水によるものとする説がある（寛永期東流説）。一般には通説化しているものだが、この説については、その典拠の信頼性や事実関係、さらには通説化への過程そのものが、十分に検証されてきたとは言い難い状況にある。

寛永期東流説の通説化の過程については、本叢書の別稿で稲田信が検証を行っている^③ので、詳細はこれに譲りたい^④。概略すると、十八世紀に成立した地誌である「雲陽誌」^⑤、「雲陽大数録」^⑥は、斐伊川が東流した事実についてふれているものの、その時期や原因については明示していなかった。幕

末、文久二年（一八六二）に藩儒の桃好裕（節山）によって記された「出雲私史」^⑦は、斐伊川が東流した時期を明記してはいないが、寛永十二年に洪水があつて斐伊川が溢れて宍道湖に注いだ、さらに同十六年にも洪水で川が溢れて宍道湖に注いだとする記事があることから、これが洪水によって斐伊川が宍道湖に流れ込むようになった時期の根拠として引用されてきた。

寛永期東流説が通説化するのには、明治期になって野津左馬之助が『島根県史要』（明治四〇年〇七〇七）^⑧で、大楯七兵衛の事蹟中の「神西湖の排水」において、西流していた斐伊川が寛永十六年の洪水によって宍道湖に流れるようになったと論じたことを嚆矢とする。のちに同人は『島根県史』第九卷（昭和五年〇九三〇）^⑨に「斐伊川線の変動と其改修」を執筆している。ここでは「堀尾古記」^⑩の洪水記事によって寛永十六年洪水による斐伊川東流説を補強する一方、すでに斐伊川には八条の支流があつて宍道湖にも注入しており、洪水のために西側への本流が塞がって東流する支流が本流になったと、一部自説を修正している。また、これとは別に、上野富太郎・野津静一郎編の『松江市誌』（昭和一六年〇九四一）^⑪は、京極氏の章に「寛永十二年の洪水」の項目を設けて、斐伊川本流の東流を洪水によるものとして、その時期を寛永十二年のこととした。今日、この二説が、斐伊川の東流をめぐる時期と原因についての通説を形成しているといえる。

斐伊川の東流を寛永期の洪水によるとするこの二説は、その発生時に違いがあるものの、洪水を原因として一度に本流が西流から東流に変わったとす
る点で共通している。さらに、ともに寛永期の洪水以前に西流する本流とは
別に、すでに複数の東流する支流があったとして、京極氏における土手普請
によって河道の一本化が開始されたとする。

いま両説において、寛永期以前にすでに東流する支流があったこと、京極
氏および松平氏による普請によって複数の東流河道が一つにまとめられたと
するのは、次の二つの史料を前提にしていることであろう。一つは、「京極若
狭守様ヨリ川壱筋二成」¹⁰⁾であり、一つは「土工記」¹¹⁾である。いずれも今
日まで、斐伊川東流を扱う記述の中で繰り返し取り上げられてきた史料だ
が、その出典の多くは前掲『島根県史』からの引用にとどまっている。

本稿では、寛永期の洪水によって斐伊川が東流したという通説（寛永期東
流説）について、論拠とされてきた史料を検討することでこの検証を行いた
い。そのために、まず次の点を区別して論点を整理しておく必要がある。そ
れは、①寛永期の洪水によって本流の東流があったのかなかったのか、②寛
永期に京極氏が斐伊川の大土手普請を開始した理由についてである。以下で
は、「京極若狭守様ヨリ川壱筋二成」を読み解くことで、主として②につい
て検討を加え、①の課題へと迫りたいと思う。本稿の後に、【付録史料】と
してこの全文を翻刻して掲載した。底本は、島根県立図書館所蔵「旧島根県
史編纂史料 近世筆写編」の筆写資料を利用した。

1. 寛永期の斐伊川普請をめぐる史料「京極若狭守様ヨリ川壱筋

二成」

「京極若狭守様ヨリ川壱筋二成」（以下、本史料とよぶ）は、『島根県史』

の編纂において収集されたもので、『島根県史』第九巻で、京極忠高の事蹟
中の「斐伊川線の変動と其改修」および、松平直政の事蹟中の「出雲におけ
る治蹟 治水」に一部が引用されている。本史料は、現在、島根県立図書館
所蔵の筆写史料として確認でき、右の史料名は表紙の表記によっている。こ
れまで引用されるにあたって、筆者名から「小村六郎左衛門覚書」とされる
場合もあった。「島根県立図書館郷土史料目録」¹²⁾では、所蔵者を「平田市
母里源次郎」としている。

本史料の全体は、内容が大きく二つの部分からなり、それぞれに小見
出しが付けられている。本文の後にはさらに執筆の経緯を記す奥書があ
る。まず、「右者五拾四年以前酉ノ歳五月廿五日ニ」以下の奥書を見てい
くと、この史料の伝来の過程が判明する。順を追って整理すると(1)貞享三
年（一六八六）に、小村六郎左衛門が本文原本を執筆した。これを、(2)明
治十七年（一八八四）に二十六代小村勝兵衛が写し、さらに、(3)大正元年
（一九一〇）に、島根県史編纂掛が「母里源次郎所蔵本」から謄写したとする。
『斐川町史』（昭和四七年八一―一九七二）に「斐伊川の歴史の変遷」を執筆
した美多実は、近世の斐伊川について考察を加え、寛永期の洪水による斐伊
川東流を否定するなかで、論拠の一つとして本史料を引用している¹³⁾。美多
は実際に原文書にあたって執筆したもので、同書一〇五八頁には史料の表紙
写真も掲載されており、この時の所蔵者は小村仙之助であったとする。右の
(2)段階の小村勝兵衛による筆写本であるとみられるが、いまのところ所在を
確認できず、「母里源次郎所蔵本」との関係も不明である。

奥書には、貞享三年に小村六郎左衛門が本史料を記すにいたった理由が述
べられている。改めてこの部分を抜き出してみると、「右者五拾四年以前酉
ノ歳（寛永十年）五月廿五日ニ神□（門）郡之内武志村へ大川切レ懸、それ

より京極様川壱筋二被仰付候次第寛書、貞享三年迄五拾四年二成、前二濃二書^{しる}験申候、下貞享二年丙寅ノ年認^{したため}置候」とあり、寛永十年（一六三三）五月二十五日に神門郡武志村へ斐伊川が決壊し、それにより京極氏によって川筋の一つにする普請が命じられたとする。そして、傍線部分に注目すれば、以前に細かに書き記していたものを、五十四年後の貞享三年に認めたというのである。

本史料は、普請の始まりから半世紀以上が経過してまとめられたものだが、以前に書き留めておいた記録に基づいて執筆したものである。そのためか、ここに記された郡名および郡域は、実際には寛永期のものとは異なっている。松江藩では万治元年（一六五八）に、斐伊川の河道を境に神門・出雲・楯縫の三郡で属する村の入れ替えが行われた⁴⁴。本史料では、村が属する郡名が貞享三年（一六八六）執筆時の実態にあわせたものになっていることを指摘しておかなければならない。

それでは、内容の信憑性についてはどう評価できるだろうか。一つの方法として、奥書に記された藩主についての記載に注目したい。堀尾忠晴と京極忠高が姓と官名によって記され、それぞれの没年月日が、堀尾忠晴が寛永十年九月二十日、京極忠高が寛永十四年六月十二日と、正確に記されている⁴⁵。わざわざ没年月日を記していることに不自然さがないわけではないが、内容の正確さを傍証しようとする意図があったのかもしれない。

さらに、本文中にある人名に注目してみると、藩主松平直政（「高真院」）に関わる記述で、普請中に巡見した乙部九郎兵衛・榎半左衛門・団弥一右衛門・石川弥五左衛門・齋藤彦右衛門の名を見出すことができる。松江藩士の履歴を記した「烈士録」によれば、このうち石川については同名の者を確認できないものの、乙部・榎・団・齋藤は同時期に同名の人物が存在したこと

が判明する⁴⁶。このように、登場する人名がいずれも実在していることなどから、内容について普請時の状況がある程度正確に記している、あるいは記そうとしているように思われる。

また、奥書には、小村六郎左衛門が「右之通三覚申候」（右の通りに覚え申し候）と結んで記名した後に、翌貞享四年正月からの斐伊川普請の記事が書き込まれている。この普請は、松平氏藩政において初期の藩政改革になった仕置役平賀縫殿のもとで、神門郡での高瀬川開削と乙見橋の架け替えとともに、実施された事業であった。それまでの河道を変更して楯縫郡の平田湾へと流し、一帯の新田化をすすめるものであった⁴⁷。

この普請では正月十一日に鉞初めがあり、西代村内より平田市場後まで東西に土手が築かれた。さらに、翌年八月より土手の上置普請がなされたとする。この記述が本文と二連のものであるとすれば、六郎左衛門が寛永期の普請について記したのは、再び始まった斐伊川河道の付け替え普請（川違え普請）に関係しての可能性がある。貞享期の川普請にあたって前回の寛永期の川普請について藩に問われ、答申として作成されたものではないかと想像する。明確に裏付ける史料はないものの、これが六郎左衛門が記述に正確さを求めた背景にあるのではないだろうか。

前述のように、本文は小見出しが付されて大きく二つの内容に分かれる。各小見出しをそれぞれ記載順に①・②とすると、次のような内容になる。

①「三刀屋川・木次川此外所々谷川水壱所ニ落合通り申候を、波岩ニ而水分之覚書」は、京極氏による土手普請より前の状態についての記述であり、②「京極若狭守様御代ニ川壱筋二被仰付候次第」は、京極氏・松平氏による普請についての記述である。

以下では、本史料の記述内容には一定の信憑性があるとの評価のもと、①

および⑧の記述から、寛永年間の斐伊川土手普請の実態についてみていくことにする。

2. 京極氏による普請前についての記述

冒頭の④「三刀屋川・木次川此外所々谷川水壑所ニ落合通り申候を、波岩ニ而水分之覚書」の内容について見てみよう。三刀屋川や木次川からの水が流れ下って一つになった後、下流の「波岩」から分流水する様子を描くものとしており、以下で出雲平野に流れ出てからの流路が記されている。この④にあたる部分は、前掲の『島根県史』第九巻には掲載されていない。

まず、最も上流の神門郡来原から、北側へ楯縫郡平田村のうち与八島までの流路が記されている。続けていくつかの分流が挙げられ、その流路は平田と直江の間の平野部で合計九筋あったとする。これらの流れは、いずれも斐伊川の右岸方向へ宍道湖へと東流する河道であった。

この複数の流路の存在は、いつの状況を示しているのだろうか。続く記述で、右の九筋の河道に樋を設けて各村へ用水を引いており、稲刈りが終われば冬に濁り水を田に流して肥やしにしていたとする。しかし、大川が一流となったことで、肥やしとなる濁水が流れ込まなくなり、田の質が悪くなったというのである。このことを踏まえれば、九筋とされる東流する斐伊川の流れは、後述する京極氏が大川を一本化した土手普請以前の姿であったことになる。

そして、寛永十年五月に発生した洪水をきっかけに、被害からの復興を進める普請が実施されたのである。この時の洪水被害の様子が細かに記されており、出雲郡の所々の土手、楯縫郡の天海の土手、および神門郡の武志村の土手が切れたのであった。はじめに示した本稿の課題について、②寛永期に

斐伊川の土手普請が実施された理由は、寛永十二年でも十六年でもなく、寛永十年の洪水の発生が原因であったことを確認しておきたい。

この寛永十年の洪水の影響について、続けて「神門ハ出雲郡より地下リニ候故、大川水無残神門へ落申故ニ、此以後ハ出雲・楯縫へハ水少も通り不申候」とあり、神門郡は出雲郡より土地が下がるため、大川の水は残らず神門郡へ落ち、これ以後は出雲郡・楯縫郡へは水が少しも流れなくなったとしている。そして、神門郡は大川の河道内よりかなり低いため、川内の砂も川上から神門郡の方向へ流れ込む有り様で、渇水時には出雲郡・楯縫郡側は水不足になったという。このような記述からは、築堤されていなければ、斐伊川の流水の大部分は西流するのが自然な姿であったように思われる。

水量が少なくなると、水は神門郡側の「大津之大樋」に抜け、出雲郡または楯縫郡の内、東西の林木村・美談村・国留（国富）村・西代村・出来次（出来州）村・平田村は用水を受けなくなった。そこで、干魃の年は苗代への水の確保が困難になるため、出雲・楯縫両郡で申し合い、上流の「波岩ひめず村」で分水することにして、神門郡側に小土手をつけて、上流より水を引き込むようにした。しかし、この小土手も砂土手のため突き流されてしまったという。

この時、神門郡側には大樋が設けられて分水されており、すでに斐伊川の西流する流れはなかった。それでも、渇水時には流路をとる東側の出雲・楯縫郡へ水が流れにくい状況があったようである。水位が増すと所々の河除（土手）が切れる被害があるものの、出雲・楯縫郡側では渇水時に用水が不足することが問題であった。そのため、左岸の神門郡を含めて取水場所を上流へ引き上げることで、これに対処しようとしたのである。土地の高低差を問題にすれば、河道は土地の低い左岸側へと向かう傾向があり、実際に、寛永十

年の洪水では武志付近で土手が切れ、西の神門郡側へ水が流れ込んで被害が発生しているのである。

3. 京極氏・松平氏による普請についての記述

続く後半の⑧「京極若狭守様御代ニ川壱筋ニ被仰付候次第」の内容を見てみよう。この部分は、京極氏から松平氏にいたる土手普請を記した資料として、前掲の『島根県史』のほか、近年の『松江市史』史料編7・近世Ⅲにも掲載されている部分である。

洪水後間もなく、寛永十年九月二十日に堀尾忠晴が他界し、翌十一年に京極忠高が入国した。早速、家老が巡検して、神門郡の土手切れの様子や出雲郡の水分けの川除（土手）の様子を見分したところ、川除は細く、毎年一、二月に上置普請が実施されていたが、増水すると決壊する危険があった。また数条におよぶ川筋には板橋があつて、この修繕も毎年行わなければならないことが判明した。

数度におよぶ巡検と相談を重ねた結果、ついに河道を一筋にすることを決定したのである。そして、神門郡のうち来原より大土手を築き、楯縫郡西代村の末、外原までの大土手が築かれたのであつた。しかし、こうして始まつた普請も、寛永十四年六月に忠高が他界したため、平田村の内、天海土手の下で中断してしまう。

この土手普請については、前掲の「土工記」にも「簸川論」の中で、京極忠高による事蹟として記されている⁹⁹。これによれば、忠高は八筋に分かれる川筋を一つにしようとして、大坂より水学者の川口昌賢を呼んだ。同人は西代・灘分あたりに百日逗留して水道を考えたという。こうして普請が始まったが、前述の通り京極氏が断絶して中断し、その後に入国した松平直政

によって完成をみたのである。それでも、すべて土手を初めて大土手にする普請であつたことから、京極忠高の官名から「若狭土手」あるいは「帯刀土手」と言った。

本史料に戻れば、新たに入国した松平直政のもと普請が再開されたことが記されている。ここには、それまでの流路計画が変更されたことも具体的に書かれている。当初、西代村より北へ向ける予定であつたが、北側に偏り過ぎていたことから、中田村の大土手に「せいらう」（井楼）¹⁰⁰を設けて両岸の高低を見て協議した。その結果、河口を東方向に変更し、土手の建設を出来次（出来州）へ向けることになつたのである。このため、河床となる出来次（出来州）村に対しては、新たに平田村のうちから与右衛門島・鳥龜島・源右衛門島・北島より高一〇〇石が換地されることになつたとする。

本稿の課題のうち、②寛永期に京極氏が斐伊川の土手普請を開始した理由は、寛永十年の洪水が原因であつたことはすでに述べたが、さらにその目的は、脆弱な土手を大土手として強化し、東流する複数の河道を整理して、用水の利便性を高めることになつたことが読み取れる。

おわりに

はじめに示した本稿の課題について、本史料「京極若狭守様ヨリ川壱筋ニ成」の記述内容にそつて検討してきた。記された普請の実態を後づけることで、②寛永期に京極氏が斐伊川の土手普請を開始した理由については、明らかになつたと思う。このことをふまえて、もう一つの課題、①寛永期の洪水の発生によって本流の東流があつたのかどうかについて、いくつかの点を指摘しておきたい。

まず、これまで洪水による斐伊川の東流を根拠づけるものとされて来た本

史料は、そのような事実を裏付けるものではないということである。京極氏から松平氏にいたる土手普請は、寛永十年の洪水を前提とするものであったが、この洪水自体は流域の広範囲に氾濫の被害をもたらしており、斐伊川が東流したことは無関係であった。そればかりか、本史料の記述の内容に従う限り、洪水の発生以前からすでに西流河道はなく、複数の河道はすべて東流していたのである。

さらに、通説の東流をもたらしたとされる洪水が発生した寛永十二および十六年は、まさに本史料の内容が対象とする普請の期間にあたる。繰り返すことになるが、本史料には斐伊川が東流したという洪水の記録はない。この時期に洪水があった可能性はあるものの、この間に洪水による斐伊川本流の東流化はなかったと結論付けてよいであろう。

最後に、斐伊川の本流が東流化した原因と時期について考えてみたい。十七世紀前半の出雲平野は、すでに現在と同様に、斐伊川の右岸（出雲郡）側が高く、左岸（神門郡）側が低かった。これは、渇水期の水の流れにも影響しており、自然な状態では大部分の水は神門郡方向へと西流するものであったようである。にもかかわらず、寛永十年の時点で流路がすべて東流して西流河道がないことについては、これ以前に左岸側に土手を設けるなどして、人為的な流路の変更がなされた可能性がある。

寛永期東流説を批判した美多は、斐伊川が中古以来東西に両流していたことを前提に、元和年中より政策的な人為的な西流の閉塞が行われつつあったと想定し、これを元和二年（一六一六）からの神門郡の菱根池干拓及び西園干拓の開始にあつたとする¹¹⁾。いまのところ堀尾氏による普請の実態についてはよく分からないが、検証をすすめるべき説であろう。ただ、本稿では論ずべき範囲をこえるものであり、問題提起にとどめて結びたいと思う。

【註】

- (1) 「出雲国風土記」（日本古典文学大系二『風土記』岩波書店・一九七七）。
- (2) 稲田信「斐伊川東流に関する問題提起——寛永一二、一六年斐伊川東流説への疑問と斐伊川東流に関する主な記述——」本叢書『松江市歴史叢書一四』（松江市・二〇二一）。
- (3) 「雲陽誌」（大日本地誌大系四二『雲陽誌』雄山閣・一九七二）。松江藩の地誌として、享保二年（一七一七）に藩士の黒沢長尚の編纂によって完成した。
- (4) 「雲陽大数録」（『松江市史』史料編五・近世Ⅰ、松江市・二〇二一）。藩行政に携わるものが参照すべき便覧として、明和四年（一七六七）より天明二年（一七八二）の間に成立したとみられる。
- (5) 「出雲私史」（谷口為次編『和訳出雲私史』松陽新報社・一九一四）。出雲の歴史を記す史書として、文久二年（一八六二）に藩儒の桃好裕（節山）が著した。大正三年（一九一四）に、谷口為次編で原文の漢文体を和訳した『和訳出雲私史』が刊行された。
- (6) 『島根県史要』（一九〇七）。明治四〇年五月に皇太子（のちの大正天皇）の山陰行啓にあたって、島根県の歴史を記す史書として編纂され発行、献上された。
- (7) 『島根県史』第九卷 藩政時代下・明治維新时期（島根県・一九三〇）。
- (8) 「堀尾古記」（『松江市史』別冊一 松江城、松江市・二〇一八）。藩主堀尾氏一族であった藩士の堀尾但馬によって記されたとみられる、天正十二年（一五八四）から正保元年（一六四四）までの年譜記録である。
- (9) 上野富太郎・野津静一郎編『松江市誌』（松江市・一九四二）。
- (10) 「京極若狭守様ヨリ川老筋二成」島根県立図書館所蔵・旧島根県史編纂資料近世筆写編二四二。
- (11) 「土工記」（『松江市史』史料編五・近世Ⅰ、松江市・二〇二一）。松江藩におけ

る普請事業を担当する普請奉行（普請方）のために、宝暦九年（一七五九）より記述、編集された五巻からなる治水に関する業務マニュアルである。

(12) 「島根県立図書館郷土史料目録」は、地方史研究協議会編『山陰地域の歴史的性格』（雄山閣・一九七九）に付録として掲載されている。

(13) 『斐川町史』（斐川町史編纂委員会・一九七二）。美多は、すでに昭和三二年（一九五七）六月に『山陰新報』紙上に論考「斐伊川の流転と洪水」（美多実『風土記・斐伊川・大社』島根県古代文化センター・二〇〇一所収）を発表して、「出雲私史」の内容を批判する一方で、本史料「京極若狭守様ヨリ川巻筋二成」を一番参考になるものと評価している。

(14) 万治元年（一六五八）の三郡の村の入れ替えについては、前掲註(4)「雲陽大教録」中の貼紙「万治元戊戌年郡村入替」（六五六頁）に記録がある。それまでの出東郡は出雲郡と表記されるようになっていた。

(15) 「寛政重修諸家譜」（『新訂 寛政重修諸家譜』続群書類従完成会・一九六五）によれば、堀尾忠晴（巻一一）、京極忠高（巻七）ともに、同書に記載された没年月日と一致している。

(16) 「列士録」（『松江藩列士録』島根県立図書館・二〇〇四―二〇〇六）によれば、乙部九郎兵衛・梅半左衛門・団弥一右衛門・齋藤彦右衛門はいずれも、越前大野あるいは信濃松本から藩主直政に付き従って入国した、上層の藩士であった。

(17) 『松江市史』通史編四・近世Ⅱ（松江市・二〇二〇）六三頁「貞享・元禄期の開発普請」。

(18) 京極期史料七五「京極若狭守様御代二川巻筋二被仰付候次第」（『松江市史』史料編七・近世Ⅲ、松江市・二〇一五）。

(19) 前掲註(1)「土工記」七三八頁。

(20) 井楼（せいろう）は物見櫓のことで、もともと戦場で敵陣を偵察するために材

木を井桁に組んで構築された。戦国時代に防御施設として発達し、武器を備えて敵を撃退することにも使われ、戦法の変化をもたらしたという（呉座勇一『応仁の乱』中公新書・二〇一六）。

(21) 前掲註(13) 美多実「斐伊川の流転と洪水」（『風土記・斐伊川・大社』所収）および「斐伊川の歴史の変遷」（『斐川町史』所収）。池橋達雄は『莊原歴史物語』（莊原公民館・二〇〇四）「斐伊川河道の変遷」で、斐伊川本流の東流についての美多の説を再評価している。

（ただ、ともひで 出雲市文化財保護審議会委員）

【付録史料】

「京極若狭守様ヨリ川老筋二成」

(島根県立図書館所蔵・旧島根県史編纂資料 近世筆写編二四二)

(表題)「京極若狭守様ヨリ川老筋二成 但奥二濃ニ書付置」

三刀屋川・木次川此外所々谷川水老所ニ落合通り申候を、波岩より下ニ而水分之覚書

一、神門郡之内くりはらより楯縫郡平田迄往還土手筋ニ付ケ、平田村之内与八島まで川老筋有リ、此川ニ平田町外ニ板橋有リ

一、東林木村いたミ堂前より水分ケニ而、中田村より西代村へ通り申川有リ、国留村之内より小柳と申す所ニ而水分ケ、西代村へ通り申川有リ、此川筋出来次村へ通り申候、則西代ニ板橋有リ

一、出雲郡大川筋之村、出西村・求院村・神立村・北島・別名・井上ケ、此村々より水分ケ有之、上鹿塚村・坂田村へ通り申川老筋有リ、此川ニ上鹿塚村ニ板橋有リ

一、今在家村より三分一村へ通り申川老筋有リ、是にも橋有リ

一、久木村へ通り申川有リ、是にも橋有リ

一、富村より直江村へ通り申川有リ、是にも橋有リ

右之川より下ニ而水分ケ小川三ツ有、以上川数平田より直江迄川九筋有リ、此川々より諸村へ用水取申ニ付、所々ニ樋ふせ水請申候而作付仕候、
一、稲稻を茹上ケ申、以後村々樋ぬき、冬之濁水を通シ、田之こやしニ仕候所
二、大川老筋ニ被成、か様成濁水を請不申候故田悪ク成申由、何れ茂沙汰仕候、只今も川筋之村々ニハ冬水を通し申と見へ申候

一、五拾五年以前酉ノ年之五月、大水ニ而出雲郡所々へ土手きれ懸リ申候、

楯縫郡之内天海もきれ懸リ申候、此以後同日ニ神門郡武志村へ切レ懸リ申候、神門ハ出雲郡より地下リニ候故、大川水無残神門江落申故ニ、此以後ハ出雲・楯縫へハ水少も通り不申候、神門ハ大川内ヨリ大分地下リニ候へハ、川内之砂を川上迄すいとし川口神門へ向、纔成水之時分ハ漸大津之大樋ニぬけ、出雲郡又ハ楯縫郡之内両林木村・美談村・国留村・西代村・出来次村・平田村用水請可申様無之ニ付、
(早)早伐之歳苗代水難儀仕候ニ付、出雲郡・楯縫郡申合、波岩ひめず村迄水分ケニ上リ、神門方へハ小土手を付ケ、たがへをあげ水を分ケ申候得共、砂土手ニ而候故水上江ぬまり候得ハ、後砂土手つきなかし、五三日もこた急候事無之迷惑仕候、然共雨つよくふり水高ク出候得ハ、出雲・楯縫へも水大分通り申候得ハ、所々河除切レ迷惑申様ニ候へ共、用水ニハ右之通のりかね申候而難儀仕候

京極若狭守様御代ニ川老筋ニ被仰付候次第

一、五拾五年以前酉ノ九月廿日ニ堀尾山城守様被為成御他界候、次戌之歳ニ京極若狭守様御入国被為成候、御老中様御国廻 虫喰 分神門郡へ土手切レ申様子、出雲郡へ水分ケ川除之次第被成御覽候而、兎角川筋 虫喰 リ候之故川除もほそく、毎年正二月之内ニ川除之上置普請被仰付候得共、水少たかく出申候得ハ川除切レ懸リ候、是以気毒ニ思召候由、扱又川々に板橋有リ、此つくりも毎年有之由聞召被届ケ候、それより数度御見及被成御相談極り、大川老筋ニ被仰付候由、則神門郡之内来原より大土手ニ被成、楯縫郡西代村之すへそと原と申所迄大土手出来仕候、然所ニ五拾老年以前丑ノ六月十二日ニ 京極様御他界被為成候故、後大土手平田村之内天海土手之下へつき留にて御普請御指置被成候

五拾年以前寅ノ歳、高真院様御入国被為成候、川筋大土手之様子被為成御覽、弥以大川老筋ニ可被仰付と思召、乙部九郎兵衛様・梅半左衛門

様・団弥一右衛門様・石川弥五左衛門様・齋藤彦右衛門様、此外御老中様、御番頭方衆中様御出御見及被成候而、御詮議被遊候、大土手西代村より北へ片寄申と被答候由、則中田村之大土手土二せいらうを高く組上ケ候へ

と被仰付、其上二而双方地之高下御覽被成候へハ、出雲郡ハ地高く北筋美談・西代ハ地下リ、美談より平田ハ大分地下リと御見及被為成候由、大土手つき留之所をせいらう二而御見通し被成候得ハ、北ノ大土手筋多久山へ

当り申二付、とかく川筋片寄申と被為成思召、御議定究り不申候由、其以後数度被成御出御相談之上二而、齋藤彦右衛門様被仰出候由、出雲郡ハ地高く北筋ハ地下リ、此通りに大川付ケ申候ハ、北筋へ川内之砂すいおとし、川内へいり、出雲郡用水いる、ニ存候、是一又大水布崎より 虫横ニ

通り申候ハ、東林木山より多久山迄之 虫喰 かへ候ハ、布崎より内村々ニ水損も可有之候、 虫喰 尻を東へ向落し可然哉と被仰出候得ハ、各々様御同心之御相談ニ而、西代長右衛門家より北方へ大土手出来申候得共、長右衛門(西脱)より南へ 虫喰 御指直シ被成、只今之土手ニ被仰付候と覺申候、其故ニ

大土手平田之内へ出来申儀ニ御座候得共御議定替り申二付、出来次へ大土手出来申候、就夫出来次より御断申上ルニ付、平田村之内与右衛門島・鳥龜島・源右衛門島・北島より以テ高百石出来次へ地替リニ被遣候、此段出来次村之百姓衆慥ニ被存候

右者五拾四年以前酉ノ歳五月廿五日ニ神 虫 郡之内武志村へ大川切レ懸、それより京極様川壱筋ニ被仰付候次第覚書、貞享三年迄五拾四年ニ成、前ニ濃ニ書驗し申候、下貞享三年丙寅ノ年認置候
酉ノ九月廿日

堀尾山城守様御他界 貞享三年丙寅ノ歳迄五拾四年ニ成
虫喰 六月十一日

京極若狭守様御他界 貞享三年まで五拾年ニ成
右之通ニ覺申候

小村六郎左衛門

一、平田へ川違、貞享四年卯ノ正月十一日ニ歟初申候土手出来申候、西代村之内より平田市場後まで土手西東ニ出来申候、同辰ノ八月より土手之上置被成候

貞享三年寅年ヨリ明治拾七年迄、年数貳百壹年ニ相成ル

廿六代目 小村勝兵衛 印置候也

本書ハ簸川郡平田町母里源次郎蔵本ニ拠リ、大正元年十二月三日謄写ス

島根県史編纂掛

〔凡例〕

- (1) 史料には、適宜読点（、）や並立点（・）を加えた。
- (2) 漢字の字体は、原則として常用漢字・新字体を使用した。壱（一）・貳（二）・拾（十）・廿（二十）などの漢数字はそのままとした。
- (3) 変体仮名や慣用的合字は原則として現代仮名にあらためた。方は「より」としたが、江（え）・而（て）・者（は）・茂（も）はそのままとした。
- (4) 誤字・脱字について原文通り記載し、疑問の残るものは（○カ）、脱字の場合は（○脱）とした。
- (5) 「虫喰」「虫」の字は、史料中に書き込まれた表記のままである。謄写時の史料にあった虫損等の状態を示しているとみられる。

幕末く明治初年における松江の町人 — 乃木綿屋、松江綿屋の事例紹介 —

鳥谷智文

はじめに

松江城下における町人については、渡辺浩一氏が富裕町人や様々な生業について示し、橋北の末次本町に拠点を置き活動した御用商人瀧川家や、芋町の小豆澤家の活動を詳細に分析された¹⁾。また、天神町の山根屋雄右衛門は、松江城下の町屋で利用する薪炭や、人参方・釜甌方に代表される藩営工場で利用する薪炭を調達する役割を担っている。魚町の長岡屋は、鉄師卜藏家の生産鉄を取り扱うとともに、松江特産の魚類や水産加工品(焼海老、「あご蒲鉾」(大形野やき)など)を卜藏家へ送っている²⁾。

しかし、表1にみられるように、嘉永七年(一八五四)段階で、御目見の町人は五十四人もおり、未だ町人の具体的活動を網羅しているわけではない。本稿では、橋南の堅町・乃木村の綿屋(以下「乃木綿屋」と称す)林左衛門、灘町・魚町の綿屋(以下「松江綿屋」と称す)忠四郎を取り上げ、その性格の一端を紹介していきたい。吉田を拠点にした鉄師田部長右衛門家(前綿屋)は、以下田部家と称することとする。

一、乃木綿屋林左衛門の酒造業

乃木綿屋林左衛門は、表1にみられるように、御目見町人の一人であった。林左衛門は「田部林左衛門」と称し、田部家との関係がうかがえる³⁾。

表1 嘉永7年(1854)2月8日津田曲りにおいての御目見え順序

番号	職・身分	氏名	番号	職・身分	氏名
1	末次大年寄	瀧川傳右衛門	28		金森屋覺三郎
2	白潟大年寄	虎屋重兵衛	29		中屋龍左衛門
3	末次大目代	若狭屋助四郎	30		佐藤屋金右衛門
4	白潟大目代	森脇屋忠兵衛	31		名原屋助市
5	大目代格	森脇甚右衛門	32		森脇屋伊四郎
6	同	桑原愛三郎	33		吉田屋文助
7	同	小豆沢浅右衛門	34		伊野屋万右衛門
8	同	森脇屋嘉右衛門	35		中島屋伊三郎
9	町年寄上席	佐藤喜八郎	36		綿屋忠四郎
10	同	加村屋市左衛門	37		古津屋松之助
11	同 御懸屋勤中	山口源助	38	是より御自分一町人	岡崎屋運兵衛
12	同 御勝手方見習	虎屋勘助	39		中屋四郎右衛門
13	是より御目見町人の町年寄	金森屋喜三右衛門	40		小西屋次左衛門
14		神門屋宗兵衛	41		兵庫屋久兵衛
15		伊豫屋九兵衛	42		京屋久三郎
16		桑名屋為五郎	43		大和屋仁右衛門
17		三好屋喜左衛門	44		東河屋弥三衛門
18		油屋孫左衛門	45		室屋吉右衛門
19		水凌屋善右衛門	46		野波屋文左衛門
20		吉田屋文兵衛	47		新屋庄兵衛
21	一代御目見町年寄	茶屋次右衛門	48		菊屋金之助
22	町年寄	古金屋文兵衛	49		綿屋林左衛門
23	一代御目見町年寄	永江屋孫八	50		古浦屋藤右衛門
24	是より以下町年寄	岡崎屋善右衛門	51		加茂沢屋善兵衛
25		油屋小右衛門	52		木屋五郎兵衛
26		吉田屋佐左衛門	53		塗屋市郎右衛門
27		古曾志屋作右衛門	54	船目代	松屋六右衛門

出典「瀧川家公用控」六番(写本、野津敏夫家文書)

乃木綿屋の生業は、酒造業であり、明治五年（一八七二）には、「酒造蔵一ヶ所、酒造諸道具」を所持していた⁴⁾。

酒造業で、どのような酒を醸造していたのか。文化十五年（一八一八）二月に、酒の値段を一升につき二〇文下げるよう藩からの指示があったが、それを受けたのが新屋傳右衛門と綿屋利兵衛であった。値下げの対象となったのが「上々酒」と「上酒」で、それぞれ一升到付銭一三〇文、一〇〇文であった⁵⁾。新屋傳右衛門は瀧川家であるが、綿屋利兵衛はおそらく林左衛門の先祖であろう。とすると、乃木綿屋は、少なくとも「上々酒」と「上酒」を醸造し、販売していたということになる。

しかし、乃木綿屋も順風万端の経営というわけにはいかなかったようである。史料①をみてみよう。

史料①

文久二戊閏八月 a 綿屋林左衛門家政向為主法当家方付手代として木次三日市井丸屋増兵衛与申候もの泰蔵与此方方改名遣し、右林左衛門方諸事懸引向為致候処、万々行届候二付、今般御勝手方御役所方御称美蒙仰、則御紙上写し左ニ留置、委細万延二酉年出来候支配御用留ニあり

切封上書

田部五右衛門殿

山本久右衛門

天野泰兵衛

以手紙申入候

b 田部長右衛門手代

泰蔵

右綿屋林左衛門方主法立之儀格別令心配、追々公物上納道も相立候段神

妙之事ニ候、仍而誉遣ス

右之通今日申渡之候間、為承知申進候、以上

閏八月十一日

御勝手方方左之通御書付御渡御談相成申候

綿屋林左衛門方主法立之儀格別令心配、追々公物上納之道も相立候段神妙之事ニ候、仍而誉遣ス

右様御称美等被仰付候二付、当家方褒美として左之通恵ミ遣ス

錢百貫文（黒印「眞信改」） 戊九月十六日

相渡ス

金拾三兩三步式朱 兩七二

内

錢百文

ヤ

戌暮切暮方雑用ニ入（印）

（「文化十二年旧記」田部家文書右下―一四―九、史料中のアルファベットと傍線部は拙者が論を進めるにあたり加筆したものである。これ以後の史料についても同様である。）

史料①の傍線部 a では、綿屋林左衛門の経営状況が悪化し、「主法」を行うため手代として木次三日市井丸屋増兵衛が泰蔵と改名し、乃木綿屋の経営改善に着手した。傍線部 b より、泰蔵は田部長右衛門の手代であったことがわかる。泰蔵は、「追々公物上納道も相立」つように乃木綿屋の経営を改善し、藩から誉め遣わされ、田部家からは褒美として錢一〇〇貫文を遣わされた。泰蔵の活動は以下の史料からもわかる。

史料②

乃木綿屋主法二付木次町市井丸屋増兵衛儀此元手代分ニして泰蔵与改名遣

主手法代ニ差遣置候処、追々主法筋相立禾綿屋方泰蔵へ差遣候書附左之通、尤 a 去々慶応三卯迄九年之間続而金三拾兩ツ、年々此方方泰蔵へ給金遣候得共、同年錢三千貫文無利拾年賦禾綿屋方貸付候二付、給金ハ歩二いたし候、b 泰蔵儀弥張木次ニ罷在、全乃木へ家内共引越候訳ケニハ無之、猶身通ひ勤罷在候事

覚

私家家業不差引追々難渋ニ陥度ニ御勝手方御役所へ田部方御主法向御頭被下、ケ成ニ取続罷在候央、c 横浜出火之節居宅及類焼造酒ハ無残焼失家名相続も難出来成行亡養父十方ニくれ罷在候処、田部十八代豊房君御考乃木へ在宅造酒蔵相構、売捌ハ先屋敷於堅町いたし候様、滞之御公物者式拾五ヶ年賦上納ニ御願被下候処、御聞届相成、只今之土地へ居宅造酒蔵共諸操相備業躰相続迄田部方貴様為後見御付被下候処、万々御厚配故主法之規矩も相立、d 初年方当年十壹年ニ相成候所、取殿りも行届御公物返上、是迄ハ御議定通上納相濟、他借之筋も相立候処、養父も此年相果代替り若手之私相続いたし候処、是迄主法向茂ヶ成之訳ニ相至、田部ニも御歎被遊、於私家ニハ不及申一統安悦不有之候、仍之今度田部江遂伺、私方乍聊為可称之生涯現米五表ツ、毎年可遣之候、幾久敷御受納可被遣候、扱又未夕御主法年限中之儀、亡父代同様当不相替往々ニ盡力被遣度厚く頼入候、以上

明治式

綿屋

巳九月

林左衛門

書判

泰蔵殿

〔元治二年旧記〕 田部家文書右下三―八四

史料②の傍線部 a・

b から泰蔵の乃木綿屋派遣は、安政六年（一八五九）からと考えられ、明治二年（一八六九）まで、約一〇年という長期間にわたっていた。傍線部 b によると、泰蔵は、家族で乃木綿屋へ引越したわけではなく、木次町から乃木村へ通っていた。傍線部 c によると、乃木綿屋は、横浜町の出火により⁶⁾、もともと堅町にあった居宅・酒造蔵が焼失し、家名相続も出来ず途方にくれていたところ、前綿屋田部長右衛門豊房の考えで、林左衛門と父は乃木へ居宅・酒造蔵を構え、販売は堅町で行うこととした。現存する堅町の絵図によると、図1のように堅町の通りの西側（横浜町側）に面して、間口八間の居宅があり、惣入十九間二尺、家人十間一尺五寸で、居宅・座敷・納屋・土蔵三軒・居宅両隣借家二軒とあり、同じ通りの岡崎屋運兵衛とともに堅町ではかなり大規模な屋敷であった⁷⁾。堅町に屋敷があった時は「綿屋」なので、乃木村へ移ってから「乃木綿屋」と称した可能性が高い⁸⁾。

乃木村の居宅兼工場は、表2にみえるように、建物のみの面積で、約五〇五坪あり、本家一棟、便所一棟、納屋一棟、釜屋一棟、長屋一棟、土蔵

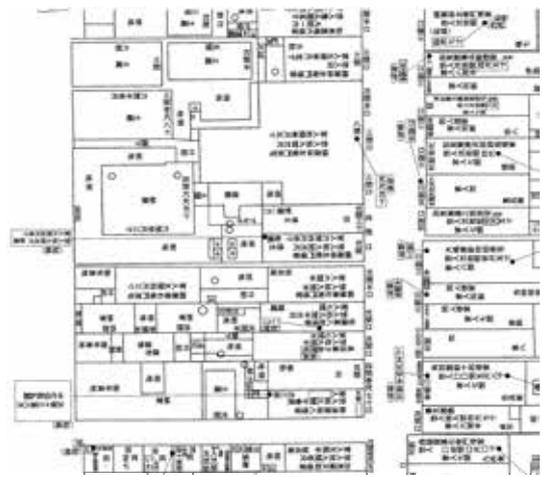


図1 堅町綿屋林左衛門居宅図（「横浜町洞光寺（堅町）〈貼紙〉」（松杉力修『平成18～20年度文部科学省研究費若手研究（A）「城下町の景観の動態的変容に関する歴史地理学的研究』報告書〈絵図集〉、2009年3月より抜粋）

表2 明治19年(1886)乃木綿屋建物

番号	種類	形状	面積 (坪. 合. 勺)
1	本家	瓦葺・2階無し	88.6.0
2	便所	瓦葺・2階無し	5.9.8
3	納屋	瓦葺・2階無し	40.1.5
4	釜屋	瓦葺・2階無し	98.9.2
5	土蔵	瓦葺・2階附	206.0.4
6	長屋	瓦葺・2階無し	24.3.3
7	土蔵	瓦葺・2階附	11.3.0
8	土蔵	瓦葺・2階附	29.7.5
合計			505.0.7

出典：「建物売渡証」(「元治二年旧記」田部家文書右下3-84)

注：建物金額595円

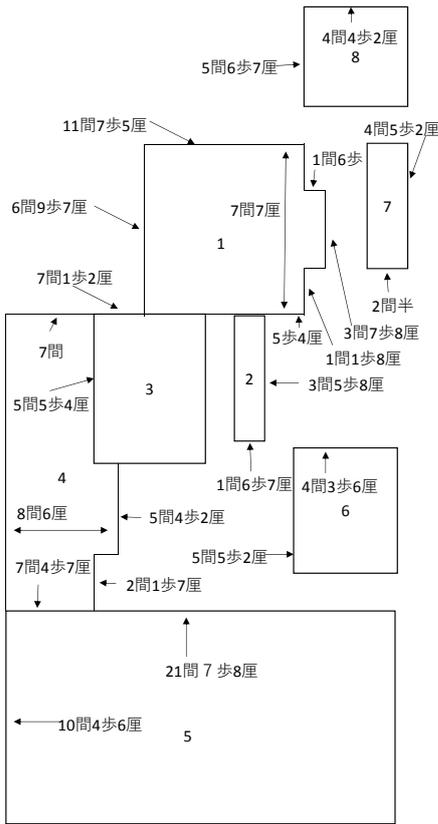


図2 明治19年(1886)乃木綿屋敷図(「元治二年旧記」田部家文書右下3-84)

あった。釜屋に隣接して最も大規模な土蔵が建てられている。他の土蔵は正方形のものや長方形のものがあるが、いずれも独立して建っているようである。また、独立して建っているのは長屋であるが、乃木綿屋の生業や家の生

三棟であり、堅町にあった屋敷内の建物数より若干多くなった。建物は全て瓦葺であり、二階が付属しているのは土蔵三棟であった。図2が屋敷の図面である。図中の番号が表2の番号にあたる。図2では、堅町の屋敷と同様に、長方形の屋敷であった。本家に隣接して便所、納屋があり、納屋に隣接して釜屋が

表3 明治19年(1886)乃木綿屋所有酒造道具

番号	名称	数量	金額 (円. 銭. 厘)
1	五尺桶	33本	82.50.0
2	五尺新桶	10本	70.00.0
3	六尺桶	20本	55.00.0
4	三尺五寸より四尺桶	38本	26.60.0
5	甕桶	43本	12.90.0
6	小澄桶	3本	0.90.0
7	米浸桶	7本	3.50.0
8	水桶	3本	1.50.0
9	酒槽	4個	20.00.0
10	甕	2個	1.40.0
11	半切桶	217枚	26.04.0
12	酒上ヶ袋(掛袋)	1349枚	23.60.8
13	甕釜及蒸留甕共	2個	1.20.0
14	大釜(7石3斗入)	1個	18.00.0
15	中釜(4石5斗入)	1個	7.00.0
16	麴板	649枚	9.73.5
17	擔桶	14個	0.70.0
18	暖気樽	7本	1.00.0
19	柄杓	16本	0.60.0
20	飯試桶	4ツ	0.60.0
21	米試桶	7ツ	1.05.0
22	酒試桶	2ツ	0.20.0
23	解桶	1本	1.60.0
24	解桶	7本	1.40.0
25	米洗籠	2個	1.00.0
26	桃桶	4個	0.40.0
合計			368.43.3

出典：「酒造諸器械売渡証」・「酒造器械預り証」(「元治二年旧記」田部家文書右下3-84)

注：史料では「合計三百六拾八円四拾八銭三厘」、「外二拾老円五拾老銭七厘 増 合金三百九拾円也」とある。

活・行事に関わっている人々が居住したのではないかと想像する。建物の金額は五九五円であった。また、酒造に関わる道具は、表3に示した。桶など二十六種類に及び、金額にして三六八円余りであった。綿屋林左衛門は、廻船も所有していた。佐渡国小木港仲町の「和泉屋客船帳」には、田部林左衛門の持ち船として「明栄丸」があり、明治十三年(一八八〇)には、「堅町田部林左衛門」とあり「禎祥丸」が記されている。また、「能登国福浦湊佐渡屋諸国客船帳」には、明治十六年(一八八三)八月十六日に「松江田部林左衛門様船」として「寶永丸」が入船した。乃木綿屋林左衛門の次代は、田部四郎吉と考えられるが、彼の代には、経営が難しくなったようで、明治十七年(一八八四)十二月には、保証人として飯石郡三刀屋町福庭義三郎の加判により、田部家から三四〇〇円が貸し付けられ、明治二十七年(一八九四)十二月まで十年間無利子、年賦にして一

表4 文政11年(1828) 乃木綿屋が田部家から借り受けた御膳道具

番号	道具名	数	単位	仕様	備考
1	御椀	1	通	葵御紋附本朱	御平皿・御坪・御腰高・二ノ御椀・御吸物椀・御茶台・御茶碗蓋、一箱に入る。
2	御飯次	1		葵御紋付本朱	
3	御杓子	1		葵御紋付本朱	
4	御通ひ盆	1		葵御紋付本朱	
5	御汁次	1		葵御紋付本朱	
6	御湯当	1		葵御紋付本朱	
7	御盃	1	箱	葵御紋付本朱	二ツ組
8	御飯次台	1	箱	本朱	2～8の7品は一箱に入る。
9	御椀	1	通	金梨子地	御平皿・御坪・御腰高・二ノ御椀・御飯次・御湯当・御杓子・本朱御通ひ盆を添え、一箱に入る。
10	御吸物椀	5	通	鶴蒔絵・桜蒔絵・本朱蒔絵・本朱・黒塗蒔絵	五膳の内菓子椀の代りになるものが無いが、小菓子椀は所持していない。
11	膳	4	膳	本朱金塗掛本膳・本朱金塗掛二ノ膳・本朱金塗掛小膳・黒塗銀塗掛膳	
12	御盃	1	箱	三ツ組本朱蒔絵若松	
13	御盃	1	箱	三ツ組本朱蒔絵福録寿の文字付	
14	御盃台	1	箱	沈金彫小形の分	
15	御盃台	1	箱	黒塗蒔絵小形の分	
16	御銚子	1	箱	銀毛彫唐草模様	
17	御硯蓋	1	箱	黒塗鶴蒔絵小形の分	
18	御硯蓋	1	箱	小形の分	
19	南京皿	1	ツ	御焼物皿御当テ之分、浅黄手鹿の模様附	
20	南京皿	1	ツ	御焼物皿御当テ之分、浅黄手模様附	
21	南京皿	1	ツ	御鱈皿御当テ之分、模様浅黄手蕪の葉付	
22	南京皿	2	ツ	御鱈皿御当テ之分、浅黄手萍の模様付	
23	南京皿	2	ツ	御鱈皿御当テ之分、浅黄手山水模様付	
24	南京中皿	2	ツ	浅黄手模様菊	
25	南京中皿	2	ツ	模様浅黄輪二ツあり	
26	南京中皿	2	ツ	浅黄手模様付	
27	南京中皿	2	ツ	浅黄手模様附	
28	新渡大猪口	2	ツ	浅黄手内模様三ツ扇付	
29	南京中猪口	2	ツ	模様蕪の葉付	
30	南京小猪口	2	ツ	模様牡丹唐草	
31	南京小猪口	2	ツ	浅黄手模様梅	
32	南京小皿	2	ツ	浅黄手鹿の模様付香台の内大明宣徳年製と記しあり	
33	南京小皿	2	ツ	浅黄手鹿の模様付香台の内丸輪と記しあり	
34	新渡小皿	2	ツ	兜形、浅黄手模様海老に藻葉	
35	錦手小皿	2	ツ	大形	
36	腰高小皿	2	ツ	菊形	
37	南京錦手砂鉢	2	ツ		
38	小井鉢	2	ツ	錦手小形・浅黄手	
39	青磁の皿	1	ツ		少し破損があり、御用に相立たないかもしれないが、差し出す。委細は手代清助へ演説した通り、この度御用に相立たたずとも破損部分を早速金鍍にて補修して遣われるようにする。
40	萩皿	1	ツ		39に同じ

出典：「覚」（「文化十二年日記」所収、田部家文書右下1-4-9）

か年につき三四〇円を毎年十一月二十日切で払い出すことになった。もし延滞した場合は、月二歩の利子を加えることになっている。また、抵当として「田部四郎吉居宅及土蔵・納屋建物悉皆第壹号ヨリ第八号迄八棟ニテ坪数五百四坪九合七勺及造酒用器械数々ニテ貳千四百六十六点」が入れられた。結局、田部四郎吉は、明治十九年（一八八六）三月、抵当物件を田部長右衛門へ売り渡し、その金額八〇〇円を拝借金の返済にあて、残金を二六〇〇円とした。この時点で、乃木綿屋は、屋敷や酒造道具の所有権を失ったのである。その後の足取りは現在のところ判明しない。今後の課題としたい。

乃木綿屋の経営難は、松方デフレとの関連性を想起させるが、この難局に

対して田部家が介入している点は、注視すべきであろう。その他、生業以外で乃木綿屋と田部家との関係を示す事例は、例えば文政十一年（一八二八）春、御家中和多田何右衛門へ、御成にあたって田部家所持の御膳道具を借り受けるよう乃木綿屋林左衛門に要請があったことにより、乃木綿屋林左衛門は、田部家より表4のような御膳道具を借用した。表4にみえるように「葵御紋附本朱」の「御椀」をはじめとして、「御盃」、「御盃代」、「御銚子」、「御硯台」、「砂鉢」などを大量に借りている。特に「南京皿」が多く、大小合わせて一九ツも借りている。また、破損している部分を金鍍で補うかたちで「青磁の皿」、「萩皿」も借りている。この御膳道具の借

用については綿屋手代清助が担当し、人夫三人を使つて正月二十一日に乃木綿屋林左衛門へ渡つたようである¹³⁾。

また、明治十四年（一八八一）六月八日には、意宇郡野白金屋子神社（現松江市乃白町）を造営するにあつて、田部家から五円ほど寄付しているが、寄付金について「田部林左衛門有金ノ内ヲ以テ渡」とあり、乃木綿屋林左衛門からの調達と考えられる¹⁴⁾。

このように、乃木綿屋は、田部家と、生業のみならず、御膳道具の拝借や金屋子神社の寄付金調達など多岐にわたつて関係を持つてることがわかる。

二、松江綿屋忠四郎の田部家鉄宿

表1にみえるように、御目得町人であつた松江綿屋忠四郎は、綿屋という屋号を名乗つてゐること、明治初年に「田部忠四郎」と呼ばれていることから¹⁵⁾、乃木綿屋と同様に、田部家と何らかの關係があつたと推測される。

松江綿屋は、次の史料でみられるように、田部家の生産鉄と深い関りがある。

史料③

相渡置申一札之事

錢千五百貫文也

右者式拾五年以前 a 文政六未年此方鉄宿木村屋清兵衛大層之鉄代銀引負及潰候二付、支配向引上候処、年中二者余程之口錢等益筋有之、b 支配向故貴殿江被引請候得者、一廉之仕法備二茂可相成由、依而代鉄宿被相勤度段厚願出二付承届、則宿敷錢として前書之錢高値ニ請取置申候処、相違無之候、然上者以後鉄宿引上候節者、右錢千五百貫文元錢を以立用差引ニ相立可申、若シ其節貴殿方ニ差引合無之候ハ、銀錢払出し可申候、為後年依而一札如件

弘化四年

未十二月

綿屋

忠四郎殿

史料③の傍線部 a によると、文政六年（一八二三）、田部家の鉄宿を勤めていた木村屋清兵衛が倒産した。木村屋清兵衛は、灘町の町人であつた¹⁶⁾。その後傍線部 b で、木村屋清兵衛の代わりに綿屋忠四郎が鉄宿を勤めることになる。

文政四年（一八二二）五月には、「灘町綿屋忠四郎」とあり、忠四郎は灘町に住む町人であつたことがわかる¹⁷⁾。しかし、「明治五申十月改松江魚町綿屋忠四郎年来鉄宿相任置候所」とあり、明治五年（一八七二）までに魚町へ移つてゐる¹⁸⁾。現存する町絵図では、図3にみえるように、魚町に「綿屋忠四郎」の屋敷があり、間口四間、惣入三十三間三尺、家人南は八間半、北は九間半の東西に長い長方形方の屋敷で、屋敷・物置・納屋・土蔵三軒が記載されており、魚町の屋敷でも比較的大規

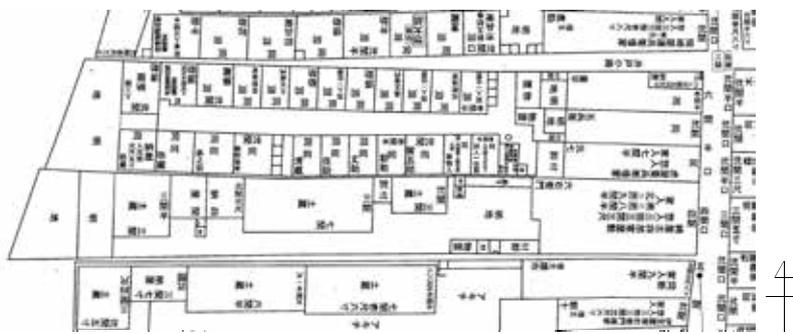


図3 魚町綿屋忠四郎家屋敷図（「白濁魚町図〈貼紙〉」（船杉力修『平成18～20年度文部科学省研究費若手研究（A）「城下町の景観の動態的変容に関する歴史地理学的研究」』報告書〈絵図集〉、2009年3月より抜粋）

田部長右衛門 判

模な屋敷である。西は宍道湖岸のようにみえる。魚町では十九世紀半ばにかけて借家の増加が指摘されているが¹⁴⁾、松江綿屋の借家は見られない¹⁵⁾。

さて、鉄宿とは、どのような業務を行うのであろうか。森山村（現松江市美保関町森山）の寺本瀬助が明治四年（一八七二）に鉄宿となった時の議定証文をみてみよう。

史料④

明治四辛未十一月

島根県森山村寺本瀬助方江、鉄宿申付候二付、同人方目質ニメ差入候山林

三ヶ所并ニ諸議定向証文面左之通り

差上置申議定証文之吏

一 a 貴家様御引請御鉄山小割鉄之内私方江御操出売捌取引之儀御願申上候所、左之通御聞濟被下難有仕合奉存候

一 b 小割鉄売捌直段之儀者、時々松江相場ニして外ニ同所方日向浦迄運賃雜用税錢相加ひ売捌可申上候、且口錢之儀者千貫文ニ付五貫文ツ、被遣候議定之事

一 鉄売捌之儀者金輪良金之議定仕、c 代金請取候上ならでハ鉄荷決而相渡シ申間鋪候、万一行届仕、買主ヨリ代金及遅ニ候哉、又ハ潰ニおよび、損分仕候様之儀御座候而茂、貴家様江者毛頭加々ふれケ間鋪儀、曾而申出間鋪候、私方元利勘定相立可申上吏

一 d 鉄代金勘定之儀者、仕切次第買主方請取、少し茂元ニ不置、早速態人ヲ以松江綿屋忠四郎殿方迄為持可差出候、万延引仕候得者、月老歩半加利足元利共私方勘定可仕事

附り、鉄代金持参人足賃ハ貴家様方御出錢可被下吏

一 小割鉄仕切次第早速代金可払出儀ニ御座候得共、時宜ニ寄候而者、大分之

駄数預り候儀茂可有御座、為御目質瀬助所持家督之内、別紙証文ヲ以相渡し置候間、万一本人不埒延引等仕候節ハ、質地不抱多少ニ請人方江引受、

貴家様江者受人方元利勘定相立、毛頭貴家様江懸御迷惑申間敷事

一 鉄代金勘定之儀者別冊通ひを以元引可仕事

一 e 前書諸議定者先ツ為試当未方亥迄五ヶ年切及議定置候事

右者貴家様小割鉄売捌方御議定被成下、万々前條之通相違無御座候、万一本正不埒之儀御座候ハ、不限何等ニ請人方江引請、貴家様江者受人方勘定相立、少し茂御面倒懸ケ申間鋪、此上ニも不行届儀茂御座候ハ、御目差之方江賃取詰人を以如何様ニ茂御懸合可被成候訳立候迄者、幾日ニ而茂詰人引請賄之上御差凶之賃錢日々相渡可申候、仮令議定之年限何程過候而茂、此証文御所持中者幾年茂鉄代金引負居候ニ相違無御座候、為後日鉄代金議定証文請人加判ヲ以入置申所仍如件

明治四未十一月

島根郡森山村

本人 寺本瀬助

同村

受人 永田間助

御鉄山御引請

田部長右衛門様

御手代

甚平殿

文蔵殿

房右衛門殿

（二元治二年旧記）田部家文書右下三―八四

史料④の議定は、傍線部 e でわかるように、明治四年（一八七二）〜同人

年（一八七五）の五ヶ年間で、寺本瀬助が試験的に鉄宿業務を行うためのものであった。その業務は、傍線部aで田部家が生産する小割鉄を寺本家に廻してもらい、売り捌くものであった。小割鉄の販売価格は、傍線部bで松江の相場で行い、日向浦（現松江市美保関町森山）まで輸送する運賃・雑用税を加えて販売し、口銭は一〇〇〇貫文につき五貫文であった。また、販売に関して、傍線部cで代金を受け取らない限り鉄荷を渡してはいけないともある。注視すべきは傍線部dで、鉄代金を受け取ったら、手元に留め置かず、早速人を使って松江綿屋忠四郎へ渡すことになっている。周辺の鉄宿からの売上が松江の鉄宿綿屋忠四郎に集積されていくことがうかがえ、松江綿屋の特殊な業務を想起させる。

松江綿屋忠四郎は、田部家生産鉄を取り扱うが、他国出しをする際には、他国問屋を通す必要があった⁴⁰。田部家は、菅谷鉦を中心に大規模なたたら製鉄経営を展開し、毎年運上銀と一緒に銀三貫匁を上納しているため、他国へ出す鉄二〇〇〇駄分については、駄別銀を免除されていた。しかし、明治四年（一八七二）九月の時点で、駄別銀は廃止され、「鉄代錢百歩一税錢上納」という規則に改正された。田部家は、規則改正後も以前の通り税の免除を県庁へ願ひ出て、了承されている⁴¹。この田部家の方針は、物資の他国出しを請け負う他国問屋の反発を招いた。他国問屋惣代渡部平右衛門・米田重右衛門は、明治五年（一八七二）に「田部長右衛門仕出し鉄税錢之事件何」を提出しているが、それによると田部家の無税生産量は二五〇〇駄となっていると言っている。明治四年の無税生産量より五〇〇駄増であり、この経緯は判然としないが、他国問屋の考え方は、従前の鉄師にかけられる駄別は、一駄につき錢二〇文ずつで、二五〇〇駄では錢五〇貫文が免除になる計算だが、今回の税改正で、二五〇〇駄にかかる税は、鉄相場から計算すると

一五〇両にもなり、一般に税の取締りが専務となつているところ、田部家の生産鉄に限り無税とすることは「甚不当之儀哉」と考えているのである。よつて、同五年八月二十四日に鉄一〇〇駄を津出しする際、田部家が税を差し出さなかったことに疑義を持ち、同年九月三日に鉄一〇駄を他国出ししようとしたときは、他国問屋のほうが発せし、「嚴敷手詰」をしたようである。この折、松江綿屋忠四郎は、田部家鉄宿として「申訳之書付」を差し出している⁴²。それが次の史料である。

史料⑤

記

鉄拾駄也 但、正味拾貳貫（カ）目入鉄貳拾束を以馬瀉運候（カ）

右八田部長右衛門江永代御免年々鉄貳千五百駄之御免鉄之内、此度他国出し仕候也

明治五壬申九月三日

田部忠四郎 判

他国問屋中

（「明治五壬申九月他国出鉄貳千駄之別御免之処他国問屋共故障筋願立之節、出願是迄之通被御免置候御書類式通入」所収、田部家文書右下七一一六―一一七）

史料⑤では、今回津出し予定の鉄一〇駄は、前年田部家が願ひ出て受理された無税となる生産量の中に入るものであることを他国問屋に主張しているのである。この懸合は、どのような決着をみたのかわからないが、松江綿屋忠四郎が、田部家の鉄宿として、他国問屋へ田部家の主張を申し出ている点は注目されよう。すなわち、松江における田部家生産鉄流通の有利な状況を構築するよう、要として活動しているのであろう。

鉄宿であった松江綿屋の経営に陰りが見えるのは明治五年（一八七二）で

あつた。

史料⑥

明治五年十月改

松江魚町綿屋忠四郎年来鉄宿相任置候所、同人粉佐一郎不行届之訊有之、鉄宿取引引上度及懸合候所、乃木綿屋林左衛門立入改而同人方悉皆佐一郎身分請合候廉二而、是迄書附切替為後年取置候証文写左之通

鉄宿議定証文之事

a 鉄宿取引親忠四郎代方数十年来御任被下難有仕合奉存候所、今般佐一郎儀不行届之儀有之鉄宿御引揚可被成旨御懸合之趣御尤之御儀如何御断可申上様無御座奉恐入候、然処佐一郎手前不手操之央、鉄宿御引揚相成候而ハ相続難出来、甚難渋之訊二付、此度林左衛門儀罷出、種々御歎申上候所、格別之訊を以御聞濟被下難有仕合奉存候、則諸儀定向左之通ニ御座候

一 b 鉄宿取引先為御試来西方来ル丑迄五ヶ年中御任被下候議定之事

附り、年限中たりとも不埒之儀有之候得者、何時ニ而茂鉄宿御引揚可被成約定之事(カ)

一 c 諸鉄仕切方ハ時々貴家様江通達御差図を請取計可申事

附り、諸鉄請払別而厳重取扱可仕候得共、万一欠鉄等有之候節ハ、時々之相場を以弁金可仕、土蔵積立出入等ニ至迄不正之儀ハ不仕、時々御手代を以御改可被下候

一 d 諸鉄仕切代金并外入金共都度〳不残吉田上ケ可仕事

一 e 鉄代金ハ取立次第貴家様江可相渡儀ニ御座候得共、大数之御荷物預り候二付、為御目質佐一郎方家屋敷并ニ林左衛門方酒造道具別紙証文を以差入申候事

一 f 調物代其外諸拂銭共口々諸通ハ二書載、時々吉田江差出、御調査之上拂

錢御渡可被下事

附り、松江二一円浮銭無御座候而ハ御手代中出浮條時御入用差間茂可有之ニ付、兼而錢三千貫文宛御備置可被下事

一 g 諸鉄仕切口銭ハ、鉄宿御任年限中是迄之通松江仕切ハ御手取金百両ニ付壹両、積出しハ御手取金百両ニ付永五拾匁ツ、被下候儀定之事

一 御手代并飛脚之者逗留飯代ハ、鉄宿年限中是迄之通外御点検を以切ニ御取究可被下事

一 h 調物代始諸拂私方ニ而取扱候二付、世話料として壹ヶ年式百貫文ツ、被下候儀定ニ御座候事

右之通此度御議定被成下候所相違無御座候、然上者諸鉄取引ハ勿論、貴家様方諸用向万々等閑之儀無御座候様精々心配可仕候、且前書御議定之通鉄代金其外共御入金ハ都而当分ニ吉田上ケ仕、私手前江者少茂引負不申様可仕候、万一心得違引負候様之儀御座候得者、相応之加利息元利勘定可仕候、若本人不埒之儀御座候ハ、書入置候質物不拘多少請人方江引受貴家様江者受人方元利現銭を以無滞勘定可仕候、此上ニ茂本人・請人共不埒之儀茂御座候ハ、貸取詰人を以如何様ニ茂御厳重御取引可被成候訳付候迄ハ、幾日ニ而茂詰人引請賄之上御差図之賃銭日々相渡可申候、仮令何程年数相立候共此証文御所持中ハ、右諸議定向違変無御座候、為後年請人加判仍而如件

明治五年 申十月

田部長右衛門様

本人 田部佐一郎 判
請人 田部林左衛門 判

(元治二年旧記「田部家文書右下三―八四」)

史料⑥の傍線部 a によると、明治五年(一八七二)、松江綿屋忠四郎の子佐一郎が経営に失敗し、鉄宿を引き上げる事態となり、家の存続が極めて難

しくなったようである。その折、乃木綿屋林左衛門が佐一郎の鉄宿存続を田部家に歎き出て認められた。傍線部bでは、佐一郎の鉄宿取引は、試しとして明治六年（一八七三）〜同一〇年（一八七七）となった。鉄宿取引を行うにあたって、傍線部eで担保として佐一郎の家屋敷と林左衛門の酒造道具を差し入れた。

このような試験的契約の中で、鉄宿業務においては、傍線部c・d・eで鉄の仕切について、時々田部家へ通達し、差図を受けること、仕切代金・外の入金はその都度残らず田部家に報告し、渡すようにすること、傍線部fで調物代・其の外の諸払い銭についても、田部家へ報告し、調査の上払い銭を渡してもらい支払うこと、傍線部gで鉄の仕切口銭は、これまで通り松江仕切の場合は金一〇〇両に付一両、積み出しの場合は金一〇〇両に付五〇匁とすること、傍線部hで調物代の支払いは松江綿屋が行うが、世話料として一ヶ年に二〇〇貫文とすることなどが取り決められている。

綿屋忠四郎も乃木綿屋と同様に、廻船を所有していた。「能登国福浦湊佐渡屋諸国客船帳」には、文政六年（一八二三）、「綿屋忠四郎船」として「天祐丸」が入津⁴⁴、また、安政三年（一八五六）には「綿屋忠四郎様船」として「禎祥丸」が入津したとある⁴⁵。佐渡国小木港仲町の「和泉屋客船帳」にも、明治九年（一八七六）、田部忠四郎の「禎祥丸」の記載がある⁴⁶。前述のように、同十三年には、田部林左衛門の持船として「禎祥丸」が記載されており、松江綿屋は明治五年以降経営難に陥ることから、明治十年から同十二年の間に所有者が松江綿屋から乃木綿屋にかわった可能性は充分考えられる。

明治五年（一八七二）以降、松江綿屋がどのようになったのかは、現状では判明しない。

前綿屋田部家との関係は、鉄宿のみに留まらない。文政四年（一八二二）、田部佐一右衛門による銀二五貫匁寸志上納の内、二二貫二〇〇匁は木村屋清兵衛より上納し、一貫四〇〇匁は綿屋忠四郎より上納されている。この時は、松江の鉄宿であった木村屋清兵衛が寸志金の大半を調達しているが、松江綿屋も調達している⁴⁷。文政八年（一八二五）の寸志銀一〇〇貫目上納については、その調達に木村屋清兵衛の名は見えず、「綿屋忠四郎方有銀之内ヲ以上納仕」とのみ記され、木村屋清兵衛倒産後は、鉄宿を任された松江綿屋忠四郎のみが寸志銀の調達を引き受けている⁴⁸。

また、明治五年（一八七二）、十月、松江副戸長から図4に示した大工町後畑地（約二五間、八間の地内に土蔵二棟が建つ敷地）の図面を差し出した折、その図面の写には「飯石郡吉田町田部長右衛門所持 支配人田部忠四郎」と記載されており、田部家支配人として田部家が所持する家屋敷の管理・運営を行っている可能性がある⁴⁹。前述したように乃木綿屋は借家を所持し、経営を行っているが、松江綿屋は田部家所持の家屋敷の管理・運営を任されているのではないかと考えられる。

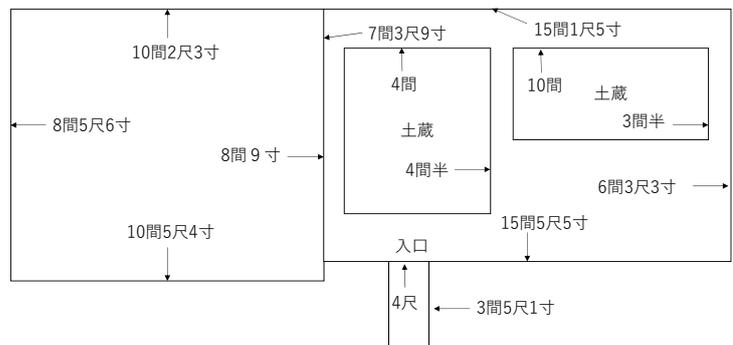


図4 明治5年（1872）田部家所有松江大工町後畑地図面（「元治二年旧記」田部家文書右下3-84）

おわりに

以上、従来分析があまりなされていなかった乃木綿屋林左衛門や松江綿屋忠四郎の動向について、幕末から明治初年という短い期間ではあるが、管見の史料をもとに推測を重ねつつ示した。乃木綿屋は酒造業、松江綿屋は鉄宿を生業としていた。他の事業では、田部家が行った持ち船鉄泉丸による廻船経営^⑧と同様に両家とも持ち船があり、廻船経営を行っていることも指摘できる。いわば、たたら製鉄業がメインであるが、そこから派生して参入した廻船経営を一族で展開していった可能性も十分に考えられよう。

事業以外の面でも、松江における田部家の諸払いについては、両家が行っている。特に松江綿屋は、田部家支配人であり、藩への寸志金調達を請け負ったり、松江における田部家所持の家屋敷を管理・運営している。このような田部家との密接な関係により、何か経営上の問題点が発生すると、前綿屋田部家が介入していくことになる。また、乃木綿屋と松江綿屋両家で経営難を乗り越えるための画策を行っていることも指摘できる。

このように、松江の町人は単独で成り立っているのではなく、血縁的な関係を背景に、大規模な経営を展開している松江城下外の家と連携をとりながら、また、松江城下の他の家の助けを借りながら、自らの経営を成り立たせていると考えると考えられる。

本稿では、田部家と関係のある松江の町人についてわずかに二家にしか過ぎないが、その特徴の一端を示した。今後、両家について分析を進め、各家の活動の特色、田部家との関係性の相違を明らかにするとともに、もっと多くの町人家を取り上げ、一定期間にわたっての活動を概観したいと考えている。

註

- (1) 『松江市史』通史編3近世I第三章第二節一〜三、四六三〜五〇五頁、松江市、二〇一九年。
- (2) 『松江市史』通史編4近世II第六章第四節七、拙者執筆部分、三四一〜三四五頁、二〇二〇年。
- (3) 「書入申上質物事」、「元治二年旧記」所収、田部家文書右下三一八四。「雲州吉田邑田部(元田邊)氏系図」(一九四一年作成、田部家文書)によると、乃木綿屋は縁戚関係にあると考えられる。
- (4) 「書入申上質物事」、前掲註(3)「元治二年旧記」所収。
- (5) 「瀧川家公用控」五番(写本)、野津敏夫家文書。
- (6) 嘉永五年(一八五二)十一月九日の火事と考えられる。『松江市史』通史編3近世I第二章第三節一、岸本覚執筆部分、三三六頁、松江市、二〇一九年参照。
- (7) 「横浜町洞光寺(堅町)〈貼紙〉」、船杉力修『平成一八〜二〇年度文部科学省科学研究費若手研究(A)「城下町の景観の動態的変容に関する歴史地理学的研究」報告書(絵地図集)』所収、二〇〇九年。綿屋林左衛門家は十八世紀後半から表借家を十二軒所有していたようである(大矢幸雄・渡辺理恵「白潟町屋の商人と町人地の変容―松江白潟町絵図」の分析を中心として)、『松江市史研究』五号(『松江市歴史叢書』七)、松江市教育委員会、二〇一四年。船杉氏翻刻の「松江白潟絵地図」によると、借家は堅町とともに、隣の横浜町、そして和田見町に多数あったことがわかる。
- (8) 乃木綿屋の屋敷及び造酒土蔵が、乃木村のどこに移転したかについては、現在のところ判然としない。現在の浜乃木一丁目为主要地方道松江木次線沿いに屋敷があったのではないかと推測している。今後の課題としたい。
- (9) 「能登国福浦湊佐渡屋諸国客船帳」には「寶永丸」とあり、本客船帳も「寶永丸」

の可能性がある。なお、乃木綿屋林左衛門の持船については、大矢幸雄「客船帳」にみえる城下町松江の廻船業と町人地研究の基礎資料として蒐集」『松江市史研究』一〇号（『松江市歴史叢書』十二）、松江市、二〇一九年）を参照されたい。

(10) 小木町史編纂委員会編『佐渡小木町史』史料集下巻、金子繁、一九七七年。出雲崎泊屋の「御客船入帳」『出雲崎町史』海運資料集（三）、出雲崎町、一九九七年）には、明治十一年（一八七八）に「田辺善左衛門」の名で、「禎祥丸」が鉄・生蠟・玉サト・稲コキを積んで入津しているが、「田部林左衛門」の可能性もあるだろう。船印は、林左衛門の「寶来丸」と同様に、「田」であった。

(11) 富木町史編纂委員会編『富来町史』続資料編、石川鼎羽昨郡富来町役場、一九七六年。

(12) 前掲註(3)「元治二年旧記」所収。

(13) 「覚」、「文化十二年旧記」所収、田部家文書右下——四一九。

(14) 「明治十四年巳六月意宇郡野白金屋子神社造営之際、如左寄付」、前掲註(3)「元治二年旧記」所収。

(15) 「明治五申十月廿四日、松江副戸長ヨリ大工町後畑地図面坪附書出シ候様申来、同廿五日左之通書出ス」、前掲註(3)「元治二年旧記」所収。

(16) 『松江市史』通史編4近世Ⅱ第6章第四節四、仲野義文執筆部分、三三〇〜三三二頁、松江市、二〇二〇年。

(17) 「文政四巳五月御公役被為蒙仰候ニ付左之通寸志上納願出 乍恐御願申上御事」、前掲註(13)「文化十二年旧記」所収。

(18) 「鉄宿議定証文之事」、前掲註(3)「元治二年旧記」所収。

(19) 前掲註(7)大矢・渡辺論文。

(20) 「白鵜魚町図（貼紙）」、前掲註(7)船杉報告書所収。借家の有無も乃木綿屋と松

江綿屋の相違点の一つと考えられる。

(21) 『松江市史』通史編4近世Ⅱ第六章第四節一、中安恵一執筆部分、二九〇〜二九二頁、松江市、二〇二〇年等。

(22) 「奉願御事」、「明治五壬申九月他国出鉄式千駄之別御免之処他国問屋共故障筋願立之節、出願是迄之通被御免置候御書類式通入」所収、田部家文書右下七——一六——一七。

(23) 前掲註(2)「明治五壬申九月他国出鉄式千駄之別御免之処他国問屋共故障筋願立之節、出願是迄之通被御免置候御書類式通入」所収。

(24) 前掲註(1)参照。松江綿屋の船についても大矢氏前掲註(9)論文が参考となる。大矢氏によると、浜田外の浦清水家の「諸国御客船帳」には、「綿屋（田部）長右衛門」の名で「天祐丸」が入津しているとの指摘があり、「天祐丸」の所有者が判然としないが、このような記載は、田部家と松江綿屋の比較的近い関係が背景にあるのではないかと考えている。今後の課題としたい。また、大矢氏前掲註(9)論文によると、綿屋忠四郎の前に田部家の鉄宿を任されていた木村屋清兵衛も「家宝丸」という四人乗りの廻船を所持しており、享和二年（一八〇二）に温泉津へ入津している（「木津屋客船帳」明治大学図書館蔵）。

(25) 前掲註(1)参照。

(26) 前掲註(10)参照。

(27) 「文政四巳五月御公役被為蒙仰候ニ付左之通寸志上納願出 乍恐御願申上御事」、前掲註(13)「文化十二年旧記」所収。

(28) 「文政八乙酉秋寸志銀御願上御許容被為仰付候ニ付上納口左之通」、前掲註(13)「文化十二年旧記」所収。

(29) 「明治五申十月廿四日、松江副戸長ヨリ大工町後畑地図面坪附書出シ候様申来、同廿五日左之通書出ス」、前掲註(3)「元治二年旧記」所収。

(30) 拙稿「田部家の手船「鐵泉丸」『鉄の歴史村会報』第一八号、二〇一九年等。

〔付記〕本稿の執筆にあたり、史料の閲覧について田部家から多大なご高配を賜りました。また、宮下仙之助氏には、貴重なご教示を頂きました。末筆ながら深くお礼申し上げます。

本稿は、二〇二〇年度島根半島・宍道湖中海ジオパーク学術研究奨励事業「島根半島・宍道湖中海ジオパーク地域の歴史的景観と人々の生業、生活、文化に関する研究」における研究成果の一部である。

(とや ともふみ 松江工業高等専門学校教授)

松江藩家老・乙部九郎兵衛の中国絵画コレクションと相見香雨

―乙部家「御道具帳」と本屋平蔵「覚」―

村角紀子

はじめに

松江地域において〈コレクション〉といえば、まずは雲州松平家七代藩主・松平治郷（不昧）による茶道具名品収集と蔵品目録「雲州蔵帳」が突出した存在として挙げられるだろう。しかし、松江藩代々家老六家の一家であった乙部九郎兵衛（十代可時）の中国絵画コレクションも、かつてはこれに劣らず著名であった。その華麗なるコレクションは幕末から明治初期にかけて形成され、現在では国宝・重要文化財に指定される作品も数多く含まれていた。乙部家の蔵幅目録は明治・大正・昭和前期を通じて各地で筆写され、金欄緞子を用いて贅を尽くした表具は「乙部仕立^{おとべじだて}」として近代の数寄者に伝わった。だが、明治二〇年代には既に散佚が始まり、今ではごく限られた文献の中に痕跡を残すに過ぎない。

本稿では、残された史料の読解を通じて、乙部九郎兵衛可時のコレクションの実態とその収集を可能にした背景を検討したい。これは、ともすれば不昧と雲州松平家蔵品というピラミッドの頂点のみに着目しがちな従来の研究状況に対し、松江地域の美術愛好の文化を支えていた様々な階層へと視野を広げ、近世と近代の点と点をつなぐ新たな材料を提供することにもつながるだろう。

1. 乙部家蔵品目録とその写本類

（1）現在確認できる目録と写本類

まず、乙部九郎兵衛家の絵画コレクションに関する史料を整理しておきたい。本稿の調査段階で、以下五種類の目録が確認できた。

A 「御道具帳」、明治四年以降成立、松江歴史館寄託（乙部家文書11-7）

B 「雲州乙部家蔵幅目録 完」、明治二〇年以降成立、島根大学附属図書館桑原文庫蔵

C 「雲藩家老乙部家道具帳」、大正一〇年以降成立、島根大学附属図書館桑原文庫蔵

D 写本コピー「雲州乙部蔵帳（総門雲煙集）」、（原本）昭和三年一月写、平安元永堂、東京文化財研究所蔵

E 相見香雨編・翻刻「総門雲煙集」、『群芳清玩』第六冊所収、精芸出版合資会社、大正七年六月刊

A「御道具帳」は、平成一七年度に乙部家十四代当主の乙部正人氏（松江市在住）から松江市に寄託された「乙部家文書」三三箱¹⁾の中の一冊である。

乙部家に伝世したものであり、後年流布した写本の原典にあたると思われる。ただし、現在確認できる写本類は右の通り題目が全て異なっており、内

容をAと照合すると脱字や誤写、順序の錯綜が一部に認められ、その箇所もそれぞれ異なる。元となった親本は異なっていたと見られ、明治～昭和前期に複数のルートで筆写が広まっていた可能性が高い。

また、E「総門雲煙集」は、松江市出身の美術史家・相見香雨が「乙部九郎兵衛翁の蔵画目録」を活字化し、解題を付したものである。本章第四項で詳述するように、画題・画家名以外は大幅に省略されたものではあったが、この刊行が乙部家コレクションの情報を最もよく一般に知らしめたと言える。小田栄作編『茶道古美術蔵帳集成』上巻（国書刊行会、昭和五二年刊）に一部改編のうえ採録され、今日まで知られている²⁾。

(2) 乙部家「御道具帳」

それでは、A「御道具帳」(写真1-1)について詳しく見ていきたい。形状は縦二六・二×横一八・五cmの大本、紙縫綴の堅帳で墨付七三丁。表紙は本文と同じ無地和紙で、左肩に「御道具帳」と直書される。裏表紙はなく、「盆之部」「鍋」の目録で終わっている。墨色・筆跡とも最初から最後まで同一で、肥瘦の少ない流麗な字体で記されており、淀みも崩れもない。別紙を足した箇所や切り取り等もないことから、コレクションが確立された段階での清書本であり、さらに第二章第三項で詳述する明治四年拝領品が記載されることから、これ以降に成立したものと分かる。

主な部門の名称と配列は以下の通りである（・は引用者補）。

「唐絵懸物之部」

「和画懸物之部」

「墨跡部」

「手鑑・冊物・軸物之部」

「硯箱・硯・短冊手箱・軸物盆・筆・筆架・硯屏等之部」

「茶碗」

「棗・茶入・中次之部」

「茶杓之部」

「香合之部」

以降も茶道具・皿鉢類の細目が続くが、こうした多くの部門のうち、前述の写本類で書写され流布したのは、冒頭に位置する「唐絵懸物之部」一六五点および「和画懸物之部」二九点の計一九四点のみである。その配列や分量、記述の詳細さからも、乙部家コレクションの核はやはりこの二部門であったと見做される。その内訳は、第四章【史料2】「御道具帳」翻刻を参照いただきたい。ちなみに、「唐絵」とは中国絵画、特に宋・元・明代あたりまでの古画を指す。一方の「和画」は、中国絵画の影響を受けた形式で描かれた室町から桃山時代にかけての日本絵画、雪舟・周文・



写真1-1 「御道具帳」表紙
松江歴史館寄託(乙部家文書11-7)

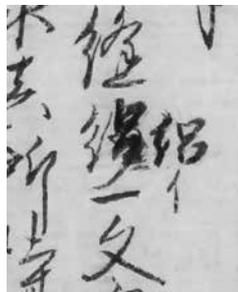


写真1-2 同 書入れ部分



写真1-3 同 1丁表

如拙・狩野派等の作品を指しており、土佐派などいわゆる大和絵はここに含まれていない。

「唐絵懸物之部」は、「御秘蔵」「御秘蔵並」「上々」「上中」「上下」「中上」「中々」「中下」「下上」「下中」「下々」の二段階に細かく分類される。「和画懸物之部」は「上々」「上下」「中上」「中下」「下上」「下々」の六段階である。その分類のもと、各項目は一行目に画題・画家名、二行目以下に表具・箱書・付属品（讓帖・添帖・手紙等）が整然と記録される。例えば、「唐絵懸物之部」最上位、「御秘蔵」最初の項目は以下のようにある（以下【史料2】との対応番号を示す、御道具帳1）。

一 牡丹図 趙昌筆

上下萌黄地紗金中茶地銀紗一文字風帯白茶地金欄伊川箱書黒塗金
紛^{（マ）}字形伊川添帖

すなわち、これは中国宋代の画家・趙昌が描いた牡丹の図であり、軸装の各部には上下に萌黄地の紗金、中廻しに茶地の銀紗、一文字と風帯には白茶地の金欄という豪華な裂が用いられ、軸を収める箱は黒塗で文字は金粉、木挽町狩野家八代・狩野伊川院栄信（一七七五〜一八二八）による箱書が趙昌の作品であることを保証し、さらに同者の鑑定書も付属している、ということを示す。

各項目の記述のうち、表具裂の色や種類に一部修正が加えられ、本文と同じ筆跡で「イ」と小字が添えられている（写真1-2）。これは「違・異」を示す略記、または目録の照合を行った人物の頭文字等と推測される。また、大きく目を引く点として、薄墨の線で消された項目が非常に多いことが挙げられ（写真1-3）、右の《牡丹図》を筆頭に、絵画全一九四点のうち実に一六七点にのぼる。これは後年その作品が同家を離れた際の処置、いわ

ば登録抹消と見るのが妥当だろう（ただし、取消線のない項目も作品は現存せず）。これについては第三章で新たな所蔵者を含めて詳述したい。なお、理由は不明だが、分類名の「御秘蔵」「御秘蔵並」の「御」の字も濃墨で荒く塗りつぶされている。

右のような上・中・下の中国絵画ランク付は、室町時代の東山御殿内装飾を記録した『君台観左右帳記』にまで遡るものであり、巨視的には、武家に根付いた「唐絵」鑑賞文化が幕末に至るまで更新を重ねて複雑化した価値体系と捉えることができる。とは言え、例えば二点ある徽宗皇帝の作品（御道具帳32・44）が最上位の「御秘蔵」ではなく、「上々」「上中」に別々に分類されるなど、乙部家でのランク付にあたり具体的に何が指標とされていたのか、現段階ではよく分からない。なお、同一分類内の配列については入手順であったと推測される（第二章第三項参照）。

また、表具等に関する定型化された書式は、近いところでは主家の雲州松平家「雲州蔵帳」^⑧に概ね準ずるものであり、そこに室礼の一部として玉潤筆《山市晴嵐》（現・重要文化財、出光美術館蔵）や牧溪筆《遠浦帰帆》（現・重要文化財、京都国立博物館蔵）など宋元画が多数含まれていたことは周知の通りである。最も、全てを主家に倣った様子でもなく、「雲州蔵帳」では中国絵画・日本絵画とも部門としては「掛物之部」（もしくは「画掛物之部」）に一括されており、その配列は「茶入之部」「茶碗之部」等よりも後である。乙部家コレクションの特徴は、絵画を茶道具よりも上位に置いたところ、さらに、「唐絵」「和画」を明確に区分したところなどに示されていると言えるだろう。

(3) 写本類三種

次に、写本類三種について見ていきたい。

B 「雲州乙部家蔵幅目録完」(写真2-1)は、島根大学附属図書館に近年収蔵された桑原文庫第三期分の一冊であり、桑原羊次郎(二八六八〜一九五五)旧蔵である⁴⁾。和綴の半紙本で、薄茶色の表紙の左肩にある重郭題箋(一部破損)に同題が墨書される。本文は無地和紙の墨付四一丁、「唐繪懸物」および「倭画懸物」の目録が大ぶりの字体で筆写される。脱落や誤写がわずかに見られるほか、「御秘蔵 十四点」「御秘蔵並 十七点」のようにAにはない分類別作品数が独自に補足されており、分類名も「上ノ中」「上ノ下」のように微妙に異なっている。本写本の最大の特徴は、画家名の右肩に新たな所蔵者名が一部朱書されていることで、例えば冒頭の「牡丹図 趙昌筆」には「宮内省御物」とある(写真2-1②)。同作品が皇室に献上されたのは明治二〇年であることから(第三章第一項参照)、書入れはこれ以降のものである。朱書には他にも、西田栄太郎(明治二〇〜二七年に島根県警察本部長)、高橋佐十郎(神門郡稗原の豪農)、西尾松太郎(松江末次魚町の富商)、高城権八(旧松江藩士)といった名も見られ、乙部家コレクションが明治二〇年代に島根県下の名士にも分散していた



写真2-1 「雲州乙部家蔵幅目録完」表紙、島根大学附属図書館桑原文庫蔵



写真2-2 同 1丁表(部分)



写真3 「雲藩家老乙部家道具帳」表紙、島根大学附属図書館桑原文庫蔵

様子が読み取れる。

C 「雲藩家老乙部家道具帳」(写真3)も、同じく桑原文庫第三期収蔵分の一冊である。厚紙の表紙中央に同題が直書され、左下に「桑原氏」とあることから、桑原羊次郎が自家用に筆写したものと考えられる。紙縫綴の半紙本で、本文は郁文堂版半葉二行青色野紙、墨付三五丁。「唐繪懸物之部」および「和画懸物之部」が分類名まで忠実に写されている。「御秘蔵」「御秘蔵並」の「御」を塗りつぶしている点までAの現状と一致しており、Aもしくはこれにごく近い写本が親本と考えられる。ただし、理由は不明だが、「唐繪懸物之部」中下ノ中にかけて項目の脱落や順序の錯綜がみられる。裏表紙に「大正十年度 経木真田帽子 往復書類綴 事業係」とある厚紙が再利用されていることから、少なくとも大正一〇年以降に製本されたものである。

D 「雲州乙部蔵帳(総門雲煙集)」は写本のゼロックスコピーで四二枚分。「美術研究所」蔵書印と「和漢書第47647号/美術研究所図書/2013年11月2日受入」の印があり、元は帝国美術院付属美術研究所時代(昭和五〜二二年)の収蔵と分かる。末尾に「昭和三年十一月写/平安元永堂印」とあり、原本は京都の骨董商が所持したものと思われる。本資料は内容よりも、筆写年代と地域が明らかかな点で重要であり、乙部家目録の筆写が昭和期に入ってもなお松江から遠く離れた骨董商の間で続いていたことを示している。なお、本資料には「参考」として後述の「総門雲煙集」コピーが添付される。

(4) 相見香雨「総門雲煙集」

E「総門雲煙集」については、刊行までの経緯を、紹介者である相見香雨の足跡を含めてやや詳しくたどっておきたい⁵⁾。

相見香雨(本名繁一、^{はないち}一八七四―一九七〇)は、明治七年二月一日、松江市白潟魚町の商家・相見家(野波屋)の長男として生まれた。父・文右衛門(号・淞雨)は白潟の豪商・森脇三家のひとつ古森家の森脇忠兵衛十世元照(松陵)の三男で、漢詩と篆刻を得意とした。十代で両親とも没し、親戚にあたる岡崎運兵衛方に寄寓して島根県尋常中学校へ進学。同校に赴任したラフカディオ・ハーンに英語を習う。東京専門学校(現・早稲田大学)文学科撰科卒業後、明治三四年に松江に戻り、岡崎運兵衛が創刊した『松陽新報』編集者となる。

明治三九年頃、東京の美術専門出版社・審美書院の初代主幹・田島志一が雲州松平家所蔵の不昧公名物撮影のため来松⁶⁾。相見は約一ヶ月に及ぶ調査を手伝い田島と懇意となり、明治四一年春、審美書院に入社。当時同社で刊行が進められていた『東洋美術大観』等の編纂補助にあたり、美術史家としての一步を踏み出した。明治四三年四月、ロンドンで開催される日英博覧会出店のため田島や同社社員とともに渡英、博覧会終了後はフランス、ドイツに滞在して大正元年に帰国した。同年秋、田島は審美書院主幹を退いて紙器製造会社を設立。また、別に美術出版社・芸海社を設立した。

大正元年十一月、芸海社より、中国および日本の名画集『群芳清玩』の刊行が開始された。第一冊巻頭にある田島の「群芳清玩発刊の辞」には、審美書院時代の美術書に未掲載の作品を開拓してこうとする意気込みが示される。また、目次からは、寺社や博物館所蔵品に比べ紹介の機会の少なかった個人蔵の作品に力を入れている様子が見て取れる。

相見はこの『群芳清玩』で編集印刷兼発行者を務めた。第一冊から佐藤喜八郎所蔵の狩野季頼筆《山水図》、岡崎運兵衛所蔵の銭穀筆《屈原漁夫図》など松江の富商が所蔵する作品が掲載されており、相見がこの前後、郷里の人脈を活かして材料収集を進めていた様子が確認できる。

『群芳清玩』第三冊(大正二年三月刊)では、松江の福村弥一郎所蔵の戴嵩筆《騎牛図》が、乙部家旧蔵作品として紹介された。同図解説には以下のようにあり、この段階で相見が「乙部家蔵弄目録」を入手していたこと、さらに赤星家所蔵の夏珪・馬遠をはじめ、乙部家旧蔵作品に出会う機会が多かったことが読み取れる。

此幅元と支那画の蔵幅家として有名なりし乙部九郎^{「マムシ」}衛門氏の旧蔵である、乙部氏は雲州松江の藩老であったが、支那画に甚深の趣味を有し、随つて其蒐集愛蔵したる唐宋元の諸名幅頗る多数であったことは乙部家蔵弄目録に徴するも明かなる所である、現に赤星氏の夏珪筆展望觀瀑図^{「マムシ」}双幅、馬遠筆洞山過水^{「マムシ」}図などの如きも乙部家の旧蔵であつたもので、此他世間に散逸したものは沢山あるが、乙部の旧蔵といへば一層好事家に珍重せらるゝを以て見るも、其眼識の高かりしを証するに足るのである

『群芳清玩』は、大正三年四月に第五冊まで刊行したところで第一次世界大戦の影響を受けた不況により休刊し、芸海社自体も、審美書院二代目主幹の和田幹男が代表を兼務する精芸出版合資会社に合併された。大正七年六月に第六冊が刊行された時、奥付にある発行所は精芸出版合資会社、編集印刷兼発行者も和田名義となっている。だが、実際には引き続き相見が編集を務めたことは、最終の第一〇冊(大正一〇年十一月刊)末尾にある「群芳清玩結巻に蒞みて」という相見のあとがきから明らかである。

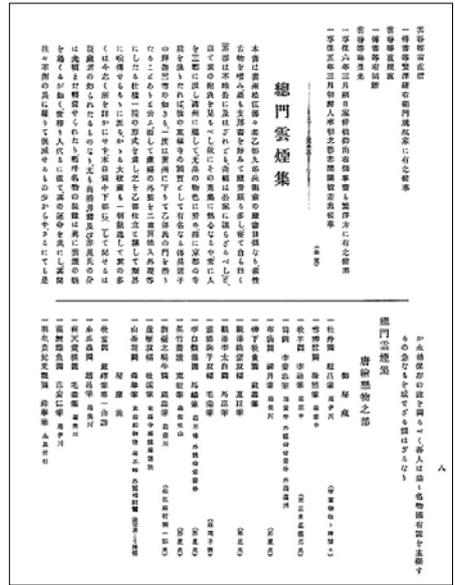


写真4 相見香兩編・翻刻「総門雲煙集」『群芳清玩』第6冊、精芸出版合資会社 大正7年刊掲載

さて、発行所を代えて再スタートした『群芳清玩』第六冊に、相見は「総門雲煙集」と題して乙部家目録の「唐繪懸物之部」「和画懸物之部」を掲載した

(写真4)。解題には以下のようにあり、他では見られない詳しい情報が盛り込まれている。

本書は雲州松江藩々老乙部九郎兵衛翁の蔵画目録なり、翁性古物を嗜み、最も支那画を好みて蔵弄頗る多し、嘗て自ら曰く「茶器は不昧公に及ばざれども、画幅は公家に譲らざるべし」と、以て其の抱負を見るべし、故にその蒐集に熱心なるや、常に人を三都に派し諸州に廻して、尤品の物色に努め、殊に京都の寺院を漁りたれば、彼の東福寺の国宝として有名なる伝呉道子の釈迦三尊の如きも、一度は雲州に下りて乙部氏の門を潜りたることありと云ふ、而して蔵幅の外装を二重管帙入外覆等にしたる仕様一種の様式を為し、これを乙部仕立と称して斯界に喧伝せらるゝに至る、かゝる大蒐集一朝散佚して其の多くは今之く所を詳かにせず(以下略)

ところで、前項までに確認した通り、乙部家「御道具帳」および写本類に「総門雲煙集」にあたる語句は見当たらない。相見の命名と考えてよさそうだが、解題にその説明はない。なぜこのような名が付けられたのだろう

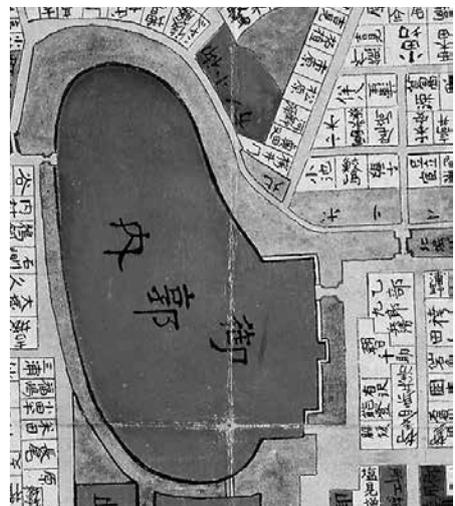


写真5 「松平期松江城下町絵図」より北総門橋付近(部分) 文政8(1825)~嘉永4(1851)年 島根大学附属図書館蔵 原文庫蔵

か。以下は仮説になるが、松江地域において「総門」と言えらば、松江城北東にある「北総(惣)門」(東惣門、脇虎口門とも)を指す。城の表玄関である南側の総門は主に「大手門」と呼

ばれる。北総門は職員通用口とも言えるが、その目の前には「北総(惣)門橋」があり、これを渡って現在では松江歴史館の建つ場所(松江市殿町279)に代々位置していたのが、まさに乙部家の上屋敷であった(写真5)。明治二・四年には十代藩主だった松平定安が藩知事としてここを私邸とした(第二章第三項参照)。すなわち「総門」とは、かつて乙部家があった場所を指していたと思われる。また、「雲煙」は杜甫「飲中八仙歌」の一節にちなみ、古来、書画を意味する。と同時に、ここには「一朝散佚」してしまったコレクションのはかなさも含意されていたと見るべきだろう。

だが、そうして同郷の思いを込めて名付けた「総門雲煙集」に相見が翻刻紹介したのは画題・画家名が中心で、本来、乙部家「御道具帳」に記されていた表具と付属品に関する詳細な記述はほとんど割愛された。代わりに、相見は独自に大正七年当時の所蔵者名を書き添えた。例えば、「総門雲煙集」最初の三項目は以下のようにある。

- 一 牡丹図 趙昌筆 箱伊川 (帝室御物ト拝聞ス)
- 一 雪柳鷺図 徐熙筆 箱宗中

一牧羊図 李迪筆 箱宗中 (東京赤星鉄馬氏)

この他にも、「福岡子爵」「松江福村弥一郎氏」「神戸川崎芳太郎氏」「横浜原富太郎氏」「高橋是清男爵」「東京高田慎蔵氏」「東京団琢磨氏」「東京岡崎正也氏」「長州菊屋剛十郎氏」といった名が挙げられる。これは、相見が編集者として審美書院時代より積み上げてきた全国規模での資料収集と各家での作品実見の成果であり、当時の作品の流通を知る上で極めて重要な情報である。

2. 乙部九郎兵衛十代可時の経歴と収集の背景

(1) 乙部九郎兵衛可時の経歴

次に、乙部九郎兵衛の経歴を確認しておきたい。周知の通り「九郎兵衛」は初代以来の名跡で、コレクションには同家で代々受け継がれた品もあつたと考えられるが、前述のように「御道具帳」は明治四年以降に編成されていることから、ここでは特に幕末明治期に最後の家老職を務めた十代可時を中心人物と見做して論を進めることにしたい。『松江藩列士録』(以下『列士録』^①)の乙部九郎兵衛家事跡を元に、同書に採録のない明治二年以降については同家「年譜」(乙部家文書12-9)を参照し、本稿に関連する事項を整理したのが【年譜】である。

可時の生没年が明記された史料はないが、『列士録』の天保九年(二八三八)「嫡子栄寿郎〔可時幼名〕前髪執之」を仮に一五歳として逆算すると、文政七年(一八二四)生まれとなる(なお、安政四年に「五拾歳」になり男子なく女子二人があるため養子を迎えるという矛盾する記述もあるが、これは定型句と見做せる)。弘化元年(一八四四)九月、父の九代可備よしとから家督を相続し、家禄四二五〇石の家老となった。当時の藩主は松平不昧

【年譜】乙部九郎兵衛十代可時 略年譜

和暦	西暦	月日	※数え年	事項	出典
文政7年	1824		1歳	この年、父・九代乙部九郎兵衛可備長男(母妾)として出生カ。幼名・栄寿郎	
天保9年	1838	5月8日	15歳	前髪を落とす(元服)	『松江藩列士録』2、129頁
天保10年	1839	9月17日	16歳	九代藩主・松平齊貴に御目見	同上
天保11年	1840		17歳	乙部家嫡子として出勤	同上
天保13年	1842	9月13日	19歳	結婚(三谷権大夫長敏娘・鉄)	同上、玉木勲
弘化元年	1844	9月29日 12月12日	21歳	父可備隠居、家督を相続し家老となる(4250石) 九郎兵衛に改号	同上 同上
弘化2年	1845	1月17日 6月7日 11月	22歳	御仕置役見習 御仕置役本役 江戸勤番となり出府(弘化4年11月帰国)	同上 同上、130頁 乙部家文書12-9「年譜」
弘化4年	1847	10月 11月20日	24歳	齊貴上京の御供として江戸から京へ 父可備没	同上 『松江藩列士録』2、129頁
嘉永2年	1849	1月16日	26歳	江戸留守居役となり4月上旬出府、翌年5月帰国	同上、130頁
嘉永6年	1853	9月5日 9月27日	30歳	松平定安、十代藩主就任 定安の家督相続にあたり江戸に出府、病気のため帰国、保養	同上、130頁
安政4年	1857	11月23日	34歳	「五拾歳」になり平賀縫三男を養子とする(嫡子勝三郎)	同上
安政6年	1859	3月20日	36歳	二男として実子恵次郎誕生、葛西源右衛門養子とする	同上、131頁
万延2年	1861	2月15日	38歳	嫡子勝三郎、前髪を落とす(元服)	同上
文久3年	1863	5月1日 7月26日 11月10日	40歳	直指庵(前藩主・齊貴)没 直指庵愛用の英卓、香炉を拝領 直指庵秘蔵の時計を拝領	同上、131頁 同上
元治元年	1864	7月26日	41歳	長州征伐にあたって藩主留守の城固となる	同上
元治2年 慶応元年	1865	3月15日 8月16日	42歳	病気により隠居を願い出るが入れられず保養 大砲製造御用のため唐銅器上納	同上 同上、132頁
明治2年	1869	6月17日 8月14日 8月21日	46歳	定安、版籍奉還により藩知事となる 殿町上屋敷を定安私邸として上納、赤崎(奥谷村)下屋敷へ引越 十一代勝三郎可誠家督、可時は隠居し、以後は月心齋と号	乙部家文書12-9「年譜」 同上
明治3年	1870	9月16日 10月23日	47歳	本屋平蔵から李迪筆《紅白芙蓉図》ほか購入 秩禄処分により藩士家禄が一律32石となる	乙部家文書8-1-2「覚」
明治4年	1871	1月4日 8月14日 9月1日 9月7日	48歳	定安より舜挙筆《山茶花図》拝領 定安、廃藩置県により免官 定安より高然碑筆《朝山図》拝領 定安、東京へ移る	乙部家文書12-9「年譜」 乙部家文書12-9「年譜」
明治6年	1873	5月10日 9月12日	50歳	勝三郎病気により十二代隆之助可誠(可時三男)家督 乙部巽、幼年の隆之介後見となる(明治17年9月3日解任)	乙部家文書12-9「年譜」 同上、8-1-73「証」
明治10年	1877	9月	54歳	月心齋、「遺書」作成。これ以降に没カ	乙部家文書12-1-13「遺書」

出典：島根県立図書館郷土資料編『松江藩列士録』第2巻、島根県立図書館、平成16年、乙部家文書(松江歴史館寄託)、玉木勲『松江藩を支えた代々家老六家』ハーベスト出版、平成23年。※「数え年」は天保9年(1838)を15歳とした場合の試算である。

の孫の九代斉貴である。可時は翌年一月から二年間江戸勤番となり、この間、弘化四年の孝明天皇即位式に斉貴が將軍名代として上洛した際には御供を務めた。嘉永二年（一八四九）四月に江戸留守居役として再び約一年出府し、江戸での生活を経験している。嘉永六年には松平定安が十代藩主となり、明治二年の隠居まで一六年間、激動の時代に定安を支えた。隠居後は月心斎と号し、明治一〇年九月付の家族宛「遺書」（乙部家文書12-1-13）が残ることから、これ以降に没したことが確認できる。

可時が絵画収集に開眼した契機は今のところ明らかでないが、江戸や京での見聞、あるいは主家所蔵の不昧収集品などは、当然何らかの影響を与えていただろう。

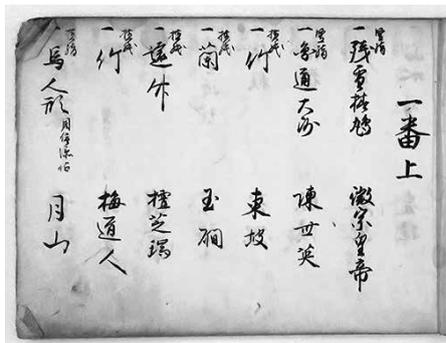
（2）収集経緯の検討―道具商とのやりとり

乙部九郎兵衛可時の絵画収集方法について、相見香雨は前掲の「総門雲煙集」解題に「常に人を三都に派し諸州に廻して、尤品の物色に努め、殊に京都の寺院を漁り」と記している。この情報源は明らかでなく、おそらく古老や所蔵家等からの聞き取りと思われるが、「御道具帳」にも実際に「東福寺栗棘庵譲帖同証書」（13二幅対 芦雁図 牧溪筆）、「東福寺譲帖同証書」（26三幅対 文殊釈迦普賢 張思恭筆）、「真珠庵宗玄外題并手紙 大徳寺大心折紙」（124岩竹蘭 画賛 無明恵性筆）等、京都の大寺院伝来を推測させる付属品が記録される。

また、乙部家文書には、絵画収集にあたり江戸／東京の道具商と交わしたと思われる史料も残されている。例えば、「駒込高崎屋所持掛物目録覚」（乙部家文書8-2-27）、「木挽丁道具帳」（同12-36）、本屋平蔵「覚」（同8-1-1-2）などである。

「駒込高崎屋所持掛物目録覚」は継紙（封なし）、年記や差出人の名はない。内容は「唐絵之部」三四点、「和画之部」一四点の簡易目録で、形状（大横物・中立等）、画題、画家名、一部付属品の情報が列挙され、朱墨で○や△印も部分的に付されている。道具商から提示された商品リストと推測され、○付の中には「芦雁 牧溪 印有」等と「御道具帳」と合致するような項目もあるが、情報が少ないこともあり、ここから実際に購入したか明確には判断できない。

「木挽丁道具帳」（写真6）は、紙縫綴の横中本（一三・一×一八・七㎝）で、表紙中央に直書された同題から、古画鑑定の権威であった木挽町狩野家の蔵品目録写しと思われる。本文は墨付二三丁。形状、画題、画家名、一部付属品の情報が列挙され、分類「一番上」「一番下」に徽宗皇帝をはじめとする中国絵画、「二番上」「二番下」「三番」「四番」に雪舟ほか日本絵画（土佐派を含む）が記される。末尾近くに「文政六初穂相改」とあることから、文政六年（一八二三）七月以降のものと分かる。本史料が乙部家に伝来した経緯は不明だが、乙部家「御道具帳」記載の添手紙筆者には古藤養山（一点）や三村晴山（三点）といった幕末期の木挽町狩野家高弟の名が複数確認



写真真6-2 同 1丁表



写真真6-1「木挽丁道具帳」表紙
松江歴史館寄託（乙部家文書12-36）

【史料1】

本屋平蔵「覚」(乙部家文書8-1-1-2) 翻刻

勝川添状同前

一金百五拾両也

李迪真筆

紅白芙蓉 式幅対

表具 上下唐物純子

中 長曾我部蔵黒船切

中風帯一文字焼切

勝川添状同前

一金百五拾両也

夏珪真筆

瀧見眺望 式幅対

表具 上下唐物細川純子

中 古金欄時代安楽庵

一風 唐物金欄 牙軸

勝川院真筆添状

各嶋桐箱二入

金七百五拾両也

内金⑩三百五拾両也

九月六日請取⑩

右之通御内金慎⑩請取

被下候事以上

午九月十六日 本屋平蔵⑩

奥村団蔵様

右往来狩野養朴の世話ニテ

取集シテ手鑑ニ致たし候所

一昨年瓦解之節其諸

侯より払ニ出分ヲ好キ者

四五人打寄諸々分ケ取ニ

致此節不残表具出来中

強而懇望致讓受申候

尤六通之内夏明遠彦通ハ

讓不申諸五通より金千両ニ而

讓可申之処種々割合申而

不残金七百五拾両差引請させ

申候 只今御内金御渡被下

残分者御帰国之上御覧ニ入

候上御気ニ入候ハ、早速御送り

可下被候 御儀定被下候事以上

〔紙継はずれ〕⑩

右之内別義御不用ニテ御戻しニ

相成候分として其代金早速

返納置被下候事以上

勝川添状同前

一金百五拾両也

李迪真筆

紅白芙蓉 式幅対

表具 上下唐物純子

中 長曾我部蔵黒船切

中風帯一文字焼切

勝川添状同前

一金百五拾両也

夏珪真筆

瀧見眺望 式幅対

表具 上下唐物細川純子

中 古金欄時代安楽庵

一風 唐物金欄 牙軸

勝川院真筆添状

各嶋桐箱二入

金七百五拾両也

内金⑩三百五拾両也

九月六日請取⑩

右之通御内金慎⑩請取

被下候事以上

午九月十六日 本屋平蔵⑩

奥村団蔵様

勝川添状同前

一金百五拾両也

李迪真筆

紅白芙蓉 式幅対

表具 上下唐物純子

中 長曾我部蔵黒船切

中風帯一文字焼切

勝川添状同前

一金百五拾両也

夏珪真筆

瀧見眺望 式幅対

表具 上下唐物細川純子

中 古金欄時代安楽庵

一風 唐物金欄 牙軸

勝川院真筆添状

各嶋桐箱二入

金七百五拾両也

内金⑩三百五拾両也

九月六日請取⑩

右之通御内金慎⑩請取

被下候事以上

午九月十六日 本屋平蔵⑩

奥村団蔵様

でき、こうした鑑定作品の購入過程でもたらされた可能性もあるだろう。

本屋平蔵「覚」(写真7)は、継紙(一六・二×一三九・七^{cm}、封なし)、「九月六日」「午九月十六日」と日付があり、さらに文中に「一昨年瓦解之節」とあることから、明治三年九月と分かる。差出人は本屋平蔵、宛先は奥村団蔵⁸⁾とある。これは年代が明らかで内容も特に重要と思われるため、全文と写真を【史料1】に紹介する。

本屋平蔵とは、宮武慶之「江戸の道具商・本惣―了我、了芸の活動に注目して」に拠れば⁹⁾、江戸の道具商「本屋惣吉(本惣)」の三代目である。初代惣吉(号・了我)は松平不昧に近侍した道具商の一人であり、茶会の客としても交流があった。二代目(了芸)も不昧の茶会に多く参加し、名器録『麟鳳亀龍』を編纂したことでも知られる。本惣の店は新右衛門町(現・中央区日本橋二丁目)にあったという。

「覚」には右の通り、商品である中国絵画五件について、①金額、②画家名、③画題、④員数(二幅対等)、⑤表具種類、⑥付属品(添状等)が列挙され、その来歴や入手経緯も詳しく記されている。文面からは以下のような売買の経緯が読み取れる。明治三年九月六日、五件の詳細と合計金額が提示され、一〇日後の九月一六日、代金計七五〇両のうち三五〇両が「内金」として代理人の奥村団蔵を通じて本屋平蔵へ支払われた。その後は奥村が五件を松江に持ち帰って「御覧」に入れ、気に入れば残金を送ることになっていたが、結果的に「御不用」の返品があり、この分の代金は後に返金されることになった。

「覚」に記された五件のうち四件は乙部家「御道具帳」の以下の項目と細部まで記述が対応しており、可時が本屋平蔵から実際に購入したことが確認できる。

9	二幅対	霊猫狗子	毛益筆
20	二幅対	夏季勝景図	趙大年筆
27	二幅対	芙蓉図	李迪筆
7	二幅対	観瀑図眺望図	夏珪筆

これらの作品については第三章第二項でも詳述したい。なお、返品したのは「御道具帳」に記載のない「月山真筆 夏景人物」と推測される。

ちなみに、乙部家文書には本屋平蔵「書簡」(10-17、継紙、封なし)も残る。年不詳一月三十一日付で、差出人は同じく本屋平蔵。宛名は乙部巽という明治六〜一七年に乙部家十二代乙部隆之助の後見を務めた人物であることから¹⁰⁾、明治六年以降も同家と本屋の取引が続いていたことが分かる。ただし、この書簡にある簡易目録には「御道具帳」との一致を明確に指摘できるものは見出せなかった。

(3) 主君・松平定安からの拝領

「御道具帳」には、主君である松平定安から拝領と明記されたケースもある。「山茶花図 舜拳筆」(御道具帳14)および「朝山図 高然暉筆」(同31)の二点で、いずれも「雲州蔵帳」に記載が確認できる松平不昧遺愛品である¹¹⁾。拝領の時期については、前掲「年譜」の「十一代目乙部勝三郎可誠」の項に記録があり、「山茶花図」は明治四年一月四日、「朝山図」は同年九月一日、いずれも月心齋可時に与えられている。

この背景に、明治二年六月の版籍奉還、明治四年七月の廃藩置県という近代への大きな転換点があることは言うまでもない。版籍奉還によって城内に松江藩庁が新たに置かれることとなり、藩知事となった定安は城外に住むこととなった。このため、乙部家は明治二年八月、殿町北総門前の上屋敷

を定安の私邸として上納し、奥谷村赤崎の下屋敷に移った⁴⁰⁾。さらに明治三年一〇月には秩禄処分により士族の家禄が一律三二石に減らされ、かつて四二五〇石あった乙部家も同様の処分となった。翌正月に拝領した《山茶花図》は、「東山殿御物」と記録される名品であり、月心斎可時の嗜好を熟知した上で選ばれた慰労の品だったと思われる。同時に、雪の中で咲く山茶花の花に、下げ渡し当時の季節と、さらには以後厳しい時代を生きねばならない藩士の姿を重ねる意味もあっただろう。一方の《朝山図》は、廃藩置県に伴い免官となった定安が明治四年九月七日に東京へ移る直前、刀・青磁砵花生とともに与えられた。高然暉は山水画で著名だったが今日では実在が疑われる画家であり、どのような図であったかも不明であるもの、「遠所にある神仏をはるかに祭る」という意味の画題であり、松江を去る主君から旧家臣への思いが託された品と推測される。

ちなみに、「御道具帳」では《山茶花図》は「御秘蔵」の末尾、《朝山図》は「御秘蔵並」の末尾に記載されていることから、各分類内の配列は入手順だったと推測される。これは蔵品管理の観点からも合理的な措置と言えよう。

3. 明治大正期における乙部家コレクションの購入者

(1) 井上馨から皇室への《牡丹図》献上

それでは、乙部九郎兵衛可時所蔵の中国絵画コレクションのうち、現存が明らかかな作例について、乙部家以後にその作品を所蔵した者を挙げつつ整理しておきたい。

第一章で、「御道具帳」の多くの項目に登録抹消の墨線があることを紹介し、筆頭の「牡丹図 趙昌筆」を例に挙げたが、写本類ではこの項に「宮内省御物」(B『雲州乙部家蔵幅目録』)、あるいは「帝室御物ト拝聞ス」(E

「総門雲煙集」と補足があり、同作品が皇室所蔵となったことが示されている。皇室に代々継承されてきた美術品類は、昭和天皇の死後、新たに皇居東御苑内に建設された宮内庁三の丸尚蔵館に収蔵されている。ここには明治以降に旧大名、旧撰閥家や財界人等から献上された作品も多い。現在、同館に所蔵される中国絵画のひとつに、伝趙昌筆《牡丹図》(写真8)が確認でき、同じく狩野伊川院栄信の極めが伴うということから、これが乙部家旧蔵品に該当すると見做せる。だが、明治二〇年にこの作品を皇室へ献上した人物として記録されるのは、乙部家ではなく、井上馨である⁴¹⁾。

井上馨(号・世外、一八三六―一九一五)は周知の通り、長州藩士出身で、尊王攘夷運動で活躍した後、維新後は大蔵大輔、外務大臣、農商務大臣、内務大臣等を歴任した明治政府の元老である。同時に、その美術コレクションは質・量ともに極めて著名であり、益田鈍翁や高橋藩庵ら三井系財界人の上に立つ近代数寄者の代表格であった⁴²⁾。井上の所蔵品に、徽宗皇帝筆《桃鳩図》(東山御物、現・国宝、個人蔵)、伝馬遠筆《寒江独釣図》(広島藩主浅野家旧蔵、現・国宝、東京国立博物館蔵)といった、いわゆる「古渡り」の宋元画の重要作品が含まれていたことはよく知られており⁴³⁾、井上が一時期《牡丹図》を入手していたとしても全く不思議はない。

あらためて宮内庁三の丸尚蔵館所蔵の《牡丹図》を見ると、切り取られた枝や花瓶に挿した牡丹ではなく、地面から伸びる茎、茂った葉、咲き誇る大輪の



写真8 伝趙昌筆《牡丹図》
宮内庁三の丸尚蔵館蔵

花まで株全体を描いた、いわゆる「全株画」の大幅である。そして牡丹は、宮崎法子『花鳥・山水画を読み解く―中国絵画の意味』に拠れば、中国において古来「花王」と呼ばれ、艶麗な姿から富貴の象徴とされてきたという¹⁰⁶。この画題に込められている意味を、大コレクター井上は十二分に理解していたと思われる。

どのようなかたちで《牡丹図》が乙部家から井上の手に渡ったか、売却であったか差し出されたものであったか、また、どのような仲介者があったかを示す史料は今のところ確認できていない。しかし、コレクションの最上位にあったこの生命力溢れる「王者の花」が、親藩家老の元を離れ、これと対峙した維新の功労者へ、さらに最終的に天皇へと献上されたことは、明治という王政復古の時代における権力と富の流転を、非常に分かりやすく象徴していると言えるだろう。

(2) 福岡孝弟『水萍処鑑蔵目録』

乙部家旧蔵中国絵画を購入した明治政府の要職者は他にもある。福岡孝弟(号・水萍子、一八三五―一九一九)は土佐藩士出身で、明治政府においては文部大輔、司法大輔、元老院議員、参議兼文部卿、参事院議長、枢密顧問官等を歴任した人物だが、一方で書画コレクターとしても知られた存在であり、長年培った鑑定眼を活かし、画家印章の解説書『印譜弁妄』(国華社、明治三二年五月刊)まで出版している。福岡は乙部家コレクションのうち、二幅対 芙蓉図 李迪筆(御道具帳27)および二幅対 靈猫狗子 毛益筆(同9)を購入していた。福岡は自身の蔵品目録でこれらを以下のように紹介している(括弧内は引用者口語訳)。

李迪 宣和画印

紅白木芙蓉図

有款慶元丁巳李迪画
絹小対幅

毛益 乾道画院待詔

靈猫狗子図

無款
絹小対幅

惟是李毛両対幅、乙部氏旧蔵、且其撰矣、予先年獲之一僦人、而世既
有評于此画、今不復贅、因云、乙部氏旧雲州藩老、其家富於收蔵、最
多宋元古画、世間或羨之、自今有僦人偽装乙部氏旧蔵以售者、可不警
哉(この李迪・毛益の対幅は乙部氏旧蔵であり、かつその選定にかか
るものである。私は先年これがある商人から得たが、既にこの絵画に
対する評もあるので今また重ねることはしない。ちなみに乙部氏は旧
雲州藩老であり、その家は收蔵に富み、最も多いのは宋元の古画で、
世間ではこれを羨んだものだ。今後、乙部氏旧蔵と偽装し売ろうとす
る商人があれば用心すべきだろう。)

(福岡孝弟編『水萍処鑑蔵目録』厚信舎、明治三五年)

福岡は、明治一八年七月付の自序のある鑑賞記録集『水萍賞鑒録』(青山
清吉、明治三二年)も出版しており、その冒頭でも右の李迪・毛益対幅を取
り上げていた。ただし、ここでは乙部に言及せず、「蓋折古帖為挂幅者。或
云。古帖十葉皆宋代画。係龜山城主某蔵(おそらく古い折帖を掛軸にしたも
のだろう。古帖の十図はすべて宋代の画で、龜山城主某の所蔵であつたと言
う)」と記している。

ここで再度、乙部家が両作品を購入した際の【史料1】本屋平蔵「覚」に
目を戻すと、李迪・毛益対幅を含む作品五件の来歴について、元々は「養
朴」すなわち木挽町狩野家二代狩野常信(一六三六―一七一三)の世話で収
集したもので、「手鑑」(アルバム状に集めた画冊)になっていたが、明治

維新ののち「其諸侯」から払い出されたと説明している。これが福岡の言う「亀山城主某」であろう。その手鑑を四、五人で分けて軸装に直し、本屋平蔵の取り分は結果的に入手できなかった夏明遠の作品を含めて六件だったという。手鑑には当然これ以上の作品があったと考えられ、福岡が「古帖十葉」と伝えるところともひとまず一致する。

福岡が購入した両作品は、南宋院体画の優品として高く評価される李迪筆《紅白芙蓉図》（東京国立博物館蔵、国宝、写真9）、および伝毛益筆《萱草遊狗図・蜀葵遊猫図》（大和文華館蔵、重要文化財、写真10）である。いずれも福岡旧蔵と知られているが、それ以前の来歴は不明とされてきた¹⁰。前掲の「覚」と「御道具帳」はその空白の一部を埋めるものであり、中国絵画



写真9-2 同前



写真9-1 李迪筆《紅白芙蓉図》
東京国立博物館蔵 国宝
<https://webarchives.tnm.jp/imgserch/>



写真10-2 伝毛益筆《萱草遊狗図》

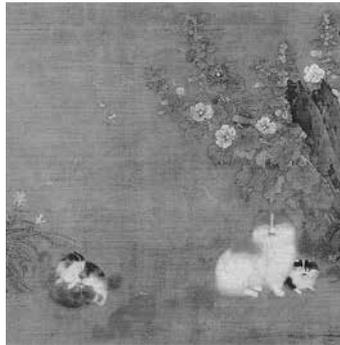


写真10-1 伝毛益筆《蜀葵遊猫図》
大和文華館蔵 重要文化財

受容史の史料としても重要と言えよう。

なお、『萱草遊狗図・蜀葵遊猫図』には、猫・蝶・親子の犬・萱草・蜀葵が描かれる。再び宮崎法子著書に拠れば、中国語で「猫 猫」は八、九十歳の老人を表す「耄 (mào)」、¹¹「蝶 (dié)」は七、八十歳を表す「耄 (mào)」「(c) (c)」に音が通じることから、あわせて長寿を祈願する意味を持つという。また、萱草は古来、男子誕生のまじないとして妊婦が腰に下げた花であり、親子の犬とあわせて子孫繁栄の寓意。蜀葵は向日性の植物で太陽との関りによって吉祥とされたという¹²。一見、愛らしい動物画の奥には、長寿・子孫繁栄（男子誕生）という現世的な願望が込められていたのである。

(3) 政商へ

第一章第四項に述べたように、相見香雨は「総門雲煙集」において、乙部家旧蔵品の所蔵者情報を部分的ながら紹介している。これは【史料2】「御道具帳」翻刻の該当項目に反映したので参照いただきたい。この情報から、個々の家の売立目録等で写真図版を確認し、現存作品の特定につなげることができる。紙数の都合で残念ながら全てを紹介することはできないが、代表的な人物と作品を挙げておきたい。

相見が紹介した所蔵者のうち、東京の赤星鉄馬（一八八三〜一九五一）の名は一〇点に確認できる。海軍への物資調達等で莫大な富を築いた薩摩出身の政商・赤星弥之助（一八五三〜一九〇四）の長男であり、近代数寄者として知られる弥之助から引き継いだものだった。赤星家の売立は、「総門雲煙集」刊行の前年、東京両国の美術倶楽部で三回に渡って大規模に行われ、その目録は『赤星家所蔵品入札』（大正六年六月一日売立）、『第二回赤星家所蔵品入札』（一〇月八日売立）、『第三回赤星家所蔵品入札』（一〇月一五日

売立」として発行された。その印刷担当は審美書院であり、相見は三回とも下見会場で作品を実見していた¹⁰⁾。「赤星氏蔵」とされた作品と、対応する売立目録図版は以下の通りである。現・重要文化財の馬遠筆《洞山渡水図》(東京国立博物館蔵)や貫休筆《羅漢図》(根津美術館蔵)が含まれる。

- 御道具帳3 牧羊図 李迪筆 ↓『赤星家所蔵品入札』出品番号7
- 同5 布袋図 禅月〔貫休〕筆 ↓『第二回赤星家所蔵品入札』6
- 同7 觀瀑図眺望図 夏珪筆 ↓『赤星家所蔵品入札』2
- 同10 李白觀瀑図 馬麟筆 ↓『第二回赤星家所蔵品入札』3
- 同11 墨竹 画賛 東坡筆 ↓『第二回赤星家所蔵品入札』16
- 同35 婦去来図 趙大年筆 ↓『第三回赤星家所蔵品入札』6
- 同46 羅漢図 禅月〔貫休〕筆 ↓『赤星家所蔵品入札』14
- 同67 洞山渡水図 馬遠筆 ↓『第二回赤星家所蔵品入札』20
- 同70 山水図团扇 夏珪筆 ↓『第三回赤星家所蔵品入札』2
- 同154 山家図 舜举〔錢選〕筆 ↓『第三回赤星家所蔵品入札』215 (図なし)

次に多い八点を所蔵したとされるのが、神戸の川崎芳太郎(一八六九〜一九二〇)である。薩摩出身で川崎造船所を創設し神戸川崎財閥を築いた川崎正蔵(一八三六〜一九二二)の娘婿で、赤星鉄馬と同様、大コレクターとして著名だった正蔵の遺産を引き継いだものである。蔵品写真集として川崎芳太郎編『長春閣鑑賞』全六集(国華社、大正三年)が刊行されている。この第四集に中国絵画が収録され、相見が挙げた八点全ての写真図版を確認することができる。中には現・国宝の《六祖挾担図》(大東急記念文庫蔵、御道具帳62)が含まれている。

この他、「総門雲煙集」には「横浜原富太郎氏」(御道具帳23)、「高橋是清

男爵」(同28)、「東京高田慎蔵氏」(同30)、「東京団琢磨氏」(同55)といった、明治政府要人やこれと結びついて富を築いた財界人の名が多く挙げられる。彼らが購入したのは、概ね「御道具帳」で「上下」以上にランク付けされていた作品である。

(4) 市中へ

乙部家コレクションの新たな所蔵者として、前項の政商たちと性質の異なる階層も紹介しておきたい。「総門雲煙集」に一〇点の所蔵が確認できる山口県萩の菊屋剛十郎(一八五七〜一九二三)は、代々長州藩の御用商人を務めた菊屋家十代で、萩町議會議員・阿武郡議會議員・県議會議員、さらに萩銀行頭取等を歴任した。相見は旧藩主・毛利家の蔵品撮影に向かった大正六年九月の出張調査で菊屋宅も訪問し、所蔵品を実見していた。当時の調査ノートには、乙部家旧蔵品に「乙部」とメモ書きが確認できる(写真11)。

菊屋家収蔵品は、政商が購入していた作品に比して、「上下」以下のランクのものが多い傾向が見受けられるが、中には現・重要文化財の戴文進筆《春冬山水図》(公益財団法人菊屋家住宅保存会蔵)が含まれている。また、明治二〇年代以降、乙部家旧蔵品が島根県下の豪商や名士の間にも出回っていたことは、第一章第三項「雲州乙部家

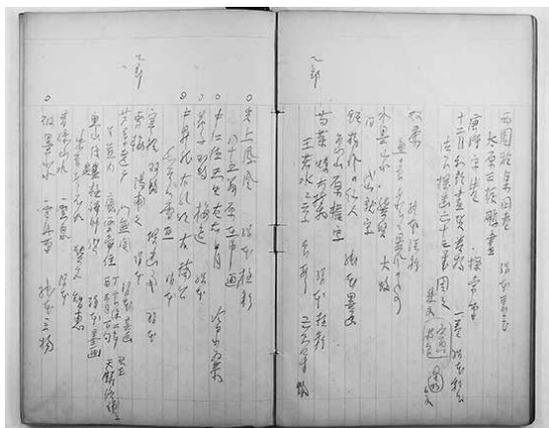


写真11「相見香雨自筆調査録」3-5より
大正6年9月28日、菊屋剛十郎家の蔵品調査記録
国立大学法人九州大学附属図書館蔵

蔵幅目録」紹介にも述べた通りである。同写本に記された所蔵者名には、前掲の単独名の他に、「清原ヨリ柴田」（御道具帳133）、「柴田ヨリ安達医師」（同143）、「三谷ヨリ増田ヲ経テ湯浅」（同160）といった、松江近郊で短期間に作品が移動していたことをうかがわせる記述もあり、「総門雲煙集」でさらに別の所蔵者名が記されるケースも散見される（同12、101）。

こうして市中に散らばった乙部家コレクションは、例えば、明治二四年五月に松江市殿町の勸業展覧場で大規模に開催された「第一回新古美術品展覧会」などの機会に出品されているのが確認できる。この展覧会実現までの経緯と宮内省臨時全国宝物取調局委員を招致した審査の状況、出品目録詳細は、地元紙の『山陰新聞』に随時掲載されており、さらに布野勝太郎編発行『第一回新古美術品展覧会目録』全六冊が刊行されている。その詳細は別稿を期したいが、こうして互いの蔵品を公開し鑑賞しあう「展覧会」という場が近代の松江にも登場したことは、作品が秘蔵されていた近世までとは全く異なるかたちで、地域の美術愛好の文化や審美眼を底上げする一助となったと思われる。

ちなみに、この「第一回新古美術品展覧会」会期中の明治二四年五月一二・一三日、当時一六歳の相見繁一が、「愚父」病没の報を同じ『山陰新聞』紙面に掲載している。

4. 乙部家コレクションの全体像―「御道具帳」翻刻

最後に、【史料2】に乙部家「御道具帳」冒頭の二部門「唐絵懸物之部」「和画懸物之部」を翻刻し、コレクションの全体像を紹介したい。あわせて、現存作例を探る手がかりとなるよう、各項末尾に「雲州乙部家蔵幅目録」（B）および「総門雲煙集」（E）記載の所蔵者名を補足した。一部人名には現在

一般的に用いられる名称を「」で初出箇所へ補い、その他の表記は凡例にしたがった。

むすびに

本稿では以上の通り、第一章で乙部家「御道具帳」と写本類の情報を整理し、「雲州蔵帳」とは異なる絵画重視の特徴を確認するとともに、大正期の相見香雨編・翻刻「総門雲煙集」の刊行経緯と功績を指摘した。第二章ではコレクター乙部九郎兵衛可時の経歴を『列士録』や乙部家文書からたどるとともに、絵画収集の経緯を道具商の本屋平蔵や藩主松平定安との関わりを中心に検討した。第三章では明治大正期における乙部家コレクションの継承者を現存作例と結びつつ紹介し、そこには現在、国宝・重文に指定される作品が多数含まれていたことを確認した。最後に、第四章で「御道具帳」翻刻と所蔵者情報の集約を通じ、乙部家の絵画コレクションの全貌を示した。

松平不昧の孫世代にあたる可時が、中国絵画コレクションの形成にあたり、同じく不昧に近侍した道具商の孫世代から名品を購入していたこと、また、定安からの「雲州蔵帳」記載品拝領が、いずれも版籍奉還・廃藩置県という近代への転換点に位置していたことは注目すべきである。筆者は当初、乙部家コレクションは家老としての豊かな財力や人脈を背景に藩政期に形成され、幕藩体制の崩壊とともに散佚したと考えていた。だが実際には、むしろ明治初期においてこそ、旧大名が手放した名品の入手が可能となっていたという一面が見えてきた。これは明治二〇〜三〇年代に政府要職者や政商らが新たにコレクションを形成する前の間隙を縫って進められたものであり、これを維持することができなかったのは、やむを得ない時代の趨勢だったと言えよう。そして、大正元年（一九一二）の清朝崩壊後、いわゆる「新渡

り」の中国絵画名品が陸続と日本にもたらされるが、その陰で乙部家コレクションの名声は徐々に霞んでいったであろうことも想像されるのである。

最後に、残った課題を二点挙げておきたい。まず、本稿の準備段階では新型コロナウイルスの感染拡大により、海外はおろか県外への移動も制限され、乙部家旧蔵作品の所在が分かっても現地調査が叶わなかった。「御道具帳」記載の表具や付属品は今も残されているのか、「乙部仕立」とはどのようなものだったのか、まだ実見できていない。現存作例の調査の機会を待ちたい。次に、「和画懸物之部」二九点について、本稿では全く触れることができなかった。数は少ないが、ここから島根県下に散らばったと考えられる作品が相見纂一編『雲州餘彩』（芸海社、大正十一年）に掲載されており、その流通にも中国絵画と同様の意義があったと考えられる。

乙部家コレクションの研究はまだ始まったばかりである。今後、以上のような課題を少しずつ解きほぐしていきたい。

（むらかどのりこ 松江市史料調査課歴史史料専門調査員）

（謝辞） 本稿執筆にあたり、乙部正人氏、松江歴史館、島根大学附属図書館より所蔵（寄託）史料の調査撮影、写真掲載の許可を賜った。また、京都工芸繊維大学附属図書館・同美術工芸資料館、京都府立京都学・歴史館、東京文化財研究所、田中暢子氏の所蔵資料を活用させていただいた。史料の読解と翻刻にあたっては、松江市歴史まちづくり部史料調査課の高橋真千子氏、小山祥子氏のご助力を得た。記して感謝の意を申し上げます。

註

- (1) 乙部家文書目録は以下に収録。松江市文書調査報告書第一集「乙部家等古文書史料調査目録―平成一九年度〜平成二二年度―」、松江市教育委員会、平成二二年
- (2) 『茶道古美術蔵帳集成』では、「総門雲煙集」で相見香雨が補足した大正期の所蔵者名（第一章第四項参照）が全てカットされている。
- (3) 以下を参照。①富田淳監修・藤間寛編『御茶器帳（雲州蔵帳）』「大名茶人松平不昧」展図録別冊、平成三〇年（松平家寄贈月照寺本の翻刻）、②白崎秀雄編『雲州蔵帳図鑑』上下、別冊（解説・資料）、歴史図書社、昭和五〇年
- (4) 桑原羊次郎の出自や業績は、桑原羊次郎・相見香雨研究会編『郷土のエンサイクロペディア 桑原羊次郎』松江市歴史まちづくり部史料編纂課、平成三〇年
- (5) 相見の出自や経歴は、①相見香雨「新木佐家代々の思出」木佐長久・木佐紀久編刊『木佐和久遺稿集 徳昭々雅歴代』昭和三三年、②山内長三編「相見香雨翁回想録（一）（二）『古美術』一八・二〇号、昭和四二年七・一二月
- (6) 審美書院については、村角紀子「審美書院の美術全集にみる「日本美術史」の形成」『近代画説』八号、平成二一年。なお、同社の当時の刊行物に茶器を取り上げたものはなく、この来松時の撮影対象は、『支那名画集』上下（明治四〇年刊）掲載の中国絵画が主だったと考えられる。
- (7) 島根県立図書館編刊『松江藩列士録』第二巻、平成一六年
- (8) 奥村団蔵の名は『松江藩列士録』『新番組列士録』に記載がなく、詳細は未確認。
- (9) 宮武慶之「江戸の道具商・本惣―了我、了芸の活動に注目して」『日本研究』五九、令和元年。なお、前掲③別冊解説で藤間亨氏は本屋惣吉・本屋了我の名を不昧公出入の道具商の筆頭に挙げている。
- (10) 乙部家文書12―9「年譜」、乙部家文書8―1―73「証」（松江歴史館寄託）

- (11) なお、「李白観瀑図 馬麟筆」（御道具帳10）も松平不昧箱書や衍親外題が伴い、「雲州蔵帳」記載「瀑布見李白 馬麟筆」を拝領したものと考えられるが、時期や背景を示す史料はない。
- (12) 松江市史編集委員会編『松江市史』史料編9「近現代Ⅰ」松江市、平成三〇年、二三頁、乙部家文書12-9「年譜」
- (13) 宮内庁三の丸尚蔵館編刊『雅・美・巧 所蔵名品三〇〇選』平成一五年、一一九頁。本資料の情報は玉蟲敏子氏に拠る。
- (14) ①高橋義雄『近世道具移動史』慶文堂書店、昭和四年、②鈴木皓詞『世外井上馨 近代数寄者の魁』宮帯出版社、平成二六年
- (15) 井上馨の蔵品については、①村山句吾編『世外庵鑑賞』国華社、明治四五年、②『井上侯爵家御所蔵品入札』東京美術倶楽部（大正一四年一〇月九日入札）に詳しい。
- (16) 宮崎法子『花鳥・山水画を読み解く―中国絵画の意味』ちくま学芸文庫、平成三〇年、一七四・一七五頁
- (17) ①板倉聖哲「伝毛益筆蜀葵遊猫図・萱草遊狗図をめぐる諸問題」『大和文華』一〇〇号、平成一〇年、②藤田伸也解説「伝毛益筆 萱草遊狗・蜀葵遊猫図軸」『世界美術大全集』東洋編第七巻、小学館、平成一一年、③板倉聖哲「芙蓉図 古典としての南宋院体画」、正木美術館編『水墨画・墨蹟の魅力』吉川弘文館、平成二〇年、④板倉聖哲「紅白芙蓉図 李迪」『日本美術全集』第六巻、小学館、平成二七年。いずれも、両作品が形状から見て冊頁を日本で画軸に改装したことを指摘している。
- (18) 前掲(16)宮崎二三九〜二四一頁
- (19) 「相見香雨自筆調査録」三三四、三三五、国立大学法人九州大学附属図書館蔵
- (20) 塚本麿光『北宋絵画史の成立』中央公論美術出版、平成二八年

【史料2】

「御道具帳」(乙部家文書11-7)より

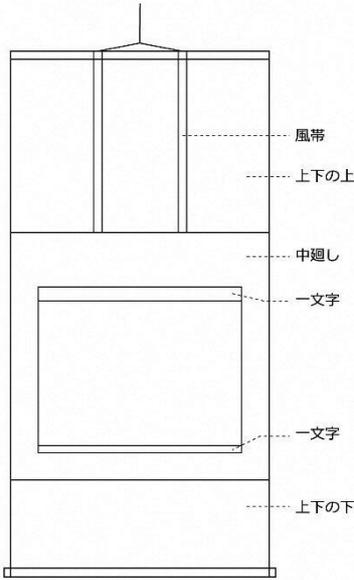
「唐絵懸物之部」「和画懸物之部」翻刻

凡例

- ・部門と分類名はゴシック体、他は明朝体とした。
- ・分類間は一行空きとした(原本では改丁)。
- ・取消線で全体が抹消された項目は頭に×を付した。
- ・各項頭の「一」は省略し、掲載順にアラビア数字を付した(本文ではこの番号によって史料類との対応を示した)。
- ・一部抹消は該当箇所左側に「一字抹消」等と示した。
- ・修正・加筆文字は「」で示した。
- ・漢字の旧字体は新字体、異体字は本字に統一した。
- ・意味の切れる箇所は一字分空白を入れた。

表具各部の基本的名称

(『表具の事典』協同組合京都表装協会、平成二三年より作図)



唐絵懸物之部

(一字抹消)

御 秘蔵

- | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|---|---|--|--|
| <p>6 柳下牧童図 戴嵩筆
上下青茶地唐物緞子 中砥色地焼切 一文字風
帶白地二重蔓小牡丹古金襴 伊川添帖</p> | <p>5 布袋図 禅月(貫休)筆
上下茶地唐物古緞子 中茶地東山古金襴 一文
字風帶小縁紫地印金 栄川典信箱書同外題 勝
川添帖(赤星氏E)</p> | <p>4 鶉図 李安忠筆
上下青茶地唐物亀甲緞子 中茶地二重蔓大牡丹
古金襴 一文字風帶紫地印金 養朴箱書 尚信
養朴外題 晴川添帖 外箱書付小堀遠州殿</p> | <p>3 牧羊図 李迪筆
上下青茶地唐物緞子 中花色地二重蔓中牡丹古
金襴 一文字風帶白地中牡丹古金襴 小堀宗中
箱書 伊川添帖(東京赤星鉄馬氏E)</p> | <p>2 雪柳鷺図 徐熙筆
上下砥色地鶴菱焼切 中花色地二重蔓大牡丹古
金襴 一文字廻風帶白地二重蔓大牡丹古金襴
小堀宗中箱書 勝川添帖</p> | <p>1 牡丹図 趙昌筆
上下萌黄地紗金 中茶地銀紗 一文字風帶白茶
地金襴 伊川箱書黒塗金紛字形 伊川添帖(宮
内省御物B)(帝室御物ト拝聞スE)</p> | <p>7 二幅対 観瀑図 夏珪筆
眺望図
上下萌葱地細川緞子 中茶地安楽庵 一文字風
帶茶地金襴 勝川添帖(税所B)(赤星氏E)</p> | <p>8 観瀑李太白図 馬遠筆
上下白茶地唐物緞子 中花色地大内桐 小縁風
帶茶地印金 伊川添帖</p> | <p>9 二幅対 霊猫 毛益筆
狗子
上下青茶地唐物緞子 中紺地長曾我部蔵黒船切
一文字風帶萌黄地金毛織 勝川添帖(福岡子爵
E)</p> | <p>10 李白観瀑図 馬麟筆
上下薄茶地唐物石畳風通 中紺地黄緞 一文字
風帶茶地大牡丹古金襴 箱書不味君御筆 尚信
養朴永惠立信外題 勝川添帖 養朴代附 外題
包紙衍親君(松平雪川、不味弟)御筆 外題箱
書 不味君御筆(赤星氏E)</p> | <p>11 墨竹 画賛 東坡筆
上下萌黄時唐物緞子 中茶地蓮牡丹古金襴 一
文字風帶紫地印金 佐々木文山箱書 探幽如川
外題 勝川添帖 古筆了音了延外題(赤星氏E)</p> | <p>12 劉凝之騎牛図 戴嵩筆
上下廻青茶地唐物欄欄 中風帶萌黄地大黒屋古
金襴 養川箱書 勝川添帖(柴田B)(松江福村
弥一郎氏E)</p> |
|--|--|--|--|--|--|--|--|---|---|--|--|

- ×13 二幅対 芦雁図 牧溪筆
 上下萌黄地中牡丹古金襴 中白地紗金 一文字
 蘭地印金 風帶茶地中牡丹古金襴 勝川添帖
 東福寺栗棘庵讓帖同証書
- 14 定安君より拝領 東山殿御物
 山茶花図 舜拳〔錢選〕筆
 上下白 茶 地二重蔓古金襴 中白地紗金 一
 文字風帶紺地安樂庵 相阿弥外題 外題箱書附
 不味君御筆
- ×15 牧童図 戴暉筆 寧一山贊
 上下青茶地唐物緞子 中薄茶地金襴 一文字風
 帶紫地印金 伊川添帖 古筆了意外題
- ×16 糸瓜蟲図 趙昌筆
 上下藍地唐物風通 中花色縹子地古金襴 一文
 字風帶萌黄地二重蔓中牡丹古金襴 栄川典信箱
 書 勝川添帖 古藤養山手紙
- 17 南天畫猫図 毛益筆
 上下茶地金襴 中青茶地紗金 一文字廻風帶花
 色地中牡丹古金襴 栄川箱書 勝川添帖
- 18 藻鯉鰻魚図 范安仁筆
 上下廻茶地錦 中茶地印金 一文字風帶紫地印
 金 伊川箱書同添帖
- 19 明皇貴妃采戦図 舜拳筆
 上下茶地唐物緞子 中藍地縫 紗 〔紹イ〕
 一文字風帶萌黄地焼切 伊川添帖 永惠外題
 永真所持
- ×20 二幅対 夏季勝景図 趙大年〔趙令穰〕筆
 上下青茶地遠州紋海気 中空色地緞金 一文字
 風帶花色地黄緞 勝川添帖〔神戸川崎芳太郎氏
 E〕
- ×21 菊竹蟲図 趙昌筆
 上下茶地錦 中花色地錦 一文字風帶焦茶地焼
 切 永真永惠外題 晴川添帖 永叔代附 永真
 所持
- 22 昇降龍図 陳所翁筆
 上下空色地唐物緞子 中萌黄地焼切 一文字風
 帶白地雲紋安樂庵 伊川外題 勝川添帖〔西田
 栄太郎 B〕
- 23 寒山拾得図 梁楷筆
 上下青茶地唐物古緞子 中白 茶 地上代紗金
 一文字風帶紫地印金 探幽外題 晴川添帖〔横
 浜原富太郎氏 E〕
- ×24 鴨図 惠崇筆
 上下花色地安樂庵 中萌黄地古金襴時代銀襴
 一文字風帶茶地古金襴 台紙馬フン紙 栄川外
 題 伊川添帖
- 25 寒渚群雁図 惠崇筆
- ×26 三幅対 文殊
 上下廻茶地浮織 中風帶紫地印金 勝川添帖
 普賢 釈迦 張思恭筆
- ×27 二幅対 芙蓉図 李迪筆
 上下濃茶地唐物緞子 中紺地長曾我部藏黒船切
 一文字風帶茶地焼切 勝川添帖〔福岡子爵 E〕
- 28 鉄拐試劍図 顔輝筆
 上下茶地金入風通 中薄茶地焼切 一文字風帶
 藍地紗金 養川箱書 栄川添帖 養川添帖 外
 箱書附伊川〔高橋是清男爵 E〕
- ×29 陳後主玉樹後庭花図 子昭筆
 上下茶地緞子 中茶金地金襴 一文字風帶濃茶
 地金襴 伊川添帖〔川崎氏 E〕
- ×30 二幅対 山水人物図 王輝筆
 上下茶地錦 中薄茶地緞金 一文字風帶萌黄金
 地金襴 探幽外題〔東京高田慎蔵氏 E〕
- 31 定安君御帰京之節拝領
 朝山図 高然暉筆
 上下茶地唐物緞子 中花色地焼切 風袋小緑茶
 地焼切 探幽養朴外題

上々

× 32 牧童図 徽宗皇帝御筆

上下浅黄地朝鮮緞子 中茶地紗金 一文字風帶

茶地金襴 箱書柳月 伊川添帖

× 33 牧童図 范寬筆

上下茶地唐物襴欄 中萌黄地より金毛織 一文

字風帶茶地上代紗金 伊川添帖 養川手簡 古

藤養山手紙(川崎氏E)

× 34 山水図横 夏珪筆

上下鼠色地唐物緞子 中白地二重蔓中牡丹

幽永真外題 勝川添帖 探幽手簡 橋本栄有竹

沢養溪手紙

× 35 帰去来図 趙大年筆

上下御納戸地緞子 中風帶茶地より銀 一文字

茶地錦 伊川箱書 養朴添帖 永惠外題 外箱

書附小堀宗中殿(赤星氏E)

× 36 楓林停車図 馬麟筆

上下茶地唐物緞子 中薄茶地角龍 一文字廻風

帯花色地安楽庵 永真外題 養川添帖 永惠立

信外題

× 37 岩鶴鶴図 徐沢筆

上下白地唐物緞子 中風帶萌黄地古金襴 一文

字茶地二重蔓中牡丹古金襴 養朴添帖

× 38 二幅対 藻鯉 頼庵筆

上下御納戸地紋紹 中花色地安楽庵「宝珠切」銀

襴 一文字風帶茶地黒船 伊川箱書 勝川添帖

古藤養山添手紙(川崎氏E)

× 39 葡萄図 日観筆 子昂賛

上下青茶地唐物緞子 中濃茶地黒船 一文

字風帶茶地古金襴時代銀襴 箱書小堀遠州侯

養川添帖 古藤養山手紙

× 40 寒山図 牧溪筆

上下青茶地唐物緞子 中茶地金襴 一文字風帶

濃茶地銀襴 養朴箱書 如川外題 勝川添帖

安田祐弥手紙売上書一枚

× 41 墨竹図 檀芝瑞筆

上下御納戸地緞子 中茶地金襴 一文字風帶焦

茶地黒船 探幽箱書附 探幽外題 勝川添帖

古筆了伴副簡 古藤養山添手紙 探幽所持

× 42 牡丹図 李迪筆

上下廻赤地金襴 中風帶紫地印金 一文字白地

紗金 晴川箱書 永真外題 晴川添帖

寒山拾得図 東山殿御物 因陀羅筆 楚竺仙賛

× 43 上下空色地山絹 中花色地唐物毛織 一文字風

帯茶地印金 養川添帖 古筆了音外題 真珠庵

宗玄添帖 伝書一通

上中

× 44 龍眼肉鶴図 徽宗皇帝御筆

上下茶地唐物風通 中茶地金襴 一文字風帶茶

地印金 永真外題 養朴添帖 勝川添帖 木村

永達添手紙

× 45 韃靼人図 李安忠筆

上下茶地唐物襴欄 中「青」茶銀地毛織 一文

風帶茶地安楽庵 栄川古信箱書 養川添帖

× 46 羅漢図 禪月筆

上下浅黄紕 中薄茶地金襴 一文字風帶茶地金

襴 永真外題 伊川添帖 猩々翁添簡(赤星氏E)

× 47 少康法師図 西金居士筆

上下白地安楽庵時代銀襴 中萌黄地安楽庵

一文字廻風帶花色地黒船 養朴外題 養川添帖

伝書一通(川崎氏E)

× 48 波子母龍図 楊月潤筆

上下青茶地唐物縞 入 緞子 中萌黄地金襴

一文字風帶白茶地金襴 伊川添帖

× 49 山水図 馬達筆

上下茶地唐物緞子 中萌黄地錦 一文字風帶

薄茶地大牡丹古金襴 永真外題 伊川添帖

× 50 二幅対 豊干寒山拾得図 顔輝筆

上下茶地金襴 中茶紹地安楽庵 一文字風帶紫

中上

- × 71 樓閣山水図 趙千里筆
- 上下茶地緞子 中萌黄地銀欄 一文字風帶白地
- 金欄 勝川添帖 三村晴山添手紙(菊屋氏 E)
- × 72 幽人觀月図 馬麟筆
- 上下浅黄地紋海気 中青茶地紗金 一文字風帶
- 花色地金欄 勝川添帖
- × 73 二幅対 草花群蟲図 方君瑞筆
- 上下茶地唐物緞子 中白地安楽庵 一文字風帶
- 黄地金欄 伊川添帖
- × 74 鶏図 王若水筆
- 上下茶地風通 中風帶萌黄地金欄 台紙白茶地
- 石畳金欄 養川箱書 勝川添帖
- × 75 野牛図 張芳汝筆
- 上下焦茶地唐物風通 中茶地焼切 一文字風帶
- 紫地印金 勝川添帖 古藤養山添手紙(川崎氏 E)
- × 76 観音図 月壺筆
- 上下青茶地唐物欄欄 中花色地安楽庵 一文字
- 風帶萌黄地黒船 伊川添帖
- × 77 羅漢乘白鹿図 張伯洪筆
- 上下茶地紋海気 中御納戸地錦 一文字風帶藍
- 地金欄 伊川添帖
- × 78 石座観音図 白良玉筆
- 上下青茶地唐物緞子 中茶地より金茶地印金そ
- け切 一文字廻風帶紫地印金 勝川添帖 永納
- × 79 外題 三村晴山添手紙(川崎氏 E)
- 輕烟翠竹図 檀芝瑞筆 千敬贊
- 上下茶地緞子 中藍金地二重蔓古金欄 一文字
- 風帶薄茶地古金欄 永真伊川添帖
- × 80 山水図 高然暉筆
- 上下青茶地唐物欄欄 中茶地安楽庵 一文字風
- 帶白地二重蔓大牡丹古金欄 相阿弥外題 伊川
- 添帖 古筆了雪同了意外題
- × 81 墨竹 画賛自家 梅道人筆
- 上下青茶地緞子 中茶地金欄 一文字風帶茶地
- 黒船 伊川箱書 養川添帖 古筆了意外題点字
- 一枚
- × 82 墨竹図 郭乾暉筆
- 上下廻青茶地唐物緞子 中茶地紗金 一文字風
- 帶花色地安楽庵「宝珠切」 金森宗和箱書 宗和
- 好表具 伊川添帖 古筆了意外題
- × 83 宮女図 舜拳筆
- 上下薄茶地金欄 中焦茶地金欄 一文字風帶御
- 納戸地朝鮮紗金 探幽永真外題 伊川添帖
- × 84 折枝楮図 舜拳筆
- 上下廻御納戸地唐物緞子 中風帶萌黄地大牡丹
- 古金欄 一文字白地紗金 伊川永納添帖
- × 85 芦葉達磨図 門無関筆
- 上下茶地緞子 中茶地紹金 一文字風帶茶地金
- 欄 永真勝川添帖(菊屋氏 E)
- × 86 葡萄酒図 日観筆
- 上下薄茶地唐物緞子 中茶地銀欄 一文字風帶
- 萌黄地縫紗 養朴添帖同所持
- × 87 観音図 黙庵筆 南堂贊
- 上下廻濃茶地唐物緞子 中風帶花色地上代紗金
- 一文字紫地印金 探幽箱書黒塗金紛字形 探幽
- 外題 養川添帖 古筆了意外題よみ一枚(菊屋氏 E)
- × 88 西湖図 孟玉礪筆 楚石贊
- 上下焦茶絰 中風帶白地大門桐 一文字紫地印
- 金 江雪箱書 勝川添帖 真珠庵宗玄証文 同
- 宗教裏書 古筆了仲折紙同褒詞読一枚
- × 89 重陽図 蕭月潭筆 大川普濟贊
- 上下青茶地唐物北絹 中萌黄地唐物緞子 一文
- 字風帶茶地二重蔓中牡丹古金欄 伊川添帖 晴
- 川手簡 真珠庵宗賢外題 宗派訓三通
- × 90 二幅対 海棠 牡丹 錦鶏
- 白梅 白鷗 鳩 呂紀筆
- × 91 墨梅図 王元章筆
- 上下萌黄地緞子 中茶地錦 一文字風帶茶地紹
- 金 養川箱書 伊川添帖
- × 92 雪松下虎図 毛益筆
- 上下青茶地緞子 中濃茶地唐物緞子 一文字風

中々

- 帶白「茶」地黒船 永真外題 勝川添帖 養朴手
 紙(菊屋氏 E)
 × 93 折枝鶏冠花図 舜拳筆
 上下濃茶地唐物紅梅織 中茶地春藤角龍 一文
 字風帶萌黄地大黒屋古金襴 永真外題 養川添
 帖
 × 94 岩蘭図 画賛 柏子庭筆
 上下花色地緞子 中白地紹智裂 一文字風帶白
 地石山紗金 伊川添帖 古筆了意外題
 × 95 蓮花図 李堯民筆
 上下青茶地唐物風通 中青茶地襴欄 一文字風
 帶白地金襴 探幽外題 勝川添帖
 × 96 釈迦図 牧溪筆
 上下茶地唐物石疊緞子 中茶地紗金 一文字白
 地金襴 風帶薄茶地金襴 勝川箱書 伊川添帖
 97 波龍図 天師太玄筆
 上下花色地緞子 中茶地金襴 一文字廻風帶御
 納戸 二字様書 紬地洞切 養朴外題 養朴勝川添帖
 洞白所持
 藻蟹図 頼庵筆
 98 上下茶地唐物緞子 中濃茶地唐物緞子 一文字
 風帶紺地荒磯安楽庵 勝川添帖
 × 99 寒山 画賛 松源崇岳筆
 上下空色紬 中風帶茶地紹金 一文字焦茶地紗
 金 養朴伊川添帖 宗派系図一枚 伝書一通
 × 100 葡萄 画賛 日観筆
 上下青茶紬 中花色地黄緞 一文字風帶青茶地
 印金 探幽外題 勝川添帖 寿石添帖 永納添
 帖 山田又左衛門所持(三島 B)
 × 101 墨竹 画賛 風来 梅道人筆
 上下薄茶地緞子 中焦茶地紗金 一文字風帶薄
 茶地金襴 伊川添帖(増山 B)(福村氏 E)
 墨竹図 夏仲昭筆 明人三人賛
 上下砥色地緞子 中焦茶地紗金 一文字風帶茶
 地より銀 養川箱書 勝川添帖
 × 103 三幅対 真山水図 唐寅筆
 上下青茶地緞子 中茶地金襴 一文字風帶茶地
 金襴 伊川添帖
 中下
 × 104 祖師像 西金居士筆
 上下廻薄茶地朝鮮緞子 中茶地錦 一文字風帶
 焦茶地紗金 勝川添帖
 × 105 孝鳥反哺図 舜拳筆
 上下茶地唐物緞子 中茶地金襴 一文字風帶茶
 地錦 勝川添帖
 × 106 牧童図 絹地 老融筆
 上下青茶地緞子 中萌黄地焼切 一文字風帶花
 色地焼切 伊川添帖
 × 107 牧童図 紙地 老融筆
 上下焦茶地緞子 中白地金襴 一文字風帶萌黄
 × 108 地金襴 晴川添帖
 靈照菜籃図 李堯夫筆
 上下御納戸地繻珍 中茶地紗金 一文字風帶紫
 地印金 伊川添帖
 × 109 陶靖節小酌図 子昂筆
 上下紺地唐物緞子 中花色地錦 一文字風帶御
 納戸地小牡丹古金襴 伊川添帖(西尾松太郎 B)
 寒山図 因陀羅筆
 上下青茶絁 中風帶茶地金襴 一文字小縁紫地
 印金 金森宗和箱書附 伊川添帖
 × 111 寒山拾得図 牧溪筆
 上下鼠色紬 中白地緞子 一文字風帶茶地金襴
 伊川添帖(菊屋氏 E)
 × 112 蜆子図 牧溪筆 寧退耕賛
 上下空色紬 中青茶地紗金 一文字風帶紫地印
 金 永真外題 勝川添帖 玉室添帖同外題 一
 溪添帖 牛庵添帖同外題 月船点字
 雪梅図 楊補之筆
 上下青茶地唐物風通 中茶地金襴 一文字風帶
 藍地焼切 伊川箱書 勝川添帖(菊屋氏 E)
 × 114 墨竹画賛 用章筆
 上下茶地唐物風通 中風帶茶地焼切 一文字花
 色地竹屋町 探幽外題 伊川添帖 真珠庵宗玄
 外題
 × 115 白蓮蜂図 王李本筆
 上下廻青茶地緞子 中薄茶地金襴 一文字風帶

- 茶地金襴 伊川箱書同添帖
 × 116 周茂叔愛蓮圖 張遠筆
 上下青茶地唐物繡珍 中花色地黒船安楽庵時代
 一文字風帶茶地金襴 永真外題
 × 117 二幅対 山水図 戴文進筆
 上下茶地錦 中萌黄地金襴 一文字風帶茶金地
 金襴 山内容堂侯箱書同蔵印 勝川添帖(菊屋氏E)
 × 118 竹連雀図 辺景昭筆
 上下御納戸地緞子 中薄茶地金襴 一文字風帶
 濃茶地金襴 永真外題 勝川添帖
 × 119 呂洞賓鐘離權睡遊図 劉俊筆
 上下薄茶地唐物緞子 中茶地金襴 一文字風帶
 紫地金襴 伊川添帖
 下上
 × 120 顔氏禱尼丘山図 閻次平筆
 上下花色地焼切銀襴 中薄萌黄黒船切 一文字
 廻風帶萌黄地剣太鼓奈良切 伊川添帖
 × 121 羅漢図 西金居士筆
 上下御納戸地錦 中風帶茶地金襴 一文字萌黄
 地金襴 伊川添帖(菊屋氏E)
 × 122 羅漢図 張思恭筆
 上下花色地襴欄 中焦茶地紗金 一文字廻風帶
 白地紗金 伊川箱書同添帖(春日吉岡B)
 × 123 美人吹笛図 舜峯筆
 上下薄茶地緞子 中茶地金襴 一文字風帶萌黄
 地焼切 伊川添帖
 × 124 岩竹蘭 画賛 無明恵性筆
 上下茶地唐物緞子 中茶地縁糸古金襴 一文字
 風帶藍地印金 伊川添帖 永惠立信外題 古筆
 了延了意外題 真珠庵宗玄外題并手紙 大徳寺
 大心折紙 伝書二通
 × 125 重陽図 牧溪筆 大休賛
 上下萌黄地風通 中風帶紫地印金 一文字茶地
 印金 金地院良長老箱書 永真外題 伊川添帖
 外箱書附金地院良長老 金森宗和好表具 伝書
 一枚
 × 126 貝尺図 舜峯筆
 上下青茶地銀襴 中御納戸地金襴 一文字風帶
 茶地紗金 伊川添帖
 × 127 栗木鼠図 松田筆
 上下藍地唐物緞子 中茶地焼切 一文字風帶白
 地雲紋安楽庵 伊川添帖
 × 128 藻鮒鮎図 頼庵筆
 上下花色地唐物緞子 中白地金襴 一文字廻風
 帶花色地枝切 伊川箱書 勝川添帖
 × 129 風竹図 柯山筆
 上下青茶地緞金 中萌黄地金襴 一文字風帶茶
 地金襴 勝川添帖
 × 130 裴休謁運師図 李堯夫筆
 上下廻茶地紋紵 中風帶藍地焼切 一文字御納
 戸地焼切 栄川典信箱書 伊川添帖(三島B)
 (松江三島佐次右衛門氏E)
 × 131 百納文殊図 雪澗筆
 上下御納戸地唐物剣先 中薄茶地金襴 一文字
 廻風帶藍金地安楽庵「宝珠切」 山雪外題 伊川
 添帖(桑原屋永左衛門B)
 × 132 山水樓閣図 夏明遠筆
 上下茶地唐物緞子 中風帶紺地二重蔓金襴 小
 縁紫地印金 栄川典信箱書 伊川外題 勝川添
 帖
 幽人觀桃花図 戴文進筆
 上下萌黄地繡珍 中茶地紗金 一文字風帶白地
 金襴 伊川添帖(清原ヨリ柴田B)
 × 133 石菖図 李在筆
 上下御納戸地緞子 中白地銀襴 一文字風帶焦
 茶地紗金 養川箱書 勝川添帖
 美人遊楽図 仇英筆
 上下青茶地唐物緞子 中花色地銀襴 一文字風
 帶茶地金襴 養川箱書 勝川添帖
 下中
 × 134 馬図 王輝筆
 上下砥色地緞子 中茶地銀襴 一文字風帶萌黄
 地古金襴 永真外題 伊川添帖
 × 135 梅水仙小禽図 趙子固筆
 上下茶地緞子 中萌黄地金襴 一文字風帶茶金

- × 138 地金襴 勝川添帖
 月梅 畫贊 王元章筆
 上下青茶地緞子 中萌黃地金襴 一文字風帶茶
 地金襴 晴川添帖
 × 139 枸杞鶉図 孟玉潤筆
 上下薄茶地唐物緞子 中茶地紗金 一文字風帶
 御納戸地金襴 伊川添帖
 × 140 松栗鼠図 用田筆
 上下茶地緞子 中茶地紗金 一文字風帶茶金地
 金襴 永叔添帖 如川外題 勝川添帖 淺井不
 旧極
 × 141 猿猴図 顏輝筆
 上下焦茶地緞子 中花色地金襴 一文字風帶萌
 黃地焼切 勝川添帖
 × 142 黃蓮図 王若水筆
 上下茶地紋繻子 中茶地金襴 一文字廻風帶焦
 茶地金襴 探幽外題 伊川添帖(加藤伴蔵 B)
 朝陽 畫贊 中空山筆
 × 143 上下空色北絹 中青茶地紗金 一文字風帶紫地
 印金 伊川添帖(柴田ヨリ安達医師 B)
 × 144 三星囲碁図 周白筆
 上下薄鼠色地緞子 中薄茶地紗金 一文字風帶
 青茶地紹金 永真外題 勝川添帖
 朝陽図 默庵筆
 × 145 上下御納戸地遠州緞子 中萌黃地遠州好金襴
 一文字風帶茶地紗金 勝川添帖 古藤養山手紙
 × 146 貝尺図 衛九鼎筆
 上下御納戸地唐物緞子 中茶地焼切 一文字廻
 風帶白地雲紋安樂庵 伊川添帖
 × 147 墨梅図 聞極筆
 上下御納戸地金襴 中茶地竹屋町手 一文字風
 帶茶地金襴 永真外題 勝川添帖(柴田 B)(松
 江森谷榮助氏 E)
 × 148 葡萄 畫贊 中渲筆
 上下薄茶地緞金 中萌黃地紹金 一文字風帶茶
 地銀襴 永真外題 勝川添帖 永真代附
 × 149 幽溪白鷺図 馬遠筆
 上下萌黃地唐物襴欄 中紅地金襴 一文字廻風
 帶白地雲紋安樂庵 勝川箱書同添帖 養川手紙
 二通
 × 150 王昭君図 仇英筆
 上下白茶地紋海氣 中藍地焼切 一文字風帶青
 茶地銀襴 養朴箱書同外題 勝川添帖
 × 151 洗馬図 宣宗皇帝御筆
 上下花色地緞子 中茶地金襴 一文字風帶花色
 地金襴 伊川添帖
 × 152 唐子遊図 韓晟筆
 上下御納戸地緞子 中茶地金襴 一文字風帶茶
 金地石畳金襴 勝川添帖
 × 153 夜宴図 子昭筆
 下々
 × 154 上下青茶地唐物緞子 中白地紹金 一文字風帶
 濃茶地金襴 勝川添帖
 山家図 舜举筆
 上下茶地風通 中御納戸地金襴 一文字風帶茶
 紬地金襴 伊川箱書金紛字形 晴川添帖(赤星
 氏 E)
 × 155 小童放龜図 西金居士筆
 上下茶地緞子 中白地紹金 一文字風帶茶金地
 金襴 伊川添帖
 墨梅 畫贊 楚石梵琦筆
 上下青茶地唐物緞子 中茶地金襴 一文字風帶
 白茶地紗金 東海寺雲巖義瑞箱書 勝川添帖
 古筆了音同了延同了意外題同了仲添帖代附 東
 海寺怡溪龍睡連帖(西尾松太郎 B)
 × 156 馬人形図 王原筆
 上下茶地唐物緞子 中白地金襴 一文字風帶萌
 黃地金襴 探幽外題 勝川添帖
 花鳥朝鳳図 呂紀筆
 上下茶地緞子 中花色地銀襴 一文字風帶紫地
 銀襴 伊川添帖
 × 157 藻魚図 呂紀筆
 上下御納戸地緞子 中茶地銀襴 一文字風帶濃
 茶地銀襴 永真外題 晴川箱書
 × 158 黃鶴樓 繪贊 文徵明筆
 上下青茶地浮織 中御納戸地織留銀襴 一文字
 風帶焦茶地紗金 勝川添帖 古筆了仲外題(三

- 谷ヨリ増田ヲ経テ湯浅 B)
- × 161 松下軍士図 錢穀筆
- 上下青茶地緞子 中萌黄地錦 一文字風帶茶地
紗金 永真外題 晴川添帖(三島 B)(三島氏 E)
- × 162 月梅 画賛 王一清筆
- 上下青茶地唐物緞子 中青茶地金襴 一文字風
帶金地金襴 勝川添帖
- × 163 花籃図 陸治筆
- 上下茶地緞子 中茶地錦 一文字風帶薄茶地金
襴 勝川添帖
- × 164 梅小禽図 張存仁筆
- 上下藍地緞子 中茶地金襴 一文字風帶御納戸
地紹金 勝川添帖
- × 165 葡萄 画賛 梅厓筆
- 上下茶地芭蕉布 中御納戸地錦 一文字風帶焦
茶地紗金 勝川添帖
- (余白に薄墨書「衛鼎」)
- 和画懸物之部**
- 上々
- × 166 真山水図 雪舟筆
- 上下白茶地唐物緞子 中焦茶地紗金 一文字風
帶御納戸地緞金 伊川添帖
- × 167 三幅対 文珠
- 釈迦 雪舟筆
- 普賢
- × 172 二幅対 雪芦鷺 能阿弥筆
- 柳 燕
- 上下御納戸地緞子 中茶地焼切 一文字風帶白
地金襴 養川箱書 勝川添帖(高城権八 B)
- × 173 富士清見関図 相阿弥筆
- 上下茶地緞子 中茶地金襴 一文字風帶萌黄地
金襴 勝川添帖 古藤養山添手紙
- × 174 枯木叭々鳥図 雪舟筆
- 上下青茶地緞子 中紅地焼切 一文字風帶紫地
印金 小堀政之箱書 晴川添帖 古筆了伴副簡
- × 168 真山水図 周文筆
- 上下青茶地唐物緞子 中御納戸地金襴 一文字
廻風帶茶地印金 晴川添帖 永真立信外題
- × 169 草山水図 雪舟筆
- 上下御納戸北絹 中茶地安楽庵 一文字風帶藍
金地金襴 養朴如川外題 晴川添帖
- × 170 虎溪三笑図 雪舟筆
- 上下青茶地唐物緞子 中紅地安楽庵宝珠切銀襴
一文字風帶藍地古金襴 冬木仙之齋箱書銀粉字
形 探幽外題同添手紙 永真外題 勝川添帖
- × 171 布袋図 画賛 寧一山筆
- 上下茶地唐物風通 中白地紹智切 一文字風帶
花色地紗金 勝川添帖 一溪和尚大心和尚古筆
了仲添帖 三村晴山添手紙 聖坂舎書付
- 上下
- × 177 二幅対 羅漢 兆殿司筆
- 上下茶地 中風帶薄茶地金襴 一文字廻茶地印
金 養川添帖
- × 178 刑和璞図 古祐勢(狩野正信)筆
- 上下茶縹子地金襴 中萌黄地紹金 一文字風帶
茶地錦 勝川添帖
- × 179 世人渡危橋図 画賛 一休筆
- 上下藍紮 中青茶地印金 一文字風帶茶地紗金
古筆了延箱書 勝川添帖 古筆了延外題同了伴
外題 大徳寺春沢外題 真珠庵宗玄外題 畠山
牛庵外題
- × 180 石座観音図 啓書記筆
- 上下廻青茶地唐物緞子 中御納戸地錦 一文字
風帶茶地古金襴時代銀襴 勝川添帖 林伊教添
手紙(西田栄太郎 B)
- × 181 寒山図 可翁筆
- 上下空色カヘチヨロ 中花色地紗金 一文字風
帶白地印金 勝川添帖
- × 175 布袋図 秋月筆
- 上下御納戸地錦 中白地金襴 一文字風帶焦茶
地紗金 勝川添帖
- × 176 牝鷄哺子図 可翁筆
- 上下茶地紋海気 中焦茶地金襴 一文字風帶萌
黄地金襴 伊川添帖

- × 182 上下茶地風通 中茶地金襴 一文字風帶茶地黃
 緞 永真外題 養川添帖
 山水図 古法眼〔狩野元信〕筆
 上下萌黄地緞子 中白地金襴 一文字風帶白地
 紗金 伊川添帖
- × 183 山水樓閣図 如拙筆
 上下茶地唐物緞子 中茶地金襴 一文字廻風帶
 花色金地金襴 晴川添帖
- × 184 虎溪三笑図横 雪舟筆
 上下茶地唐物唐物襴欄 中御納戸地緞子 一文
 字風帶花色地安楽庵 養川箱書 勝川添帖
 芙蓉小鳥図 古永徳筆
- × 185 上下青茶地唐物緞子 中茶金地雲紋安楽庵 一
 文字風帶白地小牡丹古金襴 伊川添帖
- × 186 石座観音 画賛 義持公筆
 上下濃茶絁 中花色地緞子 一文字廻風帶茶地
 金襴 勝川添帖 古筆了意外題并極書附 狩野
 伊教添手紙(菊屋氏E)
- × 187 墨蘭図 玉腕子筆 玉林賛
 上下茶絁 中白地銀紗 一文字風帶青茶地紗金
 勝川添帖 古筆了仲外題
- × 188 石座観音図 雪舟筆
 上下茶地緞子 中濃茶地金襴 一文字風帶白地
 紹金 探幽永真外題 養朴添帖同手簡(三島B)
 拾得図 養拙筆
 上下黒茶北絹 中紺地印金 一文字風帶茶地印
 金 勝川添帖 藤村庸軒好表具所持
 美人焚香図 玉染筆
 上下茶地風通 中茶地金襴 一文字風帶茶地銀
 襴 養川添帖
- × 191 文殊 画賛 愚極礼才筆
 上下青茶地緞子 中茶地銀襴 一文字風帶青茶
 絁地金襴 勝川添帖 古筆了意外題 大倉了恵
 外題
- × 192 人丸書画 近衛信尹公筆
 上下茶地風通 中白茶地金襴 一文字風帶萌黄
 地紹金 勝川添帖 大倉汲水外題
- × 193 富士図 是庵筆
 上下茶地緞子 中茶地金襴 一文字風帶濃茶地
 金襴 勝川添帖
- × 194 山水図 古右京〔狩野光信〕筆
 上下茶地緞子 中焦茶地紗金 一文字風帶濃茶
 地紗金 養川添帖 古藤養山添手紙(西田栄太
 郎B)

※以上三四丁分。以下、三九丁分に次の四九部門の目録が續く(・は引用者補)。

墨跡部、手鑑・冊物・軸物之部、硯箱・硯・短冊手箱・軸物盃・筆・筆架・硯屏等之部、茶碗・棗・茶入・中次之部、茶杓之部、香合之部、蓋置・水翻之部、雜物之部、水指之部、花生之部、盆石之部、香炉之部、風炉釜之部、茶籠之部、灰炮碌、重箱・食籠之部、本膳之部、吸物膳之部、通盆之部、本碗之部、引碗之部、吸物碗・萍碗之部、銚子之部、盃之部、盃台・盃洗之部、硯蓋・披露蓋之部、太平之部、飯次・湯桶之部、湯盆之部、縁高之部、引物入之部、香物鉢之部、菓子肴入之部、菓子盆之部、香泉入之部、鉢之部、向附之部、猪口之部、大皿之部、中皿之部、長皿之部、小皿之部、木皿之部、茶碗之部、蓋物之部、德利・汁次・酒次之部、盆之部、鍋

松江市歴史叢書14

松江市史研究12号

2021年（令和3年）2月15日発行

編集 松江市歴史まちづくり部史料調査課
発行 松江市
〒690-8540 島根県松江市末次町86番地

印刷 有限会社 古浦印刷
〒690-0874 松江市中原町91

Historical Library of Matsue City 14

March 2021

MATSUE SHISHI KENKYU No.12

Research of Matsue City's History

- Special feature: Thinking about the “East diversion of the Hii River”
To solve the so-called “East diversion of the Hii River” problem -Introduction- INOUE Hiroshi (1)
- Raising issues regarding the “East diversion of the Hii River”
-Questions about the theory of diversion in 1635 and 1639, and major descriptions of the event-
..... INATA Makoto (5)
- East diversion event of the Hii River and its problems from the viewpoint of research for coastal lagoon environments
..... SETO Koji (27)
- Changes in manors and channels around the Hii River HARA Keizo (43)
- East diversion of the Hii River from the viewpoint of research for pictures and maps OYA Yukio (63)
- Hii River channel and Izumo Plain ruins NISHIO Katumi・HARA Shunji・MOCHIDA Naoto (75)
- Old channel of the Hii River flowing westward WATANABE Masami (85)
- On Fushin of the Hii River in Kan'ei Era (1624-1644)
-A historical study of flood and constructions about the East diversion of the Hii River-
..... TAKUDA Tomohide [1]
- Transition of stone pagoda at Ikejiri family graveyard in Ino —from stone ridge to stone hall type tombstone
..... OKUHARA Keizo, NISHIO Katumi, HARADA Toshiaki (89)
- The Chinese painting collection of Otobe Kurobē, a chief retainer of Matsue domain, and Aimi Kōu
-Introduction of the catalogue of Otobe family and the note by Hon'ya Heizō- MURAKADO Noriko [25]
- Matsue Towns people from the end of the Edo period to the beginning of the Meiji period
-Case Study about Nogiwataya and Matsuewataya- TOYA Tomofumi [11]

松江市
Matsue City

Suetsugu, Matsue-city, Shimane-pre, Japan

ISBN978-4-904911-75-4
C3321 ¥1500E

松江市

定価(本体1500円【税別】)



9784904911754



1923321015005